



アフリカレポート

AFRICA REPORT

No.55 (2017年) 目次 (ジャンル別)

論考

- イスラーム主義武装勢力と西アフリカ——イスラーム・マグレブのアル=カーイダ (AQIM) と系列組織を中心に—— 佐藤 章 1-13
- 「過去」と「未来」を生きる人びと——在米ケニア・ギクユ人移民の仕事をとおして—— 石井 洋子 23-35
- ウガンダ北部紛争をめぐる国際刑事裁判所の活動と地域住民の応答 川口 博子 36-46
- TICAD の変遷と世界——アフリカ開発における日本の役割を再考する—— 高橋 基樹 47-61
- モザンビークにおける政治暴力発生メカニズム——除隊兵士と野党の役割—— 網中 昭世 62-73
- タンザニアの優位政党の大統領候補選考と派閥政治 粒良 麻知子 79-91
- アフリカにおける経済統合——制度的な制約要因—— 箭内 彰子 92-104
- 西欧近代とアフリカ——非国家主体への武器移転規制の事例から—— 榎本 珠良 116-127
- エチオピアの統合危機のゆくえ——民族自治と治療のシチズンシップに着目して—— 西 真如 128-139

時事解説

- コンゴ民主共和国東部における住民の殺戮——平和維持活動に対する脅威—— 澤田 昌人 74-78

資料紹介

- Don Pinnock, *Gang Town*. Tafelberg 佐藤 千鶴子 14
- ジョセフ・セバレンジ+ラウラ・アン・ムラネ (米川正子訳) 『ルワンダ・ジェノサイド 生存者の証言——憎しみから赦しと和解へ——』立教大学出版会 武内 進一 15
- 小倉孝保『空から降ってきた男——アフリカ「奴隷社会」の悲劇——』新潮社 網中 昭世 16
- M・G・ヴァッサンジ (小沢自然訳) 『ヴィクラム・ラルの狭間の世界』岩波書店 津田 みわ 17
- 宮内洋平『ネオアパルトヘイト都市の空間統治——南アフリカの民間都市再開発と移民社会——』明石書店 牧野 久美子 18
- 伊東未来『千年の古都ジェンネ——多民族が暮らす西アフリカの街——』昭和堂 佐藤 章 19
- 小川さやか『「その日暮らし」の人類学——もう一つの資本主義経済——』光文社 岸 真由美 20
- 重田眞義・伊谷樹一編著『争わないための生業実践——生態資源と人びとの関わり——』京都大学学術出版会 児玉 由佳 21
- 石川博樹・小松かおり・藤本武編『食と農のアフリカ史——現代の 福西 隆弘 22

| | | | |
|---|-----|-------|-----|
| 基層に迫る——』昭和堂 | | | |
| 田中由美子『「近代化」は女性の地位をどう変えたか——タンザニア農村のジェンダーと土地権をめぐる変遷——』新評論 | 網 中 | 昭 世 | 105 |
| Marie-Aude Fouéré ed., <i>Remembering Julius Nyerere in Tanzania: History, Memory, Legacy</i> . Mkuki Na Nyota Publishers | 粒 良 | 麻 知 子 | 106 |
| Lindsay Whitfield, Ole Therkildsen, Lars Buur, and Anne Mette Kjaer, <i>The Politics of African Industrial Policy: A Comparative Perspective</i> . Cambridge University Press | 武 内 | 進 一 | 107 |
| 山越言・目黒紀夫・佐藤哲編著『自然は誰のものか——住民参加型保全の逆説を乗り越える——』京都大学学術出版会 | 佐 藤 | 章 | 108 |
| クロス京子『移行期正義と和解——規範の多系的伝播・受容過程——』有信堂高文社 | 牧 野 | 久 美 子 | 109 |
| 早川真悠『ハイパー・インフレの人類学——ジンバブエ「危機」下の多元的貨幣経済——』人文書院 | 佐 藤 | 千 鶴 子 | 110 |
| チママンダ・ンゴズィ・アディーチェ（くぼたのぞみ訳）『アメリカーナ』河出書房新社 | 川 上 | 桃 子 | 111 |
| ハワード・W・フレンチ（栗原泉訳）『中国第二の大陸アフリカー——一〇〇万人の移民が築く新たな帝国——』白水社 | 岸 | 真 由 美 | 112 |
| 栗山さやか『渋谷ギャル店員 ひとりではじめたアフリカボランティア』金の星社 | 児 玉 | 由 佳 | 113 |
| 高橋基樹・大山修一編著『開発と共生のはざままで——国家と市場の変動を生きる——』京都大学学術出版会 | 津 田 | み わ | 114 |
| David McKenzie, “Identifying and Spurring High-Growth Entrepreneurship: Experimental Evidence from a Business Plan Competition.” <i>American Economic Review</i> | 福 西 | 隆 弘 | 115 |



アフリカレポート

AFRICA REPORT

No.55 (2017年) 目次 (配信順)

| | | |
|--|--------|--------|
| イスラーム主義武装勢力と西アフリカ——イスラーム・マグレブのアル=カーイダ (AQIM) と系列組織を中心に—— (論考) | 佐藤 章 | 1-13 |
| Don Pinnock, <i>Gang Town. Tafelberg</i> (資料紹介) | 佐藤 千鶴子 | 14 |
| ジョセフ・セバレンジ+ラウラ・アン・ムラネ (米川正子訳) 『ルワンダ・ジェノサイド 生存者の証言——憎しみから赦しと和解へ——』立教大学出版会 (資料紹介) | 武内 進一 | 15 |
| 小倉孝保『空から降ってきた男——アフリカ「奴隷社会」の悲劇——』新潮社 (資料紹介) | 網中 昭世 | 16 |
| M・G・ヴァッサンジ (小沢自然訳) 『ヴィクラム・ラルの狭間の世界』岩波書店 (資料紹介) | 津田 みわ | 17 |
| 宮内洋平『ネオアパルトヘイト都市の空間統治——南アフリカの民間都市再開発と移民社会——』明石書店 (資料紹介) | 牧野 久美子 | 18 |
| 伊東未来『千年の古都ジェンネ——多民族が暮らす西アフリカの街——』昭和堂 (資料紹介) | 佐藤 章 | 19 |
| 小川さやか『「その日暮らし」の人類学——もう一つの資本主義経済——』光文社 (資料紹介) | 岸 真由美 | 20 |
| 重田眞義・伊谷樹一編著『争わないための生業実践——生態資源と人びとの関わり——』京都大学学術出版会 (資料紹介) | 児玉 由佳 | 21 |
| 石川博樹・小松かおり・藤本武編『食と農のアフリカ史——現代の基層に迫る——』昭和堂 (資料紹介) | 福西 隆弘 | 22 |
| 「過去」と「未来」を生きる人びと——在米ケニア・ギクユ人移民の仕事をとおして—— (論考) | 石井 洋子 | 23-35 |
| ウガンダ北部紛争をめぐる国際刑事裁判所の活動と地域住民の応答 (論考) | 川口 博子 | 36-46 |
| TICAD の変遷と世界——アフリカ開発における日本の役割を再考する—— (論考) | 高橋 基樹 | 47-61 |
| モザンビークにおける政治暴力発生メカニズム——除隊兵士と野党の役割—— (論考) | 網中 昭世 | 62-73 |
| コンゴ民主共和国東部における住民の殺戮——平和維持活動に対する脅威—— (時事解説) | 澤田 昌人 | 74-78 |
| タンザニアの優位政党の大統領候補選考と派閥政治 (論考) | 粒良 麻知子 | 79-91 |
| アフリカにおける経済統合——制度的な制約要因—— (論考) | 箭内 彰子 | 92-104 |
| 田中由美子『「近代化」は女性の地位をどう変えたか——タンザニア農村のジェンダーと土地権をめぐる変遷——』新評論 (資料紹介) | 網中 昭世 | 105 |
| Marie-Aude Fouéré ed., <i>Remembering Julius Nyerere in Tanzania: History, Memory, Legacy</i> . Mkuki Na Nyota Publishers (資料紹介) | 粒良 麻知子 | 106 |
| Lindsay Whitfield, Ole Therkildsen, Lars Buur, and Anne Mette Kjaer, <i>The Politics of African Industrial Policy: A Comparative Perspective</i> . Cambridge University Press (資料紹介) | 武内 進一 | 107 |
| 山越言・目黒紀夫・佐藤哲編著『自然は誰のものか——住民参加型保全の逆説を乗り越える——』京都大学学術出版会 (資料紹介) | 佐藤 章 | 108 |

| | | |
|---|--------|---------|
| クロス京子『移行期正義と和解——規範の多系的伝播・受容過程——』有信堂高文社（資料紹介） | 牧野 久美子 | 109 |
| 早川真悠『ハイパー・インフレの人類学——ジンバブエ「危機」下の多元的貨幣経済——』人文書院（資料紹介） | 佐藤 千鶴子 | 110 |
| チママンダ・ンゴズィ・アディーチェ（くぼたのぞみ訳）『アメリカーナ』河出書房新社（資料紹介） | 川上 桃子 | 111 |
| ハワード・W・フレンチ（栗原泉訳）『中国第二の大陸アフリカー——一〇〇万人の移民が築く新たな帝国——』白水社（資料紹介） | 岸 真由美 | 112 |
| 栗山さやか『渋谷ギャル店員 ひとりではじめたアフリカボランティア』金の星社（資料紹介） | 児玉 由佳 | 113 |
| 高橋基樹・大山修一編著『開発と共生のはざままで——国家と市場の変動を生きる——』京都大学学術出版会（資料紹介） | 津田 みわ | 114 |
| David McKenzie, “Identifying and Spurring High-Growth Entrepreneurship: Experimental Evidence from a Business Plan Competition.” <i>American Economic Review</i> （資料紹介） | 福西 隆弘 | 115 |
| 西欧近代とアフリカ——非国家主体への武器移転規制の事例から——（論考） | 榎本 珠良 | 116-127 |
| エチオピアの統合危機のゆくえ——民族自治と治療のシチズンシップに着目して——（論考） | 西 真如 | 128-139 |



No.55 (2017) Table of Contents (by category)

Articles

| | | |
|---|------------------|---------|
| Islamist Armed Groups and West Africa: With a Focus on AQIM and Its Associated Groups | Akira Sato | 1-13 |
| Living in the Past and Future: Life Strategy of Gikuyu Immigrants in Maryland, USA | Yoko Ishii | 23-35 |
| Local Response to the Activity by the International Criminal Court into the LRA Case in Northern Uganda | Hiroko Kawaguchi | 36-46 |
| Changes in TICADs and the World - the Role of Japan in African Development Reconsidered | Motoki Takahashi | 47-61 |
| Understanding the Outbreak of Political Violence in Mozambique: Demobilised Soldiers and Role of the Opposition | Akiyo Aminaka | 62-73 |
| Presidential Candidate Selection and Factional Politics of Tanzania's Dominant Party | Machiko Tsubura | 79-91 |
| Institutional Challenges of Regional Integration in Africa | Akiko Yanai | 92-104 |
| Western Modernity and Africa: Norms and Measures on Arms Transfers to Non-State Actors | Tamara Enomoto | 116-127 |
| Ethiopia's Integration Crisis, Ethnic Federalism, and Therapeutic Citizenship | Makoto Nishi | 128-139 |

Brief Report

| | | |
|--|---------------|-------|
| Continuing Massacres of Civilians in the Eastern Democratic Republic of Congo despite the Presence of Congolese Army and MONUSCO | Masato Sawada | 74-78 |
|--|---------------|-------|

Book Reviews

| | | |
|--|--|---------|
| | | 14-22 |
| | | 105-115 |



No.55 (2017) Table of Contents (by publishing date)

| | | |
|---|------------------|---------|
| Islamist Armed Groups and West Africa: With a Focus on AQIM and Its Associated Groups (Article) | Akira Sato | 1-13 |
| Book Reviews | | 14-22 |
| Living in the Past and Future: Life Strategy of Gikuyu Immigrants in Maryland, USA (Article) | Yoko Ishii | 23-35 |
| Local Response to the Activity by the International Criminal Court into the LRA Case in Northern Uganda (Article) | Hiroko Kawaguchi | 36-46 |
| Changes in TICADs and the World - the Role of Japan in African Development Reconsidered (Article) | Motoki Takahashi | 47-61 |
| Understanding the Outbreak of Political Violence in Mozambique: Demobilised Soldiers and Role of the Opposition (Article) | Akiyo Aminaka | 62-73 |
| Continuing Massacres of Civilians in the Eastern Democratic Republic of Congo despite the Presence of Congolese Army and MONUSCO (Brief Report) | Masato Sawada | 74-78 |
| Presidential Candidate Selection and Factional Politics of Tanzania's Dominant Party (Article) | Machiko Tsubura | 79-91 |
| Institutional Challenges of Regional Integration in Africa (Article) | Akiko Yanai | 92-104 |
| Book Reviews | | 105-115 |
| Western Modernity and Africa: Norms and Measures on Arms Transfers to Non-State Actors (Article) | Tamara Enomoto | 116-127 |
| Ethiopia's Integration Crisis, Ethnic Federalism, and Therapeutic Citizenship (Article) | Makoto Nishi | 128-139 |

『アフリカレポート』 第 55 号

企画・編集 『アフリカレポート』編集委員会
発行 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

2017 年発行

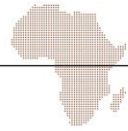
URL : <http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/Africa/>

ISSN : 2188-3238

『アフリカレポート』第 55 号の編集方針、企画の審議、原稿の審査は、以下の編集委員会が行いました。

編集委員長 福西隆弘

編集委員 網中昭世 岸真由美 児玉由佳 佐藤章 佐藤千鶴子 武内進一
津田みわ 粒良麻知子 牧野久美子



論
考

イスラーム主義武装勢力と西アフリカ

——イスラーム・マグレブのアル＝カーイダ（AQIM）と系列組織
を中心に——

Islamist Armed Groups and West Africa:
With a Focus on AQIM and Its Associated Groups

佐藤 章

SATO, Akira

要 約 :

この十数年あまり西アフリカでは、イスラーム・マグレブのアル＝カーイダ（Al-Qaida in the Islamic Maghreb: AQIM）をはじめとするイスラーム主義武装勢力の活発な活動が見られる。これらの組織の活動は、サハラ・サヘル地帯における治安・安全保障上の問題を提起するとどまらない。そこでは、イスラーム主義武装勢力が、現代西アフリカの政治的・社会的変動に照らしていかなる意味を持つのかという問題も提起されているのである。そこで本稿は、こういった歴史的評価に関わる問題を掘り下げるための基礎的作業として、AQIMとその系列組織に焦点を合わせ、西アフリカへの進出の経緯、マリ北部への定着の様子、マリ北部紛争への関与、その後の動向を検討したい。その際、「グローバルなテロ組織」といった観点からの研究が陥りがちな視点の偏りを避けるため、これらのイスラーム主義武装勢力が社会とどのような関係を取り結んでいたかにとくに注目し、検討を行う。

キーワード：イスラーム・マグレブのアル＝カーイダ（AQIM） AQIMの系列組織 サハラ・サヘル地帯 イスラーム政治 西アフリカ

はじめに

西アフリカには多くのイスラーム教徒が居住している。西アフリカ 15 カ国のうち、イスラーム教徒が人口の半数以上を占める国は 9 カ国にのぼり、残る 6 カ国でもイスラーム教徒は人口の 16～40%を占める [Mandaville 2007, Map 1a]。西アフリカは、地球上に広がるイスラーム世界の一部をなしているのである。ただ同時に、西アフリカは、主に中東諸国で見られてきたイスラーム政治の動き——現代におけるイスラーム復興を目指しての政治への進出の動き [小杉 2014, v] ——があまり目立ってこなかった地域でもある。独立後の西アフリカ諸国では、イスラーム政治の動きはローカルなレベルや限られた社会階層でのものにとどまり、政治体制を揺るがすような大きなうねりは、わずかな例外を除き見られなかった。研究者のあいだでも、サハラ以南アフリカ全域はもとより西アフリカに関しても、イスラーム政治という観点からの研究はあまりなされてこなかったと指摘されている [Gomez-Perez 2005, 7]。

このような背景に照らして注目されるのが、「イスラーム・マグレブのアル＝カーイダ」(Al-Qaida in the Islamic Maghreb: AQIM) である。このイスラーム主義武装勢力は、西アフリカではなく北アフリカのアルジェリアで創設され、2000 年代の初め頃からサハラ・サヘル地帯——サハラ砂漠と砂漠の南縁に沿った半乾燥地帯であるサヘル地帯の総称——で誘拐や襲撃事件などを起こしてきたが、2012 年に西アフリカのマリでの武装蜂起に関与し、一時、マリ北部一帯を実効支配下に置いたことで、西アフリカ政治に関わる組織として注目を集めた。その後、AQIM の活動は、独立以来イスラーム主義武装勢力の活動を経験してこなかったブルキナファソとコートジボワールにも拡大した。また、AQIM と協力して活動する系列組織も西アフリカに複数誕生してきた。

AQIM と系列組織の動きに対しては、2000 年代前半からアメリカが西アフリカ諸国に封じ込めのための軍事的支援を行ってきたほか、2013 年からはフランスがマリ北部への大規模な軍事介入を行っている。AQIM 等の活動は、西アフリカの、とりわけサハラ・サヘル地帯を舞台とした「対テロ戦争」の焦点となってきたのである。だが、AQIM 等の動きが提起するのは、こういった治安・安全保障をめぐる問題にとどまらない。冒頭で示した背景に照らせば、AQIM 等の動きをめぐっては、西アフリカに本格的なイスラーム政治の時代が到来するさきがけなのか、それとも、単なる外来の組織による一過性の出来事に過ぎないのか、という問いが浮上してこよう。つまり、イスラーム主義武装勢力の近年の活動が、現代西アフリカの政治的社会的変動に照らしていかなる意味を持つのかという観点からの検討が求められているのである。

そこで本稿では、このような歴史的評価に関わる問いを掘り下げるための基礎的作業として、AQIM とその系列組織が西アフリカでどのような活動を行ってきたかを検討したい。ここでは、時代を追って、AQIM の西アフリカへの進出 (第 1 節)、マリ北部への定着 (第 2 節)、マリ北部紛争 (2012～13 年) への関与 (第 3 節)、その後の動向 (第 4 節) を順に取りあげる。なお、イスラーム主義武装勢力の研究を行ううえでは、「イスラーム原理主義組織」「国際テロ組織」といった安直なラベリングが実像の理解を大きく阻害すると指摘されている [末近 2013, 3]。また、「テ

ロ組織」という観点からの研究には、「テロ」の問題が生じてくる現地での社会的・政治的な背景についての認識が欠けがちだとの批判がある [Solomon 2015]。さらに、AQIM に向けられる国際的な関心には、グローバルなイスラーム主義武装勢力の脅威の過度な強調が見られるとの批判もある [Dowd and Raleigh 2013]。本稿では、これらの注意点を踏まえ、イスラーム主義武装勢力と西アフリカ社会の関係にとくに注目し、検討する（第 5～6 節）こととしたい。

なお、西アフリカのイスラーム主義武装勢力としては、ナイジェリア北部に拠点を置く「ボコ・ハラム」(Boko Haram) もよく知られているが [島田 2014]、この組織は AQIM とは別個に活動を行っているため、本稿では取りあげない¹。

1. AQIM の西アフリカへの進出とその性格

AQIM はアルジェリアでのイスラーム主義の流れのなかから誕生した組織である [渡邊 2012]。アルジェリアでは、1962 年の独立以来、「民族解放戦線」(Front de libération nationale: FLN) による実質的な一党支配が続いてきたが、1990 年に実施された独立後初の複数政党制選挙でイスラーム政党「イスラーム救済戦線」(Front islamique du salut: FIS) が急激に勢力を伸張させた。これに危機感を持った軍が政権を掌握し、イスラーム主義組織に対する厳しい弾圧を開始したことで、軍とイスラーム主義組織は内戦状態に陥った。

内戦の過程で、一般市民への無差別な襲撃事件を繰り返す「武装イスラーム集団」(Groupe islamique armé: GIA) という組織が登場したが、市民を標的とすることに異論を唱える者たちが GIA を離脱し、「宣教と戦闘のためのサラフィー主義集団」(Groupe salafiste pour la prédication et le combat: GSPC) という別組織を 1998 年 9 月に発足させた。GSPC は 2006 年 9 月にウサーマ・ビン・ラーディンへの忠誠を表明し、2007 年 1 月には、「アル=カーイダ」の名を冠した AQIM という組織名を正式に名乗るに至った。渡邊によれば、AQIM のイデオロギーは、「国家エリートとそれを支配するフランス」と「敬虔な民衆」を対置させる、内戦以前からのアルジェリアのイスラーム主義の傾向を土台とし、これを、アル=カーイダの国際ジハード路線に沿って、「マグレブ諸政権とそれを支援する諸外国」と「マグレブの民衆」という構図に拡大させたものである [渡邊 2012, 10-11]。

この組織が、アルジェリアと国境を接するモーリタニア、マリ、ニジェールのサハラ・サヘル地帯に進出するようになったのは、ムフタル・ベルムフタール (Mokhtar Belmokhtar) という幹部の存在が大きい²。ベルムフタールはサハラ砂漠を越える密輸ネットワークと深い関係を持ち、GSPC/AQIM はこのネットワークを通して武器や活動資金を調達するようになった。さらに GSPC/AQIM は 2003 年以降に、サハラ・サヘル地帯で誘拐や襲撃事件を相次いで実行した (事件

¹ Pérouse de Montclos [2014] は、ボコ・ハラムと AQIM のあいだに、幹部同士の個人的接触は存在するものの、それだけでは、両組織の戦略的な協調や忠誠の存在を示す証拠として不十分だと指摘しており、本稿もこの見解に依拠する。

² ベルムフタールはアフガニスタンで軍事訓練を受け、1992 年にアルジェリアに帰国したのち自らの組織を立ちあげ、その後 GIA の一軍事ゾーンを任された。GSPC 創設者のハッサン・ハッターブ (Hassan Hattab) の誘いにより、GIA を離脱して GSPC に参加した。



の一覧は渡邊 [2012] を参照)。GSPC/AQIM が関与したとされる誘拐は、2003 年から 2011 年までに 12 件が報告されており、60 人あまりが被害に遭い、殺害された者もいる [Larémont 2011, 253-254]。同時期に GSPC/AQIM に支払われた身代金は 1 億 5000 万ユーロ（約 20 億 3250 万円）にのぼるとの指摘もある³。誘拐は GSPC/AQIM にとって重要な資金調達活動であるだけでなく、主に欧米人を標的としていた点で、「マグレブ諸政権とそれを支援する諸外国」への攻撃というイデオロギーに根ざした活動としても解釈できるものである。この時期の GSPC/AQIM は、組織内の主導権争いの結果として、活動方針がアルジェリア国内中心からより「グローバル」な志向へと変化しており [Filiu 2009, 220-222]⁴、サハラ・サヘル地帯での活動はこの変化が背景のひとつにある。

2. AQIM のマリ北部への定着

「対テロ戦争」を掲げたアメリカは、GSPC/AQIM のサハラ・サヘル地帯への進出を念頭に置き、2000 年代前半以降、サヘル諸国へ「対テロ」活動能力の強化と「テロ組織」の拠点構築阻止を目的とする支援を続けてきた。対象国は 9 カ国にまで拡大し、予算も一時期 5 億ドルまで増額された [Harmon 2010, 22-23]⁵。この動きは、GSPC/AQIM が「対テロ戦争」上の観点から対処が必要な脅威として認識されたことを物語っている。

とはいえ、アメリカのこの取り組みは、GSPC/AQIM が現実には及ぼしうる国際的な脅威とかけ離れた誇大なものだったとの指摘もある [Harmon 2010, 23]。実際、同時期の GSPC/AQIM は退潮傾向にあったといわれる。アルジェリアでは 2005 年 9 月に、内戦を清算する試みの一環として、国民投票を経て「国民和解憲章」が成立し、イスラーム主義武装勢力に無罪放免を約束して投降を呼びかける動きが大々的に起こっていた。自らも投降した GSPC 創設者がかつての同志たちに呼びかけを行った結果、2006 年夏までに数百人のメンバーが組織を離脱した [Harmon 2014, 63; Filiu 2009, 220-222]。この出来事は、GSPC/AQIM の武装闘争路線が行き詰まりを迎えていたことを示しており、サハラ・サヘル地帯への進出についても、アルジェリアの国内情勢の変化にとともに、辺境地帯に逃げ場を求めたとの側面が認められよう [Harmon 2014, 62-63]。

では、GSPC/AQIM は進出先の社会とのあいだにどのような関係を築いたのだろうか。GSPC/AQIM のサハラ・サヘル地帯での拠点は、マリ領土の最北に位置する、アルジェリアと国境を接するキダル (Kidal) 地域に築かれた。1990 年代後半から同地域に進出した GSPC/AQIM

³ ユーロでの金額は Larémont [2011, 253] でのアルジェリア当局者の談話による。日本円への換算額は、2003～11 年の対ユーロ年次レートの加重平均 135.5 円をもとに計算した。

⁴ 2003 年 3 月のアメリカによるイラク侵攻を契機に、活動をアルジェリア国内に限定する一派（創設者のハッターブら）とグローバルな活動を志向する一派が対立し、最終的に後者が主導権を握った。アル＝カーイダへの同調姿勢が強まったのもこの時期である [Filiu 2009, 221-222]。

⁵ 2002 年にモーリタニア、マリ、ニジェール、チャドを対象に小規模の予算で始まったアメリカ主導のパン・サヘル・イニシアチブ (Pan Sahel Initiative: PSI) は、2003 年の GSPC 幹部の身柄確保作戦の成功を受けて予算が大幅に増額され、対象国をさらに 5 カ国（アルジェリア、モロッコ、チュニジア、ナイジェリア、セネガル）増やしたトランス・サハラ対テロ・イニシアチブ (Trans-Saharan Counter-Terrorism Partnership: TSCTP) に拡充された。

は、ビジネス上の関係、脅迫、家族関係などを通して地元の人びとと関係を確立した [Harmon 2014, 179]。ここでいうビジネスとは主に密輸であり、タバコ、ガソリン、生活物資などから麻薬に至るまでの物品が扱われたほか、密出入国者の移送も行われた。これらの活動は、GSPC/AQIM が自ら従事するよりは、地元住民が行うものへの課税（護衛料の徴収）が大半だったとされる。家族関係に関しては、ベルムフタールが4人の妻を娶り、これを通してマリ北部のアラブ、トゥアレグのコミュニティと結びついたことが知られている [Black 2009, 10; Larémont 2011, 249; Harmon 2014, 184]。

では、GSPC/AQIM とマリ北部社会の関係において、イスラーム主義はどのような要素として作用していただろうか。マリは北部の人びとも含めイスラーム教徒が国民の大半を占める国だが、イスラーム主義武装勢力の活動はもとより、イスラーム政治の動きそのものへの関心が低いと一般にいわれる。マリ北部はトゥアレグ、アラブ、ソンガイ、フラニなどからなる多民族社会であり、そこで GSPC/AQIM はとくにトゥアレグとアラブの人びととの関係が密だとされるが、これらの人びとのあいだでも過激なイスラーム主義への共感は低かったとの指摘がある [Boilley 2012]。また、マリ北部のイスラームの宗教的権威は穏健な立場を代表しており、ジハードを呼びかける者たちを批判してきたという [Lecocq et al. 2013, 352]。これらの指摘からは、GSPC/AQIM とマリ北部社会の関係において、イスラーム主義への同調に基づく結びつきは必ずしも大きな部分を占めてきたわけではなかったとの観点を導くことができる。

とはいえ、この観点とは矛盾する事象も確認されている。次節で見るとおり、マリ北部紛争には、マリ北部出身者が加わったイスラーム主義武装勢力が関与した。具体的には、イヤド・アグ・ガリ (Iyad Ag Ghali) というトゥアレグ人名士が、AQIM 傘下の武装集団から兵士を雇い入れて設立したアンサール・ディーン (Ansar Dine: AD) という組織 [Harmon 2014, 179-180] と、AQIM の元幹部によって創設され、アラブ系マリ人が軍事司令官を務めていた西アフリカ統一聖戦運動 (Mouvement pour l'unicité et le jihad en Afrique de l'Ouest: MUJAO)⁶である。両組織はともに、成立の経緯と AQIM との協調行動からしてまさしく AQIM の系列組織と呼べる存在であった。この事象を重視するならば、GSPC/AQIM がマリ北部でイスラーム主義に基づく組織化に成功し、それを可能にするだけの関係をマリ北部社会とのあいだにも確立していたという観点が成り立つ。

これら2つの観点のどちらが妥当かは、イスラーム主義武装勢力の近年の活動が現代西アフリカの政治的・社会的変動に照らしていかなる意味を持つのかという、冒頭で掲げた問いに関わる重要な論点である。この論点を念頭に置きながら、次にマリ北部紛争とその後の動向を検討していくことにしたい。

3. マリ北部紛争への関与

AQIM は、2012年に始まったマリ北部での武装蜂起に系列組織とともに関与し、一時、北部一

⁶ MUJAO の創設者はモーリタニア人のハマダ・ウルド・カイルー (Hamada Ould Khairou) という AQIM の元幹部で、軍事司令官は、かつてベルムフタールの誘いにより AQIM に加入した経歴を持つアラブ系マリ人のアフメド・ティレムシ (Ahmed Tilemsi) であった。



帯を実効支配するに至った。その経過は次のとおりである。このときのマリ北部の武装蜂起は、「アザワド解放全国運動」(Mouvement national de libération de l'Azawad: MNLA) を名乗る組織が2012年1月に挙兵したことが発端である。MNLAは、マリ北部社会を構成する主要民族のひとつであるトゥアレグの一部——とりわけリビアのカダフィー政権崩壊にともない帰国した軍人たち——が結成した反乱軍で、その目的は、辺境地として社会経済的な停滞が続く北部の開発と自立を求めて、マリ政府に圧力をかけることにあった。マリ北部でのトゥアレグ勢力による武装蜂起は独立以来このときで4回目であり、それまでと同様、宗教的な要求を含まない世俗主義の運動として起こされたのだが、このときはそれまでになかったこととして、イスラーム主義武装勢力がMNLAに協力するかたちで軍事行動に加わった。それがAQIM、AD、MUJAOである。

これらの勢力が北部の街を次々に攻略する一方、マリ政府は、北部に配備されていた政府軍兵士の大半が反乱側に寝返ったか、戦闘を忌避して戦線を離脱したことにより、応戦できなかった。反乱側は2012年4月までに北部の最重要都市であるトンブクトゥ(Tombouktou)とガオ(Gao)を占領し、MNLAはマリ北部の「独立」を宣言した。しかし、その後、占領地でのイスラーム法(シャリーア)の施行を求めるイスラーム主義武装勢力側とこれに反対するMNLAが対立し、武力衝突へと発展した。MNLAはこれに敗北し、2012年6月に拠点都市から追われた。このときから、2013年1月にマリ政府の要請を受けたフランスが軍事介入するまでのあいだ、マリ北部はAQIMと系列組織の実効支配下に置かれた。なお、この時期にAQIMの指導者であるアブデルマレク・ドルークデル(Abdelmalek Droukdel)が10カ月にわたりトンブクトゥに[Harmon 2014, 195]、またベルムフタールがガオにそれぞれ滞在するなど、AQIM幹部がマリ北部に直接乗り込んでいた。

以上の経過を整理すると、AQIMと系列組織は彼らだけで北部支配を実現できたわけではなく、世俗主義の武装勢力(MNLA)との同盟のもとに北部支配を実現したのち、同盟相手を放逐して主導権を握った。AQIMらが、高い軍事力を備えていたとされるMNLAを放逐できた理由としては、AQIMらの資金力と密輸ネットワークからの支持が推察される⁷。また、MNLAは、前述のとおりマリ北部社会の一部のみにしか基盤を持たない組織であったことも軍事的敗北の背景と考えられる。

では、この数ヵ月間にわたるマリ北部支配のあいだ、AQIMと系列組織は社会とのあいだにどのような関係を取り結んだのだろうか。武装蜂起にともなう公共サービスの停止と経済活動の停滞に加え、都市ではイスラーム法の施行によって、苛酷な刑罰(手足の切断や石打ちなど)が科される事例が頻発した。このような状況を避けるためマリ北部からは40万人もの国内避難民が流出した[Lecocq et al. 2013, 350]。軍事的抵抗(MNLAやソンガイの民兵組織によるもの)や異議申し立ての動き(イスラーム女性による抗議デモ)が見られたものの、AQIMらを放逐するには至らなかった。また、MUJAOについては、「8割方、密輸業者、商人、金目当ての者からなっていた」との指摘がある⁸。この指摘は、AQIMの系列組織の支配下で、密輸業者などの活動が活発

⁷ AQIM系組織は武装蜂起の過程で、兵士を金で雇い入れることで勢力を拡大したとされるほか、ガオでは密輸で持ち込んだガソリンを住民に提供するなどして住民からの支持を獲得しようとした[Harmon 2014, 191-192]。

⁸ Thienot [2014]で紹介されているある人物の談話。ガオ在住のこの人物は、負傷したMUJAOの軍事司令官のティレムシの介抱をするよう命令され、その縁でMUJAOに参加することとなったという。

に行われたことを示唆する。

このように、イスラーム主義武装勢力による統治を社会が総じて「歓迎」しなかったことを示す情報が多く残されている。これらの情報による限り、この時期の AQIM らがマリ北部社会とのあいだに築いた関係とは、自らの軍事的優位のもとで、住民生活の保障はせず、従来から利害関係にあった密輸業者を優遇するものであったと整理できるだろう。この整理は、前節で挙げた 2 つの観点——GSPC/AQIM とマリ北部社会の関係においてイスラーム主義がさほど重要でなかったかを見るか、強く作用していたか——のうち、前者の観点と整合的なものといえる。

ただし、「歓迎」が皆無であったわけではない。AQIM の系列組織がマリ中部のコンナ (Konna) という街を 2013 年 1 月に占領した際には、あるマリ人のイスラーム聖職者が攻撃の手引きをし、占領後にこの街の「スルタン」を自称した [Zenn 2015b, 4]。アマドゥ・クッフア (Hamadou Kouffa) という名のこのイスラーム聖職者は、さらにその後、「マーシナ解放戦線」(Front de libération du Macina: FLM) というイスラーム主義武装勢力を組織している。この事象は、過激なイスラーム主義に共感する人びとがマリにたしかに存在していたことを示すと同時に、武装勢力の進出が、このような人物を具体的な行動に駆り立てたことも示している。

マリ社会に過激なイスラーム主義に同調する人びとが存在していたということに関連して、AQIM らの占領期に見られた、もうひとつの事象に触れておきたい。それは占領地でのイスラーム法の施行に関してである。イスラーム法の施行に関しては、AQIM の指導者ドルークデルが、「住民を刺激せず、シャリーアを性急に適用しないように」との司令を 2012 年 5 月に出したとの報告がある [Touchard, Ahmed et Ouazani 2012; Harmon 2014, 195]。しかし、占領地で系列組織によってイスラーム法が施行され、それに基づく苛酷な刑罰が行われたことは前述のとおりである。系列組織のこの行動は、これらの組織を主導したマリ人らが、イスラーム主義について AQIM 本体とは異なる考え方を持っていたことを示唆しており、前述の 2 つの観点の妥当性を検討するうえでも注目される。この点については、次節で近年の動きについて整理したのち、第 5、6 節で改めて検討したい。

4. 近年の活発な活動

本節では、フランスの軍事介入から最近に至る状況をおおづかみで整理しておきたい。2013 年 1 月 11 日に、フランスはマリの大統領から直接の要請を受けたことを公にし、マリ北部へ軍事介入した。フランス軍は空爆とその後の地上部隊の展開を実施し、マリ軍と共同で北部の拠点を早期のうちに奪還した。その後マリ北部には、西アフリカ諸国とチャドの部隊が展開したのち、国連 PKO も派遣され、多国間の枠組みのもとで治安維持を図る体制が確立された⁹。フランス軍

⁹ 2012 年末に安保理決議 2085 で設立が承認された西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 加盟国からなるアフリカ主導マリ国際支援ミッション (African-led International Support Mission to Mali: AFISMA) が、フランスの軍事介入直後からマリへの展開を開始し、このほかに ECOWAS 加盟国でないチャドも部隊を派遣した。国連 PKO である国連マリ多面的統合安定化ミッション (United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali: MINUSMA) は 2013 年 4 月に安保理決議 2100 で派遣が承認された。同年 7 月に AFISMA は MINUSMA に編入された。

部隊の活動は現在も継続中であり、マリ軍と共同での武装勢力の掃討作戦が続けられてきている。

マリ北部への国際的な関与が強まるなかで、ベルムフタールが AQIM を離脱（フランスの軍事介入直前の 2012 年 12 月）し、サハラ・サヘル地帯でのもうひとりの重要幹部だったアブー・ゼイド（Abou Zeid）が死亡したため、AQIM のこの地域での存在感はいったん低下した。だが、活動が完全に停止したわけではなかった。AQIM 離脱後にベルムフタールは「血盟団」（Les Signataires par le sang）という組織を結成し、アルジェリア南部¹⁰とニジェールで大規模な襲撃事件を実行した。血盟団は 2013 年 8 月に MUJAO と同盟し、「アル＝ムラービトゥーン」（Al-Mourabitoune）という新組織を形成した¹¹。この新組織は、「ナイル川から大西洋までのムスリムの同盟を実現する」ため、「イスラームの計画に反するすべての非宗教的勢力に対抗しており、とりわけフランスの利権をこの地域と全世界における標的とする」ことを掲げており、アル＝カーイダとターリバーンの指導者から思想的な着想を得ているとされる [Roger 2013]。ベルムフタールが AQIM 離脱後もアル＝カーイダとの関係を意識していることが伺える。

2015 年以降、マリ北部と深い関係を持つイスラーム主義武装勢力の活動は新たな局面を迎えている。まず、これまでは辺境地であるサハラ・サヘル地帯に限定されてきた襲撃事件が、マリの首都バマコで実行されたほか（2015 年 3 月のナイトクラブ襲撃ならびに 2015 年 11 月の高級ホテル襲撃）、近隣諸国にも拡大した（2016 年 1 月のブルキナファソの首都ワガドゥグでの高級ホテル襲撃、2016 年 3 月のコートジボワールの海岸リゾート地の襲撃）。また、いくつかの襲撃事件はアル＝ムラービトゥーンと AQIM の共同でのものだとされ、両組織の急速な接近が伺える¹²。さらに、マリでも、引き続き活動している AD に加え、前述のとおり FLM が 2015 年から活動を始めている。

これら AQIM と系列組織による 2015 年以降の「再興」ともいえる動きは、イスラーム国ならびにボコ・ハラムとの競合という観点から、また、2015 年 11 月のパリでの同時襲撃事件で見られたような「ソフト・ターゲット」を標的とした戦術の導入という観点から解釈が可能なものである。社会との関係の面では、AQIM と系列組織がマリ以外の国々に進出したとしても、新たにイスラーム主義の活動を経験した国々（ブルキナファソとコートジボワール）でも、マリと同様、過激なイスラーム主義に同調する意識が人びとのあいだで低いのが特徴であるため、あまり深くは定着していないとの見方が成り立つだろう。

とはいえ、マリでの FLM の誕生が示唆するように、過激なイスラーム主義に立脚した武装行動を起こそうとする人びとが一定程度存在することは留意すべき点といえる。実際、ブルキナファソとコートジボワールでの襲撃事件でもこれらの国々の国民が参加していたとの情報がある。大きな流れではないかもしれないが、思想と行動の一定の伝播はあると考えてよい状況であり、何

¹⁰ フランスの軍事介入直後の 2013 年 1 月 16 日に、アルジェリア南部のイナメナス（In Amenas）で発生した石油天然ガスプラントの襲撃事件は、血盟団が実行したものである。

¹¹ なお MUJAO に関しては、アル＝ムラービトゥーン創設後も MUJAO 名での犯行声明が出される事件（例えば 2013 年 10 月のガオへの攻撃）が発生しているほか、2014 年以降に AQIM と MUJAO の同盟関係が解消されたとする指摘 [Zenn 2015a, 30] や、MUJAO 幹部が 2015 年にイスラーム国への忠誠を表明したとする指摘 [Zenn and Cristiani 2016, 7] もある。これらの情報は MUJAO がいくつかの勢力に分裂していることを示唆する。

¹² 実際、2015 年 11 月のバマコでの高級ホテル襲撃事件に関しては、まずアル＝ムラービトゥーンが犯行声明を出したのち、AQIM 指導者のドルークデルが AQIM も合同で参加した旨の声明を出し、さらにアル＝ムラービトゥーン側も AQIM と同盟したとの声明を出している。



らかの武装行動が実行される可能性は常に存在しているものと考えべきであろう。

5. イスラーム主義とマリ北部社会の関係

さて、ここまでの検討で浮かびあがってきたのは、AQIM などのイスラーム主義武装勢力とマリ北部社会のあいだにどのような関係が確立されているのかという論点であった。この論点については、本稿の考察から、2つの観点が発見された。ひとつは、両者の関係においてイスラーム主義はそれほど重要な要素ではなく、主軸となるのはそれ以外の要素（経済的利権や婚姻関係など）だとの観点である。もうひとつは、イスラーム主義は、武装勢力と社会のあいだに、同調や動員といった具体的な行動を誘発しうるだけの強い影響力を振っているという観点である。これら2つの観点は対照的ではあるものの、本稿で見えてきたとおり、それぞれの観点を支持する事象が観察されているため、択一的には捉えられないことが確実である。では、この2つの観点がともに妥当し両立する状況をどのように考えることができるだろうか。

その状況をここでは、以下の3つのカテゴリー間関係として考えてみたい。3つのカテゴリーとはすなわち、(A) AQIM 本体（西アフリカにとって外来のイスラーム主義活動家たち）、(B) マリ北部社会にいるイスラーム主義への同調者（ひいてはマリ人が主導する AQIM の系列組織）、(C) マリ北部社会の大部分を占める、イスラーム主義に反発する人びと、である。AQIM 本体とマリ北部の大部分の人びと（A と C）のあいだでは、イスラーム主義は結束を強化するうえでとくに有効でないため、経済的利権や婚姻関係などが重要となる（第1の観点に対応）。AQIM 本体とマリのイスラーム主義への同調者（A と B）のあいだでは、イスラーム主義こそが両者の関係を結びつける要となる（第2の観点に対応）。さらに、占領地におけるイスラーム法の施行に関する態度が AQIM と系列組織のあいだで食い違ったことを第3節で指摘したが、このことは、マリのイスラーム主義への同調者（B）が人びと（C）に対してイスラーム主義を広める方向で対応することを示している。これに対し、マリ北部の多くの人びとはイスラーム主義に対して拒否・反発の態度をとっているため、B と C のあいだには緊張関係が成立することとなる。

このように、イスラーム主義武装勢力を、外来勢力とマリ人が主導する系列組織とに分けて考えることで、2つの観点が無理なく両立しよう。またイスラーム主義への関心が低いマリ北部社会の多くの人びとにとって、外来勢力（AQIM）とのあいだにはイスラーム主義を押しつけないことを条件に利害を共有できる関係が成り立ちうるが、マリ人が主導する系列組織とのあいだには、イスラーム主義への同調を迫られることが必須であるため、関係が対立的にならざるを得ないということも、この考え方から論理的に記述できるだろう。したがって、マリ北部の状況を捉えるうえでは、イスラーム主義武装勢力とマリ北部社会という二項対立的な捉え方ではなく、上記のような3者関係に基づく捉え方が有効だと考えられる。



6. マリのイスラーム主義武装勢力の起源をめぐって

この点を踏まえて、次に提起しておきたいのは、上記の3者関係のモデルにおける「B」、すなわち、マリ北部社会にいるイスラーム主義への同調者ならびに AQIM の系列組織を主導したマリ人たちが、いったいどのようにして登場したかという論点である。

この論点をめぐるひとつの有力な考え方は、マリ（とくに北部）に小規模ながら存在したイスラーム主義の活動が歴史的背景となって、近年のイスラーム主義への同調者ならびに AQIM の系列組織が誕生したとするものである。マリでは、これまでにワッハブ派とジャマト・タブリーグ (Jama'at al-Tabligh. 以下、タブリーグ派) という2つのイスラーム主義の運動が見られ、とくにマリ北部では1990年代に後者の活動が盛んであり、AD 創設者のガリと FLM 創設者のクッファがともに、タブリーグ派に傾倒していたことが知られている。なお、9・11 事件後、アメリカ当局がタブリーグ派とアル＝カーイダの関係を警戒するようになり、これを受けてマリ当局も外国からやってきたタブリーグ派の教師の国外退去策をとった。これらの事象は、1990年代のタブリーグ派の活動が刺激となってマリ北部にイスラーム主義への同調者が生まれ、その人びとを中核としてマリ人主導のイスラーム主義武装勢力が生まれたとの見方を支持するものといえる。

他方、同じくイスラーム主義の運動だとはいえ、近年のマリ北部でのイスラーム主義武装勢力の行動は、タブリーグ派の宗教実践とかけ離れたものだとする指摘も多い。そもそも、タブリーグ派は基本的にジハードを禁じており、マリ北部紛争でのイスラーム主義武装勢力の活動にも反対したという [Lecocq et al. 2013, 353]。2000年代初めの調査でも、タブリーグ派が法を犯したり、政治的な活動に従事しているとの認識は、マリを含むサヘル4カ国でのインタビューからは一切確認できなかったとの報告がある [ICG 2005, 9]。マリ北部の占領地で女性に対する服装規範が強化された事例に、タブリーグ派の影響を見てとることができるものの、苛酷な刑罰のような暴力的行為は2012年以前のマリには見られなかったもので、タブリーグ派の影響からは説明できないとの指摘もある [Harmon 2014, 160-161]。これらの指摘に則れば、タブリーグ派はたしかに近年のイスラーム主義武装勢力の活動につながる何らかの契機となったかもしれないが、政治的・暴力的な特徴の直接の要因としては捉えられないとの考えを導くことができよう。

この論点については、トゥアレグの運動との関係を考慮すべきとの主張もある [Lecocq et al. 2013, 349]。それによれば、創設者のガリをはじめとして AD には多くのトゥアレグが参加したが、彼らは、過激なイスラーム主義のイデオロギーがトゥアレグの諸氏族とマリの多民族を統合しようとの信念を持っていたという。すなわち、彼らにとってイスラーム主義は、自立を求める運動を束ねる原理を模索する立場から、一種の道具として選びとられた側面があるとの指摘である。ただこの論者は同時に、AD に参加した者の多くが、自らの個人的・氏族的な忠誠心のために戦った可能性があるとも指摘する。つまり、同じトゥアレグのなかでも、イスラーム主義に期待した人びとと現実主義的に受容した人びとに分かれるとの指摘である。トゥアレグ社会とイスラーム主義の関係もまた、一筋縄ではいかない問題であることが伺える。

以上、いくつかの議論を整理してきたが、この簡単な整理だけでも、マリ北部でのイスラーム



主義武装勢力の動きを歴史的に位置づけることの難しさが確認できる。この難しさは、現地に関する情報が十分でないことでより深刻なものとなっている。一例を挙げると、系列組織のひとつ MUJAO については、メンバー構成に関する理解が情報源によって大きく異なる、「詳細に関する不一致」(disagreements over details) が指摘されている [Harmon 2014, 183]。参考までに、フランスで刊行されているアフリカ情報誌『ジュヌヌ・アフリック』(*Jeune Afrique*) を見てみると、この一誌だけでも、MUJAO の構成について、多国籍だとする指摘 [Carayol 2013]、ガオ近郊の在地勢力だとする指摘 (Soudan [2013] でのあるマリの政治家の談話)、「金目当ての者が 8 割」とする指摘 (第 3 節でも言及した Thienot [2014]) と、異なる見解が示されていることが確認できる。

このような状況であるため、記述と解釈に際しては慎重さが求められるであろう。「はじめに」で記したとおり、イスラーム主義武装勢力に関しては、特定の観点に基づく理解の偏りが生じやすい傾向があるため、なおさらである。何が知られていない点なのかを研究上の論点のかたちで抽出し、その検討を通して、理解の深化に向けた考察を深めていくことが求められるであろう。

■ むすび

以上本稿では、西アフリカにおけるイスラーム主義武装勢力の問題を今後掘り下げて検討するための基礎的な作業として、主にマリ北部への関与を通して西アフリカに関わってきた AQIM とその系列組織の動向を検討してきた。これにより、もともとアルジェリアの国内問題の流れのなかから登場した AQIM が、戦略的ないし消極的な側面からサハラ・サヘル地帯に常時存在するようになったこと、リビア内戦後の状況の変化に乗じてマリ北部での実効支配を確立したが、国際的な軍事的圧力によりその拠点を喪失したこと、そののち他のイスラーム主義武装勢力との競合という文脈のもとでソフト・ターゲットを標的とする新たな戦術を採用し、近隣諸国へと拡大してきていることを確認した。

また、西アフリカ社会との関係においては、基本的には、在来のイスラーム教徒の態度が過激なイスラーム主義を容認しないものであったこともあり、これらの勢力は社会的な共感を広く勝ち得るには至っていないといえる。ただ、社会的な共感を広く獲得するには至っていないものの、武装行動や襲撃事件を起こしうるほどの一定数の賛同者を現に獲得している点もあわせて確認できる。

以上の検討結果を踏まえ、西アフリカに本格的なイスラーム政治の時代が到来するさきがけが訪れているのか否か、という冒頭で掲げた問題に立ち返りたい。現在までに起こってきたことを要約すれば、少数の者たちによる暴力的な活動が、社会から広い共感を勝ち得ることなく持続しているということである。少数者の活動として続く限りにおいては、イスラーム主義武装勢力が単独で実現しうる社会の変革にはおのずから限界があろう。同様の状況が今後も続くのだとしたら、本格的なイスラーム政治の時代が到来する兆しをそこに見いだすのは難しい。

だが、裏を返せば、以上の要約に含まれる要素に変化が生じれば、別の帰結が生まれうる可能性がある。ここでの鍵は「社会からの共感」である。西アフリカの国々にはそれぞれ固有の問題



が存在する。階層的な不平等、民族間の潜在的な対立、開発や政治権力をめぐる地域間格差などの問題は広く存在しており、その問題を反映して政治勢力間の競合・対立関係が構築されていることも多い。このような、いわばローカルな問題の構図に訴えかけるかたちでイスラーム政治の主張や動員がなされることが、今後の可能性として想定できるだろう。このような状況が到来すれば、イスラーム主義勢力——武装しているか否かを問わず——が社会から共感を勝ち得る可能性もまた高まりうるだろう。

したがって、おそらく、本格的なイスラーム政治の時代が到来するかどうかの鍵は、AQIMのような「グローバル」な勢力の流入そのものにあるのではないと考えられる。むしろ、大きな鍵となるのは、こういった外部の勢力を触媒として、ローカルな問題意識に根ざしたイスラーム主義勢力の形成が進むかどうかであろう。もとより西アフリカは激しい社会変化を経験している地域である。そのなかでイスラーム教徒の人びととそれを取り巻く環境がどのような変化を遂げていくのか、今後もその動向を注視したい。

参考文献

〈日本語文献〉

- 小杉泰 2014. 『9・11 以後のイスラーム政治』 岩波書店。
 島田周平 2014. 「ボコハラムの過激化の軌跡」『アフリカレポート』(52) 51-56。
 末近浩太 2013. 『イスラーム主義と中東政治——レバノン・ヒズブッラーの抵抗と革命——』 名古屋大学出版会。
 渡邊祥子 2012. 「マグレブのアル＝カーイダとその射程——「アラブの春」とサヘルをめぐって——」『アジア研ワールド・トレンド』(205) 10-13。

〈外国語文献〉

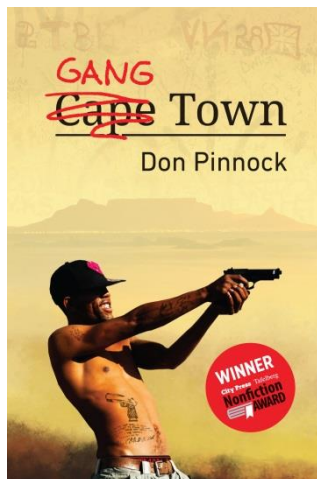
- Black, Andrew 2009. “Mokhtar Belmokhtar: The Algerian Jihad’s Southern Amir.” *Terrorism Monitor* 7(12): 8-11.
 Boilley, Pierre 2012. “AQMI et le terrorisme islamique au Sahel: Isolement ou enracinement?” Dans *Islam et sociétés en Afrique subsaharienne à l’épreuve de l’histoire: un parcours en compagnie de Jean-Louis Triaud*, dir. Odile Goerg et Anna Pondoupo. Paris: Karthala, 379-389.
 Carayol, Rémi 2013. “Mali: jihadistes sur le retour.” *Jeune Afrique* (Online) 9 septembre.
<http://www.jeuneafrique.com/136275/politique/mali-jihadistes-sur-le-retour/>, 2016年7月4日アクセス。
 Dowd, Caitriona, and Clionadh Raleigh 2013. “The Myth of Global Islamic Terrorism and Local Conflict in Mali and the Sahel (Briefing).” *African Affairs* 112(448): 498-509.
 Filiu, Jean-Pierre 2009. “The Local and Global Jihad of al-Qa’ida in the Islamic Maghrib.” *Middle East Journal* 63(2): 213-226.
 Gomez-Perez, Muriel 2005. “Introduction.” *L’islam politique au sud du Sahara: Identités, discours et enjeux*, dir. Muriel Gomez-Perez. Paris: Karthala, 7-26.
 Harmon, Stephen 2010. “From GSPC to AQIM: The Evolution of an Algerian Islamist Terrorist Group into an Al-Qa’ida Affiliate and Its Implications for the Sahara-Sahel Region.” *Concerned Africa Scholars Bulletin* (85): 12-29.
 ——— 2014. *Terror and Insurgency in the Sahara-Sahel Region: Corruption, Contraband, Jihad and the Mali War of 2012-2013*. Surrey and Burlington: Ashgate.
 ICG (International Crisis Group) 2005. “Islamist Terrorism in the Sahel: Fact or Fiction?” *Africa Report* No.92.
 Larémont, Ricardo René 2011. “Al Qaeda in the Islamic Maghreb: Terrorism and Counterterrorism in the Sahel.” *African Security* (4): 242-268.
 Lecocq, Baz, Gregory Mann, Bruce Whitehouse, Dida Badi, Lotte Pelckmans, Nadia Belalimat, Bruce Hall and Wolfram Lacher 2013. “One Hippopotamus and Eight Blind Analysts: A Multivocal Analysis of the 2012 Political Crisis in the Divided Republic of Mali.” *Review of African Political Economy* 40(137): 343-357.
 Mandaville, Peter 2007. *Global Political Islam*. London: Routledge.
 Pérouse de Montclos, Marc-Antoine 2014. “Du Nigeria au Maghreb: Le chaînon manquant entre Boko Haram et Al-Qaïda.” *Maghreb-Machrek* (222): 111-122.
 Roger, Benjamin 2013. “Terrorisme: le groupe de Mokhtar Belmokhtar et le Mujao annoncent leur fusion.” *Jeune Afrique* (Online) 22 août.
<http://www.jeuneafrique.com/168972/politique/terrorisme-le-groupe-de-mokhtar-belmokhtar-et-le-mujao-annoncent-leur-fus>



- [ion/](#), 2016年7月4日アクセス).
- Solomon, Hussein 2015. "Critical Terrorism Studies and Its Implications for Africa." *Politikon* 42(2): 219-234.
- Soudan, François 2013. "Tiébilé Dramé: pour stabiliser le nord du Mali, « IBK doit dialoguer, dialoguer et encore dialoguer »." *Jeune Afrique* (Online) 17 septembre.
- (<http://www.jeuneafrique.com/136197/politique/ti-bil-dram-pour-stabiliser-le-nord-du-mali-ibk-doit-dialoguer-dialoguer-et-encore-dialoguer/>, 2016年7月7日アクセス).
- Thienot, Dorothée 2014. "Mali – Yero Ould Daha: « Le Mujao nous protégeait du MNLA »." *Jeune Afrique* (Online) 11 août.
- (<http://www.jeuneafrique.com/47201/politique/mali-yero-ould-daha-le-mujao-nous-prot-geait-du-mnla/>, 2016年7月7日アクセス).
- Touchard, L., B. Ahmed et Ch. Ouazani 2012. "Aqmi: Abdelmalek Droukdel, l'émir caché." *Jeune Afrique* (Online) 1 octobre.
- (<http://www.jeuneafrique.com/139883/politique/aqmi-abdelmalek-droukdel-l-mir-cach/>, 2016年7月8日アクセス).
- Zenn, Jacob 2015a. "Islamic State and West Africa." *Terrorism Monitor* 13(24): 28-31.
- 2015b. "The Sahel's Militant 'Melting Pot': Hamadou Kouffa's Macina Liberation Front (FLM)." *Terrorism Monitor* 13(22): 3-6.
- Zenn, Jacob, and Dario Cristiani 2016. "AQIM's Resurgence: Responding to Islamic State." *Terrorism Monitor* 15(5): 5-8.

(さとう・あきら／アジア経済研究所)





Gang Town

Don Pinnock

Cape Town: Tafelberg, 2016, 312p.

南アフリカのケープタウンは、風光明媚な都市として知られ、国際的にも有名な観光地である。だがその一方で、同市の低所得者居住地域「ケープフラッツ」ではギャング組織の活動が盛んで、縄張り争いに巻き込まれて一般人が命を落とす事件も起きている。ゆえに著者は、ケープタウンのギャングについて論じた本書を、都市の名前をもじって「ギャング・タウン」とした。

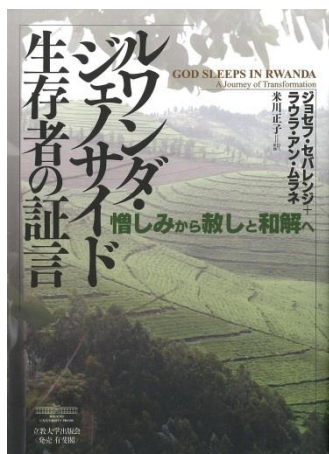
本書は大きく2つの部分からなる。前半部では、ケープフラッツでギャングが繁栄した歴史的背景と今日の多様なギャングの特徴が説明される。かつてケープタウンのギャングと言えば、カラード（混血）の青少年の間での問題として論じられることが多かった。だが、本書を読み、今日では東ケープ州から移住してきたコーサ人やカラードの少女の間でもギャングの結成が見られるようになってきていることに評者は驚いた。

後半部では、ケープフラッツの若者がなぜギャングへの加入を動機づけられるのか、という問いが掘り下げられる。ギャング活動での殺傷行為により父親は服役中、母親は一家を支えるストレスを抱えてアルコールや薬物に溺れる。幼少期に親から十分な愛情を受けられず、子どもは他者への共感を育むことができない。こういった複雑な家庭環境は、青少年が非行に走る原因としてはおそらく普遍的なものだろう。妊娠中の母親による大量のアルコール摂取が胎児の発達に悪影響を及ぼす点も容易に理解できる。だが、本書の独創的なところは、これらに加え、エピジェネティクス研究の成果をふまえて、家庭環境や地域環境がヒトの遺伝子に及ぼす影響にも言及している点である。著者は、生まれる前の胎児が、遺伝子レベルにおいて、過酷な環境を生き抜くための生存本能を身につける、と主張する。しかもその気質は、親から子へと受け継がれもする。評者は、本書を読むまでエピジェネティクスという言葉すら聞いたことがなかったが、外部環境が遺伝子の作用に及ぼす影響を研究する、近年、確立された学問分野らしい。

本書を読みながら評者は、かつてケープタウンでお世話になった初老のタクシー運転手のことを考えた。彼は、ギャングと違法薬物が蔓延するケープフラッツから抜け出さない限り、自分の息子たちに未来はない、と語った。そしてそのチャンスが訪れるや否や、一家全員でケープフラッツから引っ越した。本書を読んで、彼の選択がいかに賢明なものだったかを改めて思い知らされた。

佐藤 千鶴子（さとう・ちづこ／アジア経済研究所）





ルワンダ・ジェノサイド 生存者の証言 ——憎しみから赦しと和解へ——

ジョセフ・セバレンジ+ラウラ・アン・ムラネ 著 米川正子 訳

東京 立教大学出版会 2015年 xvii+311p+12p.

1994年にルワンダで起こった大量虐殺は世界の注目を集め、日本語でも多くの関連書籍が刊行された。J. ハッツフェルド『隣人が殺人者になる時』やI. イリバギザ『生かされて』など、殺戮を逃れた生存者の証言も複数出版されている。本書もルワンダ人の証言だが、他の出版物とは大きく異なる。それは、語り手のセバレンジが内戦後に下院議長を務めた人物であることだ。

セバレンジは1994年の大量虐殺を直接経験してはいない。その意味で、本書のメインタイトルには違和感がある。しかし、それは本書の価値を下げるものではないと思う。本書の価値は、セバレンジの語りを通して、独立後のルワンダ——カイバンダ、ハビャリマナ、そしてカガメ政権の下——でトウチとして生きるとはどういうことかを鮮烈に、そして説得的に読者に伝えるところにある。

セバレンジの人生は波乱に満ちている。ルワンダ西部のキヴ湖のほとりで生まれた彼は、トウチに対する差別のために、コンゴ（ザイール）に渡って教育を受けた。そこで配偶者を得て1980年代末にルワンダに戻るが、すぐに内戦が勃発し、トウチであるため当局に拘束されてしまう。再び亡命した彼は、内戦でトウチ主体の「ルワンダ愛国戦線」（RPF）が政権を掌握した後に帰国する。友人に勧められて自由党（PL）に入党した彼は、たまたま空席が出た下院議員に選ばれ、さらに下院議長の職に就くことになる。絶対的な権力を持つRPFが、操りやすいと見てセバレンジの議長就任を支持したからである。お飾りの議長職が期待された訳だが、セバレンジはRPFの言いなりにはならなかった。法の支配の確立を目指し、彼は下院議長として奮闘努力する。しかし、RPFに疎んじられたセバレンジは根拠なき噂によって辞任に追い込まれ、みたび亡命を余儀なくされた。

当事者の語りであることに注意が必要だが、本書はルワンダ政治を考えるうえで多くの貴重な示唆を与えてくれる。セバレンジが下院議長職にあった1990年代末は、内戦に勝利したRPFがカガメ現大統領を中心に統治体制を確立していった時期であり、今日の権力構造のいわば起源が語られている。加えて印象深いのは、ルワンダの政治文化に関する記述である。噂、暗示、ほめかしが大きな意味を持つことがわかるが、それは本書の前半で描かれる少年時代の記述とも繋がっている。厳しい政治の現実、ルワンダの豊かな文化とも接合しているのである。

武内 進一（たけうち・しんいち／アジア経済研究所）





空から降ってきた男 ——アフリカ「奴隷社会」の悲劇——

小倉 孝保 著

東京 新潮社 2016年 252p.

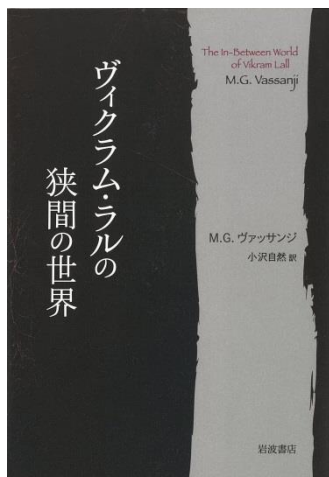
2012年9月の日曜の朝、ロンドンのヒースロー空港にほど近い住宅街の路上でアフリカ人男性の遺体が発見された。男性は、その上空で着陸態勢に入ったアンゴラ発の旅客機の格納庫から落下したのであった。男性の所持品はアンゴラ紙幣2枚、ボツワナ硬貨1枚と携帯電話のみであった。唯一の手がかりとなった携帯電話のSIMカードから通信先が割り出され、男性が享年26歳のモザンビーク人ジョゼ・マタダであることが判明した。本書は、マタダがモザンビークの農村から南アフリカ、ボツワナ、アンゴラを経て、欧州への密入国を試みる過程を詳らかにしている。本書の基になっているのは2014年に毎日新聞の日曜朝刊に連載されたルポルタージュである。

移民や難民に関する議論は受け入れ側の社会に関するものが多いなか、送り出し側の社会にも注目した本書は、そこから抜け出すために不法な手段を選ばざるを得ない当事者の状況を描いている。マタダは16年続いた内戦中に生まれ、内戦終結後も経済成長の恩恵の行き届かぬ農村で育ち、小学校を卒業した。村で生活すれば収入は微々たるものだが、首都マプトに出て清掃業や警備業に従事すれば月収50ドル、南アフリカで富裕層の家のドメスティック・ワーカーになれば週給50ドルが稼げる。欧州都市なら日給が50ドルを超える。真面目に考える人間ほど貧困から抜け出すために出稼ぎを考える。しかし、パスポートを申請する以前に、役人に要求された多額の賄賂を工面して支払った挙句、身分証明書の発行に必要な出生証明書さえ発行されずに絶望する。

移民問題を集合体で把握するのではなく、一つのケースを掘り下げることでリアルな課題として浮かび上がらせるという本書の意図は見事に果たされている。本書で紹介されたマタダの出身村には、現在も土壁に茅葺の家が並び、電気も通っていない。そこから50キロメートル南では、海外直接投資による天然ガス開発が進み、採掘された天然ガスは、マタダの辿った紆余曲折の越境経路とは対照的に荒野を一直線に貫くパイプラインで国境を越え、南アフリカへと送られる。資源開発は進むものの、採掘地の農村に還元される富は少なく、貧困層を置き去りに、富の一部は首都に一握りの富裕層を生み出して大半は海外直接投資の源である先進国へと流出していく。著者が副題で「アフリカ『奴隷社会』」と呼ぶものの存続を結果的に支えているものはアフリカの外にある。

網中 昭世（あみなか・あきよ／アジア経済研究所）





ヴィクラム・ラルの狭間の世界

M・G・ヴァッサンジ 著 小沢自然 訳

東京 岩波書店 2014年 495+vii p.

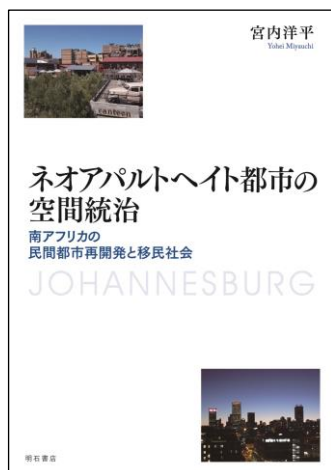
イギリスによる植民地支配から独立後のアフリカ人エリートによる強権的支配へと続く、苦しい時代のケニアがこの小説の舞台である。著者のヴァッサンジは、自らの経験をもとに、生まれ育ったケニアの近現代史とそこに生きた人々の日常を、架空の主人公が一人称で語る形で物語を進めている。主人公のラル少年は、ケニアでは少数派のインド系。中央高地のナクルという都市で父母や妹、たくさんの親族と暮らしている。ラル、地元出身でキクユ人のンジョロゲ、イギリス人入植者一家の息子ウィリアムの3人は、近所の遊び仲間だ。ラルは、ウィリアムの妹に密かな思いを寄せてもいる。一方、「アジア人」であるラルの妹と、「黒人」であるンジョロゲは、次第に深い心の絆で結ばれていく。

みずみずしく描かれる子ども社会の日常だが、しかし永遠に政治や人種主義の論理と無縁であることはできない。植民地当局がキクユ人による土地解放闘争「マウマウ」を徹底弾圧する中、ナクルでも入植者への襲撃が始まり、ンジョロゲの唯一の家族だった祖父は当局に連行される。少年たちはどうなるのか。ラルの妹とンジョロゲの関係は——。このあと小説の射程は独立後の初代大統領、第2代大統領の時代まで広がる。「アジア人」「黒人」「白人」を峻別する植民地支配のくさびは、ケニアが独立し、少年たちが大人になっても打ち込まれたままである。「黒人」政治家や官僚たちの利権構造に巻き込まれた主人公ラルは、汚職に深く関与することになる。

本書を読み始めてすぐに、イギリス植民地支配側でもなく、土地を追われたアフリカ人の側でもなく、インド系という「狭間」に生きる主人公の目を通した歴史の再構成が、ケニア史の描写にこれまでにない奥行きを生んでいることが分かる。「3世代にわたるアフリカ人」「非白人」「ヒンドゥー教徒のパンジャブ人」「狭間の、どちらつかずで危険な私」「インド人」「本当はアフリカ人ではない、狡猾な^{アジアン}アジア人」「格好の標的」「誇り高きケニア人」……主人公ラルの多種多様な自称は、そのままこの小説のテーマに重なる（ヒンディー語、スワヒリ語など多言語使用によるニュアンスの使い分けを、その妙味を損なうことなく分かりやすい日本語に仕上げた訳業も本書では際立つ）。新たな史料の公開が進み、専門書の出版も相次ぐケニアだが、人々のささやかな日常の積み重ね、会話の細部に宿る政治的支配の影など、小説だからこそ描かれ得る世界があることをあらためて感じさせてくれる、心に触れる一作である。

津田 みわ（つだ・みわ／アジア経済研究所）





ネオアパルトヘイト都市の空間統治 ——南アフリカの民間都市再開発と移民社会——

宮内 洋平 著

東京 明石書店 2016年 452p.

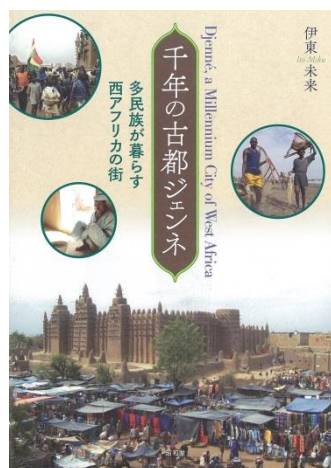
南アフリカの最大都市、ジョハネスバーグのインナーシティの一角に、本書の舞台であるマボネン（Maboneng）地区はある。古い工場や倉庫を改装したビルには、ギャラリーやカフェ・レストラン、衣料・雑貨店、それにシアター、アパート、ホテルなどが入居し、多くのアーティストやクリエイターが集う場所となっている。ジョハネスバーグのインナーシティといえば世界でも屈指の治安の悪さで知られるが、その数ブロックだけは警備員と監視カメラによってセキュリティが保たれ、道一本隔てた周囲の環境とは明らかに異質で、島のように浮いている。一民間企業が歩道などの公共空間整備も含めた開発と管理を一手に引き受けているマボネンは、都市空間の私有化・都市統治の民営化を特徴とする「プライベート都市」といえる。

本書は、マボネンの都市統治の分析を通して、「新自由主義的統治性」が南アフリカにもたらす新たな包摂と排除のメカニズムを描き出している。マボネンは、インナーシティ再生の成功例として賞賛を浴びると同時に、もともと住んでいた貧しい人びとの排除につながったとの、いわゆる「ジェントリフィケーション」批判も受けてきた。著者の関心は、このような二項対立の図式を超えて、不動産デベロッパーが批判を強く意識し、周辺コミュニティの社会的包摂を積極的に図ってきたことへと向けられる。だが、マボネンと、その周囲に暮らす移民たちとの関係性に焦点を当てた分析から浮かび上がるのは、包摂は無条件なのではなく、「起業家精神を有し、市民的道徳を理解し、自己統治が出来る」（p.402）主体だけが歓迎され、この条件にそぐわない人びとは、結局排除されてしまうという現実である。著者は、こうした「新自由主義的統治性」のもとでの包摂と排除の同時進行は、マボネンだけではなく、ポストアパルトヘイトの南アフリカ社会のいたるところで見られ、特定の誰かに責任を帰することのできない「構造的不正義」を引き起こしていると指摘する。

南アフリカをたびたび訪れる評者には、著者がマボネン滞在中に抱いたという「悪いことをしているわけではないのに後めたい感情」（p.294）が痛いほどよくわかる。しかし評者はそれを名指しする言葉を持ち合わせてこなかった。隣り合いながら見えない壁で隔てられ、同時に所属することができない二つの場所を往来して対話を重ね、「得も言われぬ嫌な感覚」（p.434）を見事に言語化した著者に拍手を送りたい。

牧野 久美子（まきの・くみこ／アジア経済研究所）





千年の古都ジェンネ ——多民族が暮らす西アフリカの街——

伊東 未来 著

京都 昭和堂 2016年 x+248+vi p.

西アフリカ、マリ共和国の中部に位置する古都ジェンネは、泥壁の偉容が美しいモスクでよく知られ、近年はユネスコの世界遺産の一つとして日本でも紹介される機会が増えた。本書は、この街の魅惑的なたたずまいに惹かれ、のべ2年にわたる住み込み調査を行った人類学者による民族誌である。歴史、多民族性、街での暮らしを3本の柱に、800年以上にわたり続いてきたジェンネの街の豊かな歴史と人びとの暮らしが描きだされる。人びとの語りを豊富に盛り込んだ記述は臨場感にあふれ、一族の移住史や精霊などにまつわる伝承には民話のような滋味が感じられる。なめらかな文体で綴られ、たいへん読みやすいのも特長である。専門家に限らず、ジェンネのことや、西アフリカの歴史と社会に関心を持つ方に、広い知識と読み物としての愉しみをもたらす一冊となろう。

ジェンネは、多様な生業が可能な自然環境を背景に、多くの民族が多様な生業を営みながら共存するという、きわめてダイナミックな側面を持つ。そのことが、かつての繁栄の源だったサハラ交易の衰退を乗り越え、現在までジェンネが存続しえた鍵となったと考えられる。ジェンネの存続を支えたであろう、この「都市としての凝集性」を、今日の人びとの姿のつぶさな記述を通して垣間見せてくれるのが本書である。

評者にとってとりわけ印象深かったのは、ジェンネの人びとが、同じジェンネ人同士、外来の人びと、ジェンネの街という場との関係のなかで示す、相反しているかにもみえる態度であった。ジェンネの人びとは、自分たちの街に強い誇りと愛着を持ち、街を挙げてのイベントに熱狂し、民族や生業を超えて合議で自治的にものごとを決める。このような連帯の一方、同じ街の住民同士でも、互いに、居住歴や街区の特徴などに由来する微細な差異を認識してもいるのだという。外来者に対しては、鋭く警戒し排除するという態度をみせる一方、街がとりわけ賑わう、週に一度の定期市の際には、在住者か来訪者かを問わず誰でも——観光客でさえ——商いが許されるという、徹底した開放性ぶりもみられるのである。ここに浮かびあがるジェンネの人びとの姿は、「古都の住民」のイメージに照らせばいささか新鮮な、硬軟を兼ね備えた姿である。このような人びとと、人びとが生きる場がどのように形成されてきたのだろうか。さらに歴史を知りたい気持ちにさせられる一冊である。

佐藤 章（さとう・あきら／アジア経済研究所）





「その日暮らし」の人類学 —もう一つの資本主義経済—

小川 さやか 著

東京 光文社 2016年 222p.

いまの日本の社会では、将来の人生を設計することは当たり前で、その日暮らしの生活は「貧しさ」と結びつけられ否定的に捉えられる。本書の目的は、その日暮らしの生き方（本書の表現では「Living for Today」）をめぐる日本とは異なる社会の価値観や経済のありようを明らかにすることを通じて、わたしたちの社会では当然視されている未来優位の生産主義的価値観を問い直すことである。同時に本書では、Living for Today を前提として組み立てられている途上国のインフォーマルな経済が、必ずしも資本主義経済と相容れないものではないことも示される。

著者はタンザニアの都市部で足掛け15年、零細商人の商慣行や商実践、社会関係について調査を行ってきた。約3年半にわたり自ら古着の行商人をした経験も持つ。本書も著者の長年の調査内容に基づくものである。

タンザニアの都市部では路上商売、零細製造業、日雇い労働などを渡り歩く人びとが社会経済の大半である。安定した雇用は稀であるため、人びとは生計を多様化させ、どんな職業もある程度こなすジェネラリスト的な生き方をしながらリスクを分散させる。家族や隣人、友人のつてを頼って仕事を探し、新たにできた仕事の仲間を通じてさらに社会ネットワークを広げていく。

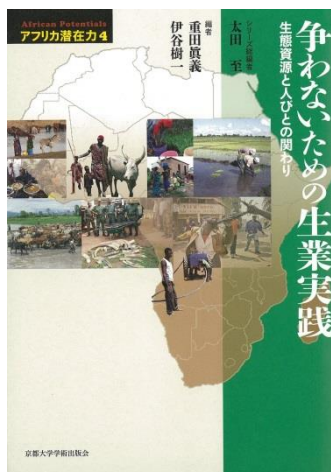
東アフリカの隣国から商品を仕入れる零細商人たちの商売戦略も同じである。先に事業を始めた友人や親族に商売の仕方を教わり、やがて独り立ち。生計多様化と同じ戦略で一点ずつ価格交渉して多様な商品を仕入れ、どれかは売れるようにする。口コミで広がる商売は参加者がすぐに殺到するが、儲からなくなったら別の儲かる商品に鞍替えするのである。

近年、アフリカから中国に押し寄せる商人が増え、交易が急速に拡大している。個々の商人は零細でも、膨大な数の商人たちが参加する結果、その経済活動全体の規模は大きくなる。インフォーマルな取引では国家の法や規制は意味をなさず、騙しや詐欺、海賊商品も含めた自由な市場取引がおこなわれる。この経済では信用できるのは契約の紙切れよりも対面交渉であるため、商人たちはみずから渡航し商品を買いつけるのである。そうした、人びとのその日を生きる生活実践が、結果としてインフォーマル経済のグローバルな動きを生み出しているのである。

不確実だから希望がないのではない。不確実な混沌とした市場にこそチャンスは多い。本書はわたしたち日本人の価値観がけっして唯一のものではないことに気づかせてくれる。

岸 真由美（きし・まゆみ／アジア経済研究所）





争わないための生業実践 ——生態資源と人びとの関わり——

重田 眞義・伊谷 樹一 編著（シリーズ総編者 太田 至）

京都 京都大学学術出版会 2016年 360+ix p.

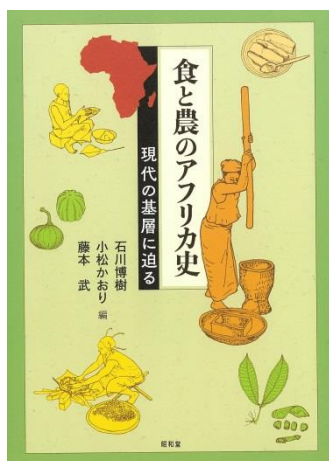
本書は、「アフリカの潜在力」シリーズ全5巻の4巻目である。序章・終章を含めて12章あり、取り上げられている国は、タンザニア、ガーナ、ザンビア、ナミビア、カメルーンの5カ国である。アフリカの人びとが、日常生活において生じる利害対立に対して、どのように対立の深刻化を回避してきたのかを、具体的な事例とともに解明している。

本書は三部構成であり、各部ごとに異なるタイプの利害対立を取り上げている。第1部は民族関係についての考察である。土地資源の競合に対する牧畜民と農牧民の対応や、コーラナツの長距離交易ネットワークを通じて構築された民族間の信頼関係が紹介されている。第2部では、住民同士の土地をめぐる対立についての解決方法を取り上げている。対話の積み重ねや、互助会、防火ネットワークのような組織形成を通して社会関係を構築することで、人びとは対立を回避している。その一方で、ザンビアの事例のように、相互扶助が結果的に経済格差をもたらしている場合もある。この事例の村では、トウモロコシ畑開墾のために富裕層が貧困層を雇用している。相互扶助の一環でもあるこの雇用によって村内での所得の平準化が一見起こっているようにみえる。だが、貧困層の労働提供によって富裕層側は畑をさらに開墾して富を蓄積している。村の中の経済格差は拡大しているのである。人びとの相互扶助の関係が危ういバランスの上で成立していることを示す興味深い事例である。第3部は、生態資源と生業との競合に関するものである。年に一度振る舞われるマルーラ酒のためにマルーラの林が維持されているナミビアの事例や、カメルーンにおける焼畑が生み出す生態的多様性、小型水力発電の利用を契機に森林保護を自発的に始めたタンザニアの事例が紹介されている。

本書は、アフリカの人びとの日常生活についての貴重な報告である。本書が伝えているのは、相互行為の積み重ねの結果「争わないための作法」が形成されていく過程の重要性や、「変化に対して適応的で柔軟な関係」の存在である。ただし、終章では、アフリカの政治・経済が直面している変化によって、これまで構築してきた関係性が岐路に立たされているという懸念にも言及している。陰惨な対立や暴力へと進んでしまう地域があるのも、アフリカにおけるもう一つの現実である。対立回避のための日常の実践が機能しない場合についての素朴な疑問がわき上がってくるが、それは本書の仕事というよりも、また別の分析視角から論じられるべきものであろう。

児玉 由佳（こだま・ゆか／アジア経済研究所）





食と農のアフリカ史 ——現代の基層に迫る——

石川 博樹・小松 かおり・藤本 武 編

京都 昭和堂 2016年 xiii+350+xiv p.

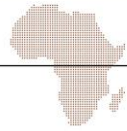
本書を読んで、食にまつわる歴史はとても興味深いと感じた。食べることは人にとって最も重要な活動であるので、食は文化の中心であり、民族や国の伝統を象徴するものだと評者は思いこんでいた。ところが実際には、アフリカ大陸で主食として栽培されている作物の多くは、他の大陸からもたらされたものであり、主食の入れ替わりがしばしば生じている。本書によると、紀元前後にプランティンを含むバナナがアジアより東アフリカに到来したと推定され、その後、12世紀にアジアイネが同じくインド洋を渡り、大航海時代の16世紀に新大陸よりキャッサバとトウモロコシが持ち込まれている。他方で、加工方法にはアフリカ独自の発達が見られる例もあり、本書では、キャッサバの毒抜き方法の発達の歴史が示されている。

各論考を通じて、気候や土壌などの栽培条件だけでなく、必要な労働投入量、長期保存や運搬の容易さ、食味といった作物の特性が農民の求める条件に合致しているかどうか、作物の伝播と普及に影響することが示される。さらに、農民の持つ栽培技術や加工技術が発達したり、味に対する嗜好が変化することによって、それまで受け入れられていなかった作物が普及する様子も明らかにされる。本書では、栽培だけでなく加工、調理も分析の対象としており、その結果、食の歴史研究にはさまざまな分析視角があることを伝えている。なお、取り上げられる作物は、上記の作物のほか、テフ、エンセーテ、ナツメヤシ、クローブ、ブドウなど幅広い。

作物普及の大きな歴史が描かれる一方、随所で、現代における農民の工夫や実践が紹介される。それらの記述は、アフリカの農民の先祖たちが、作物受容の過程で新しい作物や土地に悪戦苦闘し、創意工夫を凝らしたであろう事実を気づかせてくれる。また、本書の射程は現代にまでおよび、農業・土地政策や貿易、外国直接投資も取り上げている。非常に広範な時代、国、作物を対象に本書が示す多様な論点は、この分野の豊かな可能性を示しているように思う。

福西 隆弘（ふくにし・たかひろ／アジア経済研究所）





論
考

「過去」と「未来」を生きる人びと ——在米ケニア・ギクユ人移民の仕事をとおして——

Living in the Past and Future:
Life Strategy of Gikuyu Immigrants in Maryland, USA

石井 洋子

ISHII, Yoko

要 約 :

アメリカ合衆国に暮らすアフリカ人移民の数は増えているが、とくに 1990 年代以降に渡米したケニア共和国出身のギクユ人は急増している。現在、在米ギクユ人の多くは、看護師などとして長時間働いてアメリカに家を購入し、家族を養い、母国にも送金している。これまで、低開発地域からの出稼ぎ民に関する研究・記録は苦労話に終始する事が多かったが、本研究で示したのは、苦労のなかにも仕事にやりがいを感じ、学歴を高めてステップアップする向上心あふれる姿であった。アメリカ新政権は移民に厳しい姿勢を打ち出している今、勤勉に仕事をこなし、努力する在米アフリカ人の日常を明らかにする事は重要である。

キーワード : ケニア 移民 メリーランド州 長時間労働 ニッチ市場

はじめに

2016年11月、アメリカ合衆国に強硬な移民政策を公言する新大統領が選出された。不法移民は経済悪、社会悪の元凶であるため、排斥すべき対象だという。しかし、筆者がアメリカで出会った移民の印象は、それとは大きく異なる。アメリカ人が敬遠する仕事を一生懸命に担い、豊かな文化をもたらし、アメリカへの感謝を忘れない、勉強熱心な人々である。本稿の試みは、アメリカ国内で見過ごされがちな「移民の仕事」に目を向けることにある。

本稿で注目するのは、ケニア共和国出身のギクユ人移民¹である。ケニアからの渡米者は1990年代以降に急増したが、在米ケニア人に関する研究は少なく、さらに言えば民族や出身地の違いによる社会・文化的な多様性に着目した研究はない。しかし、異国の地で生きる人びとの生活様式、具体的に「仕事」への思いや態度をありありと示すには、仕事観、人生観もしくは生活経験などといった個別的側面を無視する事はできないのである。

現在、在米ケニア人の影響力は増しつつある。巨額の送金²はもちろんのこと、アメリカで学んだ新世代のケニア人の中には、グローバル・ビジネスを手がけた人もおり、マサチューセッツ工科大学の卒業生は90年代半ばにケニアに本社を置く通信会社のアフリカ・オンラインを創設し、ジョージタウン大学の卒業生は国外に暮らすケニア人が母国の家族へ「ご馳走のヤギ」をプレゼントできるオンライン・ショップのMamamikes.comを始めた。この数年で、在外ケニア人の投票権が認められ、国際通信費の低額化により移民と母国の人々との会話は増し、里帰りも頻繁になった。これだけの関わりが生まれながら、在米ケニア人の日常生活がどのようなものか、ほとんど理解されていないのである。

筆者は2015年4月からの11ヶ月間、アメリカ東海岸のメリーランド州に住むギクユ人移民、102名の聞き取り調査を行ったが、そこで出会った人が、在米ケニア人について「過去と未来を生きる人びと」と表現した。つまり、寝る暇を惜しんで働きながら、ケニアで過ごした時代を懐古し、帰国する日を夢見て頑張る人という意味である。本稿では、そうした人生を選び取り、過酷な移民生活を送るギクユ人の巧みな仕事戦略を明らかにするが、その作業を通じて、さらに存在感を増すアフリカ人移民の現在を提示し、大きな局面を迎えるアメリカにおいてアフリカ人移民が生きていくことの意義を見出したい。

1. 「ミルクと蜂蜜の国」へ向かったケニア人

アメリカという国に対するケニア人のイメージは大変に良く、とくにギクユ人は、アメリカやイギリスといった発展した国々を、豊かさの象徴である「ミルクと蜂蜜の国 (*būrūri wa iria na ūki*)」

¹ ギクユとは、バントゥー語系言語を話すケニア最大の民族集団である。なお、本稿で述べる移民とは、20世紀に入ってから自分の意志で移住した人びとを指す。

² ケニア中央銀行によると、2015年には15億ドルがケニアへ送金された。International Organization for Migration (IOM) によると、その約半分はアメリカからであるという (http://publications.iom.int/system/files/pdf/migration_profile_kenya.pdf, 2016年12月3日アクセス)。



と表現している [石井 2017]。ここで、ケニア人が母国を離れて「豊かな国」へ向かった背景を整理しておこう。

そもそもケニアは、1895年から1963年まで英領下におかれており、海外渡航と言えば留学が中心であった。しかし、植民地政府はアフリカ人の高等教育支援に興味がなかったため [Stephens 2013, 21]、20世紀前半までのケニア人留学生はごく僅かであった³。英領時代末期には、第二次世界大戦で英軍として戦ったケニア人帰還兵が英国留学のチャンスを与えられたり、英国旅券を得て私費で留学したりする人もいた [Kioko 2007, 157]。

そうしたイギリス留学の流れは、冷戦の影響を受けて変わり、ケニア人による渡米の第一波（1950～60年代）へと繋がる。冷戦時代、アメリカとソ連が国のリーダーとなる若者に影響力を与えるため、競ってケニア人学生に留学の機会を与え [Okoth 2003]、ソ連が東ドイツやキューバ、ロシア、ウクライナなどで医学や農学、経済学などを学ばせた一方 [D'Errico and Feinstein 2011, 1294]、アメリカはジョン・F・ケネディーやキング牧師らが中心となり、アフリカ人学生のために公費留学制度（エアリフト）を作った。エアリフトによってアメリカへ留学した人は、1959年から1961年まででケニア人を中心として676人以上にのぼり、それが渡米の第一波を創り上げた [Stephens 2013]。その時代の留学生のほとんどは、自国の発展のために卒業後に帰国しており、留学先に留まった人はほんの数名であったという [Stephens 2013, 75]。

渡米の第二波は、1990年代から2000年代初頭にあり、筆者がメリーランド州で会ったギクユ人移民の多くは、この時代にアメリカ留学を志し、現在は定住している人々である。では、同時代の母国からのプッシュ要因とは何だろうか。聞き取りをした大多数の人が、進学と経済的な理由、つまり90年代当時、国内に進学できる大学が少なかった、またアメリカン・ドリームを目指したかったと、アメリカ行きの理由を述べた。確かに、モイ政権の時代（1978～2002）、小学校の無償化によって教育機会が増えたが、90年代半ばに通学可能な大学は6校程度で、就学希望者数に全く追いついていなかった [Okoth 2003]。また国内経済が停滞し、仕事のない若者が町や村でブラブラしていた。そうした時代に、村の募金活動や家族の援助によって、渡航費と最初の学期の授業料を工面できた子供たちが、アメリカの大学を目指したのである。あるギクユ人男性（30代）は、1997年の渡米当時にはアメリカの大学から入学許可証（I-20）を得るのは非常に簡単で、ボルチモア・ワシントン国際空港に到着したケニアからの乗り継ぎ便には、30人ものケニア人留学生が同乗していたと述べた。

2. 在米ギクユ人への眼差し

(1) ギクユ人を捜す

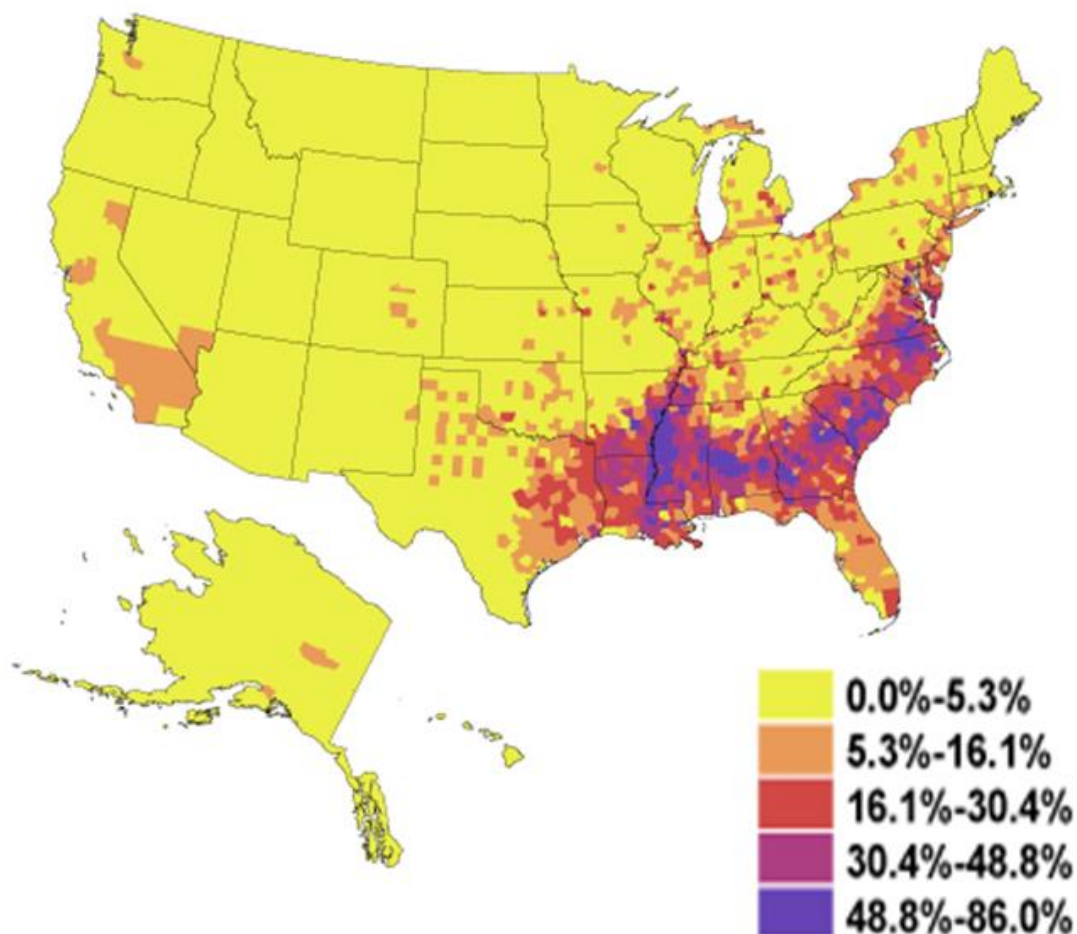
それでは、アメリカのギクユ人はどこに暮らしているのだろうか。在米ケニア人の居住地域は人口統計等から分かるが、その下位集団である民族分布を示すデータが存在しない。そこで筆者は、在米ケニア人に人気のニュースサイト3紙の死亡記事を過去6年間にわたってリスト化し、

³ 1920～30年代は、行政首長であったコイナンゲの息子やケニア初代大統領のジョモ・ケニヤッタなどというエリートのみが留学できた。



どの民族の人がどこで亡くなったのか（どの州に暮らしていた可能性が高いか）を調べた。ケニア人が海外で死亡すると、家族や友人は医療費や遺体の本国輸送費を捻出するために訃報をネットニュースに掲載し、幅広い支援を得ようとする。2009年～2015年の6年間で死亡し、その名前から民族名が判別できたのは36名であったが⁴、ギクユ人の名前が10名以上あった州はメリーランド（36名）、テキサス（26名）、ジョージア（26名）、カリフォルニア（17名）、マサチューセッツ（13名）、ノースカロライナ（15名）、ワシントン（11名）であった。これは、筆者が調査中に聞き知ったギクユ人情報とほぼ一致するが、ここからも彼らがメリーランド州を始め、アメリカ東海岸から南部にかけて多く住んでいるのが分かる。これは、2000年のアメリカ人口センサスによるアフリカ系アメリカ人⁵の居住地域とほぼ重なっている（図1参照）。2010年のアメリカ人口センサスを基礎とした統計局の発表によると、2013年の在米ケニア人は推定10万6千人であるが、センサスから漏れ落ちる人の数については把握できない。

図1 アフリカ系アメリカ人の居住分布



(出所) http://www.censusscope.org/us/map_nhblack.html (2016年11月24日アクセス)

⁴ニックネームやクリスチャンネームを用いて、民族が判別できなかった28名は省いてある。

⁵本稿では、「アフリカ系アメリカ人」とはアメリカで生まれた米国黒人を指し、アフリカ系移民とは区別している。



(2) 連鎖移住

ではなぜ、メリーランド州にギクユ人が多く集まったのだろうか。その歴史を紐解くと、1960年代後半と70年代初頭に同州の大学で教鞭をとり始めたギクユ人教員2人が、出身地であるケニア中央高地のムランガ・カウンティから次々と家族や友人、同郷の人を呼び寄せたことが発端である。さらにそうした人々が、故郷から呼び寄せた家族や押しかけてきた同郷の人びとを受け入れ、子供を産み、人口が膨れあがったのである。パイオニアとなったA教授は、故郷へ恩返しをするために、これまで30人ほど呼び寄せて別宅の部屋をカーテンで細かく仕切って住ませ、そこから通学させたそうだ。ムランガ・カウンティは肥沃で人口密度が高く、土地細分化が激しいので、筆者が出会った人々の多くは、土地資源が希少な地域から来た人びとであると理解できよう。

前述の通り、多くは留学生として渡米した後、仕事を心得て定住しているのだが、そのほか、子供の卒業や結婚・出産などの祝賀渡航、また就労や移民家族との合流などの目的で渡航した人も増え、いまは3世代で住んでいる家族も少なくない。

(3) フィールドワーク

筆者は、在米5年以上のギクユ人移民第一世代102人⁶（男性61人、女性41人）をおもな対象として、彼らが集住しているメリーランド州の都市、ボルチモア郊外にてインタビューと参与観察を行なった。多くの人が医療従事者であり、その他は教師、会社員、公務員、自営業者、アルバイトなどの職業についていた。

また筆者は、ギクユ人移民社会の傾向を知るために、インタビュー対象者102人のうち、ムランガ・カウンティ出身のギクユ人世帯主47人に対して、世帯調査を行った。47世帯のうち、単身世帯は14世帯、妻がアメリカ人の例は3世帯あった。そこから、7割以上の人が1991年～2005年の間に渡米し、年齢は30～40才代である事が分かった。また87%の人が、大学や大学院卒業の最終学歴を有する高学歴者という特徴があった。調査対象者は、雪だるま式に紹介してもらったり、毎週末のように行われるケニア人イベントで会った人にインタビューを受けてもらえるように直接頼んだりした。

3. 成功を目指して懸命に働く

ギクユ人移民の誰もが、複数の仕事を掛け持ちして1日16時間も働いた経験がある。アメリカでの生活費や学費を稼ぐためだけでなく、母国の家族へ送金したり、母国の土地を購入したりするために現金が必要なのである。従来の移民研究は、社会の底辺を生きざるを得ない出稼ぎ民の苦労話に終始することが多かったが、筆者の調査からは、大変な労働環境のなかでも創造力豊かに余剰を生む努力をしたり、ニッチ市場で効率よく稼いだり、賃金アップを目指して学位を取得する等といった巧みな実践が浮き上がってきた。さらに、人種差別を乗り越える努力や仕事への

⁶インタビューを行った102人の中には、ギクユ人移民の子供7人、他民族の13人が含まれている。



やりがい、ケニア人としての誇りを持って働く様子も観察できた。ここでは、ギクユ人移民の大多数が渡米直後に経験した非熟練労働、現在の職業で多く見られる看護師、教師として働く人々、またアフリカ人相手に仕事をしている人々の語りを紹介しながら、ギクユ人移民の仕事戦略を明らかにする。

(1) 非熟練労働者

ギクユ人移民のほぼ全員が、渡米直後には駐車場の管理人、障害者施設での夜勤、コンビニ店員、皿洗いなどの仕事を長時間こなしながら、近隣の大学やオンライン大学の学生となっていた。典型的な例として、Bさん(40代女性)は、平日朝8時から夕方16時まで託児所でアルバイトをし、18時から大学の夜間クラスでITを学んだ。夜は毎日、22時から朝7時まで精神障害者施設で夜勤をして、月に5000ドルを稼いだという。彼女の日課は多忙極まりなかったが、託児所の子供と一緒に昼寝をして、夜勤では仮眠をとる事ができたし、4人のケニア人と同居して生活費をシェアし、交替で車を運転して通学したのだという。

こうした学生時代が、人生で最も辛かったと述べた人は多いが、同時に様々な工夫を凝らして生活を成り立たせようとした様子も分かる。現在、看護師として働くC氏(40代男性)は、1990年代の生活の様子を以下のように述べた。彼は、2つのレストランで皿洗いをしながら、遠方のワシントンDCの大学で短期看護コースがあるのを知り、通い始めた。

私は当時、文章を書くのがうまかったから、ナイジェリア人学生の大学のレポートを代わりに幾つも書いてあげたら、学期の終わりに700ドルの車を買ってくれた。早朝5時に大型スーパーへ行くと、DC行きのバスを待っている人がいるので、5ドルで乗せてあげてガソリン代にした。とても危ない仕事だ。私の喋りになまり(アクセント)があると分かったら、「ちょっと待って今払うから」と言って、逃げてしまう人もいた。銃を突きつけられて、運転させられたこともあった。(40代男性)

上述の2人が渡米した1990年代は、アルバイト探しも簡単だったというが、同時多発テロ(2001年)やリーマン・ショック(2008年)という危機以降は、状況が全く異なる。危機後に来たギクユ人は、先達の紹介でようやく仕事を得たが、アメリカ人上司に気に入られるために一層の努力をしたと述べた。努力とは例えば、駐車場管理のアルバイトでアメリカ人が働きたがらない週末や、強盗に襲われる危険性の高い夜間シフトを率先して引き受けるなどである。また、移民同士の緊密な情報交換は不可欠であり、アメリカ人上司の嫉妬を買ってクビにならないために、自分が学位を目指して通学している事や、車を所有している事などを隠すようにとアドバイスされたという。

一方、学校を中退したり、そもそも学校に通わずに非熟練労働者として働きつづける人の場合は、どうであろうか。D氏(60代男性)はケニアの役所で会計士として働いていたが、55才の退職を前に夫婦で渡米し、ガソリンスタンドで働いている。



ケニアで（会計士だった時）の月給は、2万2000 シリング（現在のレートで2.2万円程度）だった。けれども、アメリカの時給は10ドルで、月に2400ドルも稼げる。ケニアのお金にしたら、24万シリングだ。ケニアでこれだけ稼げるのは、どこかの会社の社長ぐらいだろう。そのお金でケニアの土地を買い、親に美しい家を建ててあげれば、それは成功だ。（60代男性）

ギクユ人移民にとっての「成功」の証は、家族を持ち、母国に不動産を持つことであり、D氏は両方を達成した。さらに彼は、週末にケニア人教会⁷の会計を担当しており、教会のメンバーから長老として慕われている。シバ（2011）は、看護師として働く在米インド人女性の研究をしたが、まともな仕事にありつけない夫が地位復権のために力を注いだのは、移民教会であったと説明した。確かにD氏を含めて、老人介護など非熟練労働に就くギクユ人男性のなかには、教会での活動を生き甲斐にしている人もいた。

もちろん、気楽なアルバイト生活で全てを得られるわけではない。アメリカの暮らしは高額なために、親族や同郷者の家に居候したり、何人かと同居したりして生活費を節約している。妻子を残して単身渡米したE氏（40代男性）は、障害者施設の夜勤をしながら、ギクユ人のFさん（70代女性）と同居している。E氏が仕事から帰宅する朝には、Fさんはコンビニ店員として出勤するので、都合が良いのだという。しかし、こうした同居の例は、ケニアでは滅多に見られない。E氏は、以下の様に説明した。

ギクユの男が、母親や義母と同世代の女性と同じ屋根の下で寝ることはできない。しかし、ここ（アメリカ）での状況は厳しいので仕方がないし、こんなに広い部屋を1人で使う必要はない。（ケニアにいる）妻には、ガールフレンドかと疑われたくないので、同居の事は言っていない。（40代男性）

以上に見てきたように、非熟練労働者は創意工夫をこらし、移民同士の間で連携して最低賃金を生きようとしている。現在でも、そうした生活に甘んじるギクユ人移民は一定数いるものの、多くはその間にアメリカで学位を取得し、看護師や教師などとして効率よく稼ごうとしていた。

（2）医療従事者

筆者が出会った人の半数以上が正看護師、准看護師、看護助手などの医療従事者として昼夜働いており、いつも疲れていた。アメリカの正看護師・准看護師は社会的地位が高く、看護学の学位で免許を取得し、年収4万から7万ドルを稼ぐことができる。看護助手は、病院や老人ホームなどが提供する1ヶ月程度の訓練を受けるだけで就職でき、10数ドルの時給をもらえ、コンビニなどで働くよりも割が良い。では、医療に従事するギクユ人の日常は、どのようなものだろうか。典型的な例として、2001年に移住したG氏夫妻（共に50代）の語りを紹介する。G氏は母国ケニアで牧師、妻は高校教師であった。現在、3人の子供がいる。

⁷メリーランド州には、筆者が知るだけで12のケニア人教会があり、そのうちの10の教会はギクユ人が大多数を占めていた。大抵は英語でミサが行われるが、スワヒリ語やギクユ語の即時通訳が付けられる教会も3教会あった。



妻は、アメリカで看護学を勉強して看護師になり、私は老人ホームの看護助手になった。妻は15時から23時まで働き、私は23時から7時まで働いた。朝、仕事から戻って朝食を食べ、子供を学校へ送り出して8時には寝る。13時半に起きて、14時半には妻が家を出る。そんな生活だ。末子が乳飲み子だったときは、妻の職場まで連れて行って、車の中で乳を飲ませた。本当に大変だった。(G氏)

義理の両親が6ヶ月間、アメリカに遊びに来た。夫が夕食を作って子供に食べさせ、深夜に帰宅した私にチャイ(ミルクティー)を作っていたのを見て、義母が「あなたたち夫婦はどうなってるの?」と聞いてきた。私は義理の両親に尊敬を示すために、その質問には答えず、夫が事情を説明した。ここでは、アメリカの生活に合わせて生きるしかない。(G氏の妻)

G氏夫妻は、ケニアで尊敬される牧師・教師だった自分たちが、老人のおむつ交換をしなければならぬ事は屈辱だったと言うが、夫婦ともにクリスチャンであった事が心の支えになり、その仕事は単なる通過点に過ぎないと思って耐えたという。同夫妻の例を見ても、医療従事者の日課は子育ても加わって多忙極まりなく、過労でうつ病を発症した人もいるという。しかし、夫婦で勤務シフトを調整して交代で昼夜働き、高い世帯収入を確保しながら、ベビーシッターを雇わずに子育てすることは、移民家族にとって利点である。独身の看護師の中には、複数の医療施設などと契約して毎日働き、母国ケニアでは到底、得る事のできない額を稼いでいる人もいる。

当然、ギクユ人留学生の全てが看護師になる夢を抱いて渡米したわけではない。Hさん(30代女性)は、空港で会ったケニア人男性が看護学を勉強すると聞き、「アメリカに来てまで看護師になるなんて、頭がおかしくなったんじゃない?」と答えたという。ケニアにいるHさんのキョウダイは、医師や弁護士、エンジニアになる夢を掲げ、看護師になりたい人はいなかった。それは、母国での看護師の評判が悪いことも関連している。あるギクユ人看護師は、以下の様に説明した。

ケニアの看護師は、医師と変わらない事をする。これは違法行為だし、傲慢だ。(ケニアの)村の女性が陣痛で病院へ行くと、看護師は力むように励ますのではなく、つねって叱る。出産は女性にとって素晴らしい旅のはずなのに、その後押しをするのではなく、力めなければ放置しようとしたり、「このままでは死ぬよ」と脅したり、悪い言葉を使ったりする。出産の良い意味が失われてしまう。患者への尊敬はない。(40代女性)

こうした悪評は今も流布しているが、アメリカにいる先達から、移民でも黒人でも問題なく就職でき、看護学校卒業の翌日から働ける看護師の資格を取るようにとアドバイスをされる。それでは、医療分野の仕事は就職差別が少なく、高給だから、仕方なく仕事を続けているのだろうか。興味深いのは、多くの看護師がやりがいを感じ、看護の仕事を手を肯定的に捉え始めている点である。



(ケニアで通った) 高校は、ケニアでもトップ校だったので、卒業生は弁護士や医師が多かった。私はエンジニアになりたかったが、(先に渡米していた) 兄は看護学校へ行って仕事を始め、お金を貯めてからエンジニアを目指したらどうかと言った。私は、なぜアメリカに来てまで看護師なのかと落ち込んだが、兄の援助で看護師になり、今はこの仕事がとても好きだ。何も出来なかった患者が、元気になる様子を見て嬉しい。エンジニアとして、これだけの満足感が得られたかは分からない。(30代男性)

看護師の昼間のシフトは歩き回って疲れるが、(私が担当している) 夜のシフトは資料の整理が多い。昼間に看護師がとったデータを確認して間違いを正すのだが、「これをやるために、これをやったんだ」と理解でき、学ぶことが多いので好きだ。(30代女性)

ギクユ人看護師の多くは、時給が上乘せされる夜勤専従看護師となるが、冬期の夜の気温がマイナス10度以下まで下がるメリーランド州での通勤もまた過酷である。しかし、上記2名の語りからは、患者との関わりを楽しみ、新たな知識の獲得に喜びを感じている様子が分かる。だからといって、職場で昇進したいかと言えば、そうではない。看護師長は給料制のためシフトを増やしても給料が上がらない。また役職につけば責任も重く、自由に休めずにケニアへ里帰りできなくなるからだ。

管理職をめぐる競争があるけれど、競争するのは大抵アメリカ人で、(私たちのような) 移民看護師は昇進に興味はない。むしろ私たちは、学校に戻って教科書と戦って上のレベルを目指す。他の移民看護師の友人も、学校に通っている。師長にならないかと誘われても、断ると思う。政治的なことには興味ない。(30代女性)

この語りの女性のように、仕事をしながら大学院に通い、正看護師より上級の特定看護師(一定レベルの診断や治療を行う事が許される)を目指す人は少なくない。より時給の高い仕事に就き、日勤に戻る事ができれば「普通の人間の生活ができる」というのである。フィールドで聞く限り、この職業は、大きな病院が揃っているメリーランド州だけでなく、アメリカの他州やイギリスに住むケニア人にも多いという。

(3) 学校教師

ギクユ人移民にとって、根強い人気があったのは、母国ケニアで社会的尊敬を受ける学校教師であった。母国で広まる縁故主義が一切無く、平等にチャンスが与えられるアメリカで、容易に仕事を得られたからである。

では、教師として生きる道において、どのような戦略があるのだろうか。実は彼らは、仕事を得やすいように、アメリカ人が苦手だとされる「数学」、またアメリカ人教師に人気のない「特別支援教育」を専門にし、とくに都市中心部(ダウタウン)の荒れた公立学校、具体的には、ボルチモア市内にあるアフリカ系アメリカ人の生徒が多く通う公立高校で率先して働く事により、



高い給料を得ていた。ボルチモア市の犯罪率の高さは全米有数であり、域内の公立学校の生徒の多くは父親不在の家庭環境にあり、学内には様々な問題が山積しているため、ボルチモア市は教師の給料を高額に設定しているのである。以下、ギクユ人教師の語りを紹介する。

多くの生徒の父親は、監獄に入っていて、出所しても薬を売ったりして、彼ら（生徒たち）の人生に関わる事がほとんどない。彼らが知っているのは、爺さんぐらいだろう。だから、（生徒たちは）黒人の男性教師に対して、とても否定的な態度をとる。それに外国の訛りが加われば、さらに付き合っていくのは大変だ。（30代男性）

私のクラスの生徒（35名）のなかで、本当の父親と暮らしている生徒は一人もおらず、母親か継父、お婆さん、キョウダイに育てられている。そうした生徒の7割が、何らかの問題を抱えている。（50代男性）

筆者が話をしたギクユ人移民の少なからぬ人が、職場での人種差別を語っていたが、治安の悪いボルチモアで黒人男性として生きる事はさらに困難であり、犯罪者ではないか、銃を持ち歩いているのではないかと常に疑われるという。さらに言えば、一部のアフリカ系アメリカ人とアフリカ人移民との関係は良好ではなく、上記の語りのように、ギクユ人男性教師はとくに苦勞している。

そうした環境への抵抗手段として、自らアフリカ人としての誇りを持ち、相手の有りようを理解することは大切だと説明する人は少なくなかった。「私たちアフリカ人は、自分たちが誰か、どこから来てどの時代を生きたかというルーツを明瞭に理解している」（50代男性）ために自律し、またアフリカ系アメリカ人の社会や文化を学ぶことで、彼らの状況を理解できるというのである。先に語った教員の一人は、手を焼いていたある生徒から“you are my nigger”と言われたとき、ニガー（くろんぼ）という言葉に初めは驚き、そういう言葉を使うべきではないと思ったが、「あんたは、僕の友達だ」という良い意味合いで使われたのを知って、硬直していた関係が変わったと述べた。

以上のように、アメリカ人生徒の扱いに苦勞が絶えない様子が分かる。それでも、生徒の質が良いとされる郊外の学校へ移らず、都市の荒れた学校で教師を続ける理由は、給料が良いからである。他州で教師をしていたI氏（30代男性）の年収は3万ドル程度だったが、ボルチモアの公立高校の教師となり8万ドル以上を得ているという。なお、メリーランド州は全米で最も世帯年収が高い（2015年は7万3594ドル）⁸、豊かな州の一つだそうで、生徒の扱いが難しい公立学校での破格な給料に着目したギクユ人教師の経済行動は、戦略的であると言えよう。

では、職場での昇進についてはどう考えるのだろうか。以下の内容は、ギクユ人教師たちの意見を反映している。

⁸ Kaiser Family Foundation (<http://kff.org/other/state-indicator/median-annual-income/?currentTimeframe=0>, 2016年12月26日アクセス)。



(校長になる事には)全く興味がない。決まり事が多く、責任が重く、偏見が大きい。親に訴えられたら、資格を失って仕事が無くなる。大学院で博士号を取れば賃金も上がるので、その方がいい。(30代男性)

ここでもまた、昇進よりも進学志向が強いのが分かる。確かに、ギクユ人教師の多くは現在、大学院に通っている。学位取得で給料は多少上がるそうだが、むしろ国際機関への転職や、ケニアで大学教員を目指したいと述べた人もいた。小さな子供のいる女性教師は余裕がなく、事務仕事が多すぎて授業準備に手が回らないと不満を述べた人もいたが、教材を安価で購入できるサイト“Teachers pay Teachers”を頻繁に利用して、時間を節約しているそうである。

(4) アフリカ人相手の仕事

ケニア人移民の増加により、ケニア人やアフリカ人相手の仕事が増えてきた。ベビーシッターや美容師、学童経営やケニア料理人、アフリカ音楽専門のDJなど、ケニア人が欲しいものを提供する、ニッチな仕事と言えよう。

例えばJさん(60代女性)は、ギクユ人の家庭の住み込みのベビーシッターとして月給1200ドル(子供2人、1人の場合は800ドル)を稼いでおり、月に2回の週末に休暇をもらえる。Jさんは、休暇になると他のベビーシッターとシェアしているアパートに戻り、日曜日はケニア人教会へ行くのだという。働くギクユ人女性がJさんの様なアフリカ人のベビーシッターを見つけるのは死活問題であり、口コミで探し、他州から呼び寄せる場合もある。アフリカ人のベビーシッターであれば、安心して子供を預けられるという。また、アフリカ人相手の仕事として、ケニアから付け毛を輸入して編み込みなどを行う美容師は、専門として成り立つ仕事である。ケニアのスーパーで購入できる付け毛は安価で良質であり、ある30代の女性は里帰りの際に大量に購入して持って帰ってきて自宅に客を呼び、4~5時間かけて100ドルの施術を行っていた。

ケニア人が集まるパーティーでは、ケニアやギクユの音楽を専門に扱うDJを副業にする人もいた。K氏(40代男性)は、平日は会社勤めをしながら、週末にはケニア人主催の募金パーティー、誕生日会、結婚式費用を集めるプレウェディングなど様々なイベントに出かけ、ホストが望む音楽をかけて場を盛り上げていた。2015年7月に行われたケニア人イベントでK氏は、ホストのギクユ人から300ドルを得ていた。そうしたパーティーでは、ケニア料理が振る舞われる。通常は女性たちが持ち寄るのだが、忙しい人はケニア料理の製造販売を副業とする女性を頼りにし、パンの一種であるチャパティーを1枚1ドルで製造してもらっていた。

このように、アフリカ人相手の仕事が色々と生まれたが、さらに事業を拡大しようとするには戦略が必要となる。ここで、ケニア人を多く集める学童保育経営を紹介しよう。

Lさん(50代女性)は、ボルチモア市の小学校教師を経て、2012年に学童保育を始めた。特徴的なのは、メリーランド州やワシントンDCで年に1~2回、開催されるケニア祝日のパーティーや、ケニア大統領が渡米したときの歓迎パーティーにおいて、子供たちにケニアの歌や踊りを披露させている事である。生徒はケニア人(ギクユ人)が中心であり、アフリカ系アメリカ人も何名か通っている。



Lさんは、働き尽くめのケニア人が子育てに苦慮しながらも、教育を重んじている事を知っている。例えば、朝7時から夜7時まで働く看護師の親は、私立へ通う子供の送迎ができないので、Lさんが親の代わりに、早朝に子供を自宅へ迎えに行き、学校へ送り届ける。また、下校時に学校から子供をピックアップし、学童に戻って宿題をさせ、家へ送り届ける。親の急な予定変更にも快く対応している。料金体系は、授業料と送迎サービスを加えて1時間20ドル～35ドルであり、毎日10～20人の生徒が利用していた。夏のサマーキャンプでは、30～40人の子供が参加し、スワヒリ語を学べるクラスもあった。

この学童保育がケニア人に支持されるのは、毎週土曜日に70～80人の子供を集め、スワヒリ語の歌やケニアの踊りを教えてくれる事である。ギクユ人の親は、小さい頃に親と渡米した1.5世やアメリカで生まれた2世の子供が、ケニアの祖父母とギクユ語やスワヒリ語で会話できないことを恥じている。Lさんは、「ケニアの子供たちがアメリカ文化に埋没しないように手助けしたい」そう、その活動を側面支援している親たちの会合の場もまた、様々な悩みを相談し合える重要な機会だと述べていた。一方、こうしたLさんの活動に反対するケニア人も一部にはいる。

ケニア人の子供とばかり付き合うのは、不利益だ。子供達はアメリカでケニア人になるのではなく、アメリカ人になるんだ。ギクユ語やスワヒリ語より、英語をきちんと学んだ方がいい。

(50代男性)

第二世代の現状については稿を改めたいが、言葉の問題は在米ケニア人社会で大きな問題になっている。子供にケニアの言葉を学ばせたい親は、子供を数年ケニアへ送り返して寄宿学校で学ばせる手もあるが、親子の別居は一般的ではない。Lさんの経営戦略は、ケニア人の要望に細やかに対応し、ケニア人文化の継承を印象づける事だが、彼女はさらに、子供を預かる自分自身の信頼を得るためにメリーランド州で死亡したケニア人の遺族に寄り添い、葬儀の準備や司会進行をボランティアで手伝うなどの工夫をしている。

■ おわりに：移民社会の成熟に向けて

筆者が世話になった30代のM氏は、近年、ボルチモア郊外に小さなプール付きの中古一戸建てをローンで購入した。M氏が、夜勤専従看護師とタクシー運転手を兼業して必死に働き、ようやく手に入れたアメリカン・ドリームである。

本稿では、在米ギクユ人移民の声を多く聞けなかつたので、仕事に忙殺され、今を楽しむ事のない人々の日常が見えてきた。この生活から脱落し、メリーランド州でホームレスになった数名、母国へ戻った相当数、ストレスで病気を発症した人、酒浸りになった人などは、筆者はほとんど出会っていない。その意味で、ハングリー精神を持って成り上がろうと努力する人の姿が強調されたのは確かである。

ただ、こうした多忙な生活に嫌気がさして、生活の質を見直そうとする動きもある。金稼ぎに



目の色を変え、子供に何でも買い与えた事を後悔して、ある女性は週末の仕事を辞める事にした。彼女は唯一、ボルチモアのダウンタウンに暮らすギクユ人であるが、子供が歩いて利用できる無料の塾や運動クラブが近所にあり、良い私立学校もあるので、子育てには最適の場所なのだという。大多数のケニア人には無かった新しい方向性である。

そうした新機軸を目指す試みは近年、少なからぬケニア人が米国内から、またケニアからテキサス州へ向かっていると頻りに聞いた噂を思い起こさせる。同州は気候が暖かく、黒人が多く、物価が安く、仕事が多いため、人気だという。ケニアから連鎖移住をしたメリーランド州のギクユ人は、決して流動性の高い人々ではないが、アフリカ人移民に優しい土地を目指すという実践もまた、「ミルクと蜂蜜の国」の厳しい現実を生き抜く作戦である。

現在、アフリカ人移民はアメリカ新大統領の誕生とともに、自らの処遇に戦々恐々としているに違いない。新天地のアメリカで生き延びるために、法の網の目をかいくぐり、かなり際どい生活が続けてきたのである。それでも、大変な仕事を積極的に引き受け、やりがいを持って勤勉に生きようとする人々の生活は、再評価されるべきである。自らのルーツを熟知する誇り高い移民から、多民族国家のアメリカ社会が学ぶことは多い。これまで見過ごされてきたケニア人移民の日常を深く理解する事で、移住先の社会をも照らす生活の営みが見えてきたのである。今後、アメリカではさらに、アフリカ人移民の存在感が増すであろうが、彼・彼女たちこそ、移民大国アメリカの繁栄を根底から支えている存在ではないだろうか。

参考文献

〈日本語文献〉

石井洋子 2017. 『「ミルクと蜂蜜の国」へ移住するという事——米国・メリーランド州に住むギクユ人移民の語りの記録』『聖心女子大学論叢』第128集, 61-82.

シバ・ジョージ 2011. 『女が先に移り住むとき——在米インド人看護師のトランスナショナルな生活世界』伊藤るり監訳 有信堂 (Sheba M. George 2005. *When Women Come First: Gender and Class in Transnational Migration*. CA: The Regents of the University of California).

〈外国語文献〉

D'Errico, Nicole and Scott Feinstein 2011. "Kenyan Immigrants." in Ronald Bayor (ed.) *Multicultural America*. CA: Greenwood.

Kioko, Maria 2007. "Diaspora in Global Development: First Generation Immigrants from Kenya, Transnational Ties, and Emerging Alternatives." *Institute for Global Initiatives* 2(2), 151-168.

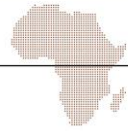
Okoth, Kenneth 2003. *Kenya: What Role for Diaspora in Development?* Migration Policy Institute.

(<http://www.migrationpolicy.org/article/kenya-what-role-diaspora-development>, 2016年11月24日アクセス)

Stephens, Robert E. 2013. *Kenyan Student Airlifts to America 1959-1961*. Nairobi: Kenway Publications.

(いしい・ようこ／聖心女子大学)





論
考

ウガンダ北部紛争をめぐる国際刑事裁判所の活動と地域住民の応答

Local Response to the Activity by the International Criminal Court into the LRA Case in Northern Uganda

川口 博子

KAWAGUCHI, Hiroko

要 約 :

国際刑事裁判所（ICC）は、現地の社会的な特性を省みない応報的な処罰を指向しており、裁判のプロセスへの被害者の参加が限定的であるという批判を受けてきた。ウガンダ北部の紛争に介入した当初にも、現地社会の論理や価値観を無視しているという批判が強かった。一方、2015年に容疑者のひとりが逮捕されたことで、ICCは現地住民から目撃談や被害申告を集める活動を開始し、地域住民は好意的に応答している。ただしICCがその対象者として想定していた人びとは、多くの地域住民が認識していた紛争被害者とは異なっており、その乖離がおおやけに議論されることがないままに、対象者の範囲が拡大された。地域住民は多様な紛争経験をもち、彼らの社会関係はその経験と密接に関連している。本稿ではICCの活動プロセスを、地域社会の現状と住民の紛争経験に関する認識との関連のうえで明らかにし、その活動が地域社会に対してどのような意義をもっているのかを検討する。

キーワード：ウガンダ北部 国際刑事裁判所 地域紛争 被害者（犠牲者） 応報／修復 紛争経験

はじめに

1980年代後半以降、サブサハラ・アフリカでは政府と反政府武装勢力による地域紛争が勃発し続けてきた。このような状況に対して、欧米諸国や国際機関は犯罪の責任者を放置せず、厳格に処罰することが平和の確立や国民理解につながると主張することで、積極的に人権侵害裁判に関与してきた〔武内 2008〕。

国際刑事裁判所（International Criminal Court：以下、ICC）は、1998年に開催された国連全権外交会議（ローマ会議）において国際刑事裁判諸規定（ローマ規定）が採択されて設立されたあと、2002年に60カ国以上がこの規定に批准・加入したことによって正式に活動を開始した。ICCはなによりもまず残虐行為の犠牲者のために設立された裁判所であり、不処罰の文化を終わらせることを目的にしている〔東澤 2007〕。つまりICCにとって、被害者の利害と同時に加害者への処罰はもっとも重要な関心事である。

ICCは活動を開始して以降、最初にウガンダ北部紛争に関する事態への介入を決定し、2005年10月に神の抵抗軍（Lord's Resistance Army：以下、LRA）の指導者5人に対する逮捕状を公開した。しかしながら介入以後、ICCは国家・地域の法を無視した応報的な処罰を加害者に科すことで、紛争当事者が必要とする和解や社会の修復を阻害しているという厳しい批判にさらされた〔榎本 2005〕。そのあとに続くコンゴ民主共和国などの事態に対する裁判のプロセスにおいては、被害者の参加が等閑視されているという問題が提起されている〔Moffett 2015〕。一方で、加害者と被害者をめぐって多様なカテゴリーが存在する紛争後社会の複雑な現実のなかで、被害者の参加が裁判に与える影響も懸念されている〔Méndez 2016〕。つまりICCは、発足以来、その崇高な目的として掲げた2点において、大きな課題を抱え続けている。これらの課題は、ICCが裁判における公正性・公平性を保ちながら、国家や地域社会に固有の法文化と、そこに暮らす人びとの社会関係や紛争経験に関する認識をいかにして受容することが可能かという問いでもある。これに答えるためには、まず地域社会の現状をつぶさに調査したうえで裁判のプロセスに対する地域住民の応答を研究する必要がある。

2015年1月、ICCによって逮捕状が発布されたLRAの旅団長であったドミニク・オグウェン（Dominic Ongwen）の身柄が、中央アフリカ共和国において拘束されたことで、ICCがウガンダ北部の事態に関して地域住民を対象にした証拠の収集と被害の申告を募る活動（以下、活動）を開始した。これは逮捕状の公表から10年後のことであったが、それよりもまずウガンダ北部紛争が勃発してから30年近い月日が流れていたということを忘れてはいけない。

本稿では、まずこの活動において、「目撃者」／「被害者」という対象者の条件が形成されていくプロセスを提示する。つぎに地域の人びとが彼らの紛争経験にもとづいて、いかにICCの前で語りうる者の条件を認識し、どのように地域社会のなかで共有していったかを分析するとともに、彼らが語るができる紛争経験のあり方について考察をおこなう。そして、地域社会におけるICCの活動の意義について検討する¹。

¹ わたしは、2008年からアチョリという人びとが暮らすウガンダ北部のグル県（Gulu District）を中心に、人類学



1. ウガンダ北部紛争と ICC の介入

1986年に現大統領であるヨウェリ・ムセベニ（Yoweri Museveni）が、国民抵抗軍（National Resistance Army：以下、NRA）を率いて首都を陥落させ、政権を奪取して以降、ウガンダ北部では20年にわたる地域紛争が続いた。前政権はウガンダ北部に暮らすアチョリという民族出身の大統領ティト・オケロ（Tito Okello）と軍人によって支配されており、彼らが北部に敗走し、NRAが追撃したことで、アチョリの人びとを巻き込んだ戦闘が開始された。1980年代後半に複数存在した反政府勢力は、政府軍に敗北または和平協定を締結したが、1987年に結成されたLRAはそれ以降も勢力を拡大していった。ウガンダ北部の人びとは、植民地時代の政策から生じたウガンダ南北の経済的格差や政治的軋轢によって、南部・西部に支持基盤をもつ新政府に対して懐疑的であったし、NRAによる暴力によって彼らの生活は深刻な危機に瀕していた。このため紛争勃発当初には、政府に対抗するLRAを支持する者も少なくなかったが、1990年代にはいって紛争が激化すると、LRAへの支持は次第に薄れていった。LRAは人びとに対して殺人、誘拐、性的奴隷化、身体切除、家屋への放火や略奪行為をおこない、誘拐された者は兵士、運搬人そして性的奴隷とされた。兵士として戦うことを余儀なくされた者は、地域に暮らす人びとを攻撃し、ときに殺害することを強いられた。

ウガンダ政府は1996年以降、ウガンダ北部住民の約90%を半強制的に国内避難民キャンプ（以下、キャンプ）に移動させたが、十分な保護を与えず、キャンプはたびたびLRAによる襲撃にさらされた。さらに紛争期をとおして、政府軍による虐殺や略奪も繰り返されていた。

ムセベニ大統領は2003年12月16日に、ICCに対してLRAに関する事態を付託した。これを受けてICCの検察官は、2004年7月28日に、ウガンダ北部の事態全体に関する捜査を開始する決定を公表した。そして2005年10月13日にジョセフ・コニ（Joseph Kony）以下、ドミニク・オグウェンを含む5人の指導者に対して人道に対する罪と戦争犯罪について逮捕状を公開した。

しかしながらICCが逮捕状を公開するやいなや、ウガンダ北部の地域社会内外からICCに対する批判が相次いだ。そのひとつは、ICCの介入が2000年に施行された恩赦法（Amnesty Act 2000）²によって醸成されつつあった政府とLRAの信頼を脅かし、紛争を再燃させるというものであった [Refugee Law Project 2005]。実際に2005年からはじまった和平交渉では、2008年の時点で「最終和平合意（Final Peace Agreement）」を残すのみになったが、指導者のコニがICCによる訴追を理由にこれに調印することを拒絶した [杉木 2010]。もうひとつは、ICCによる応報的な刑事裁判よりも、修復的な要素をもつアチョリの「伝統的正義」による「赦し」にもとづいた和解の促進が、よりウガンダ北部の状況および社会や文化に適合しているというものである。「伝統的正義」とは、植民地期以前から存在するアチョリの首長らによって実施される殺人に対する賠償とその

的な調査を続けており、同県ブンガティラ準郡（Bungatira Sub-county）ルコディ村（Lukodi Village）において2012年から計17カ月の住み込み調査をおこなった。本稿では、2015年2月から10月までのあいだにおこなった、ICCの活動に関する直接観察とそれに対する住民の応答への参与観察および聞き取りのデータをもちいる。調査の際には、おもにアチョリ語と補助的に英語を使用しており、住み込み先の青年による協力をえた。

² 恩赦法によれば、1986年1月17日以降に、ウガンダ政府に対する戦闘あるいは反乱にかかわったウガンダ人に恩赦を与え、恩赦が付与された者は武装闘争の際に犯した罪を訴追または処罰されないとされている。



あとにおこなわれる和解儀礼、あるいはそのプロセス全般、さらにアチョリに在来の儀礼による元兵士の受け入れを含んでもちられる。ただしこの批判は、アチョリ地域に暮らす人びとというよりも首長らを支援したアチョリのディアスポラ、NGO や研究者によるものであり、「伝統的正義」に対する解釈や単語の説明も単一ではなかった [榎本 2007]。

そして地域社会の現実からは、紛争後の和解において「伝統的正義」が機能しているとはいえない状況がある。多くの元 LRA 兵士が誘拐され意志に反して戦闘をおこなってきたことから、元兵士による賠償の支払いは実施されていない。そもそも紛争期の混乱によって直接的な被害者と加害者を特定できないために、賠償の受け渡しを実践することそのものが困難でもある。実際には被害者性をまとう加害者が暮らす地域社会において、人びとは紛争期の経験を極力語らずに生活を続けている³。

「伝統的正義」を支持する人びとは、ICC に訴追されている LRA の指導者たちにも適応可能であると述べてきた。しかし地域の人びとは、彼らの命令によって殺された人数が多すぎるために、賠償は事実上不可能であり、賠償なき「赦し」はありえないと語る。そして現在進行中の ICC による裁判を受容する傾向がある。以下の節ではこのような状況をふまえて、ICC が実施した活動のプロセスをみていくことにする。

2. ICC による捜査活動の概要

オグウェンの身柄が拘束されて以降、ICC はウガンダ北部における活動を本格的に開始した。オグウェンは、2004 年に発生した LRA によるルコディキャンプ (Lukodi IDP camp) への襲撃を指揮したとして、7つの訴因からなる罪への責任を問われていた。具体的には、3つの訴因からなる人道に対する罪 (殺人、奴隷化、および身体に対する重大な過失致傷と苦痛) と 4つの訴因からなる戦争犯罪 (殺人、市民に対する残虐行為、市民に対する意図的な攻撃の命令、および略奪) である。2015 年 2 月から活動を開始した ICC は、2015 年 12 月 21 日、オグウェンに対して新たに 3つのキャンプへの襲撃に関する容疑を含める計 70 の訴因によって起訴した [ICC 2016]⁴。

本稿では、ルコディキャンプ襲撃事件 (以下、襲撃事件) をめぐる ICC の活動について記述するが、そのまえに襲撃事件の概要について簡単にふれておこう。ルコディキャンプは、グル県を中心にあるまちから約 12km はなれたところに 2000 年に設立された。2004 年 5 月 19 日夕方ごろから 20 日未明のあいだに、LRA による襲撃によって少なくとも 41 人が死亡し、7000 人が避難し、多数の人びとが負傷し、誘拐され、200 件の家屋が焼失した [UN 2004]。

ICC は 2015 年 2 月からルコディ村を拠点に、地域の人びとを対象にした活動を開始した。以下では、わたしが 2015 年 2 月から 10 月にかけて滞在先であるルコディ村 A 準村 (Sub-village)⁵ において直接観察した ICC の活動の概要について記述する。本稿では便宜上、ICC の活動期間を、

³ 詳細については、川口 [2015] を参照されたし。

⁴ オグウェンは誘拐されて LRA に従軍してきたことから、彼の被害者性を問う議論もあるが [Baines 2009]、本稿では触れない。

⁵ 2015 年時点で、ルコディ村には行政区画として 5つの準村が存在していた。A 準村はそのうちのひとつである。ただし 2016 年に行政区画が再編成されたために、その数は 10 に増加している。



①2月から3月にかけておこなわれた ICC の外国人職員による裁判のプロセスに関する説明と「目撃者」と「被害者」の募集、②5月におこなわれた ICC のアチョリ人職員による被害の申告に関する準備、そして③7月から10月にわたる被害の申告の実施の3つに区別する。すべての期間において、ICC は単独で活動したわけではなく、NGO の支援をうけた住民組織であるコミュニティ和解チーム (Community Reconciliation Team : 以下、CORE チーム)⁶による協力をえている。

まず期間①では、外国人の ICC 職員が集会をおこなったために、英語からアチョリ語への通訳を必要とした。2月12日に ICC がルコディ村で第一回目の集会を開き、3月4日に ICC 主幹検事ファトゥ・ベンソーダ (Fatou Bensouda) がルコディ村を訪問した。そして3月後半にはいると、ICC はルコディ村とその周辺村の少なくとも11準村において小規模な集会を開催した。これらの準村は、襲撃事件当時に、ルコディキャンプに在住していた人びとの帰還先である。A 準村で集会が開かれたのは3月20日である。ICC 職員は裁判の概要とプロセスを説明したあとに、ICC が被害者に対するアカウンタビリティや被害者の参加を重視していることを強調した。そして最後に、裁判における証拠の重要性を強調しながら、活動の対象者は「オグウェンの目撃者」と「襲撃事件によって心身に障害をうけた被害者」であることを言明した。

つぎに期間②では、アチョリ人の ICC 職員がアチョリ語によって集会を進行したために、ICC 職員と地域の人びとのあいだの理解が促進された。5月5日、ICC 職員と CORE チームが会議をひらいた。おもな議題は、被害を申告するために必要な身分証明の手続きと襲撃事件での被害を証明する手続きであった。ウガンダでは2015年3月に個人登録法 (Registration of Persons Act 2015) が施行されたことによって、当時、交付途中であった国民証明証 (National ID card) が身分証明のために適用されることになった。ただし18歳未満の子どもには国民証明証は与えられないために、その代替として出産証明証や学生証が適用され、かつ保護者の同伴を必要とすることも確認された。そして申告書には、LC1 (Local Council 1) の議長と地区首長 (Parish chief)⁷のサインが必要であるとされた。しかし被害を証明する手続きについては、困難が予見された。死亡や傷害を証明する書類を所持している人びとの数は、多くなかったからである。またこの会議において、対象者の条件は具体的な議題にならず、事実上、対象者の選定は CORE チーム、ひいては地域の人びとに委ねられた。

2015年5月6日に、ルコディ村の A 準村でおこなわれた2回目の小規模集会で、ICC 職員は ICC が7月から被害の申告を受けつけることを明かした。そして対象者を「襲撃事件当日にルコディキャンプにいた者」または、「家族の一員をキャンプで失い、またそのごの生活に損失を受けた者」に拡大した。そして ICC 職員は活動の対象について、期間①では「チャデン (caden : アチョリ語で証拠/証言)」と説明していたが、このときには「アワノ (awano : アチョリ語で被害)」を強調した。ICC 職員は同時に、ICC は検察官が勝訴した場合にオグウェンに対して被害者への賠償を命じること、そして被害者信託基金 (Trust Found for Victims) によって被害者の復興支援をおこな

⁶ 2010年5月からルコディ村で活動を開始した NGO である Justice and Reconciliation Project が、開発支援とコミュニティレベルでの和解の実施を目的として組織した住民グループ。

⁷ ウガンダでは、村 (Village)、地区 (Parish)、準郡 (Sub-County)、郡 (County) そして県 (District) までの5段階の行政単位に、同順で Local Council 1 (LC1) から Local Council 5 (LC5) までの地方議会と首長が置かれている。地方議会では、5年に1度の総選挙によって議長と評議員が任命される。首長は、中央政府から任命される。



うことに言及した。

期間③では、ICC 職員が訓練をしたグル大学の学生たちと CORE チームの男性ふたりが、対象者への聞き取りをおこない、「被害者の参加への申請（Application for Individual Victim's Participation）」と題された書類への記入をおこなった。この活動は、まずルコディ村にある5つの準村ごとに日程を分けて7月6日から9月29日までおこなわれた。それぞれの期間は準村ごとの人口にあわせて1週間から2日ほどであり、実施時間は午前10時から午後4時で、1日あたり60人程度が被害の申告をおこなった。そのあとにルコディ村外の地域を対象にした日程が組まれた。ルコディ村周辺での申告者数は最終的に1700人⁸にのぼった。聞き取りの際には襲撃の日にルコディキャンプにいたかどうかが問われ、LRAが襲撃した日時とその方角、またそのときに申告者が何をしていたかなどの事実確認がなされた。そして襲撃による直接的な被害、襲撃後の生活状況や被害者の代理人になる弁護士にどのような資質や地域の人びとのかかわり方を求めるかが尋ねられた。申告者には、交通費として最低5000UGX（約150円）⁹が支払われた。

結局のところ、被害申告の対象者は必要とされた身分証明証をもつ者すべてに拡大された一方で、それをもたない者は対象者にならなかった。会場には連日多くの人びとが詰めかけて、夕方になるまで人が絶えることはなかった。

3. 捜査活動に対する地域住民の応答

ICCによる活動が開始されて以来、地域の人びとはオグウェンの訴追に対しておおむね好意的な意思を示していた。しかし人びとは、当初ICCが厳密に規定した「目撃者」／「被害者」を「ICCの前で語りうる者」としてとらえながら、嘲笑を含んだ会話を交わしてもいた。2月にはじめてICCが集会をおこなったとき（期間①）、村の酒場で真昼間から男たちの笑い声が響いていた。ある男が言った。「オグウェンを見た者？いるわけがないだろう。銃撃戦がはじまって、立ち止まる者がいるか？オグウェンを見た者はみんな死んだ。」そして当時の隣人たちが、逃げる姿や、物陰から戦場をうかがう姿の真似をして、ひとしきり笑った。ICCが目撃者のみを対象にするならば、じぶんが被害者であることに疑いをもたない人びとのほとんどは、語る権利を与えられないことになる。ICCがどの程度、厳密に対象者をしぼりこむか、現在この地域に暮らす人びとの声をすくい上げるかという問題について、人びとは懐疑的にとらえていたといえる。

期間②にはいると、人びとはCOREチームからの情報をえて、ICCがそれほど厳密に「目撃者」／「被害者」の条件を規定しない、つまり活動が開かれたものであることを認識し始めていた。しかし人びとは誰がその対象になるのか／ならないのかという問題について、積極的に語ろうとはしなかった。まずわたしが唯一聞くことができた活動をめぐる日常会話を紹介したうえで、この状況が生まれる理由について説明する。

⁸ 2015年10月29日に交わされた、ICC職員とCOREチームの会話による。

⁹ ルコディ村とその周辺地域在住の者に対しては一律5000UGX、それより遠くに住んでいる者は距離に応じてそれ以上の額が支払われた。ルコディ村では、およそ160㎡の畑の耕作に対する賃金の相場が2500UGX（約75円）であり、交通費の支給は地域住民が被害の申告に参加する大きなインセンティブにもなった。



5月のある日、村の酒場で男たちが車座になって他愛もない世間話をしていました。男A（30代）がICCの集会に関する話をはじめ、「ICCは、キャンプにいた者だけが被害を語ると言った。」と口にした。これに対して男B（30代）は「LRAはわたしたちの暮らしを壊した。キャンプにいなかった者が語ることを妨げるならば、その者は腹が黒い。そうだろう？わたしたちみんなが語るのだ。」と続けた。この会話はなんともいえない気まずさを漂わせながらたち消え、ふたりはどちらともなくほかの男たちの会話にまぎれこんでいった。

この様子から、対象者の条件をめぐる対立が回避されていることがわかる。これは、お互いの紛争経験に不用意に立ち入らない、地域社会に暮らす人びとの暗黙の了解から生まれている。男Aは、襲撃事件当時に、キャンプで生活しており、かつ母親を殺された経験をもつ。彼は紛れもなく襲撃事件の「被害者」である。一方で男Bは、襲撃事件当時には、別のキャンプで暮らし、またこれによって親族を喪失したわけでもない。つまりふたりの男のあいだには、襲撃事件をめぐる大きな経験の相違が存在している。ではなぜ、男Aはそのことを指摘しなかったのだろうか。

これに対してふたつの理由を指摘することができる。ひとつは、襲撃事件に遭遇したことの偶然性である。紛争期において、この地域の人びとは20年のあいだ、度重なる移住生活を続けていた。たとえば男Bの家族は、1986年から2008年までのあいだに、まちとむら、そしてキャンプを11回にわたって移住していた。むらやキャンプが危険であった一方、まちで借家に暮らし、日雇い労働に従事し、その日の食料を手に入れることは容易ではなかったと誰もが語る。いつどこに移住するかは、そのときの経済状況、庇護をもとめることができる親族や知人との社会関係の有無、あるいはそれらが欠如していたときに庇護者をえることができるかどうかの運にかかっていたといえる。度重なる移動や長期にわたるキャンプ生活を送った人びとにとって、いつだれがどこに住んでいたかという問題は紛争時の苦難を決定的に区別する材料にはならない。

もうひとつは、紛争経験の個別性である。男Bは、1990年代中盤にLRAによって誘拐されて3年間従軍した経験をもっている。男Bはこの経験からルコディに暮らすことを拒絶して、母方の親族を頼って別のキャンプに移住した。それでも男Bが誘拐されたという事実は、彼がLRAに所属していたことを意味する。国際的にもウガンダ国内においても、元兵士は無理やり誘拐されたことによる被害者として語られているが[Mawson 2005]、地域社会における現実はそれほど単純なものではない。現在の地域社会においては、日常的にだれも紛争について語ろうとせず、語ることはタブーであるとさえみえる。

たとえばわたしがいる日、村の人びとと酒を飲んでいたときの例をあげよう。突然にある元兵士の男C（20代）が、じぶんが誘拐されたときの状況と誘拐されたあとに受けた暴力について語りはじめた。男Cは、誘拐されたときに一緒にいた隣人一家は飼い犬がLRA兵士に噛みついたことで逃げおおせて、じぶんだけが誘拐されたと言ひ、これを聞いていたまさにその隣人は下をむいて黙りこくってしまった。わたしが酔いに任せて男Cの語りに涙を流したところ、彼は翌日予定されている集会のあと、わたしにもっと詳しい戦場経験を語り聞かせると続けた。しかし周囲の人びとは男Cをちらちらと横目で見ながら、だれも彼のはなしに参加しなかった。

ここではまず、具体的な経験にもとづいて、特定の元兵士が見捨てられた被害者として認識さ



れていることを指摘できるだろう。また LRA による誘拐は身近に起こってきたことであり、多くの人びとにとってもそれを免れたのは紙一重の偶然でさえあった。一方で別の場面では、村人は元兵士の素行の悪さについて、わたしにこっそりと耳打ちすることもある。それは、いかに元兵士が LRA に従軍していたときの経験が辛苦に満ちていたと語ろうが、人びとは彼らが暴力行為をおこなったということを想定していることを意味している。それでも人びとがおおやけに悪態をつかない理由は、それぞれの人びともまた、そう遠くない血縁に元兵士がいる状態にあるからである。元兵士は人びとにとって、極めて身近な被害者であると同時に加害者でもあるために、人びとは LRA 兵士としての個別の経験についておおやけに言及することができない。わたしの涙は経験を共有しない部外者による滑稽な産物であり、人びとからは流れ出ないものだったのである。翌日、男 C とわたしは微妙な気まずい視線を交わしたあと、前日の出来事を酔いに任せた虚構にして一切言及しなかった。

先にあげた事例にはなしをもどせば、個別の紛争経験について掘り下げることは、地域住民として暮らしている元兵士の加害者性を浮き彫りにする可能性を孕んでいるのであり、誰もがそうした加害者を抱えているために回避されるのである。ボスニア紛争を研究した Estmond and Selimovic [2012, 521] は、「紛争期の記憶は誰ひとりとして開く危険を冒そうとはしないパンドラの箱である」と指摘する。地域社会のなかで、誰が誘拐され、どのくらい兵士として従軍していたかということは周知の事実である。しかしながら、それに言及することなく、現在の平和な地域社会を継続することが（たとえ表面上であったとしても）、人びとにとって極めて重要な暮らし方である。このように ICC による活動では、ICC が被害者を厳しく選定しなかったことと、紛争後社会に暮らす人びとの作法ともいえる暗黙の了解が合致したことによって、多くの人びとが被害を語ることを可能にしたといえる。

4. 紛争経験をめぐり地域住民の語り

ICC の活動において、1700 人もの地域の人びとが活動に参加するにいたったプロセスと、それを可能にした地域社会の現状について述べてきた。ここからは襲撃事件に関する語りについて記述する。ただし以下に記述する語りは、わたしが ICC の活動後に襲撃事件での経験について個別に聞き取りをしてえたものである。それゆえに、地域の人びとが ICC に対して語った内容と直接的な関係はないことを付言しておく。

まず襲撃事件当日に、運搬人として誘拐された女（30 代）の語りを紹介する。彼女はこう言った。「わたしは捕えられて、ブッシュまで荷物を運ばせられた。タライ 3 杯分の豆を。わたしは身籠っていたし、背中には子どもがいた。LRA は、子どもを投げ捨てた。寄ってきた子どもを蹴った。子どもは死んだ（と思った）。わたしは 1 日あとに、村に戻った。子どもはルコディに戻っていた。政府軍が子どもを保護していた。わたしはブッシュでオグウェンを見た。」（カッコ内、筆者補足。）彼女は、わたしが暮らす A 準村のなかで、襲撃事件で誘拐されたおそらく唯一の人物である。彼女は、襲撃事件のときの経験を鮮明に語ったのだった。



次に、ある男（30代）とわたし、わたしの調査助手のやりとりを紹介する。男はまずわたしに対して、父親が襲撃事件で殺されたと言った。しかし男の父親がLRAによって殺害されたのは事実であるが、それは襲撃事件よりもはるかに前のことであり、オグウェンの指揮下でおこなわれたものでもなかった。わたしは男の母親からこの事実を聞いていたので、その場で、冗談風にはあるが彼の「うそ」を指摘した。すると男は戸惑い口ごもってしまった。そのとき、わたしの調査助手の男（20代）が、「LRAに対する怒りが彼にそうさせた。LRAがやったことにより変わりはないだろう。わたしたちはLRAによって苦しめられてきたのだから。」と言った。調査助手は自明の「うそ」を指摘するわたしが無作法者であるかのように、男を弁護したのだった。

またある老女（70代）は、「わたしの子どもはLRAにとらえられた。もうひとり、病気を患っている。別の子どもは死んでしまった。わたしは子どもふたりと走った。夫はまちにいた。子どもはそれぞれに走っていった。夫は子どもを探しに来た。夫とわたしは子どもたちすべてを道で見つけた。そしてまちに逃げた。」と語り、ICCを支持していることとオグウェンがこの地域に赦しを請いにくる必要があるとつけ加えたあとに、黙った。周囲の人びととわたしが世間話をはじめればらくすると、この老女は思い出したように「ああそうだ、隣人が子どもを抱えたまま、燃えて死んでいた。忘れることができない。」と呟いた。冒頭に老女は、子どもたちの誘拐や死、病気について語っているが、わたしはこれらもまた襲撃事件と直接関係することではないことを知っていた。老女の語りにも先の男と同様に、襲撃事件における出来事の語りとしては「うそ」が混じっていたのである。しかし老女は、わたしが彼女の家族構成や子どもたちの紛争経験を知っていることを知っている。わたしの居候先は老女の家近所であるし、以前にも彼女に対して紛争経験に関する聞き取りをしたことがあったからだ。老女が意図的にわたしに「うそ」をつく意味はない。

それでもこの老女が、このような語りをしたことには、上述の調査助手によるわたしへの教示と同じ理由が考えられる。老女にとって、子どもの誘拐や死、病気と襲撃事件は連続する紛争経験のなかのひとこまである。それはひとつを語ろうとするときに、連なって想起されるような経験群だといえるだろう。

2016年9月、わたしは被害の申告の実施に関わった男（50代）に聞き取りをする機会をえた。彼もルコディ村の住民であり被害を申告したが、自身が襲撃事件の現場に居合わせなかったことを気まずそうに明かした。そして、被害を申告することができる者は、第一に襲撃事件に遭遇した者であり、第二に襲撃事件で親族を失った者であり、第三に襲撃事件の影響でそのあとの生活に被害を受けた者であると言ったあと、それでもすべての人びとは紛争の被害者であると言った。

■ おわりに

本論の冒頭において、わたしはICCに突きつけられたふたつの批判をとりあげた。ひとつは、その応報的な処罰が地域社会のやり方と合致していないという問題であるが、ウガンダ北部の現



状において、地域社会の人びとみずからが ICC を好意的に受けいれている。ふたつめは、ICC が被害者の参加を困難な状態にしているという問題であった。本稿でみてきたように、ICC は地域の人びとによる応答にもとづいて「被害者」の条件を暗黙裡に緩和したことで、だれもが被害者として活動に参加することを可能にした。

この全員参加ともいえる状況を創り出すプロセスにおいて、それぞれの人びとがもつ被害者の条件に差異が生じていたが、それがおおやけに議論されなかったという点は注目に値する。襲撃事件での直接的な被害者こそが語るべきであると考えていた者もいたが、それが活動に反映されなかったのは、だれもが紛争の被害者であるからであると同時に、多様な加害者と多様な被害者のカテゴリーが存在する地域社会のなかで他人の紛争経験にふれないという暗黙の了解が存在していたからである。そして人びとにとって語るができる紛争経験とは、襲撃事件一日のことではない。人びとが経験した紛争とは、20年におよぶ途方もない月日の連続であり、人びとにとってその一部分だけを切り取ることは非常に困難であるどころか、理不尽な作業であるとさえいえる。

ただし地域の人びとが襲撃事件だけについて語る事が困難であることは、裁判の公正性・公平性を脅かす可能性をはらんでいる。地域の人びとの語りには法的に必要とされる事実とは別様のものが含まれる。しかしながらこの危険は、ICC が被害者の参加を受け入れたあとに、それを注意深く検討し裏づけをとることで回避することができるだろう。重要なことは、地域社会での活動において、裁判であつかわれる襲撃事件のみならず紛争全体の被害者が、現時点において裁判のプロセスに参加しえたのであり、ICC がそれを受容したことである。

人びとにとっての裁判は、紛争から平和への移行のなかで、ひとつの区切りを意味するものであり、そのプロセスに参加することそのものに意味がある。また語る事が回避される生活の場から離れて、人びとが被害者として語る事が受けいられる場をえたことも重要である。もちろんこれらの意味での人びとの認識と法にもとづいた裁判の意義には、乖離がある。しかし ICC が「被害者のための裁判所」であるならば、活動をとおして人びとに一定の充足を与えうること、それ自体も評価されるべきではないだろうか。

[謝辞] 本研究は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題名「紛争後社会における人々の和解と平和構築に関する研究：ウガンダ北部アチョリを事例に」、研究課題番号 13J02856、2013 年度～2015 年度）、松下幸之助記念財団研究助成（課題名「国際刑事裁判所に対する地域住民の応答と移行期司法の展開：ウガンダ北部紛争を事例に」、助成番号 16-200、2016 年 10 月～2017 年 9 月）ならびに日本学術振興会二国間交流事業オープンパートナーシップ共同研究（課題名「ウガンダにおける「家族」の多様化と再編力についての研究：格差に対抗する潜在力分析」、代表：椎野若菜、2016 年度～2017 年度）によって実現した。本稿は、日本アフリカ学会 2016 年度学術大会での口頭発表をもとに執筆した。発表準備から執筆においては、京都大学の太田至教授をはじめとした多くの先生方・先輩方のご指導を賜った。またルコディ村の人びとにおいては、寝食をともにするとともに、快く調査に協力していただいた。ここに深く感謝いたします。



参考文献

〈日本語文献〉

- 榎本珠良 2005. 「罪に問うべきか、許すべきか—北部ウガンダの状況への国際刑事裁判所の関与をめぐる」『アフリカレポート』40, 44-49.
- 2007. 「アチョリの伝統的正義」をめぐる語り」『アフリカレポート』44, 10-15.
- 川口博子 2015. 「紛争による死をめぐる真実の相貌—ウガンダ北部アリョリ社会における紛争経験への日常的対応—」『平和研究』44, 99-117.
- 杉木明子 2010. 「北部ウガンダ紛争における「下からの平和」—「市民社会組織」による取り組みとその課題—」『国際政治』159, 57-71.
- 武内進一 2008. 「アフリカの紛争と国際社会」武内進一編『紛争と平和の間—紛争勃発後のアフリカと国際社会—』アジア経済研究所, 3-56.
- 東澤靖 2007. 『国際刑事裁判所—法と実務—』明石書店.

〈外国語文献〉

- Baines, Erin 2009. "Complex Political Perpetrators: Reflections on Dominic Ongwen," *The Journal of Modern African Studies* 47(2), 163-191.
- Estmond, Marita and Johanna. Selimovic 2012. "Silence as Possibility in Postwar Everyday Life," *The International Journal of Transitional Justice*, 6(3), 502-524.
- Mawson, Andrew 2005. "Children, Impunity and Justice: Some Dilemmas from Northern Uganda," in Boyden. jo and Berry. de. Joanna eds., *Children and Youth on the Front Line: Ethnography, Armed, Conflict and Displacement*, 130-144, New York: Bergabn Books.
- Méndez, Juan 2016. "Victims as Protagonists in Transitional Justice." *International Journal of Transitional Justice*, 10, 1-5.
- Moffett, Luke 2015. "Meaningful and Effective? Considering Victims' Interests through Participation at the International Criminal Court." *Criminal Law Forum*, 26, 255-289.
- Refugee Law Project 2005. *Whose Justice?: Perception of Uganda's Amnesty Act 2000: The Potential for Conflict Resolution and Long-Term Reconciliation*, Refugee Law Project Working Paper, 15.

〈ICC 文書〉

- ICC 2016. ICC-PIDS-CIS-UGA-02-009/16_Eng.

〈国連文書〉

- UN 2004. *Uganda: Attacks on Internally Displaced Persons Camps Kill More than 125 in Past Month* (<http://www.un.org/press/en/2004/afr968.doc.htm>, 2016年12月7日アクセス).

(かわぐち・ひろこ／京都大学)





論
考

TICAD の変遷と世界

——アフリカ開発における日本の役割を再考する——

Changes in TICADs and the World - the Role of Japan in African Development Reconsidered

高橋 基樹

TAKAHASHI, Motoki

要 約 :

TICAD VI をめぐっては、ビジネスや中国との競争など国益に関心が集まったが、本旨のアフリカ開発についてはどのような議論が重ねられ、今後どう対応していくべきだろうか。日本の対アフリカ支援と TICAD の議論は、両者の状況や世界の情勢に応じて変化してきた。1993 年の第 1 回から 10 年後の第 3 回までの前半期には、アフリカ経済の低迷を受けて、アジアの経験の強調、貧困削減の重視などが掲げられた。また、日本の援助理念の到達点である人間の安全保障の観点からアフリカが抱える深刻な課題が取り上げられ、それを果たせない国家のあり方が問題にされた。他方、2008 年の第 4 回以降はアフリカの高度成長とそれにより強まったアフリカ諸国の立場を反映し、これらの問題への注目度は低下し、経済成長や民間投資の促進が関心の的となった。しかし、依然として人間の安全保障とそのため国家の改革は開発の基盤である。中国との競争に走るよりも、戦略的棲み分けを模索すべきであり、工業化など、長期の視点から、アフリカの開発に資する支援に注力すべきである。

キーワード： 開発援助 国益 ビジネス・パートナーシップ 中国との競争 経済成長 貧困削減 人間の安全保障

はじめに—TICAD VI を見る視点

去る 2016 年 8 月末の第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI、於：ケニア・ナイロビ）は初めてアフリカで開催された。それにもかかわらず、主要なマスコミや経済界はじめ日本国内の大きな関心を集めた。マスコミの報道で焦点が当てられたのは主に 2 つのことだったと思われる。一つは、日本の経済的パートナーとしてのアフリカの可能性であり¹、もう一つは経済関係で先行する「中国との対抗」の必要性である²。どちらの点も、アフリカ開発というより日本自体の利害を色濃く反映しており、日本政府関係者が TICAD VI に置いた外交上の意義もこの 2 点にあったと思われる³。他方で、TICAD VI の本旨であるアフリカ開発の現状と課題についての議論を伝える報道は限られていた。ここで指摘しておくべきは、日本の自国利益追求の場という TICAD のあり方は 1993 年の初回から強く打ち出されていたわけではないということである。TICAD は回を重ねる中でその性格を変えてきた。

他方で、問題になるのは、TICAD での議論やそれに対応した日本の支援が、TICAD の本旨であるアフリカ開発の現状と課題を考慮したとき、それに資するものなのか、ということであろう。とりわけ、TICAD VI のあり方を見ると、日本の利益追求と開発支援とは両立し得るものなのか、両立させるとしたら何をすべきかが、問題となるだろう。

本稿では、長期のグローバルな視点から、アフリカ開発をめぐる状況、及び日本とアフリカの関係の推移との関わりのなかで TICAD の性格がどのように変化してきたのかを、各回の TICAD の決議の内容をたどることを通じて考えることにしたい。そして、その変化を踏まえ、TICAD VI で出された「ナイロビ宣言」に反映されたアフリカ開発の現状と課題をどのように理解すればよいのか、また日本とアフリカのどのような関係が双方にとって現実的であり、望ましいのかを、特にアフリカの経済的パートナーとしての可能性、また中国との対抗という観点を再検討しながら、考えることにしたい。

TICAD 以前のグローバル経済の構造変化とアフリカ⁴

独立から間もない 1960 年代、アフリカの国々の大半は平均所得水準ではアジアの国々よりも豊かであった [World Bank 2005, 274]。だが、その当時から分かっていたことは、植民地分割の落

¹ 日本経済新聞 2016 年 8 月 27 日朝刊社説の「アフリカの成長を支え取り込もう」との主張にこうした関心が集約されている。そして、新聞報道の多くは、TICAD VI の本会議に並行して開かれた「ジャパン・フェア」等での日本企業の広報活動や日本企業とアフリカ諸国との覚書の締結にさかれていた（各紙 2016 年 8 月 28 日朝刊参照）。

² 各紙 8 月 27, 28 日朝刊参照。他の新聞に比べて対中関係で対抗や警戒の必要性を強調することが比較的少なく、アフリカの開発・貧困問題に焦点を当てた記事を多く掲げてきた朝日新聞でさえ、「中国に対抗」の見出しを掲げ TICAD VI を中国への対抗を進める場と捉えて報道した[朝日新聞 2016 年 8 月 28 日朝刊]。

³ 2016 年 7 月から 9 月にかけての外務省・国際協力機構関係者へのインタビューによる。また、日本経済新聞は、TICAD VI を「ビジネス TICAD」として位置付けるという外務省幹部の発言を紹介している[日本経済新聞 2016 年 8 月 6 日朝刊]。

⁴ 本節の記述について、詳しくは高橋[2014]を参照のこと。



し子であるアフリカ諸国は、国民の一体性が乏しく、国内市場システムの統合性を欠き、国家行政機構の歴史が浅く、教育や保健のシステムが未発達で人材は不足しており、外貨の収入源が主に植民地時代に導入された少数の一次産品に限られる（モノエクスポート）など、多くの国家建設の課題をかかえていたということである。

独立当初世界経済の好景気のために、アフリカ諸国の経済は比較的順調に成長し、これらの問題は表面化しなかった。それが暗転したのは、石油危機をきっかけとする 1970 年代の先進国経済の低成長時代への移行による。この低成長は、消費財需要の冷え込みと同時に、日本など先進国による省資源・省エネ技術の開発に帰結し、もっぱら先進国の一次産品への需要に外貨収入・歳入を依存していたアフリカ諸国の経済に重い負の影響を与えた。アフリカ諸国は軒並み人口増加率以下の低成長となり、国民の平均所得が低下した。

そして、1980 年代には東アジア諸国が輸出志向の工業化・産業の多様化に成功するかたわら、アフリカ諸国はモノエクスポート依存から脱却できないままだった。それは、停滞産業から成長産業への資源の移転を担う市場システムと行政機構の未発達、産業を担う人材の育成＝教育・保健などの国家建設の課題が克服されずにいたことによる。背景には、多くの国で専横と腐敗にまみれた為政者がこれらの課題を克服する強い意思を欠いていたことがある。

先進援助諸国は、冷戦と東西援助競争の下でこのような為政者の支配を不問に付していた。他方、同諸国は国際通貨基金（IMF）・世界銀行（世銀）を先頭にして、財政と国際収支の安定、政府の規制の削減・撤廃、対外自由化、民営化などを骨子とする構造調整政策の受け入れを条件として借款を含む大量の援助を供与し、停滞するアフリカ諸国の経済を支えようとした。日本もアメリカからの貿易黒字還流、負担分担の強い要請もあって、援助全額を増やすと同時に世銀・IMF 等と歩調を合わせてアフリカ支援を拡大していったのである。

構造調整は端的に言えば、アフリカ諸国の経済を市場の機能と民間経済主体の活躍によって浮揚させようという理念に基づいている。前提条件さえ整っていれば、構造調整は有効かもしれない。しかし、既に触れたようにそもそも国家建設で立ち遅れ、市場と民間部門が未発達なアフリカ諸国はその条件を欠いていた。そのため、あとで見るように、構造調整は十分な成果を挙げるができなかったのである。けれども、IMF・世銀はその点を十分考慮せずに構造調整の受入を迫り、条件に沿えない国への支援を停止・削減した。

1990 年代に入って、冷戦終焉に伴う「民主化」の波が世界を覆い、アフリカでも一党制の解体が進んだ。他方で、開発援助の戦略的な意義は劇的に低下した。打ち続く食糧危機や内戦による人びとの苦難、保健・教育の劣悪さは援助諸国の問題関心ではあったが、多額の援助の投入にもかかわらず、アフリカ諸国の政府がそれらの問題を解決できず、経済が停滞を続けることは欧米の援助諸国に広く「援助疲れ」を生んだ。低成長時代の帰結である先進国の財政のひっ迫がそれを助長した。欧米社会のアフリカにおける援助の効果を見る目が厳しくなるにつれて、構造調整の政策条件と同様にアフリカ諸国に民主化や人権尊重など政治的条件を求めることが一般的となり、その求めに抵抗する国に対しては、援助が抑制された。

他方で 1990 年代には世界最大のアメリカ経済が一定の回復を見せ、先進国経済は限定的にせよ回復を見せた。しかし、上に述べたようなアフリカ諸国の苦境は解決されないままだった。経済



回復の処方箋としての構造調整の限界は、もはや明らかだった。正にこうしたときに、1993 年、日本が TICAD 主催を開始したのである。

TICAD 前半期（第 1 回から第 3 回まで）—援助大国日本とアフリカにおける貧困削減

第 1 回から第 6 回に至る TICAD の歴史は、第 3 回（2003 年）までの前半と第 4 回（2008 年）以降の後半とに、大きく分けることができるだろう。その前半は、アフリカ経済が低迷し、貧困や不安定が最大の問題として語られた時期であり、また後半は、2003 年から突然のように始まったアフリカの成長に世界の注目が集まった時期である。そうした変化に応じて TICAD での議論と性格も変遷を遂げてきた。以下、TICAD の前半と後半に分けて、その背景にあるグローバル経済、日本とアフリカの関係の変容、そして TICAD でのアフリカ開発をめぐる議論の連続と不連続について概観していくことにしたい。

1970 年代以降の低成長期を、先進諸国の中で最も無難に乗り切り、80 年代後半からのバブル経済で絶頂を迎えた日本は、90 年代には、ほぼ毎年世界最大の援助供与国であった。冷戦が終焉し、アメリカが援助への関心を大きく低下させるなか、日本は比較的自由に自らの援助政策を決められるようになった。アフリカへの援助は全体の一割程度だったが、ケニアなどいくつかの国で日本は首位のドナーとなった。歴史的、社会的、経済的に関係が希薄で、直接の戦略的な利害も持たない日本が、アフリカ開発を掲げる大規模な会議 TICAD を開催したことは、タイミングの良さも手伝って、国際社会の注目を集めた。日本の利害や戦略的関心が希薄なこともあり、前半期の 3 回の TICAD は、かなり純粹にアフリカの開発課題と支援方針を語る場であったように思われる。

1993 年の TICAD I で議決された「アフリカ開発に関する東京宣言」には、アフリカの自助努力、貧困の解消、教育・保健の重視、インフラの整備、アフリカの域内協力・統合の推進に加えて、民間セクターの活動の促進など、その後の TICAD で繰り返し確認されることになる事柄の多くが謳われた [外務省 1993a]。外務省のまとめによれば、TICAD I ではアフリカ側がその社会的・経済的危機に関して「自らの欠陥と責任」を認め、援助の供与は民主化やグッドガバナンスへの努力にかかっていることが参加者の間で合意された [外務省 1993b]。こうしたことには、東西援助競争の終焉により、アフリカ諸国の立場が弱まり、先進援助諸国、特に欧米から政治経済上の改革を厳しく求められたことが影響している。ただ、実際に日本が民主化・ガバナンスに関して、欧米と同様にアフリカの改革の進捗と援助供与とを結び付ける選別的なアプローチをとったとは言えない。例えば、1990 年代、ダニエル・モイ政権下のケニアに対して欧米が人権侵害や腐敗を理由に援助を抑制したのとは異なり、日本は最大ドナーとして多面的な支援を維持した。

他方で、「東京宣言」には欧米や IMF・世銀流の、目に見える政治経済改革の成果を性急に求めるアプローチへの批判とも受け取れる主張が含まれていた。「東京宣言」は民主化や民間部門の発展に向けて必要とされるアフリカの政治・経済改革を詳細に述べ、構造調整も含めて改革にはアフリカ諸国自身の「ビジョン」、「価値」、個々の事情が尊重されるべきであり、その過程が長期にわたる困難で複雑なものとなると指摘している [外務省 1993a]。その指摘は、独立後約 30 年を



経過してもアフリカの国家建設が達成には程遠い状況にあることを真摯に認識したのもでもある。同時にアフリカの価値の尊重は、前年の 1992 年に初めて定められた「政府開発援助 (ODA) 大綱」で掲げられた「自助努力支援」の理念の反映とも解釈できよう [外務省経済協力編 1992]。

もうひとつ「東京宣言」で強く打ち出されたのは「アジアの経験」の共有であり、アジア諸国とアフリカ諸国との南南協力の推進であった。それは、東南アジア諸国を舞台にその開発経験をアフリカ諸国に伝えるアジア・アフリカ・フォーラムの開催として具体化された。同じ 1993 年には『東アジアの奇跡』が世界銀行から刊行され、かつてアフリカ諸国の大半より所得水準の低かった東アジアの国々の高度成長が注目を浴びていた。それを援助や投資を通じて主導した東アジアのリーダーたる日本の自負と自信を「アジアの経験」共有の提唱のなかに見て取ることができよう。

1998 年の第 2 回 (TICAD II) で議決された「東京行動計画」では、主題としてアフリカの「貧困削減」と「世界経済への統合」が掲げられた [外務省 1998]。これらは冷戦後の世界経済のグローバル化のなかで取り残され、貧困に苦しむアフリカの周縁化を防止する、という当時の先進援助諸国の共通の問題意識を反映したものである。特に欧米諸国は、膨大な借款を含む援助にもかかわらず、低成長を続け、債務負担に苦しむようになったアフリカに対してインフラなど経済の開発を優先して支援することには懐疑的であった。むしろ同諸国は、アフリカで政府の基本的役割である教育・保健などの社会開発 (あるいは人間開発) の支援に関心を集中させた⁵。「東京行動計画」では、TICAD I の「東京宣言」で打ち出されていた多くの開発課題が「社会開発」「経済開発」「開発の基盤」の 3 領域に整理され、さらに詳細に触れられている。「社会開発」が最初におかれているのは、上記のような欧米諸国間の合意に日本も足並みをそろえたものと言える。

「経済開発」では、重い債務負担への対処に多くの紙幅が割かれた。翌年、最後まで債務の減免に否定的だった日本が歩み寄ったことで、主要先進国首脳会議 (G8) は、本格的な重債務貧困国向け債務の救済で合意することになる。また「開発の基盤」の中ではグッドガバナンスの達成とともに、1990 年代におけるアフリカでの紛争の頻発に鑑み、紛争の予防と紛争後の開発が重視されるようになった。

TICAD II では、アジア・アフリカ間の協力は唱えられたが、TICAD I で強調されたアジアの経験の主張はトーンダウンした。それは、前年に発生したアジア金融危機やバブル崩壊後長期化しつつあった日本のデフレのため、日本・東アジアの成功に陰りが見えたことの帰結であろう。

2003 年の第 3 回 (TICAD III) では、「TICAD10 周年宣言」が決議され、「未来への羅針盤」として、「リーダーシップと国民参加」、「平和とガバナンス」、「人間の安全保障」、「アフリカの独自性、多様性、アイデンティティーの尊重」が掲げられた [外務省 2003b]。人間の安全保障は、TICAD III と同じ年に改定された新しい「政府開発援助大綱」で日本の援助が実現すべき理念的目標として初めて示されたものである [外務省 2004]。「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を柱とする人間の安全保障は、途上国の人びとが直面する複層的な問題への深い理解に立つもので、日本

⁵ そのことは、先進援助国の集合体である経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) が、本文で述べたような世界の大きな変化を受けて示した新しい開発援助の方向性についての政策文書に如実に示されている [OECD-DAC 1996]。



が開発理念形成の長い道程において到達した優れた理念と言ってよい⁶。そしてアフリカこそは、人間の安全保障の観点から最も困難をかかえた地域であった。その要因の多くは、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を人びとに保障すべき国家の機能が不十分であることに帰せられる。

TICAD III で日本政府は、支援の重点分野として「人間中心の開発」「経済成長を通じた貧困削減」「開発の基盤（平和の定着・ガバナンス）」の3つの柱を提示した。これは、TICAD II の「東京行動計画」の基本的枠組みを踏襲したものと言えるだろう。「人間中心の開発」は、2000年の国連特別総会で打ち出されたミレニアム開発目標（MDGs）と、人間の安全保障、中でも「欠乏からの自由」の理念を強く反映したものである。アフリカはMDGsで重視された教育や保健において、最も支援を必要としているという認識がその根底にあった。他方で、貧困削減の回路として「経済成長」が強調されているのは、経済開発を重視した日本なりのアプローチを打ち出したものと言えるだろう。日本は教育・保健の重視では主流の援助諸国に足並みを揃えつつも、農業やインフラ整備など主にアジアへの援助を通じて自国が培ってきた得意分野である経済開発の支援の経験をアフリカで生かすべく、この点に引き続き懐疑的であった欧米とは一線を画し、主張したものと考えられる。また「平和の定着」は人間の安全保障のもう一つの基本理念である「恐怖からの自由」を実現することと位置付けられた。

TICAD III では、前二回と同様に、アジア・アフリカ間の協力が唱えられる一方で、前年に発足したアフリカ連合（AU）が採択した「新しいアフリカ開発のためのパートナーシップ（NEPAD）」を重視し、アフリカ諸国相互の経済統合・協力を後押しすることが盛り込まれた。NEPADはTICAD Iで尊重が強調されていたアフリカ自身の開発ビジョンが、アフリカ全体の合意として具現化されたものと言ってよい。そして、アフリカ諸国の独自性、多様性、アイデンティティーの尊重はNEPADの精神にも沿うものとされた。

第3回までのTICADで一貫して強調されたのは、アフリカの貧困、紛争、周縁化などの軽減であり、それに教育や保健を中心とした人間開発とガバナンス改革によって対応することであった⁷。そのために日本の協力の中心に置かれたのは、世界最大規模だった政府開発援助である。また、アフリカ側の主体性の尊重を特に強調しつつ、各国で民間重視の経済の実現及び民主化を目指してアフリカ側が改革を進めることも繰り返し確認された。

TICAD 後半期—アフリカの経済成長と「官民協力」の重視

2008年に横浜で開かれた第4回（TICAD IV）からTICADのあり方は大きな転換を遂げた。その転換の背景にはアフリカ諸国が、TICAD III開催の2003年前後から高度成長を開始したことがある。中国をはじめとする新興国経済の目覚ましい成長による石油等の鉱物資源やその他の一次

⁶ 人間の安全保障の理念の、国際開発協力に関連した詳細な内容と意義については、国際協力機構編著 [2007] 参照。

⁷ 佐藤はTICADの議論の中身自体には、アフリカ開発に関する国際社会のコンセンサスに基づいたもので独自性がないとしている [Sato 2010]。決議の文言のみを概括的に見るならそう断じることもできるが、今日振り返って、その内容の移り変わりや背景を考慮に入れてつぶさに検討するならば、そこにはアフリカとの関係形成のプロセスや立ち位置、重視された理念について、日本なりの特質を見出すことができるものと考えられる。



製品の国際価格の高騰、またとりわけ中国による一次産品のアフリカからの輸入の拡大によって輸出収入が急増したことが、その高度成長の一因である⁸。総じて目覚ましい発展を遂げてきた東アジア諸国のなかでも中国は抜きんできて急速な成長を開始した。それを支えたのは、工業化と工業製品の輸出であり、また中国国内の大量消費の広がりであった。デフレに苦しむ日本を抜き世界第2位の規模を誇るに至った中国経済の膨張は、先進国と途上国に二極化していた世界経済のあり方を根本的に変えるものであった。

中国はアフリカなど途上諸国を含む世界中に、軽工業品をはじめとする輸出品を溢れさせた。それによって得られた巨額の外貨収入は、中国が膨大な資金をアフリカや近隣のアジアの途上諸国に政府間支援として提供することを可能にした。2000年以降、中国は多数のアフリカの国々の代表を招へいして中国アフリカ協力フォーラム（FOCAC）を3年ごとに北京とアフリカの国々で交互に開催するようになった。こうした中国による支援の拡大は、深刻な財政赤字のために援助額を抑制し、もはや最大の援助国でもなく、東アジアにおける突出したリーダーとは呼ばなくなった日本の姿と好対照をなしていたと言ってもよい。

他方でアメリカは、2001年の同時多発テロ以降、途上国世界との関係のあり方を再編しはじめ、政府開発援助を急増させて再び最大の援助国となった。日本等の側面的支援を受けつつ、「テロのたたかい」が展開された。同時にアメリカは資源、特に原油の調達先を中東からアフリカへと多様化させ、アフリカ経済の成長をより加速させた。

こうして TICAD IV の開かれた 2008 年には、アフリカは二重の意味で日本や先進諸国の注目を集めるようになっていた。一つは、にわかに価値の高まった資源・一次産品を豊富に抱える大陸として、もう一つは、新興援助国、とりわけ中国の影響力が急速に拡大する地域としてである。アフリカは、先進援助諸国による債務救済でその重荷から解放され、また外貨収入の急増と中国をはじめ新興援助国からの支援の拡大によって、先進諸国からの援助への依存度を減らした。それは、アフリカ諸国の先進諸国に対する立場を強めることになった。さらに、増大する外貨収入は輸入を増加させ、アフリカ諸国に空前の消費ブームを生み出した。消費需要の多くは中国からの輸入品に向けられ、アフリカ-中国間の貿易は急拡大した⁹。

このような状況下で、TICAD IV は「元気なアフリカを目指して一希望と機会の大陸」と謳い、第1のアジェンダとして「成長の加速化」を掲げた。次いで「MDGs 達成及び平和の定着・グッドガバナンスを含む人間の安全保障の確立」、そして「環境・気候変動問題への対処」が開発アジェンダとして挙げられた。TICAD III と比べて、貧困削減や開発の基盤の構築としてのガバナンス改革や紛争解決の位置付けが相対的に下がったことは否めない。代わりに強調されたのは、「成長の加速化」、すなわち経済開発であった。また、環境問題の重視は、温暖化の波及が強い関心事項になったことの反映であろう。

TICAD IV で議決された「横浜宣言」は、「急速な変化」によって自らの「運命を決定する自信と能力」をアフリカが高めつつあると述べている [外務省 2008]。これは自らの「欠陥」に打ち

⁸ 2003年から2008年の間にサハラ以南のアフリカの対中国向け輸出は、約6.7倍へと急増している（UN Comtrade 2016による）。

⁹ 2003年から2008年の間にサハラ以南のアフリカの中国からの輸入は約5倍へと増加している（UN Comtrade 2016による）。



ひしがれていた TICAD I 当時とは大きく異なり、アフリカ諸国がその外交的立場を強めていたことと表裏をなしている。また、ガバナンス改革については援助側の要求によるのではなく、NEPAD で掲げられたアフリカ諸国の相互検証を重視することとした。

さらに、「横浜宣言」は「成長の加速化」の中身として、産業開発を加速して、一次産品依存からの脱却とアフリカ内での付加価値の増大を目指すことを掲げた。その具体的な回路として人材の育成、インフラ、農業・農村開発、貿易・投資・観光の振興を挙げている。

さらに「横浜宣言」は国連安全保障理事会の改革に言及した。多数のアフリカ諸国から安保理常任理事国入りへの支持を獲得することは、日本が TICAD 等を通じてアフリカ諸国との外交関係を強化するための真の意図として指摘されてきたことである [Sato 2010, 17; 20-21]。安保理改革への言及は、それが前面に押し出されてきたものだと解釈できる。

2013 年の TICAD V では、議決された「横浜宣言 2013」が「躍動のアフリカと手を携えて」と謳ったことに現れているように [外務省 2013]、アフリカ開発の将来への楽観に包まれる中で開かれた。2008 年の世界金融危機をもこえて続いてきたアフリカの高度成長は、デフレからの出口を探し求める日本の民間セクターの広く注目するところとなっていた。前年の 2012 年には外務大臣と経団連副会長を共同座長とする TICAD V 推進官民連絡協議会が設けられた。TICAD V は TICAD の中で最も経済界の関心を集めたと言ってよい。

経済界の関心の高まりと共鳴するように、TICAD V のアフリカ側の代表からは、「援助よりも投資を」という声が多く聞かれた。その背後には、民間部門を経済成長の原動力に位置づけるべきとの認識と先進国の援助に伴う政治経済改革の「押し付け」の苦い記憶があったであろう。投資の優先度を高めることは、援助の増額が財政上難しい日本政府にも歓迎された。

「横浜宣言 2013」は「強固で持続可能な経済」、「包摂的で強靱な社会」、「平和と安定」を主要な課題として掲げた。そして、(1) アフリカ自身の取組の尊重と支援、(2) 女性と若者の権利確立・雇用教育機会の拡大、(3) 人間の安全保障の促進を基本原則としている。また、上記の 3 課題を達成するための重点分野とされたのが、①民間セクター主導の成長の促進、②物的・人的・知的なインフラ整備、③農業振興、④防災・気候変動対応・天然資源と生物多様性管理など環境対策、⑤初等教育と全ての人への保健サービスの供与、⑥平和と安定及びグッドガバナンスの定着の 6 つである。この重点分野の順序には、社会開発やガバナンスに比べての経済開発の重視という TICAD IV で強まった傾向がより明確に表れている。

「横浜宣言 2013」でもう一つ特徴的だったのは、TICAD というプロセスが、「開放的で包摂的な国際フォーラム」であると強調された点である。この開放性、包摂性の中身として、TICAD が一貫して南南協力を提唱してきたこと、またアフリカ連合委員会 (AUC) や世銀等の国際機関を共催者として国際社会との連携の下で行われていることが具体的に指摘されている。これは、中国の FOCAC がもっぱらアフリカ各国との二者間関係によって立つものであることとの違いを強調したものと解釈できるだろう。また、次回 (第 6 回) の TICAD はアフリカで 3 年後に開かれることとされたが、これも FOCAC がアフリカと中国での開催を 3 年ごとに交互に行っていることを意識したものであろう。そして「横浜宣言 2013」は再び国連安保理の改革の必要性に触れた。

「横浜宣言 2013」では、5 年前の TICAD IV の「横浜宣言」で指摘された一次産品の依存への



懸念などアフリカの経済成長がはらむ問題点への言及は影を潜めている。ただ、主要課題として挙げられている3つのことは、アフリカの高度成長の傍らに、脆弱性、排除性、暴力・対立、そして政治社会的不安定性などの深刻な問題が依然として横たわっていることを間接的に意味していた。同宣言策定に関わった関係者は、アフリカの高度成長が女性や若者を含む多数の人びとを包摂できる広い基盤に立っておらず、不平等が拡大していること、保健や教育のサービスの普及が未だ不十分であること、犯罪が蔓延し、テロや紛争が生じ、あるいはくすぶっていることを認識していたと考えられる。

現に、経済成長のかたわらでアフリカが対処できないできた問題は TICAD VI に至る3年の間にあらわになっていった。会議終了3か月後の2013年9月に起きたナイロビでの67人の生命を奪うショッピングモール襲撃事件、同年12月の独立間もない南スーダンでの内戦勃発、2014年4月のナイジェリアでのボコ・ハラムによる240人の女子生徒拉致事件など紛争・テロが相次いだ。同年にはリベリア、シエラレオネ、ギニアでエボラ出血熱の突発的拡大が発生し、少なくとも一部の国々の保健システムの極端な脆弱さが露呈した。

何よりも注目すべきことは、2015年から、アフリカの高度成長が急速に鈍化したことである。IMFによれば、2015年のサハラ以南のアフリカのGDPの成長率は前年の5.1%から3.4%に低下し、さらに2016年には人口増加率を下回る1.4%に下落すると推計・予測されている[IMF 2016]。こうした急激な成長の鈍化の要因は、直接的には国際的な一次産品価格の急落であり、いまやアフリカ最大の輸出先となった中国の景気減速である。さらに掘り下げれば、そのことはアフリカの経済が全体として、如何に偏って一次産品輸出に依存し、中国をはじめとする国際経済の変動に対して脆弱なのかを示すものだと言ってよい。

TICAD VI で議決された「ナイロビ宣言」[外務省 2016] は、「アフリカの持続可能な開発アジェンダ促進・繁栄のための TICAD パートナーシップ」と題した。このテーマは前年に国連総会で決議された「持続可能な開発目標 (SDGs)」に沿ったものであると同時に、正に「元気」で「躍動」するかに見えた21世紀以降のアフリカの開発のあり方が、持続可能なものとなり得るのかが深刻に問われていることを反映していると言ってよい。

「ナイロビ宣言」は AUC が前年に決議した「アジェンダ 2063」[AUC 2013]¹⁰に随所で触れ、これをアフリカ諸国自身のイニシアティブとして尊重する姿勢を打ち出した。「ナイロビ宣言」は一次産品の国際価格の下落に加えて、「エボラ出血熱の流行」、「過激化、テロ、武力紛争及び気候変動」を「アフリカの直面する新たな課題」として掲げた。そして、それらの課題を踏まえて、第1に「経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」、第2に「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」、第3に「繁栄の共有のための社会安定化促進」を開発の重点分野とした。そして、これら3つを貫く重要な理念として改めて「人間の安全保障」の理念が重要であることを確認した。

またそれぞれの重点分野達成の柱として、第1の「経済構造改革」のために質の高いインフラ、産業人材育成などを、第2の「強靱な保健システム」のためにはユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

¹⁰ 2063年は、AUの前身であるアフリカ統一機構の創立100周年にあたり、「アジェンダ2063」はこの年に向けてアフリカの開発の将来像を示したものである。



ージ（国民すべてを包摂する保健サービス）と危機への対応の強化などを、また第3の「社会安定化」のために平和構築・テロ／暴力主義への対処、若者・女性・脆弱層の教育や保護と能力強化、環境・自然資源の保護などを強調している。

このように、TICAD VI は、アフリカ経済が全体として急減速するなかで、それまでの成長にもかかわらず積み残された課題に向き合う中で開かれた。上で掲げた3つの柱以外にも、規模の拡大に比して低い学校教育の質など他にも重要な問題が残されている。そして、近年の事態で明確になったことは、「ナイロビ宣言」ですべての問題に関わっているとされた人間の安全保障の達成のためには、何よりもアフリカの国家の役割あるいはガバナンスの強化・改善が重要だということであり、それなしには、TICAD III で日本が掲げた「経済成長を通じた貧困削減」は不十分なものに留まらざるを得ない、ということである。「ナイロビ宣言」は、この点を、ガバナンスが「開発の基礎的基盤である」と述べて再確認している。アフリカ諸国が如何にガバナンスの問題の議論における優先順位を下げようとしても、事態の深刻さとガバナンスの重要性がそれを許さなかったと見ることもできる。

なお、「ナイロビ宣言」は TICAD が開放的、包摂的である上に、多国間の協議プロセスであること、国連安保理の改革が必要であることを改めて確認し、再び中国との違いを強調した。そして、特筆すべきことに、国際法などのルールに基づく海洋安全保障の達成が新たに盛り込まれた。これは、中国の南シナ海支配の既成事実化に対してアフリカ諸国の反対を糾合しようとした日本政府の意図を反映したものと見られる。

TICAD と民間企業の進出、そして中国との「対抗」

以上、前半期と後半期に分けて TICAD の変遷を見てきた。そのことを踏まえて本論冒頭に述べた「アフリカの経済的パートナーとしての可能性」、そして「中国との対抗」という2つの日本政府やマスメディアの問題関心を対アフリカ関係の中でどのように考えるべきだろうか。

まずアフリカとの経済的関係について言えば、TICAD の後半期、特に TICAD V から日本の民間セクター、中でも経済界の関心が高まってきた。TICAD VI で寄せられた関心の厚さから、アフリカの成長減速やテロのニュースにもかかわらず、民間企業の関心が衰えることなく続いていることが分かる。それは初期の TICAD 以来日本が強調してきた民間セクター主導のアフリカ開発に、日本の企業が参画する兆しとして歓迎すべきことであろう。

そもそも一般論として、各国間の関係が緊密で持続的なものとなるには、政府のみならず、民間の営利企業・非営利団体、そして個人の協力・交流が欠かせない。人間の安全保障という高邁な理念を掲げるところまで到達した TICAD 前半期までの日本の公的援助の歩みは、この理念の今日のアフリカにおける重みを考えても決して無意味ではなかった。しかし、それまでのアフリカとの関係は、政府・国際協力機構等と一部の NGO や企業の活動に限られ、根の広がりや欠いたものだったと言ってよい。TICAD VI がこの意味でアフリカとの経済的パートナーシップを強める意味を持ったとすれば、それは評価すべきことである。



問題は、どのような経済的パートナーシップがアフリカと日本の双方にとって望ましいかであろう。このことを考えるためには、アフリカとの経済関係を深めてきた中国との「対抗」として問題にされていることを政府間外交と民間経済関係の2つの次元に分けて見てみるのが有効であろう。

まず、アフリカ外交における中国との関係についてみると、TICAD V に続いて TICAD VI でも国際社会等との開放的・包摂的な連携が強調されたことが、中国との差別化を主張したものであろうことは既に指摘した。さらに、TICAD VI で質の高いインフラが強調されるようになったのも、インフラを中心とした支援の「量」を誇示する中国を念頭に、日本が供与できる支援の「質」を強調したものと理解することができる。これらは日本のアフリカ外交における立ち位置の、中国に比べての優位性を主張しようとしたものだと言えるだろう。

さて、日中両政府の間には、歴史問題から尖閣諸島、上述の南シナ海の問題に至るまでいくつかの外交上の争点がある。その延長上にあるのが、日本の国連安保理常任理事国入りに対する中国の反対であろう。しかし、TICAD VI に関わる議論においていくつかのアフリカ諸国は安保理改革で日本を支持することに難色を示したとされる¹¹。そもそもこれらの日中の争点は、アフリカ諸国の開発に直接関連することではないし、同時に中国を重要なパートナーとする国々にとっては、容易に賛成できることではないだろう。TICAD VI での日本の優位性の主張は、こうした中国との政府間外交上の対立を日本に有利に導くために有効に働いてきたとは必ずしも言えないようである。

それでは、TICAD V、TICAD VI で焦点のあった民間ビジネスの次元における中国との関係はどのように考えるべきだろうか。まず認識されなければならないのは、中国と日本の貿易額の規模の違いである。例えば 2015 年の日本からサハラ以南のアフリカへの輸出は 85 億米ドルに過ぎないのに対して、最大の対アフリカ輸出国である中国は 1,034 億米ドルと日本の 12 倍にも及ぶ。同年の中国の全世界への輸出総額は日本の 3.6 倍に留まることを念頭に置くと、これは単なる外交関係の密接さや政府の努力の違いなどで説明できるものではないことがうかがえる。言い換えれば、中国の輸出品には、サハラ以南のアフリカでより大きな需要を獲得できる理由があるということである。そこで、日本と中国のサハラ以南のアフリカへの輸出品目の内訳をみると、日本の場合、その 44% が車両に集中しており、また 9 割近くを車両を含む重化学工業製品ないし電気製品が占めている。他方、中国の場合、品目はより多岐にわたっており、最も多い電気製品でも 16% で、上位 10 品目の中に、衣類、家具、靴、綿製品などの軽工業品が含まれている。それは、中国製品がよりアフリカの人びとの日常で用いられる消費財を供給できていることを意味している（UN Comtrade）。中国製品は、単に 21 世紀の高度成長の下で起こったアフリカの消費ブームによく応えているというだけではなく、底辺層の需要をも捉え、アフリカの各都市のスラムの路上でさえ売られている。アフリカで底辺層、すなわち BOP（Bottom of Pyramid）向けビジネスに最も成功している国は、中国に他ならないのである。

中国製品がアフリカの人びとに受け入れられる要因は、消費財の需要が質よりもまずは価格競争力で優位性のある商品に向けられていることにあるだろう。ここで、中国製品の優位性を覆す

¹¹ *Japan Times* 紙 など 2016 年 8 月 28 日の各紙の報道参照。



ことが、日本企業の多くにとって容易でないことは明らかであろう。

アフリカにおける日中の輸出の規模と品目構成の違いは、両国が現在の世界経済の中で占める役割の相違に深く関係している。すでに軽工業品、あるいは一部の重化学工業品・電気製品で競争力を失っている日本の輸出品の多くは、生産に高度な技術を必要とする素材、部品、工作機械である。中国をはじめ東アジアの製造業は、日本からそうした技術集約的な製品を輸入することで成り立ってきた。単純化していえば、自動車や競争力を維持している電気製品などを除いて、日本の製造業の主な海外顧客は、製造業者他の生産者なのである。BOP 層をも含む世界の消費者を相手にしている中国との違いは歴然としている [高橋 近刊]。

もちろん、化粧品や一部の食材、医薬品など、アフリカの特に高所得の消費者の需要を獲得できる多種類の製品があり得ることを否定はできない。しかし、日本企業が総体として、アフリカ向けの輸出において競争力を獲得するにはおそらく 2 つのシナリオしかない。一つは中国を含む新興諸国及びアフリカでの現地生産や新興諸国及びアフリカの企業との提携の強化を通じて価格競争力を高めることであり、もう一つはアフリカに日本の優れた素材、部品、工作機械等の顧客となる企業を育成していくこと、すなわち東アジアと同様の工業化をアフリカで実現することである。

前者は、既に一部の日本企業が南アフリカやインドで実行しつつあることである。もし個別企業の経済的利益だけを考えるなら、提携先の新興国企業から中国を排除する理由はない。今まで日本企業は、中国企業を下請けに用いるなど協業してきたし、今日もアフリカでの大規模ビジネス・プロジェクトにおける中国企業との提携構想を耳にする¹²。

後者は、TICAD VI でも重点分野とされたアフリカの経済構造転換を図ることに他ならない。アフリカ総体では、そのために長い時間を要するだろう。けれども、アフリカで最も工業化を遂げている南アフリカには、日本企業の顧客となっている製造業企業が日系の現地法人も含めて存在するし、その意味で実現性の全くない話ではないのである。さらに付け加えるなら、アフリカの工業化については FOCAC において中国も支援を表明している。

日本企業のビジネスをめぐる、中国との対抗関係が最も問題となるのは、アフリカ諸国の政府が関わる大型のインフラ整備案件や、資源開発であろう。これらの分野で中国が政府の強力な後押しによって案件獲得を進めてきたことは間違いのない事実である。ただ、これらの分野では決して日本と中国の競争だけが問題になるわけではない。植民地時代から蓄積した現地との組織的關係、ノウハウや利権を有する欧米、特に旧宗主国の企業もまた競争相手にもなり、また連携相手にもなり得るであろう。アフリカ開発にとって重要なことは、受注先を決定するアフリカ側の政府が、公正な手続きに則って、国民の利益になり得るような案件を推進できるかである。正にそれはガバナンスの問題であり、アフリカ各国の国家建設に関わる問題である。この点を考えても、TICAD をはじめ、アフリカ開発に関わる様々な議論において、ガバナンスはやはり優先事項とされなければならないであろう。

いずれにせよ、民間企業のビジネスの次元では、TICAD を中心とするアフリカとの関係を、マスコミが喧伝したような日中間の対抗の視点でのみ捉えるのは的確ではないし、それに基づいて

¹² 2016 年 7 月から 9 月にかけて筆者が行った複数の総合商社関係者へのインタビューによる。



今後の構想を描いていくことは適切でもない。むしろ、日中相互の優位性に応じた戦略的な棲み分け、さらには可能かつ有益な分野での提携をも排除しないことが重要ではないか。アフリカ諸国の工業化・産業構造の転換を日中両国がともに目指していることから言っても、この点はより考慮されてよいように思う。

■ おわりに—経済構造の転換か、それとも資源の呪いの再発か

世界の経済開発研究を牽引してきたサックスら著名な論者は、かつてこぞってアフリカにおける天然資源の豊富さによる「資源の呪い」がアフリカの低成長の原因だと指摘した（Sachs and Warner [1997] など）。本論で述べたように、1970年代に資源ブームが去ったあと、アフリカの国々がモノエクスポートを脱することができず、その経済が長く低迷した事実はそれを裏付けている。21世紀に新興国経済の膨張によって起こった資源・一次産品ブームは、アフリカのモノエクスポートの状況をより強めたようにも見える [高橋 2014]。そこで生じた、資源・一次産品の国際価格の下落と経済の急減速によって、アフリカは、1970年代と同様の重大な岐路に立っていると見てよい。TICAD VI が提案したように多角化・産業化を通じて経済構造の転換を図ることができなければ、再び「資源の呪い」が再発することは十分に予想されるだろう。過去の教訓から読み取れることは、経済構造の転換のためには物的・人的・知的インフラの整備を通じた市場システムの形成、人間開発を通じた経済主体の育成に加えて、政治社会の安定などさまざまな条件を整えなければならないことである。この意味で、種々挙げられてきた TICAD の重点事項はどれか一つ、例えば産業化が最優先ということではなく、相互に関わって重要なのである。残念ながら、上記の条件を整備するためのアフリカと支援諸国の現在までの努力が十分であったとは言えず、だからこそ、近年の TICAD でも繰り返しその整備が課題となってきたのである。

それらの条件の達成のためには、繰り返しになるが、アフリカの政府の役割こそが鍵となる。それは、たかだか半世紀余りに始まった、アフリカの国家建設という歴史的な挑戦を今後もたゆまず続けていくことに他ならない。その挑戦は、TICAD I の「東京宣言」が正しく指摘したように、長い時間のかかる複雑なプロセスにならざるを得ない。

TICAD VI のサイド・イベントに参加した日本の民間企業の人びとが、アフリカの魅力として口にしたのは、将来人口が最も急速に増加し、大きな市場となることであった。たしかに、国連の人口予測によれば、2060年ごろにはアフリカの人口は南アジアを抜いて世界最大となる [UNDESA/PD 2016]。そこに民間企業が期待を寄せることは理解できる。だが、人口最大の大陸が、経済の停滞、人間開発の遅れや社会・政治の不安定をかかえることは、人類社会共通の大問題にもなり得よう。言い換えれば、アフリカの経済構造を転換し、繁栄と安定をもたらすことは、日本にとっても中国にとっても大きな利益になることのはずである。この点からいってもアフリカ開発の次元で中国との対抗をことさら強調することは決して生産的なことではないことが分かる。

TICAD VI で日本政府は官民合わせて 300 億米ドル（約 3 兆円）のアフリカ支援を表明した。規



模としては 2015 年の FOCAC で示された 600 億米ドル（約 6 兆円）の支援の半分にとどまるものである。しかし、GDP の規模や年々の成長率で大きく水をあけられ、中でも輸出収入が中国の 3 分の 1 以下の日本が支援の額で中国と競い合うことは不毛であろう。むしろ、日本は、公的な援助を通じて短期的で即物的な見返りを求めることを自戒しつつ、インフラに限らず質の高い支援を進め、息長く将来にわたってアフリカの国家建設に寄り添っていくことこそが最善の道である。

国益の観点からは、このような主張は、外交の厳しい現実を知らない夢想だとのそしりをまぬかれないかもしれない。しかし、欧米が過去にとってきた自己の価値基準に合った改革を求める性急なアプローチ、あるいはその国際協力の大半がひも付きである、中国のいわば新重商主義なアプローチのどちらとも異なり、アフリカ自身の開発努力自体がより質の高いものになっていくことを粘り強く支援し、人間の安全保障を自ら担える国家の建設を支援することが、長い目で見れば、日本にとっての外交的な資産となり、独自のイニシアティブを発揮していくことにつながる、そうした考え方があってもよいのではないか。そして、不透明感を増す世界のなかで、その独自のイニシアティブを、各国が強めつつある自国本位の姿勢への歯止めとする、それはむしろ平和主義国家日本の果たすべき役割であるように思われる。

参考文献

〈日本語文献〉

- 外務省 1993a. 「TICAD I(第 1 回アフリカ開発会議)『東京宣言』—アフリカ開発に関する東京宣言 21 世紀に向けて—(仮訳)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc_senge.html, 2016 年 9 月 15 日閲覧).
- 1993b. 「TICAD(アフリカ開発会議)I の概要」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc_gaiy1.html, 2016 年 9 月 15 日閲覧).
- 1998. 「TICAD II 21 世紀に向けたアフリカ開発 東京行動計画」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/kodo_1.html#1, 2016 年 9 月 15 日閲覧).
- 2003b. 「TICAD10 周年宣言(仮訳)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/pdfs/10_sengen.pdf, 2016 年 9 月 15 日閲覧).
- 2004. 「政府開発援助大綱の改定について(平成 15 年 8 月 29 日決定)」『ODA—政府開発援助白書 2003 年版—新 ODA 大綱の目指すもの—』, 178-183.
- 2008. 「横浜宣言—元気なアフリカを目指して—」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc4_sb/pdfs/yokohama_s.pdf, 2016 年 9 月 17 日閲覧).
- 2013. 「<横浜宣言 2013>—躍動するアフリカと手を携えて—」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000209.html, 2016 年 9 月 17 日閲覧).
- 2016. 「<TICAD VI ナイロビ宣言>アフリカの持続可能な開発アジェンダ促進—繁栄のための TICAD パートナーシップ—」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page3_001784.html, 2016 年 9 月 17 日閲覧).
- 外務省経済協力局編 1992. 「政府開発援助大綱(平成 4 年 6 月 30 日閣議決定)」『我が国の政府開発援助 1992』国際協力推進協会, 359-363.
- 国際協力機構編著 2007. 『人間の安全保障—貧困削減の新しい視点』(絵所秀紀監修)国際協力出版会.
- 高橋基樹 2014. 「アフリカ経済の成長とその質」北川勝彦・高橋基樹編『現代アフリカ経済論』ミネルヴァ書房, 111-150.
- 近刊「アフリカと日本のかかわり—そのあり方と新しい展開—」遠藤貢・関谷雄一編『東大塾 社会人のための現代アフリカ講義』東京大学出版会, ページ未定

〈外国語文献〉

- African Union Commission (AUC) 2014. *Agenda 2063: African We Want 2nd edition.* (<http://archi.ve.au.int/assets/images/agenda2063.pdf>, 2016 年 9 月 17 日閲覧).
- International Monetary Fund 2016. *World Economic Outlook Database* (<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/02/weodata>, 2016 年 11 月 13 日閲覧).
- Organisation for Economic Cooperation and Development, Development Assistance Committee (OECD-DAC) 1996.



- “Shaping the 21st Century: the Contribution of Development Co-operation”.
- Sachs, J.D. and A.M. Warner 1997. “Sources of Slow Growth in African Economies,” *Journal of African Economies*. Vol.7, No.3, 348-362.
- Sato, Makoto 2010. “An Historical Analysis of Japan’s Aid Policy in Africa,” Howard P. Lehman ed. *Japan and Africa: Globalization and Foreign Aid in the 21st Century*. Abingdon: Routledge, 8-24.
- United Nations Department of Economic and Social Affairs, Population Division (UNDESA/PD) 2016. *World Population Prospects 2015 revision* (<https://esa.un.org/unpd/wpp/Download/Standard/Population/>, 2016年9月10日閲覧).
- World Bank 2005. *Economic Growth in the 1990s: Learning from a Decade of Reform*, Washington D.C.: World Bank.

(たかはし・もとき／京都大学・神戸大学)



論
考

モザンビークにおける政治暴力発生 のメカニズム

——除隊兵士と野党の役割——

Understanding the Outbreak of Political Violence in Mozambique:
Demobilised Soldiers and Role of the Opposition

網中 昭世

AMINAKA, Akiyo

要 約 :

本稿の目的は、近年モザンビークで発生している野党第一党モザンビーク民族抵抗（RENAMO）の武装勢力と国軍・警察の衝突のメカニズムを明らかにすることである。考察の際の着目点は、当事者である RENAMO の除隊兵士の処遇の変化と、RENAMO の弱体化の関係である。モザンビークでは 1992 年に内戦を国際社会の仲介によって終結させ、紛争当事者を政党として複数政党制を導入して以来、モザンビーク解放戦線（FRELIMO）が政権与党を担っている。しかし、FRELIMO は選挙において必ずしも圧倒的な勝利を収めてきたわけではない。だからこそ FRELIMO は一方で支持基盤を固めるために自らの陣営の退役軍人・除隊兵士を厚遇し、他方で RENAMO の弱体化を図り、結果的に RENAMO 側の除隊兵士は排除されてきた。近年の RENAMO の再武装化は、紛争当事者の処遇に格差をつけた当然の結果であり、それを国軍・警察が鎮圧する構図となっている。

キーワード：紛争後社会 選挙 野党 除隊兵士 恩給

はじめに

モザンビークでは紛争を終結させた 1992 年の包括的和平合意（以下、和平合意）以降、紛争が再発することなく、2000 年代には 7% に達する高い経済成長率を記録してきた。しかし、2011 年末に除隊兵士の社会的統合に関する法律が施行されたのを機に、その情勢は急激に悪化している [Vines et al. 2015, 26]。旧来の除隊兵士に関する法律は、解放闘争時代（1962～1975 年）の退役軍人・除隊兵士を軍人恩給および社会保障サービスの優遇の対象とする一方で、内戦時代（1976～1992 年）については傷痍軍人のみを対象としていた。これに対して 2011 年の法律は、内戦時代の退役軍人・除隊兵士も軍人恩給および社会保障サービスの優遇の対象として定めている。一見すると対象を拡大して改善されたように見えるが、同法の対象からは非正規兵を多く含む野党第一党のモザンビーク民族抵抗（*Resistência Nacional Moçambicana*: RENAMO）側の除隊兵士が排除されていた。その結果、同法の施行後間もない 2012 年 3 月、RENAMO ナンプラ州支部に集結した RENAMO 側の除隊兵士と警察の間で銃撃戦に至るといふ反発を招いた。さらに同年 10 月、党首のデュラカマ（*Afonso Dhlakama*）は中部ソファアラ州の内戦時代の軍事基地を再建して活動拠点とし、以来、北中部を中心に RENAMO 武装勢力による襲撃や国軍との衝突が散発的に繰り返されている。RENAMO と国軍の軍事力の差を考慮すれば内戦時のような全面的な紛争に悪化することは今のところ考えにくく、実際に 2016 年 12 月末から 2017 年 4 月末までは両者の間で停戦が合意されているものの、事態が完全に沈静化したとはいえないのが現状である（2017 年 3 月現在）。

モザンビークでは、紛争の当事者であった現与党モザンビーク解放戦線（*Frente de Libertação de Moçambique*: FRELIMO）と RENAMO 双方の側に除隊兵士がいる。しかし、前述のとおり傷痍軍人を例外として、内戦時代の除隊兵士は紛争直後に動員解除給付金を受けていた数年間を除けば、軍人恩給等の給付の対象ではなかったわけである。その状況に鑑みれば、2011 年以前も FRELIMO・RENAMO の別を問わず除隊兵士から反発があっても不思議ではないが、2011 年以降に RENAMO 側からのみ反発が起こった。つまり、その反応の有無は、何らかの手段によって FRELIMO 側の除隊兵士の不満を解消する措置が執られてきたのに対して、RENAMO 側の除隊兵士については同様の措置が執られてこなかったことを示唆している。

そこで本稿では、近年のモザンビークにおいて政治暴力が発生するメカニズムを、除隊兵士の処遇に着目し、次の 2 つの問いについて考察することで明らかにする。第一の問いは、FRELIMO および RENAMO はどのような手段で自らの陣営の除隊兵士の不満を解消してきたのかということである。これを明らかにするため、第 1 節では除隊兵士の処遇の変遷を確認する。紛争の再発防止と社会の安定化という観点からすれば、紛争当事者の処遇に差をつけることは、当然ながら紛争再発の誘因になりかねない。第二の問いは、それにもかかわらず 2011 年の法律に具体化された除隊兵士に対する処遇の差がどのように生まれたのかということである。この観点から、第 2 節では除隊兵士の処遇の変化と過去の選挙結果を照らし合わせ、政策決定に対する RENAMO の影響力の盛衰との関係を検討する。さらに、これらの考察を踏まえ、第 3 節では 2012 年以降長引く事態に対する FRELIMO 政権の対応の意図を探る。



1. 除隊兵士の処遇の変遷

FRELIMO・RENAMO ともに紛争当事者であった過去に由来し、重要な支持層として退役軍人・除隊兵士団体を抱えている。1992年の紛争終結直後には、再発を抑制するために武装解除とともに除隊兵士の社会統合が喫緊の課題として取り組まれた。当時、政府は国軍(8533人)とRENAMO軍(3662人)を統合してモザンビーク国防軍(Forças Armadas de Defesa de Moçambique: FADM)を新設し、副参謀長官にRENAMOの前最高司令官を据え、軍事部門での権力分有を目指した。残る9万2000人(国軍側7万1000人、RENAMO側2万1000人)が動員解除されて間もなく、国軍の除隊兵士からなる団体を母体とし、そこにRENAMO除隊兵士を包摂する形で1994年12月にモザンビーク除隊兵士団体(Associação Moçambicana dos Desmobilizados da Guerra: AMODEG)とモザンビーク傷痍軍人・準軍人団体(Associação de Deficientes Militares e Paramilitares de Moçambique: ADEMIMO)が設立された。しかし、国軍関係者は都市部出身者が多く相対的に就学歴が高いために設立当初から組織運営の中核を占めたのに対して、RENAMO側除隊兵士は農村部出身者が多く就学歴が低いために周辺化され、のちに別団体を組織した。

1994年の第1回国政選挙直前に行われた動員解除では、18カ月間の給付金、農業用具、種子、3カ月分の食糧で構成されるキットが支給された。その後も政府はAMODEGによる活発な請願を受け、1995年から1996年の半ばにかけて、つまり動員解除後の給付期間が満了するタイミングで追加的に18カ月の給付金を支給している。しかし、追加給付金を受けたのちの1997年3月の調査でも除隊兵士の就業率はわずか14%にすぎず、生計基盤を整えるという点で社会統合は極めて不十分だった[Schafer 1998; McMullin 2006]。

そこで政府は1999年に退役軍人省(Ministério dos Antigos Combatentes)を設立した。設立当初の対象は解放闘争(1964~1974年)の退役軍人、つまりはFRELIMO側の功労者にすぎなかったが、和平合意10周年であると同時にFRELIMO結成50周年でもあった2002年には退役軍人の地位を定めた法律を制定し、解放闘争時代に10年以上軍に所属した退役軍人のみならず、この機に国軍およびRENAMO双方の傷痍軍人を対象に含めた軍人恩給の支給を開始した。しかし、その認定は政治的に行われ、RENAMOの除隊兵士が排除されていたことが指摘されている[Alusala and Dye 2010]。

さらに動員解除に伴う給付金の支払期間終了後に採られた政策をみると、退役軍人や除隊兵士を明示的に対象とする政策の他にも、名目上は地方分権や村落開発を目的とした村落行政の能力強化を謳いながら、実態は退役軍人や除隊兵士を対象に経済的資源を配分しているものが多数ある。例えば、2000年に地方行政組織の末端機関として新たに「共同体権威」を定めた布告では、伝統的権威と並んで社会主義時代以来のFRELIMOの機関員である事務局長(secretário)や、しばしば国軍の退役軍人や除隊兵士が務める地区の代表者「コミュニティ・リーダー」を一括りに「共同体権威」として国家が承認している。その結果、RENAMO支部で銃撃戦が発生したナンブラ州都ナンブラ市では、2014年国政選挙での各政党の得票率はRENAMO48%、FRELIMO38%、モザンビーク民主運動(Movimento Democrático de Moçambique: MDM)14%とRENAMOが優勢で



あるにもかかわらず、同市内の「コミュニティ・リーダー」326人の9割はFRELIMO側の退役軍人か除隊兵士である[Verdade, 1 de Outubro de 2014]¹。そして「コミュニティ・リーダー」を含む「共同体権威」は2003年に村落行政機関「共同体諮問評議会」の構成メンバーとして位置づけられ、2005年からは給与・制服が支給され、国章を使用することが認められた。つまり、FRELIMO政権は自らの陣営の退役軍人・除隊兵士に従来の一時的な給付金ではなく、定期的に給与が支払われる職を用意したのである。

さらに上記の「共同体諮問評議会」には中央政府から配分された経済的資源を分配する権限が付与されている。同評議会は、翌2006年から地方開発を目的とするマイクロ・クレジットのための予算として郡レベルで地方行政機関に支給が開始された「郡開発基金(Fundo de Desenvolvimento Distrital: FDD)」の対象案件の採択決定機関となっている。その結果、対象となる案件が著しくFRELIMO関係者に偏っているとの批判がある[Orre e Forquilha 2012]。こうした実態を反映して、「共同体権威」となった「コミュニティ・リーダー」に対する野党支持者の目は厳しい。RENAMOもその地位の廃止を求めているだけでなく、2012年以降に発生している襲撃ではしばしば「コミュニティ・リーダー」が標的となっている[Diário de Zambézia, 19 de Abril de 2016; Portal de Angola, 21 de Março de 2015]。

さて、再び除隊兵士を明示的な対象とした政策に戻れば、和平合意15周年を控えた2007年前後から軍人恩給をめぐる議論が再燃している。政府は2008年末に省庁横断委員会を設けて「元除隊兵士および傷痍軍人の社会統合のための戦略(Estratégia para Reintegração Social dos Ex-Militares Desmobilizados e Portadores de Deficiência)」を策定し、除隊兵士に対して既存のFDDによるマイクロ・クレジットを優先的に分配し、職業訓練の機会を提供するほか、ADEMIMOを介して家族も含めた社会保障、医療サービスおよび医薬品補助を行う方針を示した[Verdade, 2 de Julho de 2009]。退役軍人や除隊兵士に対する公的補助の内容は、主に社会保障と社会統合に分けられている。内戦中の激戦地の1つであるソファアラ州政府ホームページによれば、公的補助の内容は解放闘争の退役軍人の認定と登録と恩給給付、退役軍人の親族に対する葬儀費用の補助、退役軍人および除隊兵士に対する医療費の補助、生活保護認定と食糧援助、退役軍人およびその子に対する普通中等教育の学費免除、退役軍人の子に対する専門学校の学費免除および高等教育における一部奨学金・教育大学総学費奨学金、除隊兵士に対する公立学校の学費免除、退役軍人に対する制服の支給などである。

「元除隊兵士および傷痍軍人の社会統合のための戦略」と並行して、国民議会では除隊兵士も含めた兵士の地位に関する法案が議論された。兵士の地位に関する法律(Lei n° 16/2011, de 10 de Agosto: Estatuto do Combatente)が2011年5月にRENAMOによる反対44票に対して賛成175(内169票がFRELIMOおよびMDM)で採択され、続いて兵士の地位に関する細則(Decreto n° 68/2011, de 30 de Dezembro: Regulamento do Estatuto do Combatente)が施行された。これらに基づき、政府は解放闘争の退役軍人のみならず内戦時の兵士も軍人恩給および社会保障サービスの優遇の対象に含め、新たに予算を確保した[Verdade, 19 de Maio de 2011]。対象の拡大にもかかわらずRENAMO

¹ ナンプラ市における各党の得票率については Mozambique Elections 2014, Parallel, Sample Counts (PVTs) 2014 Parliamentary Election に基づいて推計した。
(<http://www.lse.ac.uk/internationalDevelopment/research/mozambiqueElections/home.aspx>, 2017年2月24日アクセス)



が反対した理由は、自らの支持層である除隊兵士の多くが非正規兵や民兵であり、同法の対象に含まれていない点にある。RENAMO は元々反政府ゲリラであったという性格に起因して、もとより軍事動員の体系的な記録を保持してはいない。そのために RENAMO の武装勢力に農村から直接動員された人々が動員の証拠となるものを提示するのは極めて困難である。実際のところ、紛争直後には国軍側だけでも 15 万人の非正規兵が郡・州の管轄下にあると言われたが、その実態は農村部に散り散りになっており、RENAMO 側に至っては見積もりすらない [オールデン 1997]。

これらの法律について、当事者であり RENAMO 支持者である除隊兵士らも否定的な評価を下している。除隊兵士団体の中でも近年選挙の度に支持政党が注目される除隊兵士フォーラム (Fórum dos Desmobilizados de Guerra: FDG) は、立法化に際して 500 人余りを動員して内閣府前でデモを行った。そして、RENAMO 側の除隊兵士が政府側の除隊兵士同様に新法に含まれること、除隊兵士に対する恩給の月額最低 600 メティカル (2011 年のレートでおよそ 18US ドル) を 1 万 2500 メティカル (同 370US ドル、最低賃金の 4 倍相当) とすること、除隊兵士のみならず民兵およびその寡婦や遺児を含めた家族を対象とすること、さらには政府が除隊兵士のプラットフォーム機関を設置するよう要求した [DW, 26 de Outubro de 2011]。また、内戦終結直後に元国軍兵士と同等に武装解除され、給付金を受け取った経験のある RENAMO の除隊兵士らは、兵士の地位に関する法律の成立直前も武装解除時と同等の待遇を期待する一方で、不満の根拠として FDD の運用を挙げている [Schafer 2013; Wiegink 2015]。

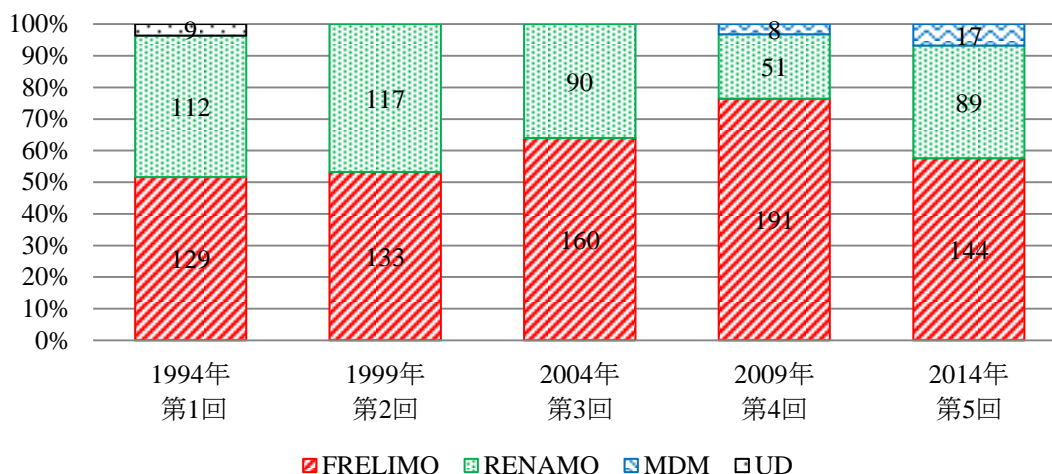
冒頭で挙げた第一の問いに戻るならば、紛争終結直後の武装解除の時期から、FRELIMO はほぼ絶え間なく直接的・間接的に自らの陣営の退役軍人・除隊兵士を厚遇すべく策を施してきたのに対して RENAMO 側の除隊兵士はその対象から排除されてきた。そうした状況を決定的なものとしたのが、2011 年の兵士の地位に関する法律であった。

2. RENAMO の政治的影響力の低下

FRELIMO・RENAMO 双方にとって一大支持層である退役軍人・除隊兵士の要求に応えうるか否かは各政党の支持に直結する。しかし、前節で述べたとおり、FRELIMO がこの支持層の要求の受け皿となって数々の政策を打ち出してきたのに対して、RENAMO 側の除隊兵士はそれらの政策からことごとく排除されている。そこで、本節では、政策決定に対する RENAMO の影響力の盛衰と前節で確認した除隊兵士の処遇の変化との関係を、過去の選挙結果を順に追いながら検討する。



図：国民議会における獲得議席数
1994年～2014年



出所：IESE: Instituto de Estudos Sociais e Económicos, Cartografia Eleitoral. (<http://www.iese.ac.mz/cartografia-eleitoral/#/>)
注：モザンビーク民主運動（Movimento Democrático de Moçambique: MDM）。国民議会における議席数は 250 議席である。なお、1999 年および 2004 年選挙では民主連合（União Democrática: UD）が RENAMO-UD として野党連合を結成したが、それ以降の選挙では連合を解消した。

まず、1994 年の第 1 回国政選挙では、大統領選挙でこそ FRELIMO 候補のシサノ（Joaquim Chissano）が 53.6% の票を得て得票率 33.9% の RENAMO 候補デュラカマを大きく引き離れた。しかし、図に示すとおり、国民議会選挙では 250 議席のうち FRELIMO が 129 議席（得票率 44.8%）を獲得したのに対して、大方の予想に反して RENAMO が 112 議席（同 38.2%）を獲得した。野党の合計議席数が FRELIMO の議席数を上回ることが辛うじて防がれたが、野党の合計得票率は 55.2% に達しており、FRELIMO に危機感を抱かせるには十分であった。さらに、1999 年の第 2 回国政選挙の大統領選では 2 期目に入る FRELIMO 現職候補のシサノが 52.3% の票を獲得したのに対してデュラカマが 47.7% を獲得し、前回 20 ポイント近くあった両者の差は 4.6 ポイントにまで縮んだ [MPPB, 24 January 2000]。

1999 年の大統領選の僅差に危機感を強めた FRELIMO は、同選挙後から 2004 年の第 3 回選挙までの間に除隊兵士の支持を獲得するため、前節で言及したとおり、退役軍人省の設立（1999 年）、退役軍人と傷痍軍人を対象とした軍人恩給の支給開始（2002 年）、そして「共同体権威」の法的承認（2000 年）と「共同体諮問評議会」への権限の付与（2003 年）といった複数の政策を実施した。一方、対抗する RENAMO は 1999 年の国政選挙直後から党の分裂への対処に迫られた。1992 年の和平合意交渉で RENAMO 代表を務め、デュラカマの後継者と目されていたドミンゴス（Rauld Domingos）が FRELIMO と分権化に関わる交渉を持ったことを理由に RENAMO 議員団長をはじめとする要職から罷免され、2000 年 9 月には党から除名されたのである [Carbone 2005]。ドミンゴスの除名は、彼が率いていた RENAMO 内の議会派と党内の権力を掌握しようとしたデュラカマとの間に軋轢を生じさせた。こうした RENAMO の分裂は 2004 年の国政選挙に大きく影響し、



前回の大統領選でシサノにわずか 4.6 ポイントにまでに肉迫したデュラカマの得票率は 31.8%と前回から 16 ポイント近く下がった。対する FRELIMO は和平合意以来 2 期を務めたシサノに代わってゲブザ (Armando Guebuza) を擁立し、63.9%の票を獲得した。国民議会選挙でも FRELIMO が 62.2%の得票で 160 議席を獲得した。これに対して、RENAMO は民主連合 (União Democrática: UD) と選挙協力を結んだものの得票率は 29.8%と前回から 10 ポイント下げ、議席数を 90 (前回比 27 減) にまで減らした。

さらに RENAMO の退潮は続いた。2009 年 10 月の第 4 回国政選挙に際しては、2008 年の地方選で RENAMO から立候補してベイラ市長に再選したシマンゴ (Daviz Shimango) が 2009 年 3 月に RENAMO から独立し、MDM を結成した。一方、デュラカマは国政選挙に向けて 5 月に首都マプトから RENAMO の支持基盤であると同時に 250 議席からなる国民議会のうち 47 議席が配分された最大の票田であるナンブラ州都に拠点を移転した。

退潮著しい RENAMO に対して、FRELIMO は 2004 年の第 3 回国政選挙以降も支持基盤の強化のために「共同体権威」に給与を支払う法律を施行 (2005 年) し、「共同体諮問評議会」に中央からの予算 FDD の配分権限を与え (2006 年)、元除隊兵士らに優先的に FDD を給付することを明言した (2009 年 6 月) [Verdade, 2de Junho de 2009]。こうした施策は明らかに同年 10 月の第 4 回国政選挙での支持獲得を狙ったものであった。

その結果、2009 年の第 4 回国政選挙では大統領選でゲブザが 75.0% (前回比 11.1 ポイント増)、デュラカマが 16.4% (同 15.4 ポイント減)、初出馬となるシマンゴが 8.6%を獲得した。そして国民議会選挙では FRELIMO が 191 議席 (得票率 74.7%、前回比 12.5 ポイント増)、RENAMO が前回より 39 議席減らして 51 議席 (同じくそれぞれ 17.7%、12 ポイント減)、MDM が 8 議席を獲得した。なお、2009 年の選挙では FRELIMO および RENAMO を除いて国家選挙管理委員会 (Comissão Nacional de Eleições: CNE) による候補者の関係書類の発行が遅れ、MDM にいたっては候補リストの大部分が CNE によって拒否され、10 州のうち 4 州でしか候補者を立てることができなかった。このため、CNE 内で二大政党の合意があったことが指摘されている [Manning 2010; 船田クラーセン 2013]。つまり、この時点で、RENAMO の選挙戦略は FRELIMO への対抗ではなく、対抗野党 MDM の伸張を妨害することにあつた。

そして 2011 年の除隊兵士の社会統合に関する法律に関する議論は、まさに 2009 年の選挙で RENAMO が大敗し、2010 年にゲブザ政権が樹立された直後から始まった。2011 年 11 月に兵士の地位に関する法律が施行された翌 12 月から RENAMO ナンプラ支部事務所の周辺には除隊兵士数百名が終結していた [AIM, 15 March 2012]。12 月には当時のゲブザ大統領がデュラカマとナンブラで会見したが、翌年 1 月の RENAMO の集会では、デュラカマは党員と除隊兵士 900 人以上の参加者の前で参加者から FRELIMO に買収されていると非難されている [O País, 16 de Janeiro de 2012]。さらにその 1 ヶ月半後の 3 月初頭に RENAMO のナンブラ支部事務所の外で武装した除隊兵士と警察の間で銃撃戦が発生し、死傷者が出た。

ここで冒頭に挙げた第二の問い、すなわち 2011 年の除隊兵士に対する処遇の差がどのように生まれたのかという問いに戻ろう。党内の分裂と対抗政党の誕生によって RENAMO の議会における活動の第一義的な目的は、FRELIMO への対抗から野党第一党の座を保つことへと変化した。こ



の目的を果たすため、2009年の国政選挙ではCNE内でのFRELIMOとの合意のもとに対抗野党MDMの伸長を妨害し、その代わりにRENAMOが野党第一党の座に納まる限りにおいてFRELIMOの盛り返しを許した。その結果、RENAMOは野党第一党の座を保守したものの、支持者の要求を満たすために国民議会を通じて政策決定に影響力を行使するために有効な議席数を持たなかったのである。RENAMO指導部のこうした態度の変化は、支持者である除隊兵士の不満を高めることになった。

3. 議場内外での交渉

2009年の国政選挙でのRENAMOの大敗以降、2011年の除隊兵士の社会統合に関する法律の施行直後の銃撃戦に至る経緯を振り返るならば、この衝突を単にRENAMOの除隊兵士と警察の対立として理解するべきではない。そうではなく、この衝突は議会での発言力を低下させたRENAMO指導部への不満を鬱積させた除隊兵士による圧力が加わり、折り重なる緊張関係の最中で起きたものとして理解すべきだろう²。しかし、FRELIMOの反応は異なった。銃撃戦の直後、2012年の国民議会の会期最初の演説においてFRELIMO議員団長は、銃撃戦を引き起こしたRENAMOの責任と武装の非合法性を追及し、「RENAMOが本来の犯罪者の顔を見せた」と極めて強い口調で糾弾している[AJM, 15 March 2012]。議会においてFRELIMOを代表するその演説では、RENAMOの武装勢力を排除すべきであるというメッセージのみが全面にだされていた。

それに対抗するように、デュラカマは同2012年10月にRENAMOの創始者マツァンガイッサ(André Matsangaíssa)の命日に合わせて内戦時代の基地を再建した。マツァンガイッサは元FRELIMO軍司令官であったが独立直後に複数政党制を志向したことでFRELIMOの再教育キャンプに送られ、そこから脱してRENAMOの創設メンバーとなったのち内戦中に死亡した人物であり、FRELIMOの一党制に対する抵抗の象徴とされている[Igreja 2013]。デュラカマはそのメッセージを込めて再建した基地を活動の拠点とし、次の3つの要求を行った。それは第一に野党党首の地位の保障、第二にRENAMO兵の軍・警察への編入と社会統合という1992年の和平合意の未実施事項の実施であった。政治的緊張の高まりに対処するため、12月にゲブザ大統領が再度デュラカマとナンプラで会見し、それ以来、政府はRENAMOとほぼ毎週交渉を繰り返したが翌年を通じて事態の抜本的な改善には至らなかった。2013年7月の段階でデュラカマは前の2つの要求に加え、第三の要求である領域的な権力分有を可能とする暫定政府の設立と選挙法の改定を求め、同年11月に予定されていた地方選と翌2014年10月の国政選挙の実施を延期するよう要請した[Vines 2013]。

しかし、2013年の地方選が延期されることはなく、RENAMOは選挙をボイコットし、2014年

² 銃撃事件が除隊兵士問題に対するデュラカマの姿勢を変化させたことは間違いないが、変化の方向性を見定めるには慎重を要する。それというのも、RENAMOと政府の交渉において、自治を求めるRENAMOの要求と恩給制度の拡充を求める除隊兵士の要求には乖離が見られるからである。それを反映してか除隊兵士団体の中にはRENAMOから距離を置く動きがある。2014年の国政選挙でRENAMO支持を表明していた除隊兵士団体FDGは、2015年に代表のドス・サントス(Hermínio dos Santos)を党首としてモザンビーク民主正義党(Partido da Justiça Democrática de Moçambique)を結成した[Savana, 9 de Outubro de 2016]。



の国政選挙については実施のために FRELIMO が妥協して同年 4 月に RENAMO の要求を受け入れて選挙法を改定した。暫定政府の樹立については継続して検討されることを条件に、両者の間で 9 月 5 日に停戦合意が結ばれ、10 月の国政選挙は国際的な選挙監視団による監視の下で実施されることになった。デュラカマは停戦合意に調印したその足で選挙遊説に向かい、自らを 2012 年 3 月のナンプラ支部での銃撃事件の被害者として位置付け、停戦合意に至る寛容さと国民統合の志向性を演出し、FRELIMO の排他性との対比を強調して支持率を上げた [Allison 2014]。大統領選の結果ニュシ (Filipe Nyusi) が得票率 57% (前回比 18 ポイント減) を獲得したのに対してデュラカマは 36.6% (同 20.2 ポイント増) を獲得した。また、議会選挙でも RENAMO が議席数を前回の 51 議席から 89 議席に復活させ、MDM も 17 議席を獲得し、FRELIMO は前回の 191 議席から 144 議席へと大幅に議席数を減らした。

デュラカマは 2014 年の国政選挙における得票率の回復を背景に、選挙前よりも増して強硬に前述の 3 つの要求を繰り返し、RENAMO が直ちに武装解除する意思はないと表明した [Savana, 7 de Novembro de 2014]。これに対して政府は、選挙直前に RENAMO と結んだ停戦合意の条件を順次検討していった。第一の野党党首の地位の保障については、2014 年 12 月の国民議会の臨時会期で事務所・公邸およびそれらの使用人と車両の提供、本人および配偶者・子への外交旅券の発給、医療補助、国内外移動費の補助、航空機のファーストクラス使用、不逮捕特権などを含む最大野党党首法案が大統領府から提出され、可決された。第二に、除隊兵士の軍・警察への統合を随時行うほか、除隊兵士の社会統合を具体化するため、同年 12 月には閣僚会議で「平和と国民和解基金 (Fundo de Paz e Reconciliação Nacional)」を設け、10 万人を対象に 1000 万ドルの予算を確保して起業に対する融資として運用する方針を決定した。これに対して RENAMO は、国軍の除隊兵士を含めるべきではなく、RENAMO 側の除隊兵士の寡婦や子、60 万人を対象とするためには予算額が不十分であると反発した。また、翌 2015 年 3 月に同基金の執行部の過半数を FRELIMO が占めると RENAMO は議会での承認をボイコットし、7 月末の段階で 8 月 1 日から運用される基金の受け取りを拒否した。第三の領域的な権力分有に関する要求については、2015 年 2 月初頭にデュラカマとニュシ新大統領が会談し、合意の上で 2 月中に国民議会に RENAMO が改めて提案書を提出したが、12 月に否決された。

第一の点についてはデュラカマ自身を懐柔する意味合いもあり、速やかに RENAMO 側の要求が通ったが、第二・第三の要求は依然として未解決のまま残されている。国民議会での動きと並行して、北中部の各所で RENAMO の武装組織による行政施設、FRELIMO 関係者、鉄道などに対する襲撃と応戦する国軍の間での衝突が頻発し、2015 年 6 月頃から北部テテ州で発生した国内避難民の一部が隣国マラウイへ難民として流出し、翌年 3 月にはその数が 1 万人を超えた。

RENAMO と FRELIMO 政権の関係は硬直状態が続くかと思われたが、2016 年の財政スキャンダルの発覚によって新たな展開が見られた。同年 4 月初頭までに前ゲブザ政権期 (2005~2014 年) にモザンビークが初めて発行した外国債を含む 19 億ドル近くの債務隠しが国際メディアで相次いで報じられ、モザンビークは対 GDP 比でアフリカ最大の債務国へと転落した。この報道の結果、欧州諸国 14 カ国は財政支援を停止し、IMF をはじめとする主要ドナーがこの問題の追及を開始した。これを受けて 5 月末に RENAMO に対して FRELIMO 政権が妥協する姿勢に転じるという変



化が見られた。債務に関する調査では隠し債務の一部は、ニュシ大統領が防衛大臣を務めていた当時、防衛省管轄で国が出資し、RENAMO 武装勢力による襲撃にも対応している警備会社 Proindicus に対して組まれたものであり、ニュシも国民議会の承認を経ずして組まれた違法な債務について承知していたはずであると指摘されている [MNRC, 17 April 2016; Verdade, 29 de Dezembro de 2016]。

5月末、FRELIMO 政権は RENAMO の要求に応じて従来の RENAMO と政府との対話の場を国外から招聘した仲介者も交えた合同委員会へと再編した。同委員会は12月までに5回、地方自治の実現可能性について協議を重ねたが具体的な案を導き出すには至らず、事実上、一旦解散された。この間、RENAMO の武装勢力と国軍・警察による武力衝突は散発的に続いていたが、両者が12月末から翌2017年4月末までの停戦に合意し、継続した協議の場を設けることを検討している。

このように、2011年以降の展開の中で FRELIMO 政権が主体的に対応したのは、2014年の国政選挙の実施のための妥協と、野党党首の地位に関する法律の制定による懐柔のみである。それに対して RENAMO との協議により積極的な姿勢を見せたのは、2016年4月の債務隠しの発覚後である。これは隠し債務の使途に関して調査が進み、それが RENAMO 武装勢力の鎮圧にも関わる軍事部門と密接に関係していることが露呈して初めて起こされた行動である。裏返せば、隠し債務の発覚がなければ、FRELIMO 政権は硬直状態の協議の再開にむけて舵を切るどころか、債務によって増強された軍備でもって RENAMO の武装勢力の鎮圧を継続した可能性が十分にある。こうした FRELIMO の姿勢から、FRELIMO は RENAMO の武装勢力による襲撃を徹底した鎮圧と野党第一党の弱体化を図る好機と捉えていたと言えるだろう。

■ おわりに

本稿では、近年の RENAMO 武装勢力と国軍・警察との武力衝突のメカニズムを明らかにするため、除隊兵士の処遇に注目して次の二つの問いについて検討してきた。まず、それぞれの政党はどのような手段で自らの陣営の除隊兵士の不満を解消してきたのかという第一の問いに対しては、除隊兵士の処遇の変遷を辿ることで以下の点が明らかになった。FRELIMO は自らの陣営の退役軍人・除隊兵士を厚遇すべく、紛争終結直後の武装解除の時期からはほぼ絶え間なく策を施してきたのに対して、RENAMO 側の除隊兵士はその対象から排除されてきたということである。さらにその手法は直接的に退役軍人や除隊兵士を対象とするものに限らず、地方分権や村落開発といった異なる文脈で行われた取り組みを通じて経済的資源が配分されてきたことが確認された。

次に、除隊兵士に対する処遇の差がどのように生まれたのかという第二の問いに対して、除隊兵士の処遇の変化と過去の選挙結果を照らし合わせた結論は次のとおりである。複数政党制の導入以来、FRELIMO は必ずしも圧倒的な勝利を収めてきたわけではなく、危機感を抱えていたからこそ、国政選挙のタイミングを見計らって一大支持層である退役軍人・除隊兵士の支持を強化し、さらに RENAMO を取り込むことによって2009年の国政選挙でついに圧勝したのである。他方で



RENAMO は党内の分裂と対抗野党の登場後、野党第一党としての座を保守するために FRELIMO との共存を図って国民議会における議席を大幅に失い、支持層である除隊兵士らの要求を関連法制度に反映させることは不可能になっていた。そのために FRELIMO の圧勝後、2011 年に成立した兵士の地位に関する法律は RENAMO 側の除隊兵士を排除する内容となったのである。

当然ながら同法の施行は RENAMO 側の除隊兵士の強い反発を招き、除隊兵士と党の間に生じた緊張関係は、2012 年以降に RENAMO を再武装化させる党内部の圧力となっていたと考えられる。近年のモザンビークにおける政治暴力は、集権化を追求する FRELIMO と RENAMO の政治的影響力の低下が、相乗的に RENAMO と同陣営の除隊兵士との間に緊張関係をもたらした帰結であり、それを国軍・警察が鎮圧する構図となっている。本稿冒頭に示した紛争の再発防止と社会の安定化という観点に立ちかえれば、紛争当事者の処遇の差が紛争再発の誘因となることは明らかであり、FRELIMO 政権の政策はそれを後押しするものであったことは特筆に値するだろう。

モザンビークでは 2018 年に第 5 回地方選挙、2019 年に第 6 回国政選挙が予定されている。本稿で見てきたとおり、武力行使を辞さない RENAMO の姿勢は 2014 年の国政選挙にむけた戦略であり、支持層を再び動員して得票率・議席数ともに回復させたという点では有効であった。しかし、その後の政府との交渉内容に照らして RENAMO が除隊兵士の要求の受け皿として機能しているのか否かを問えば、現在のところ否であり、RENAMO が第 5 回国政選挙に際して再動員した支持層をどの程度繋ぎ止められるかは未知数である。対する FRELIMO は前政権による債務隠しが発覚したことによって国民と国際社会の非難に晒されながら RENAMO との妥協点を探っている。FRELIMO にとってはどの局面においても否定的要素が目立ち、次期選挙までに FRELIMO 自体が分裂する可能性も否めない。現在のモザンビークは民主化以降、最大の転換点にあると言っても過言ではない。

[謝辞] 本論考の調査は、日本学術振興会科学研究費補助金による「アフリカにおける紛争の性格変化の基層——暴力噴出メカニズムの解明に向けて」（課題番号：16KT0046、研究代表：武内進一）、「紛争後のアフリカ社会における内生的な社会統合に関する研究」（課題番号：15KK0099、研究代表：村尾るみこ）によって実施いたしました。記して感謝いたします。

参考文献

〈日本語文献〉

オールデン、クリス 1997. 「モザンビークにおける民主的移行」林晃史編『南部アフリカ民主化後の課題』アジア経済研究所 141-174.

船田クラーセンさやか 2013. 「モザンビークにおける民主化の後退と平和構築の課題——二〇〇九年選挙を中心に——」『国際政治』174, 54-68.

〈外国語文献〉

Allison, Simon 2014. “Think Again: Renamo's Renaissance, and Civil War as Election Strategy.” 21 October. (<https://www.issafrica.org/iss-today/think-again-renamos-renaissance-and-civil-war-as-election-strategy>, 2016 年 5 月 18 日アクセス).



- Alusala, Nelson and Dominique Dye 2010. "Reintegration in Mozambique: An Unresolved Affair." *ISS Paper* 217, Institute for Security Studies. (<https://issafrica.s3.amazonaws.com/site/uploads/Paper217.pdf>, 2016年11月1日アクセス).
- Carbone, Giovanni M. 2005. "Continuidade na renovação? Ten Years of Multiparty Politics in Mozambique: Roots, Evolution and Stabilisation of the Frelimo-Renamo Party System." *The Journal of Modern African Studies* 43 (3): 417-442. (<http://www.jstor.org/stable/pdf/3876062.pdf>, 2016年5月18日アクセス).
- Igreja, Victor 2013. "Politics of Memory, Decentralisation and Recentralisation in Mozambique." *Journal of Southern African Studies* 39 (2): 313-335. (<http://dx.doi.org/10.1080/03057070.2013.795809>, 2017年2月24日アクセス).
- Manning, Carrie 2010. "Mozambique's Slide into One Party Rule." *Journal of Democracy* 21 (2): 151-165.
- McMullin, Jaremy R. 2006. *The Soldier and the Post-Conflict State: Assessing Ex-Combatant Reintegration in Namibia, Mozambique, and Sierra Leone*, PhD thesis, University of Oxford.
- Orre, Aslak e Salvador Cadete Forquilha 2012. "Uma iniciativa condenada ao sucesso: o Fundo Distrital dos 7 milhões e suas consequências para a governação em Moçambique." em Bernhard Weimer ed. *Moçambique: descentralizar o centralismo? Economia política, recursos e resultados*, Maputo: Compress, 169-196.
- Schafer, Jessica 1998. " 'A Baby Who Does not Cry Will not Be Suckled': AMODEG and the Reintegration of Demobilised Soldiers." *Journal of Southern African Studies* 24 (1): 207-222.
- 2013. "The Role of Ex-Combatants in Postwar Mozambique." in Cassandra R. Veney and Dick Simpson eds. *African Democracy and Development: Challenges for Post-Conflict African Nations*, Lanham: Lexington Books, 37-56.
- Vines, Alex 2013. "Renamo's Rise and Decline: The Politics of Reintegration in Mozambique." *International Peacekeeping* 20 (3): 375-393. (<http://dx.doi.org/10.1080/13533312.2013.840087>, 2016年5月18日アクセス).
- Vines, Alex, Henry Thompson, Soren Kirk Jensen and Elisabete Azevedo-Harman 2015. *Mozambique to 2018: Managers, Mediators and Magnates*, London: Chatham House. (https://www.chathamhouse.org/sites/files/chathamhouse/field/field_document/20150622Mozambique2018VinesThompsonKirkJensenAzevedoHarman.pdf, 2015年6月28日アクセス).
- Wiegink, Nikkie 2015. " 'It Will Be Our Time To Eat': Former Renamo Combatants and Big-Man Dynamics in Central Mozambique." *Journal of Southern African Studies* 41 (4): 869-885.

〈新聞・ニュースサイト〉

AIM (Agência de Informação de Moçambique) <http://www.poptel.org.uk/mozambique-news/>

Diário de Zambézia <http://diariodazambezia.com/>

DW (Deutsche Welle) <http://www.dw.com/>

MNRC (Mozambique News Report & Clippings) <http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/news-reports-clippings/>

MPPB (Mozambique Political Process Bulletin)

<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/mozambique-political-process-bulletin/>

O País <http://opais.sapo.mz/>

Portal de Angola <http://www.portaldeangola.com/>

Savana <http://www.jornalsavana.com/>

Verdade <http://www.verdade.co.mz/>

(あみなか・あきよ／アジア経済研究所)





時事解説

コンゴ民主共和国東部における住民の殺戮

——平和維持活動に対する脅威——

Continuing Massacres of Civilians in the Eastern Democratic Republic of Congo despite the Presence of Congolese Army and MONUSCO

澤田 昌人

SAWADA, Masato

はじめに

コンゴ民主共和国（以下、コンゴと呼ぶ）における国連の平和維持活動は1999年より行われていたが、特に東部において武装勢力の活動はおさまることがなかった。そのため2013年にはより強力な火力と機動力を備えた「介入旅団」(Intervention Brigade)を投入した。それにもかかわらず一部の地域ではむしろ治安が悪化しつつある。その端的な例が、コンゴ東部の地方都市であるベニの周辺で2年以上にもわたって繰り返し行われている住民への殺戮である¹。

ナタや斧を主に用いるこの殺戮は、コンゴ軍や国連にとって軍事的に脅威となるものではなく、限定された地域での連続殺人事件の類と受け取られるかもしれない。しかし一連の殺戮は、その犯人像や目的が明らかでないなど不可解な点が多く、コンゴ軍やコンゴ警察、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (Mission de l'organisation des Nations Unies pour la stabilisation en RD Congo: MONUSCO) の努力にもかかわらず、根絶することができていない。そして実際にはMONUSCOによる平和維持活動を阻害しかねない重大な問題を生み出しつつある。本稿では報道や国連などの報告書をもとにこの殺戮の背景、実態と影響を説明し、コンゴの安定化にとって看過できない問題であることを指摘したい。

¹ 本稿に関係する地図は、グーグルマップで「コンゴ民主共和国 ベニ」と検索して参照することができる。

1. ベニ周辺での殺戮

ベニ周辺では、1995年にウガンダで結成され、ウガンダ政府の掃討を逃れてコンゴ東部に拠点を構えていた、民主同盟軍（Allied Democratic Forces: ADF）というムスリム中心の武装勢力が有力であった [Scorgie-Porter 2015]。コンゴ軍による度重なる攻撃にもかかわらず生き残っていた ADF にたいして、2014年1月から MONUSCO の支援を受けてコンゴ軍は大規模な攻撃を再開した。数カ月に及ぶ激戦の末、ADF の支配地域は大幅に縮小しコンゴ軍との間での戦闘もほとんど起こらなくなった。

ところが2014年10月ころから、これまでになかった問題が生じてきた。ベニ周辺の町や村で、時にはベニの市街地で、住民が銃やナタ、斧などで殺戮される事件が頻発するようになったのである。わかっているだけでもこの年の10月には12回、計112人が殺害されている²。コンゴ・リサーチ・グループ（Congo Research Group: CRG）によれば同様の事件はその後しばしば発生し、2015年末までに殺された住民は少なくとも550人におよんでいる [CRG 2016]。一説には2年間で1200名が殺されたともいう [Assemblée Nationale 2016]。ネット上には被害者の遺体とされる画像がアップされているが、原形をとどめないほどに損壊の激しい遺体もあって凄惨なものである。

生存者の証言によれば、犯人たちは近隣の住民ではなく、この地方では使われることのないルワンダ語を話す者も含まれていたという。また集団で計画的に殺戮を行っており突発的な事件と考えることは困難である。現在に至るまで、犯人の全体像やその動機は明確になっていない。

一連の殺戮に対するコンゴ軍や MONUSCO の対応が不十分であると、地元住民から認識されていることも注意すべき事実である。例えば2016年8月13日にベニ市内で少なくとも36人が殺されたが、不審なグループの存在がその数時間前に住民によってコンゴ軍に通報されていたにもかかわらず、何の対応も取られなかったという。MONUSCO も同様に非難されている。2016年7月5日ベニ北方で起きた殺戮は、政府軍の駐屯地から500メートル、MONUSCO の駐屯地から4キロメートルしか離れていなかった。住民は殺戮の発生を双方に通報したが、いずれの出動もなかったと非難している。

2. 食い違う犯人像

殺戮が始まってから現在に至るまで、犯人は「おそらく ADF」であると報じられてきた。コンゴ軍と MONUSCO が対 ADF 作戦を始め、住民が ADF の情報をコンゴ軍に伝えた、つまり ADF を裏切ったことに対する報復だと推測されたのである。MONUSCO も、「おそらく ADF」の仕業であると考えていた [UNJHRO 2015]。しかし ADF 犯人説は、コンゴ軍と MONUSCO が対 ADF 作戦を遂行中であるという文脈のもとで考えられた仮説であって、犯人とされる者による自白以

² 本稿執筆にあたっては、Radio Okapi、RFI、Le Monde、AFP、VOA などのニュースサイトを参照した。煩雑さを避けるため、参照した個々の記事が掲載されたサイト名、日付、題目などの詳細は省略した。



外の証拠が提出されたことはない³。それでも現在に至るまでコンゴ軍と MONUSCO は ADF が主犯であると考えている。

ADF 犯人説は変わらないものの、その動機に関するコンゴ政府の主張は変化した。「ADF による住民への復讐説」は言及されなくなり、2016 年頃からは国際的なテロ攻撃の一環であると主張されるようになってきている。コンゴ政府によれば、残虐な殺戮方法からして、ADF は国際的なイスラム過激派テロ組織とつながりがあり、ADF の殺戮を止めるためには国際的な協力が必要であるという。そのためか、ベニ周辺に住むムスリムのリーダーたちも、殺戮に関与したとして逮捕されている。彼らは地元のモスクでジハードやテロを若者たちに教えたとして訴えられているが、当人たちは否定している。

国連のコンゴ専門家グループ（以下、専門家グループ）は 2015 年 1 月の報告書において、「ADF が実行した殺戮もあったが、他の武装勢力が実行したこともあったと思われる」として、ADF とは無関係な殺戮のあったことを指摘している [UN 2015a]。専門家グループは、安全保障理事会の補助機関として設けられた「コンゴ民主共和国制裁委員会」に属しており、その報告書はほぼ年に 2 回安全保障理事会に提出されている。2015 年 10 月の専門家グループ報告書でも、少なくとも一部の殺戮は ADF によるものだが、数多くのケースで犯人を ADF とするには疑問が残るとしている [UN 2015b]。

CRG は 2016 年 3 月に報告書を発表し、専門家グループによる指摘を裏付ける詳細な調査結果を示した。地元の武装勢力、治安関係の役人、政治家、殺戮の目撃者や生存者を含む 110 名の証言は、少なくとも 3 つの独立したソースからの情報とつき合わせて判断されるなど、信頼性の高い方法を用いて検討されている [CRG 2016]。

この報告書によれば、殺戮の犯人たちには ADF のメンバーではないものたちが含まれている。例えば 2015 年 2 月から 3 月にかけてベニの北東で行われた殺戮の犯人の中に、付近に駐屯していたコンゴ軍第 1006 連隊の兵士が含まれていた証拠があると、捜査した警察官が証言している。この警察官によれば、この事実を隠蔽するために警察は ADF の仕業にしたという。また 2014 年 10 月 8 日に重傷を負いながらも生き残った者は、「見覚えのあるコンゴ軍将校とその護衛らが住民たちを殺した」と証言している。コンゴ軍のある少尉は次のように証言している。「ADF が住民を殺したことは確かだと思う。しかしそんなにたくさん殺したわけではない。地元の武装勢力から脱走した連中も住民を殺した。しかしたくさん殺したのは、コンゴ軍だ」。

CRG の報告書ののち 2016 年 5 月に発表された専門家グループの報告書では、CRG の報告書と同様に殺戮の犯人に関して詳しく記されている [UN 2016]。CRG の報告書とは異なりコンゴ軍兵士が直接殺戮を実行したとの記述はなく、ADF のいくつかの分派や地元の武装勢力が殺戮を行っているとしている。しかしコンゴ軍将校が、殺戮を実行する ADF の分派などを支援していたとの複数の証言が記録されている。例えばコンゴ軍のムンドス（Akili Mundos）将軍は、ADF の一派に対して、すでに彼がリクルートしていた他のメンバーと一緒に殺戮に参加するよう説得したという。この証言者たちはさらに、南方のルチュルや隣国のウガンダからやってきたルワン

³ 殺戮が開始されてから 2017 年 3 月までの MONUSCO に関する国連の報告書では犯人が ADF であるという証拠は示されていない。例えば UN [2017] を参照。



ダ語を話す人員と合流し、共に殺戮を行ったという。

ムンドスは、2014年1月から始まった対ADF作戦の司令官を同年8月から務めていた。ムンドスによるこの説得は同年9月のこととされており、殺戮が始まった10月の直前であることに注意しておきたい。この報告書は、ADFが殺戮を計画したのではない可能性を示唆しているのである。彼は資金的な援助とともに、武器、弾薬、そしてコンゴ軍の制服を与えたという。他のコンゴ軍の将校も殺戮を行うための人員をリクルートしていたとの証言も記されている。コンゴ軍によるADFへの支援は、コンゴ警察やコンゴの情報機関のメンバーも確認しているという [UN 2016]。

2015年10月の専門家グループの報告書においてすでに、殺戮の犯人が逮捕されても裁判にかけられることのないことが指摘されていたが [UN 2015b]、2016年5月の報告書では殺戮のためにリクルートされた2名の証言として、逮捕されてもコンゴ軍の複数の将校が釈放の手配をしてくれることを挙げている。ADFの幹部とコンゴ軍の将校各1名も、逮捕された犯人たちはふつう釈放されることを確認している。ただし釈放の正確な理由を特定できなかったため、コンゴ軍とADFが共謀して釈放しているのか否かは確認できなかったと報告書は述べている [UN 2016]。

専門家グループの報告書が、ベニ周辺での殺戮はADF以外のグループも関与していると繰り返し指摘したにもかかわらず、またCRGがコンゴ軍兵士による殺戮の可能性を指摘したにもかかわらず、上述のようにコンゴ政府やMONUSCOは未だにADFが主犯であるという態度を取り続けている [UN 2017]。ティテカらが指摘するように、コンゴ政府による「ADF主犯」説と「ADF＝国際テロ組織」説は、コンゴ軍兵士が直接的間接的に関与している疑いから注意をそらせ、またコンゴ政府に対する国際社会からの支援を取り付けようという目的を持っているのかもしれない [Titeca and Fahey 2016]。他方コンゴ軍のスポークスマンは、専門家グループやCRGの報告に対して「確固とした証拠無しにあれこれ述べたてて、前線の兵士の名誉を汚している」と強く非難している [Jeune Afrique 2017]。

コンゴ政府、MONUSCOと、専門家グループおよびCRGの間には犯人像に関して食い違いがあるため、殺戮を防止するための効果的な対策が取りづらくなっている可能性がある。ベニ周辺に展開するMONUSCOのあるネパール人兵士は次のように述べている。「戦いで第一にすべきことは敵が何者なのかを知ることだ。ところがここでは誰も敵を明らかにしようとししないのだ。」

3. 自衛のための武装集団

コンゴ軍やMONUSCOが殺戮を防止できず、また通報を受けても阻止できないということが度重なり、コンゴ軍やMONUSCOに対する住民の反感も募っている。2014年10月下旬には、約80人の住民が殺されたことをきっかけにベニ周辺でMONUSCOを糾弾するデモが行われ、またパトロール中のMONUSCOへの投石も行われた。MONUSCOのみならず、コンゴ政府への抗議デモも頻発した。2015年5月にはベニの住民数百人が、コンゴ軍、コンゴ政府、そしてカビラ大統領への抗議デモを行った。2016年10月上旬にもADFとされる武装勢力による攻撃で住民が死亡し、



MONUSCO の車両複数が住民による投石を受け損傷している。

コンゴ軍や MONUSCO によっても殺戮を阻止できないとしたら、住民はどのように身を守っていけば良いのだろうか。殺戮発生の直後 2014 年 11 月にはすでに当時の国防大臣が「殺戮が続いたからといって、自衛のための民兵組織を作ることのないように」と警告している。おそらく住民の間でそのような動きがあることを察知したのであろう。その後約 2 年にわたって状況が改善しない中、2016 年 10 月 15 日ベニ中心部に約 1500 人の住民がナタや農具を手に集まり、ベニ近郊に隠れているはずの殺戮者たちを攻撃すると氣勢をあげた。45 キロ南のブテンボでも数百人がベニ住民に合流しようとする行進を始めた。

その中にはさらに南方のルベロ付近からやってきたらしい白装束の武装集団が含まれていた。彼らは「キリストの体 (Corps du Christ)」と呼ばれる武装集団で、ベニ周辺に潜んでいるはずの殺戮者たちを駆逐し平和を取り戻すことが目的であると主張し、地元住民の喝采を浴びたのである。しかし間もなく彼らを鎮圧しようとするコンゴ軍と衝突し、双方に多数の死傷者が出たとされている。その後「キリストの体」の表立った活動は報じられていないが、その他の自衛のための武装集団と連携をとっており、住民の支持を得ているという。

ベニ周辺での殺戮の犯人らはコンゴ軍や MONUSCO と交戦するのではなく、住民を凄惨なやり方で殺して恐怖心を与え、農耕や交易などの経済活動を阻害して生活の不安をかきたてている。住民は、守ってくれないコンゴ軍と MONUSCO に反感を抱き、自衛のために武装してさらなる治安の悪化を招いた。コンゴ軍と MONUSCO の対応によっては、住民の反感がさらに大きくなってしまいう可能性もある。武力行使に頼るだけでなく住民との協力関係を構築し、殺戮の犯人たちを着実に鎮圧していく努力の継続が望まれる。

参考文献

- Assemblée Nationale 2016. “Aubin Minaku: 1200 Congolais déjà massacres à Beni.” (août 17) (<http://www.assemblee-nationale.cd/v2/?p=6191>, 2017 年 1 月 25 日アクセス)
- CRG (Congo Research Group) 2016. *Qui sont les tueurs de Beni?* (<http://congoresearchgroup.org/wp-content/uploads/2016/03/Rapport-Beni-GEC-21-mars.pdf>, 2017 年 1 月 13 日アクセス)
- Jeune Afrique 2017. “RDC-Capitaine Mak Hazukay: <<Ceux qui tuent à Beni agissent de connivence avec des autochtones>>” (mars 11)
- Scorgie-Porter, Lindsay 2015. “Militant Islamists or Borderland Dissidents? An Exploration into the Allied Democratic Forces’ Recruitment Practices and Constitution.” *Journal of Modern African Studies* 53(1): 1-25.
- Titeca, Kristof and Daniel Fahey 2016. “The Many Faces of a Rebel Group: The Allied Democratic Forces in the Democratic Republic of Congo.” *International Affairs* 92(5): 1189-1206.
- UN 2015a. “Final Report of the Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo.” (S/2015/19).
- 2015b. “Midterm Report of the Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo.” (S/2015/797).
- 2016. “Final Report of the Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo.” (S/2016/466).
- 2017. “Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo.” (S/2017/206).
- UNJHRO (UN Joint Human Rights Office) 2015. “Report of the United Nations Joint Human Rights Office on International Humanitarian Law Violations Committed by Allied Democratic Forces (ADF) Combatants in the Territory of Beni, North Kivu Province, Between 1 October and 31 December 2014.”

(さわだ・まさと／京都精華大学)





論
考

タンザニアの優位政党の大統領候補選考 と派閥政治

Presidential Candidate Selection and Factional Politics of Tanzania's
Dominant Party

粒良 麻知子

TSUBURA, Machiko

要 約 :

本稿はアフリカの一党優位体制についての理解を深めるため、タンザニアの優位政党である革命党 (Chama Cha Mapinduzi: CCM) を事例に、1992 年の複数政党制移行後の党内の派閥政治の変遷と党幹部によるその統制を分析する。具体的には、CCM 内の派閥政治と党内の権力分配のあり方について論じたグレイ (Hazel Gray) の論文を参照しつつ、複数政党制移行後初の選挙が行われた 1995 年、任期満了に伴って大統領が交代した 2005 年と 2015 年の計 3 回の大統領選挙に焦点をあて、CCM の大統領候補選考における派閥間競争の特徴を明らかにする。そして、この分析を通じ、2015 年の CCM 大統領候補選考がタンザニアに一党優位体制の継続をもたらしただけでなく、党内の派閥を統制し、党を中央集権化しようとする試みであったと論じる。

キーワード : タンザニア 一党優位体制 大統領候補選考 派閥政治

はじめに

サハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）の多くの国は1980年代末～90年代に民主化し、複数政党制を導入したが、1990年代のアフリカ諸国は与党が政権を維持する一党優位体制に特徴づけられていた [van de Walle 2003]。その後、政権が交代する国が徐々に増え、複数回の政権交代を経る国が出てきた一方、タンザニアのように今日まで一党優位体制を維持している国もある。アフリカ諸国の間でこのような政治体制の違いが顕著になっているため、なぜ選挙を通じて政権交代の起こる国と一党優位体制を維持する国が出てきたのかは、今日のアフリカ政治研究で重要な問いとなっている（例えば Riedl [2014]）。

一党優位体制の与党（以下、優位政党）が長期政権を維持する要因は多々あるが、その内的要因の一つは、党内で大統領など国の最高指導者を選ぶ際に、派閥間競争をうまく調整し、選挙に向けて党を団結させることに成功している点にある。そこで、本稿は、アフリカの優位政党の派閥政治についての理解を深めるため、タンザニアの優位政党である革命党（Chama Cha Mapinduzi: CCM）を事例に、1992年の複数政党制移行後の党内の派閥政治の変遷と党幹部によるその統制を分析する。具体的には、複数政党制移行後初の選挙が行われた1995年、5年2期の任期満了によって新たな大統領が選ばれた2005年と2015年の計3回の大統領選挙に焦点をあて、CCMの大統領候補選考がどのように行われたかを明らかにする。そして、カーン（Mushtaq Khan）の「政治的安定」（political settlement）の分析枠組みを用いて、CCM内の派閥分裂と権力分配のあり方について論じたグレイ（Hazel Gray）の先行研究を再検討し、2015年のCCM大統領候補選考が党内の派閥間競争を統制し、党を中央集権化しようとする試みであったと論じる [Khan 2010; Gray 2015]。なお、本稿は主にフランス・アフリカ研究所（French Institute for Research in Africa）とダルエスサラーム大学政治行政学部によって実施された2015年タンザニア総選挙に関する研究の一環で、筆者が2015年9～11月にタンザニアで行った現地調査に基づく。

1. タンザニア政治に関する先行研究

タンザニア政治は、1992年の複数政党制への移行後もCCMが安定して政権を維持している一党優位体制に特徴づけられる。先行研究は、CCMが複数政党制への移行過程を独占し、国家の権限や財を利用し、選挙関連法の改定や野党の活動の制限を行うことによって、選挙において常に有利であった点を論じている（例えば Hyden [1999]、Makulilo [2008]、Hoffman and Robinson [2010]、Babeiya [2011]）。これらの研究は民主化後のタンザニア政治の特徴を捉える上で極めて重要であるが、CCMの権威主義的な性質と政権交代の可能性の低さに重点が置かれすぎている。実際には、国民のCCM支持率は1990年代から2000年前半にかけて上昇した後、2000年代後半から下降傾向にある。直近の2015年大統領選挙ではCCMからマグフリ（John Magufuli）大統領が選出されたが、その得票率は1992年の複数政党制導入以来、最も低いものとなった（表1参照）。



表1 タンザニア大統領選挙での CCM 候補の得票率 (1995 年～2015 年)

| 年 | CCM 候補 | 得票率 (%) |
|------|------------|---------|
| 1995 | ベンジャミン・ムカパ | 61.8 |
| 2000 | ベンジャミン・ムカパ | 71.7 |
| 2005 | ジャカヤ・キクウェテ | 80.3 |
| 2010 | ジャカヤ・キクウェテ | 62.8 |
| 2015 | ジョン・マグフリ | 58.5 |

出所：African Election Database [2011]；United Republic of Tanzania [2015] より筆者作成。

CCM の権威主義的な性質に焦点をあてた先行研究が多いなか、新たな視点を提供する研究として、カーンの「政治的安定」(political settlement) の分析枠組みを用いて、CCM 内の派閥分裂を分析した上述のグレイの論文がある。「政治的安定」は従来、紛争国や脆弱国家について論じられていたが [Yanguas 2017]、その後、経済学者のカーンによって発展途上国の経済成長を促進する制度(新制度派経済学で論じられている規則、規範、慣習など)やガバナンスを検討するための分析枠組みとして提唱され、途上国の政治経済分析で用いられるようになった。カーンの「政治的安定」は、制度を通じた利益の分配が社会における権力の分配のあり方に沿った形で行われており、同時に、制度が社会秩序を維持するのに必要な最低限の政治的安定(暴力のない状況)と経済発展を持続的にもたらしている状態を指す [Khan 2010, 1-21]。多くの発展途上国における権力の分配はフォーマルな制度による利益の分配に沿っておらず、恩顧主義的(clientelistic)であり、パトロン・クライアント関係のようなインフォーマルな人間関係によって成り立っているのが特徴である [Khan 2010, 5; Gray 2015, 385]。また、カーンは、発展途上国における恩顧主義的な権力の分配に基づく「政治的安定」のあり方を理解するためには、政治的権威や国家権力を握っている主要政治勢力(ruling coalition)、そして、生産部門の企業家(productive entrepreneurs)と政治勢力との関係に着目する必要があると述べている [Khan 2010, 8-9]。

グレイは「政治的安定」の分析枠組みを用い、1990年代末～2014年にタンザニアで発生した4つの主要な汚職事件から、CCM 幹部や国会議員など党の上層部(以下、CCM 政治家)とインド移民を中心とするアジア系タンザニア人企業家の癒着関係と、CCM 内の派閥分裂を明らかにしている。グレイによると、タンザニアのアジア系企業家は植民地時代の人種差別的経済政策の下で成長し、独立後、1960～70年代の社会主義政権下でも水面下で経済活動を続けていた。そして、1980～90年代の政治経済自由化後のタンザニアの「政治的安定」は、CCM 政治家とアジア系企業家のインフォーマルな関係に特徴づけられており、CCM 内は汚職で富を蓄積し、同程度の権力を有する複数の派閥に分裂し、大統領も党内のどの派閥も権力を独占することができないと論じている [Gray 2015, 397-399, 401]。

しかし、2015年5月のグレイの論文発表後、同年10月に行われた大統領選挙に向けて、特定の派閥が党内の権力を独占するようになり、CCM 幹部は派閥の統制を行った。具体的には、党内で最大派閥を率い、大統領に立候補したロワサ(Edward Lowassa)元首相を大統領候補から外し、



派閥を持たない中立的なマグフリ建設大臣を大統領候補として擁立し、党の結束を図った。その後、ロワサは離党し、野党連合の大統領候補として CCM のマグフリ大統領候補の対抗馬となったが、大統領選挙ではマグフリが勝利した。つまり、グレイの主張とは異なり、2015 年の大統領選挙において CCM 幹部は党改革を実施し、その結果、選挙に勝利して一党優位体制を維持したのである。これをふまえ、本稿は第 2 節で CCM の大統領候補選考の仕組みを説明した後、第 3～7 節で 1995 年、2005 年、2015 年の大統領候補選考がどのように行われ、ロワサを中心とする派閥が党内でどのように成長し、解体されたかを明らかにする。その上で、第 8 節でグレイの論文を再検討し、タンザニアの優位政党の派閥政治について考察する。

2. タンザニア革命党 (CCM) の大統領候補選考

タンザニア大統領は CCM の最高位である党首を兼任し、国の事実上の最高指導者であることから、CCM 内の派閥間競争は大統領候補選考を中心に動いてきた [CCM 2012, 153, 182]。党員は 100 万タンザニア・シリング (約 600 米ドル) を支払い、全国 15 州から 450 人の署名を集めれば、誰でも大統領候補に立候補することができる [The Guardian 25 May 2015]。CCM の大統領候補選考は党の中央委員会 (Central Committee)、全国執行委員会 (National Executive Committee)、全国大会 (National Congress) の 3 段階で行われる。まず第 1 段階として、大統領ら 11 人の最高幹部で構成される全国安全倫理委員会 (National Security and Ethics Committee)¹ が全ての大統領候補を評価し、この評価結果をふまえ、最大 34 人の党幹部が委員を務める中央委員会² が 5 人以下の大統領候補を指名する。中央委員会では、伝統的に投票ではなく合意によって候補を決定する [Daily News 24 June 2015]。第 2 段階として、約 380 人の党員から成る全国執行委員会が 5 人の中から投票で 3 人以下に候補を絞る。そして最後に、全国の党の代表ら 3 千人以上の党員が参加する全国大会で 1 人の大統領候補が投票で選ばれる [CCM 2012, 153, 160, 168]。したがって、CCM の大統領候補選考は、最終的に全国大会で候補が決まるという点では民主的であるが、中央委員会が最初に 5 人以下の候補を指名するという点で党幹部が大きな権限を有していると言えよう。また、このような党内組織による選考過程に加え、後述するように、歴代の元大統領も党の大統領候補選考に大きな影響力を持っている [Mmuya 1998, 45-46]。

¹ 全国安全倫理委員会の委員は、党首、本土及びザンジバルの副党首、幹事長、副大統領、本土及びザンジバルの副幹事長、本土及びザンジバルから 2 名ずつの中央委員会委員が務める [CCM 2002, 2]。

² 2012 年に改定された CCM 党則によると、中央委員会の委員は、党首、大統領、副大統領、副党首 2 名、ザンジバル大統領、ザンジバル副大統領、首相、幹事長、副幹事長、事務局長 4 名、連邦及びザンジバル国会議長、全国執行委員会委員 14 名以下、各部会会長、連邦及びザンジバル国会対策委員長及び書記 [CCM 2012, 165-166]。ただし、2017 年 3 月に党則が改定され、中央委員会委員は 24 人に、全国執行委員会委員は 158 人に減少した [Mwananchi 16 March 2017]。



3. 1995年のCCM大統領候補選考

タンザニアでは1995年に複数政党制への移行後初の総選挙（大統領・国会議員・県議員選挙）が行われたが、この年のCCMの大統領候補選考は1985年に引退したニエレレ（Julius Nyerere）初代大統領の影響を大きく受けた。17名の党員が大統領候補に立候補し、CCM全国執行委員会はムスヤ（Cleopa Msuya）副大統領兼首相、ムカパ（Benjamin Mkapa）科学技術高等教育大臣、キクウェテ（Jakaya Kikwete）財務大臣の3名を指名した。この中で、ニエレレは他の候補より知名度の低いムカパを後押ししたと言われている。ムカパは全国大会で最大票を得てCCMの大統領候補に選ばれ、大統領選挙では61.8%の票を得て第3代大統領に選出された [Mwananchi 14 October 2015; Makulilo 2013, 178; Chachage 2015b; African Election Database 2011]。

1990年代にCCM政治家はいくつかの勢力に分かれたが [Mmuya 1998, 67]、そのうちの一つはキクウェテ、ロワサを含む野心的な若い世代の党員らであった。彼らは党を牛耳る古参の上層部に対抗し、1995年の選挙ではキクウェテ、ロワサともに大統領候補に立候補した。当時ロワサは広く国民の支持を得ていたが、1980年代の経済自由化後に急速に私財を築いており、社会主義を志向するニエレレによって早い段階で立候補が阻止されたと言われている [Raia Mwema 18 February 2015; The Citizen 31 May 2015; Mwananchi 11 May 2015; Chachage 2015a; Werrema 2012, 27]。その後、キクウェテ、ロワサなどのCCMの若手政治家は、ムカパの後継者としてキクウェテへの支持を集めるため、後に「ムタンダオ」(Mtandao、ネットワークの意)と呼ばれる派閥を形成するようになった。ムタンダオは恩顧主義的な派閥であり、民間企業と緊密な関係を持ち、多額の財を投じて党内外に幅広い支持ネットワークを築いていった [The Citizen 31 May 2015; Makulilo 2013, 68]。

4. 2005年のCCM大統領候補選考

CCMには大統領に5年2期の任期を満了させる慣習があり³、2000年大統領選挙ではCCM内に有力な対立候補は現れず、ムカパは無風で党の大統領候補指名を受け、大統領選挙では前回の61.8%より約10%ポイント高い71.7%の得票で再選した [Britain-Tanzania Society 2000; African Election Database 2011]。第2次ムカパ政権下で、ムタンダオは影響力を拡大していったが、ムタンダオのような恩顧主義的な派閥が拡大した背景には、1991年に党の指導者の行動規範 (Leadership Code) が廃止されたという重要な制度改革がある⁴。この規範は、1967年にニエレレ初代大統領が社会主義国家の建設を目指すアルーシャ宣言とともに採択したものであり、CCMを指導する立場にある政治家による民間企業の株の保有、副業、不動産賃貸などの私的な経済活動

³ 2015年11月3日、ダルエスサラームにて行った筆者によるタンザニア人政治アナリストのハンフリー・ポレポレ (Humphrey Polepole) へのインタビュー。

⁴ 2015年10月22日、ダルエスサラームにて行った筆者によるタンザニア人ジャーナリストのギデオン・ショー (Gideon Shoo) へのインタビュー。



を禁じていた [Coulson 2013, 216-217]。しかし、1970～80年代にタンザニア経済は低迷し、1980～90年代、政府は社会主義から経済自由化へ、一党制から複数政党制へと大きく政策転換することとなった。そして、1991年、CCM 全国執行委員会が発表したザンジバル宣言によって指導者の行動規範が廃止され、CCM 政治家は私的な経済活動を行うことが可能となった。むしろ彼らは当時の低い給与を補うために積極的に起業することが推奨されたのである [Tripp 1997, 167-177, 187-188; Mmuya 1998, 16]。また、1995年に選挙法が改定され、選挙期間前に限り、国会議員によるコミュニティ開発への財政支援が可能となった [United Republic of Tanzania 1995, 7]。これらの制度改革によって、CCM の政治家個人の経済的自立性が高まり、選挙の支持基盤を築くため、恩顧主義に基づく人間関係と派閥の形成が広がっていった [Hyden and Mmuya 2008, 36; Liviga 2011, 22-23]。

2005年、ムカパ大統領が大統領任期を終える頃、ムタンダオに支えられたキクウェテは10年間外務大臣を務め、若手の指導者として多くの国民の人気を得ていた [Makulilo 2013, 179; Kelsall 2007, 527]。キクウェテはCCM の全国大会で64%の支持を得て大統領候補となり、大統領選挙では80.3%の得票で圧勝し、第4代大統領に就任した [Kelsall 2007, 525; African Election Database 2011]。一方、ロワサは大統領候補に立候補せずにキクウェテの出馬を全面的に支援し、選挙後にキクウェテ大統領によって首相に任命された。ムカパは当初キクウェテの立候補を支持していなかったが、ムタンダオに屈するより他なかったと言われている [The East African 22 February 2014]。したがって、2005年の大統領選挙はCCM の優位性と野党の後退を示しただけではなく、ムタンダオのCCM における多大な影響力を証明する機会となったのである。

5. 2005年～2010年のCCM内派閥政治

国民の大きな期待を受けて誕生したキクウェテ政権であったが、汚職スキャンダルなどの影響を受け、徐々に人気を失っていった。キクウェテ政権、CCM、そしてムタンダオに最も大きな影響を与えたのは、米国籍とされたリッチモンド開発会社 (Richmond Development Company) によるタンザニアへの電力供給に関する汚職事件である。これは、2006年にタンザニアが深刻な電力不足に陥った際、リッチモンド社がタンザニア電力供給公社と17億タンザニア・シリング (約135万米ドル) で100メガワットの電力を供給する契約を結んだが、発電機の到着が遅れた上、結果的に予定していた電力が供給されなかった事件である。国会特別委員会の調査により、リッチモンド社は実在しない幽霊会社であり、不正な手続きを経てタンザニア電力供給公社との契約を結んでいたことが判明した。ロワサはリッチモンド社との契約を結ぶよう同公社に指示した責任を追及され、2008年に首相を辞任した [Britain-Tanzania Society 2008, 10-13; Sitta, Slaa and Cheyo 2008, 82-86; Slaa 2010, 90]。

大規模な汚職事件の発覚とロワサの首相辞任は、CCM 指導者らと民間企業家の癒着関係を露呈させ、国民のCCM への信頼を低下させた [Msekwa 2010; The Citizen 17 February 2010]。また、リッチモンド事件後、汚職に関わったとされる有力な政治家らを容認するか否かで、CCM 政治家の



間で意見対立が発生した。キクウェテ大統領もリッチモンド事件発覚の頃からロワサから距離を置くようになり、ロワサは独自の派閥を築くようになった⁵。他に CCM の有力な政治家として、キクウェテが自身の後継者と考えているのではないかとたびたび報じられたメンベ（Bernard Membe）外務大臣がおり、ロワサ、メンベともに、2015 年の CCM 大統領候補出馬に向けて支持層を広げていった [The East African 22 February 2014]。また、CCM 内にはニエレレの進めた社会主義の倫理への回帰を訴え、汚職やムタンダオのような恩顧主義的な派閥を強く批判する左派勢力もあった。グレイは、2000 年代の汚職事件から見えてくる CCM の派閥政治は、大学や党内で築かれた個人的な人間関係に基づいており、イデオロギーの影響はほぼ受けていないと述べているが [Gray 2015, 393]、社会主義を志向する左派勢力も党内で影響力を持っていたのである。

キクウェテ大統領は CCM 内の派閥間の対立を解消し、党の団結を取り戻すべく努めたが、対立は続き、党の分裂の可能性も報じられるようになった [Legal and Human Rights Centre and Tanzania Civil Society Consortium for Election Observation 2010, 55]。キクウェテは 2010 年の大統領選挙で再選されたが、得票率は前回の選挙から約 20%ポイント下がり、62.8%にとどまった [African Election Database 2011]。汚職の発覚と派閥間の対立は CCM の支持率低下の一つの要因であったと言える。2011 年 4 月、CCM 全国執行委員会は汚職に関与した CCM 政治家を排除し、国民の党への信頼を取り戻すための「クジヴァ・ガンバ」（Kujivua Gamba、皮を剥ぐという意味）という取り組みを開始した [Daily News 2 February 2017]。2011 年 4 月、CCM の組織体制を一新するため、党の事務局と中央委員会は解散し、それまで中央委員会委員を務めていたロワサやメンベら有力な政治家は委員に再選されなかった [The Citizen 10 April 2011]。しかし、その後は、元 CCM 会計責任者で、ロワサと親しいアジア系企業家の CCM 党員が自主的に政界を引退した程度で、「クジヴァ・ガンバ」の効果は限定的であった [Tanzania Election Monitoring Committee 2015, 6, 9; Daily News 7 February 2017]。つまり、この頃は大統領や党幹部は派閥政治を制御することができなかったのである。その理由の一つは、党首であるキクウェテ自身が 2005 年にロワサを中心とする恩顧主義的なムタンダオに支えられて大統領に選出されており、ムタンダオの影響力が党の上層部にまで浸透していたことにあるだろう。

6. 2015 年の CCM 大統領候補選考

2010 年以降、キクウェテ大統領の後継者争いは本格化し、CCM 政治家は党内の支持集めに奔走した。一方、2014 年、主要野党の民主開発党（Chama cha Demokrasia na Maendeleo: CHADEMA）やザンジバルを主な拠点とする市民統一戦線（Civic United Front: CUF）などの野党 4 党は、タンザニア史上初めての野党連合となる市民憲法同盟（Umoja wa Katiba ya Wananchi: UKAWA）を結成し、2015 年の大統領・国会議員・県議員選挙で統一候補を立てると宣言した [The Citizen 27 October 2014]。これにより、CCM に不満を持つ国民の政権交代に対する期待は高まった。2015 年 6 月、CCM の大統領候補の受付が始まると、38 名という多数の党員が立候補した。その

⁵ 2015 年 11 月 3 日、ポレポレへのインタビュー。



なかで、2005年のキクウェテ大統領の選挙キャンペーンを率い、長年の閣僚経験と幅広い人脈を有するロワサの知名度は抜きんできていた [Daily News 3 July 2015; Mwananchi 11 May 2015]。ロワサは汚職のイメージがある一方、決断力と実行力のある指導者としても知られ、地方の様々な団体に多額の寄付を行ってきたことから、都市部の若者を中心に人々の支持を得ていた [The Citizen 5 June 2015; The Citizen 11 July 2015; Mwananchi 29 July 2015]。

CCM 大統領候補選考の1か月前に行われた世論調査では、CCM の大統領候補の中でロワサが最も高い国民の支持を得ているという結果が出た他、CCM 全国執行委員会の4分の3近くの委員の支持をすでに取りつけたという報道もあった [Nipashe 6 July 2015; The East African 23 May 2015]。グレイはCCM 全国執行委員会を長期にわたって独占した派閥がないことから、CCM 内は複数の派閥間で権力が拮抗している状態であると述べているが [Gray 2015, 394]、2015年の大統領候補選考を前に、全国執行委員会を含め、CCM 内でロワサ派の影響力が最も大きくなっていったと言える。

ロワサは大統領候補に立候補するにあたり、キクウェテの支持を期待していた。ロワサによると、両者は1995年の大統領選挙前に、どちらかが先に大統領になったら、その後、相手の大統領出馬に協力することを誓い合ったという。ロワサは2005年と2010年の大統領選挙でキクウェテの選挙活動に協力したのだから、今度はキクウェテがロワサを支持する番であると述べている [The Citizen 31 May 2015]。しかし、実際にはキクウェテとCCM 幹部は、汚職に関与している政治家を大統領候補から排除する方向へと動いていた。CCM 幹部は党の政治家による汚職への関与が2010年選挙でのCCM 支持率を下げたことを理由に、2011年から前述の「クジヴァ・ガンバ」を行った他、2012年に党の指導者と倫理に関する規定 (Leadership and Ethics Regulations) を改定し、大統領候補選考において、全国安全倫理委員会が候補者を評価する権限を強化していた [Daily News 17 September 2015]。

2015年7月、CCM の大統領候補選考が始まり、まず全国安全倫理委員会が各候補の過去の不正行為を洗い出し、党則と選挙関連法に従っているかを評価した⁶。同委員会はこの評価結果を中央委員会に提出し、中央委員会が5人の大統領候補を指名した。この時、ムウィニ (Ali Hassan Mwinyi) 第2代大統領、ムカパ元大統領、カルメ (Amani Abeid Karume) 元ザンジバル大統領など、国の元最高指導者らで構成される党の諮問委員会 (Advisory Council) 委員も招かれ、中央委員会の会合に出席したと言われている [The Citizen 11 July 2015]。元最高指導者らは従来、中央委員会委員だったが、2012年の党則改定により委員ではなくなり、新たに立ち上げられた諮問委員会の委員となっていた [CCM 2012, 189-190]。中央委員会が指名したのは、メンベ外務大臣、マグフリ建設大臣、ミギロ (Asha-Rose Migiro) 法務大臣 (元国連副事務総長)、マカンバ (January Makamba) 通信科学技術省副大臣、アリ (Amina Salum Ali) アフリカ連合駐米大使の5名で、ロワサは選ばれなかった [The Citizen 11 July 2015]。この結果が公表されると、ロワサを支持する中央委員会の委員3名が直ちにマスコミを通じて中央委員会の決定を非難した。彼らは、中央委員会による選考の前に、全国安全倫理委員会が実質的に大統領候補を選んでおり、これは党則違反であると主張した [Mwananchi 11 July 2015; Tanzania Election Monitoring Committee 2015, 24]。つまり、中央委

⁶ 2015年11月3日、ポレポレへのインタビュー。



員会では、委員の意見よりも全国安全倫理委員会による各候補の評価が重視されていたようだ。翌日に行われた全国執行委員会での選考は、多数の委員がロワサを支持する歌を合唱し、騒然となることから始まり [Simu TV 2015]、大いに紛糾した。党幹部はロワサ派と協議し、ムウニ元大統領、ムカパ元大統領、カルメ元ザンジバル大統領など元最高指導者らも介入したと報じられている。彼らは、ロワサが大統領候補から外されたことが議論されると、全国執行委員会委員が私益を優先させていることを非難し、同委員会の決定が国の平和を脅かすかもしれないため、注意深く考えるよう忠告した [The Citizen 12 July 2015; Mwananchi 12 July 2015]。最終的には投票でマグフリ、アリ、ミギロが大統領候補に選出された。ロワサの最大のライバルと見られていたメンベは5人の候補者の中で最低の得票だったが、これはロワサ派が委員にメンベを落選させるよう働きかけたからであると言われている [Mwananchi 6 November 2015]。その後、党の全国大会でマグフリが87%の支持を得てCCMの大統領候補に選ばれ [Azam TV Twitter 2015]、メンベは大統領候補選考の1週間後に政界引退を表明した [The Citizen 18 July 2015]。

マグフリは大統領候補の選考が始まった当初は全く注目されていなかったが、ムカパ、キクウェテ両政権で長く閣僚を務め、勤勉な指導者として知られており、また、汚職事件に関与せず、CCM内の派閥間競争から距離を置いていたため、総選挙に向けて党員を一致団結させるのに最も適した中立的な候補であった [Nyamajeje 2015; Mwananchi 6 November 2015]。マグフリの大統領候補指名は偶然の結果ではなく、元最高指導者らによって主導されたもので、なかでもムカパ元大統領に強く推されていたと言われている [The Citizen 4 November 2015; The East African 18 July 2015]⁷。また、マグフリは前述の党内左派勢力からも厚い支持を受けていた⁸。キクウェテには長年ロワサやムタンダオに支えられてきた過去があり、党内でロワサの大統領候補からの排除を主導することは難しかったと思われる。むしろ党の諮問委員会委員を務める元大統領らが団結し、左派勢力の支持も得て、ロワサの排除とマグフリの大統領候補擁立を導いたのである。

7. ロワサ元首相の野党への移籍と2015年大統領選挙

CCMの大統領候補選考の1か月後、ロワサは野党 CHADEMA に移り、野党連合 UKAWA の大統領候補としての出馬を表明した。CCM 幹部はロワサの野党への移籍を予測していたはずであるという見方もあるが⁹、少なくとも多くの国民にとって予想外の展開であった [Tanzania Election Monitoring Committee 2015, 33]。CHADEMA はそれまで CCM 政治家の汚職への関与を強く批判してきたが、ロワサはリッチモンド事件については首相辞任ですでに政治責任をとっており、CHADEMA の敵はロワサ個人ではなく、CCM とその腐敗したシステムであるとして、ロワサの受け入れを正当化している [Millad Ayo 2015; The Citizen 29 July 2015]。

その後、CCM の重鎮のンゴムバレ・ムウイル (Kingunge Ngombale-Mwiru)、スマイエ (Frederick

⁷ 2015年11月13日、ダルエスサラームにて行った筆者によるタンザニア人政治学者へのインタビュー。

⁸ 2015年11月3日、ポレポレへのインタビュー。

⁹ 2015年11月3日、ポレポレへのインタビュー及び2015年11月13日、タンザニア人政治学者へのインタビュー。



Sumaye) 元首相などの有力政治家がロワサを支持して CCM を離党し、メディアを大きく騒がせた [The Citizen 22 August 2015; 4 October 2015]。しかし、全体として野党に移った CCM 政治家の数は限られており、ロワサの離党は CCM の深刻な分裂を引き起こしたとは言えないだろう。この背景には、与野党ともにすでに国会議員候補の指名を終えており、国会議員選挙に出る CCM 政治家は野党に移っても立候補できないというタイミングの問題もあった [Mwananchi 24 August 2015]。なかには、CCM に残って密かにロワサに協力する政治家もあり、マグフリ率いる CCM の選挙対策本部は党を団結させるのに苦労した面もあるが、最終的に大統領選挙ではマグフリが 58.5%、ロワサが 40.0% の票を得て、マグフリが勝利した [The Citizen 6 November 2015; United Republic of Tanzania 2015]。CCM は複数政党制移行後、最も低い得票率ながらも、長期政権を維持することとなったのである¹⁰。マグフリの得票率が低かった背景としては、国民の CCM への信頼が長期低落傾向にあったこと、ロワサ支持者の票が野党側に流れたことが挙げられる。一方、野党がロワサを受け入れたことによって CCM 支持に移った野党支持者もあり、汚職疑惑のないマグフリが大統領候補でなければ CCM は選挙でさらに苦戦していたのではないと思われる。

8. タンザニアの優位政党の派閥政治についての考察

本稿で述べてきた 1995 年、2005 年、2015 年の CCM の大統領候補選考の特徴をまとめると、1995 年のムカパの指名はニエレレ初代大統領の影響力が大きく、2005 年は若手の有力政治家を中心とする派閥ムタンダオに支えられたキクウェテが候補となった。2015 年にはロワサへの権力集中に懸念を持ったムカパ元大統領らが、全国安全倫理委員会の権限を強化してロワサを大統領候補から外し、派閥間競争に関与しない中立的なマグフリを大統領候補に立てたということである。現職の大統領ではなく、引退した元大統領が大きな影響力を持っていたという点で、1995 年と 2015 年の大統領候補選考は類似しており、タンザニアにおける最高指導者の後継者決定の一つの特徴と言えよう。2015 年の大統領候補選考に元大統領らが介入した背景には、大規模な汚職事件の発覚によって低下した国民の党への信頼を取り戻すという目的もあるだろうし、特定の政治家とその派閥によって党内の権力の分配が独占される事態を食い止めるという意図もあろう。また、2005 年の大統領候補選考で、ムカパが当初ムタンダオに支えられたキクウェテの出馬を支持しなかったことに鑑みれば、2015 年のムカパらによるロワサの大統領候補からの排除も CCM の派閥間競争の一環とみなすことも可能である。

以上の分析を基に、グレイの議論を再検討したい。グレイは CCM が権力の拮抗する複数の派閥に分裂しており、大統領も党内のどの派閥も権力を独占することができないと論じているが、2015 年の CCM 大統領候補選考をふまえると、この見解を見直す必要がある。実際には、2015 年の大統領選挙に向け、ロワサ率いるムタンダオが台頭し、CCM の派閥間の権力均衡を大きく崩す

¹⁰ タンザニアの市民団体や欧州連合が 2015 年大統領選挙における透明性や信頼性の欠如を指摘しており、また、UKAWA が CCM による不正を理由に選挙結果を認めていないことから、各候補の得票率は注意して捉える必要がある [Legal and Human Rights Centre and Tanzania Civil Society Consortium for Election Observation 2015, xxv, 118; European Union Election Observation Mission 2015, 8, 36-37]。



ようになった。これに対し、ムカパ元大統領を中心とする党の最高幹部は、2015年の大統領候補選考において、ロワサの排除とムタンダオの弱体化という大がかりな派閥の統制を行ったのである。CCM 最高幹部は反汚職という社会的規範を前面に出し、全国安全倫理委員会の権限強化という党の制度改革を通じて、アジア系企業家との癒着関係によって支えられた恩顧主義的な派閥政治を統制し、党を中央集権化しようとしたとすることができよう。また、グレイの論文には書かれていない点として、2015年のCCM 大統領候補選考に向けて、汚職や恩顧主義的な派閥を批判する形で、党内左派勢力が影響力を持つようになったことも重要である。

■ おわりに

本稿は、タンザニアの複数政党制時代における優位政党 CCM の大統領候補選考を分析し、恩顧主義的な派閥の成長と派閥間競争の激化、元大統領らを中心とする党の最高幹部によるその統制を明らかにした。2015年のCCM 大統領候補選考はタンザニアに一党優位体制の継続をもたらしただけでなく、CCM 内の恩顧主義的な派閥政治を統制し、党を中央集権化しようとする試みであったと言える。しかし、2015年以降、派閥という支持基盤を持たないマグフリ大統領が、CCM 政治家の関与する汚職や CCM 内の派閥政治を統制することができているかについては、今後注意深く見ていく必要がある。

また、マグフリ政権下のタンザニアの「政治的安定」のあり方、そして一党優位体制の今後を捉えるためには、長い年月をかけて築かれてきた CCM 政治家とアジア系民間企業家の関係の変化にも注目することが重要である。あわせて、再び CCM 内でムタンダオのような恩顧主義的な派閥が成長するか否かという観点から、大統領や党の最高幹部などの指導者らの動きとともに、ニェレレ時代の社会主義の倫理を重んじる左派勢力が党内外に与える影響力にも注目したい。

■ 参考文献

- 〈外国語文献〉
- African Election Database 2011, "Elections in Tanzania," (<http://africanelections.tripod.com/tz.html>, 2017年2月23日アクセス).
- Azam TV 2015. Twitter, (<https://twitter.com/azamvtz/status/620180782146060288>, 2017年2月23日アクセス).
- Babeiya, Edwin 2011. "Multiparty Elections and Party Support in Tanzania." *Journal of Asian and African Studies* 47(1): 83-100.
- Britain-Tanzania Society 2008. "Report on Richmond Scandal." *Tanzanian Affairs* 90: 10-13.
- 2000. "Elections 2000." *Tanzanian Affairs* 67, (<https://www.tzaffairs.org/2000/09/elections-2000/>, 2017年2月23日アクセス).
- CCM 2012. *Katiba ya Chama Cha Mapinduzi 1977, Toleo la 2012 [Constitution of CCM 1977, 2012 Edition]*, (<http://demo.ccm.or.tz/wp-content/uploads/2014/07/katiba.pdf>, 2016年8月8日アクセス).
- 2002. *Kanuni za Uongozi na Maadili, Toleo la 2002 [Leadership and Ethics Regulations, 2002 Edition]*, (<http://www.baraka.consulting/uploads/kanuni%20za%20maadili-CCM.pdf>, 2016年8月8日アクセス).
- Chachage, Chambi 2015a. "Tanzania: Edward Lowassa and the Politics of Rumour and Endorsement," *African Arguments*, 6 June, (<http://africanarguments.org/2015/06/05/tanzania-edward-lowassa-and-the-politics-of-rumour-and-endorsement-by-chambi-chachage/>, 2017年2月23日アクセス).



- 2015b. “Nyerere Alimkosesha Urais Kikwete Mwaka 1995? [Did Nyerere Make Kikwete Fail in his Presidential Bid in 1995?]” *Udadisi*, 13 February, (<http://udadisi.blogspot.jp/2015/02/nyerere-alimkosesha-urais-kikwete-mwaka.html>, 2017年2月23日アクセス).
- Coulson, Andrew 2013. *Tanzania: A Political Economy*. 2nd ed. Oxford: Oxford University Press.
- European Union Election Observation Mission 2015. *United Republic of Tanzania Final Report General Elections 2015*, (http://eeas.europa.eu/archives/docs/eueom/documents/eu-eom-tz-2015-fr_en.pdf, 2017年2月23日アクセス).
- Gray, Hazel S. 2015. “The Political Economy of Grand Corruption in Tanzania.” *African Affairs* 114(456): 382-403.
- Hoffman, Barak and Lindsay Robinson 2010. “Tanzania’s Missing Opposition.” in *Democratization in Africa: Progress and Retreat*. 2nd ed. eds. Larry Diamond and Marc F. Larry. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Hyden, Goran 1999. “Top-Down Democratization in Tanzania.” *Journal of Democracy* 10(4): 142-155.
- Hyden, Goran and Max Mmuya 2008. *Power and Policy Slippage in Tanzania: Discussing National Ownership of Development*. Stockholm: Swedish International Development Cooperation Agency.
- Kelsall, Tim. 2007. “The Presidential and Parliamentary Elections in Tanzania, October and December 2005.” *Electoral Studies* 26: 507-553.
- Khan, Mushtaq H. 2010. “Political Settlements and the Governance of Growth-Enhancing Institutions.” Mimeo, (http://eprints.soas.ac.uk/9968/1/Political_Settlements_internet.pdf, 2017年2月23日アクセス).
- Legal and Human Rights Centre and Tanzania Civil Society Consortium for Election Observation 2015. *Report on the United Republic of Tanzania General Elections of 2015: Fearing Six Constituencies’ Countermanded Elections*. Dar es Salaam: Legal and Human Rights Centre and Tanzania Civil Society Consortium for Election Observation.
- 2010. *Report on the United Republic Tanzania General Elections of 2010*. Dar es Salaam: Legal and Human Rights Centre and Tanzania Civil Society Consortium for Election Observation.
- Liviga, Athumani J. 2011. “Economic and Political Liberalization in Tanzania and its Unintended Outcomes.” *Eastern Africa Social Science Research Review* 27(1): 1-31.
- Makulilo, Alexander B. 2013. “Populism and Democracy in Africa.” in *Contemporary Populism: A Controversial Concept and Its Diverse Forms*. eds. Sergiu Gherghina, Sergiu Mişcoiu and Sorina Soare. Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars Publishing.
- 2008. *Tanzania: A De Facto One Party State?* Saarbrücken: Verlag Dr. Müller.
- Millard Ayo, “Tundu Lissu: Kwanini Sikutokea Lowassa Aijiunga CHADEMA? [Tundu Lissu: Why Did I Not Appear When Lowassa Joins CHADEMA?],” 29 July, (<http://www.youtube.com/watch?v=EL5eo9bWOHw>, 2017年2月23日アクセス).
- Mmuya, Max 1998. *Tanzania: Political Reform in Eclipse: Crises and Cleavages in Political Parties*. Dar es Salaam: Friedrich Ebert Stiftung.
- Msekwa, Pius 2010. *Reflections on the Fourth Multi-party General Elections of October, 2010*, (<http://www.cms.ccmtz.org/index.php?section=news&cmd=details&newsid=127>, 2011年5月1日アクセス).
- Nyamajeje, Emmanuel 2015. “Tanzania in Focus: CCM Nomination Intrigues and the Road Ahead.” *Africa Practice*, (<http://www.africappractice.com/wp-content/uploads/2015/07/Africa-UpFront-Tanzania-in-Focus-CCM-Nomination-July-2015-Final.pdf>, 2017年2月23日アクセス).
- Riedl, Rachel Beatty 2014. *Authoritarian Origins of Democratic Party Systems in Africa*. New York: Cambridge University Press.
- Simu TV 2015. “Safari ya Uchaguzi [Journey of Elections] - July.11.2015 | Azam TV,” July 11, (<http://www.youtube.com/watch?v=f83rfPiPHgA>, 2017年2月23日アクセス).
- Sitta, Samuel, Willbrod Slaa and John M. Cheyo. 2008. *Bunge Lenye Meno: A Parliament with Teeth for Tanzania*. London: Africa Research Institute.
- Slaa, Willbrod 2010. “Changing the Standing Orders of Parliament in Tanzania.” in *African Parliamentary Reform*. eds. Frederick Staphenurst, et al. Oxon: Routledge.
- Tanzania Election Monitoring Committee 2015. *TEMCO Newsletter*, Volume 1, Issues 5 and 6. Dar es Salaam: Tanzania Election Monitoring Committee.
- Tripp, Aili Mari 1997. *Changing the Rules: The Politics of Liberalization and the Urban Informal Economy in Tanzania*. Berkeley: University of California Press.
- United Republic of Tanzania 2015. “Jedwali la Matokeo ya Uchaguzi wa Rais [Table of the Results of Presidential Elections],” Dar es Salaam: National Electoral Commission, (<http://nec.go.tz/uploads/documents/1448023814-3.pdf>, 2015年12月7日アクセス)
- 1995. *The Elections (Amendment) Act, 1995*, Dodoma: Parliament.
- van de Walle, Nicolas 2003. “Presidentialism and Clientelism in Africa’s Emerging Party Systems.” *Journal of Modern African Studies* 41(2): 297-321.
- Werrema, Ibrahim J. 2012. *After 50 Years: The Promised Land is Still Too Far! 1961-2011*. Dar es Salaam: Mkuki na Nyota Publishers.
- Yanguas, Pablo 2017. “The Role and Responsibility of Foreign Aid in Recipient Political Settlements.” *Journal of International Development* 29(2): 211-228.

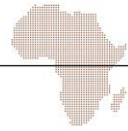
〈新聞〉

Daily News <http://www.dailynews.co.tz/>
Mwananchi <http://www.mwananchi.co.tz/>



Nipashe <http://www.ippmedia.com/sw/nipashe>
Raia Mwema <http://www.raiamwema.co.tz/>
The Citizen <http://www.thecitizen.co.tz/>
The East African <https://www.theeastafrican.co.ke/>
The Guardian <http://www.ippmedia.com/en/>

(つぶら・まちこ／アジア経済研究所)



論
考

アフリカにおける経済統合 ——制度的な制約要因——

Institutional Challenges of Regional Integration in Africa

箭内 彰子

YANAI, Akiko

要 約 :

アフリカでは長年にわたり地域ごとに経済統合が推進されてきたが、各地域経済共同体における域内貿易は活性化せず、様々な非関税障壁も残されたままである。アフリカにおける経済統合の実質的な進展を阻んでいる要因として、経済統合を支えている制度面に着目すると、①法的拘束力のある国際協定に基づいて貿易自由化を進めているが、その実施段階において各国の裁量が広く認められている、②自由化義務の履行を確保するための紛争解決手段が十分に機能していない、③メンバーシップの重複により複数の関税率の存在といった制度的・手続き的な問題が生じている、などが指摘できる。

現在取り組まれている複数の地域経済共同体をカバーする広域自由貿易地域の形成は、こうした制度的困難に対する具体的な対応策を組み込んでいないため、貿易自由化が期待通りに進まない可能性が高い。アフリカにおける実質的な経済統合を進展させるためには、アフリカの経済統合の特徴から生じる制度的問題点を踏まえた上で、それらを解決する措置を講じる必要がある。

キーワード：経済統合 貿易自由化 TFTA COMESA EAC SADC

はじめに

2015年6月、アフリカにおける経済統合にとって重要となる二つの合意が形成された。一つは、アフリカの東部および南部に在する三つの自由貿易圏（東南部アフリカ市場共同体（Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA）、東アフリカ共同体（East African Community: EAC）、南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community: SADC））を統合し「カイロからケープまで」を含む広域自由貿易地域（Tripartite Free Trade Area among the COMESA, EAC and SADC: TFTA）をスタートさせる基本協定が採択されたことである。もう一つは、アフリカ大陸大の自由貿易地域（Continental Free Trade Area: CFTA）形成に向けた正式交渉の開始が宣言されたことである。これらの合意をてこに、アフリカの経済統合の加速化が期待されている。

アフリカが大陸内での経済統合を推進し始めたのは、世界的に自由貿易協定（free trade agreement: FTA）や経済連携協定（economic partnership agreement: EPA）が急増する1990年代以前のことである。1910年に結成された南部アフリカ関税同盟（Southern African Customs Union: SACU）は別格としても、多くのアフリカ諸国が独立を達成した1960年代には、アフリカにおける経済統合の必要性が認識され、アフリカ大陸の西部や東部など地域的にまとまりのあった経済グループごとに貿易自由化に向けた取り組みが開始されている [AfDB 2014, 9]。その結果、現在までに多くの地域経済共同体（regional economic community）が組織され、それぞれの中で関税同盟や自由貿易地域が形成されてきた。しかし50年以上という長い年月を掛けているにもかかわらず、アフリカにおける域内貿易は活性化せず¹、様々な非関税障壁も残されたままである。アフリカにおける経済統合は実質的にはあまり進んでいないのが現状といえよう。

なぜ、アフリカにおける経済統合は進展しないのか。その要因として、例えば各国の経済構造が似ていて相互に輸出入できるような貿易構造になっていない、あるいは域内貿易の進展には地域大での工業化が重要となるが、各国の利害対立が激しいため地域で共有しうる産業政策の導入は難しく、域内でのバリューチェーンが構築しにくいなど、経済的な問題点はこれまで頻りに指摘されてきた（Tanyanyiwa and Hakuna 2014, 112-13、Muuka, Harrison and McCoy 1998 など）。しかし、経済統合を支えている制度自体についてはあまり議論されてこなかった。本稿は、アフリカにおける経済統合過程が抱える制度的な問題点を明らかにし、克服すべき課題を検討することを目的とする。その際、アジア地域、とりわけ東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations: ASEAN）における経済統合過程との比較考察を行うことにより、アフリカに特徴的な課題に焦点をあてる。まず第1節で、アフリカにおける経済統合がどのように進められてきたかを概観し、第2節ではアフリカの経済統合が実質的に進展していない要因を、各地域経済共同体の制度的側面に着目しながら検討する。さらに第3節では既存の地域経済共同体が抱える制度的困難に対してTFTAがどのような対応をしているのかについて考察する。

¹ アフリカの域内貿易比率は2015年時点で15.7%（うちサブ・サハラ以南のアフリカで18.7%）となっており、ヨーロッパの66.2%、アジアの61.4%、アメリカの47.8%と比べて低いレベルにとどまっている（UNCTADのデータベースSTATに基づく）。



1. 経済統合の歴史的経緯

経済統合は、長い間アフリカが経済発展するための有効かつ主要な手段とみなされてきた。植民地支配の下で分断されたアフリカは、地理的には広い国土だが人口は比較的少ない国や国土面積自体が小さい国が多く、「小さい市場、小さい経済」の集合体という特徴を備えている。こうした国々が生産性の向上、貿易の増大、海外直接投資の流入などを基礎に経済を発展させるには、地域的に統合された一定の規模を有する経済圏を作り出すことが必要であると考えられたからである。

アフリカ各国が独立し始めた 1960 年代初頭には既に経済統合を志向する動きがみられる。1961 年にはパン・アフリカニズムを基礎にアフリカ合衆国構想が主張され [片岡 2013, 133]、1963 年にはこの構想が原動力となって経済統合を目的の一つに掲げるアフリカ統一機構 (Organisation of African Unity: OAU) が設立された。それ以降、経済統合はアフリカの経済発展戦略の一つとして常に意識されてきた。例えば OAU が 1980 年に発表したラゴス行動計画 (Lagos Plan of Action) では、ヨーロッパ経済共同体 (European Economic Community: EEC) になぞらえたアフリカ経済共同体 (African Economic Community: AEC) の設立が提唱され、1991 年に採択された AEC 設立条約 (1994 年発効、通称アブジャ条約) では、アフリカ大での経済統合の詳細なロードマップが提示されている。アブジャ条約は AEC 設立までのステップを 6 段階に分け、まずはアフリカの各地域で経済統合を進め、徐々にそれらを統合してアフリカ大陸大の自由貿易地域、関税同盟、さらには共同市場を設立し、最終的には 2028 年までに単一通貨アフロの導入、アフリカ中央銀行やアフリカ議会の創設などを通じてアフリカ大の経済統合を実現するという道筋を示した (表 1)。2002 年に OAU がアフリカ連合 (African Union: AU) に改組された際には、アフリカ大陸発展のための共同戦略としてアフリカ統合計画が策定され、アブジャ条約の趣旨と統合までの道筋が再確認されている。

表 1 アブジャ条約における経済統合のロードマップ

| | 実現目標年 | 実施内容 |
|--------|-----------|---------------------------------|
| ステージ 1 | 1999 年まで | 各地域における地域経済共同体設立 |
| ステージ 2 | 2007 年まで | 各地域経済共同体における分野別協力の強化と活動の調和 |
| ステージ 3 | 2017 年まで | 各地域経済共同体における自由貿易地域／関税同盟の形成 |
| ステージ 4 | 2019 年まで | アフリカ大陸大の関税同盟結成に向けて、関税・非関税制度の調和化 |
| ステージ 5 | 2023 年まで | アフリカ大陸大の共同市場の設立、共通政策の実施 |
| ステージ 6 | 2028 年まで* | アフリカ大陸大の経済・通貨同盟と議会の設立 |

(出所) アブジャ条約第 6 条、および AfDB [2014, 9] などにより作成。

(注*) アブジャ条約の発効から 40 年を超えないという条件があるため、遅くとも 2034 年までにはステージ 6 を完了しなければならない。



アフリカには現在 14 の地域経済共同体が存在する。AU は、その中の八つを地域的な経済統合の核として選定している（表 2）²。それぞれの地域経済共同体は経済統合に向けた独自のロードマップを策定し、現在、自由貿易地域、関税同盟、あるいは共同市場や通貨同盟を結成するためのプログラムを実施中である。経済統合の進捗度合は各地域経済共同体で異なり、サヘル・サハラ諸国国家共同体（Community of Sahel-Saharan States: CEN-SAD）や政府間開発機構（Intergovernmental Authority on Development: IGAD）は域内の経済協力を進めている段階であり（アブジャ条約のステージ 2）、COMESA や SADC は自由貿易地域の形成（同ステージ 3）、EAC は同じステージ 3 ではあるが既に関税同盟の結成を終え、共同市場の創設（アブジャ条約の規定外³）に向けて動いている。

表 2 主要地域経済共同体の経済統合進捗度合

| 名称 | ステージ 1 | | ステージ 2 | | ステージ 3 | | ステージ外 | |
|--------------------------|--------|---------------|--------|------|--------|-------------|-------------|-------------|
| | 加盟国数 | 設立年 | 活動調和 | 分野協力 | 自由貿易地域 | 関税同盟 | 共同市場 | 通貨同盟 |
| アラブ・マグレブ連合 (AMU) | 5 | 1989 | ✓ | ● | ● | × 1995 年 | × 2000 年 | - |
| サヘル・サハラ諸国国家共同体 (CEN-SAD) | 24 | 1998 | ✓ | ● | × | × | × | - |
| 東南部アフリカ市場共同体 (COMESA) | 20 | 1994 | ✓ | ✓ | ✓ | ● | × 2025 年 | × 2025 年 |
| 東アフリカ共同体 (EAC) | 7 | 1967/ 2001 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ● | × 2023 年 |
| 中部アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS) | 10 | 1983 | ✓ | ✓ | ● | × 2010 年 | × | - |
| 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) | 15 | 1975 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | × | × |
| 政府間開発機構 (IGAD) | 8 | 1996 | ✓ | ● | - | - | - | - |
| 南部アフリカ開発共同体 (SADC) | 15 | 1992 | ✓ | ✓ | ✓ | × 2010 年 | × 2015 年 | × 2016 年 |

（出所）各地域経済共同体ホームページ、AfDB [2014]、Mo Ibrahim Foundation [2014] などにより筆者作成。

（注）✓は実施済み（一部実施を含む）、●は進行中、×は未実施（年号は当初の実施目標年）、-は現時点では目標として掲げられていないことを意味する。

² 残りの六つの地域経済共同体は、①同じ地域に存在するより大きな地域経済共同体に包摂されるもの、例えば SADC に包摂される SACU、ECOWAS に包摂される西アフリカ経済通貨同盟（Union Economique et Monétaire Ouest-Africaine: UEMOA）、②主要な目的が経済統合というよりも地域の安定やインフラの共同整備といった経済協力となっているもの、例えば西アフリカのマンロ川同盟（Mano River Union: MRU）や東アフリカの島嶼国で構成されるインド洋委員会（Indian Ocean Commission: IOC）などである。

³ アブジャ条約が地域経済共同体の役割として想定しているのは関税同盟の創設までであり、その先の経済統合プロセス—共同市場や通貨同盟の創設—については、大陸大で実施するロードマップとなっている。しかし、各地域経済共同体の中には独自に共同市場や通貨同盟を目標に掲げているものもある。



上述したように、2015年6月、これら八つの地域経済共同体のうち COMESA、EAC、SADC の三共同体が広域自由貿易地域（TFTA）の形成に向けて第一歩を踏み出した。アブジャ条約では、ステージ3までは地域経済共同体レベルで、ステージ4以降はアフリカ大陸レベルでの経済統合が目指されている。TFTAは大陸大の自由貿易地域ではないためステージ4未満ではあるが、少なくとも地域経済共同体内における経済統合から地域経済共同体間の経済統合への移行を試みており、ステージ3以上を示す事例と捉えられる。さらにアフリカ大陸大の自由貿易地域である CFTA 形成に向けて政府間の交渉開始が宣言されるなど⁴、アフリカにおける経済統合は新たな局面を迎えている。

2. 経済統合を阻害する制度的要因

アフリカにおける経済統合は、自由貿易地域や関税同盟などの制度構築という観点においては、アブジャ条約のロードマップに沿って着実に進んでいるように見える。しかしその歩みは遅く、さらに各地域経済共同体で進捗度合いにかなりのばらつきがある。また域内における貿易関係の緊密化もあまり進んでおらず、枠組みはあっても内実が伴っていないのが現状である。本節では、既存の地域経済共同体が実質的な経済統合を進められていない制度的要因を検討する。

(1) 合意の柔軟性

関税制定権は古くから国家主権の一部であり、国家は主権行使の一形態として一方的に関税を課したり輸入品に規制を加えたりすることができる。このため二国間以上で相互に貿易自由化を行う場合は、通常、法的拘束力のある国際協定に基づいて実施される。なぜなら「ある種の規制を削減・撤廃するためには別の種類の規制が必要」であり [Winham 1992, 20]、貿易自由化の確実性や予見性、透明性を確保するためには、各当事国がどのような手段で貿易自由化を実施するかを明示した文書と「その実施が国際法上の義務である」という認識が重要となるからである。

アフリカの各地域経済共同体で進められている貿易自由化もそれぞれ国際協定に基づいており、ルール・ベースの自由化といえる [Erasmus 2011, 22; Jordaan 2014, 527]⁵。例えば COMESA 協定は 36 章 195 条で構成され、北米自由貿易協定（North America Free Trade Agreement: NAFTA）に比べれば詳細度は低い、ASEAN の貿易自由化を最初に規定した ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）を形成するための協定（以下、AFTA 協定）と比べると、かなり細かい規律を含んでいる。しかし、ルール・ベースの自由化でありながらアフリカの経済統合が規定通りに進まないのは、自由化の実施段階において各国の裁量が容認されているからである [Destà, Geboye and Hirsch 2012, 134]。

⁴ CFTA 形成の道筋として、まず TFTA を核とし、その上で TFTA に参加していない ECOWAS、CEN-SAD、ECCAS、AMU が①TFTA に対応するような広域 FTA を形成したうえで、最終的に TFTA と統合する、もしくは②それぞれが直接 TFTA に参加する、などのアイデアが出されている。

⁵ EAC の経済統合は EAC 設立条約を基礎に関税同盟設立議定書に基づいて実施されており、詳細規定として原産地規則やセーフガード、紛争解決などに関する規則が附属書として採択されている。また COMESA は COMESA 設立条約や関税同盟に関する理事会規則、SADC は SADC 貿易議定書を基礎としている。



例えば SADC の場合、目標期限であった 2008 年に域内貿易の 85%が自由化されたとして、セーシェル、アンゴラ、コンゴ民主共和国を除く 12 か国での自由貿易地域がスタートした⁶。残りの 15%はセンシティブ品目に指定されていたが、多くの国で当初の目標どおり 2012 年までに関税が撤廃された。ただし、マラウィは通常品目の関税削減が遅れており、SADC 貿易議定書が設定した自由化期限（2008 年）を越えてもなお達成できていないし、ジンバブウェもセンシティブ品目の自由化期限である 2012 年に間に合わず、2 年遅れの 2014 年に引き下げが実現した。また、モザンビークも南アフリカからの輸入を自由化したのは 2015 年である。しかし、こうした加盟国による自由化措置の実施の遅れは「柔軟性（flexibility）」の範囲内として認められ、不履行に対するペナルティが課されるわけではない。さらにジンバブウェは 2012 年 1 月に一部の製品に対して 25%の輸入付加税を導入したり、同年 11 月に鶏肉に対する関税の課税形態を変更するなど、実質的な関税引き上げを実施している。SADC 貿易議定書は発効時の水準よりも高い輸入税の導入を禁じており（第 4 条 4 項）、輸入税の中には関税のほか、関税と同等の効果をもたらす課金が含まれている（第 1 条）。このような自由化に逆行する政策も柔軟性の下で容認され、何らかの対抗措置がとられるわけではない。

国際協定上の合意事項が実施できない場合であっても、それが一定程度の範囲内であれば許容されることを「柔軟性」と呼び、近年、貿易自由化の過程、とりわけ世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）における自由化交渉において発展途上国側から主張されることが増えてきている。メンバー間の経済発展段階に差がある場合、一律のコミットメントでは合意自体が成立せず、貿易自由化が滞ってしまうという問題を解決するために生まれてきた考え方であり、主に関税引き下げ期限（タイムフレーム）に関する柔軟性と、国際協定上の履行義務に関する柔軟性の 2 種類がある。

タイムフレームに関する柔軟性はアフリカの経済統合過程に特有なわけではなく、ASEAN における貿易自由化のプロセスにも導入されている。例えば、2002 年の「大胆な措置に関する声明（Statement of Bold Measures）」の中で ASEAN 先進 6 か国⁷の関税引き下げ目標期限を 2003 年から 2002 年に 1 年前倒しているが、この前倒しについては「with flexibility」という文言が付加されており、各国の取り組みに対して自由裁量が認められた [箭内 2002, 78]。しかし、ASEAN における柔軟性は異なるタイムフレームを制度として導入している点でアフリカにおける柔軟性とは異なる。ASEAN は各国の経済発展段階や ASEAN への加入時期を考慮して、後発のベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスに対してはそれぞれ異なる自由化期限を設定しており、柔軟性を制度内に取り込んだ形で運用している。一方アフリカは、メンバー国すべてに一律のタイムスケジュールを課した上でその実施に関しては柔軟性の概念の下で各国の裁量が認められる仕組みとなっている⁸。このためタイムフレームの柔軟性が際限なく認められる可能性もあり、関税引き下げが遅れる一因となっている。各国が無理なく関税削減を実施し貿易自由化の実効性を上げるために

⁶ セーシェルは 2004 年 7 月～2008 年 8 月まで SADC を脱退していたため、SADC 自由貿易地域への参加が遅れていたが、2015 年に関税品目全体の 91.2%の関税を撤廃し、SADC 自由貿易地域に参加した。

⁷ ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 6 か国。

⁸ SADC の場合、経済発展段階に応じてメンバー国を三つのレベルに分類し、異なる関税削減開始時期を設定しているが、削減達成の期限については一律となっている。



は、段階的な自由化プロセスを導入するなど、柔軟性を制度化する仕組みが有効であろう。

また、国際協定上の履行義務に関する柔軟性は、ジンバブウェの輸入付加税の事例のように、国際合意と国内政策の優先度の問題である。この点でもアフリカと ASEAN では異なった姿勢がみられる。ASEAN の場合は民間企業が形成した分業・協力体制が域内に既に存在し、その動きを加速化あるいは円滑化するために AFTA 協定が結ばれた。貿易自由化という国際合意が各国政府の政策と一致しており、合意を積極的に履行する素地があった。また AFTA 協定の法的拘束力が明確にされており、ASEAN 各国政府は AFTA 協定に基づくコミットメントの実施は法的義務であると認識している。一方、アフリカ各国もそれぞれの自由化の基礎となっている国際協定の法的拘束性は理解している。しかし、経済統合という目的自体が政治対話から始まっており、政治主導による政策先行の色彩が強い [ICTSD 2016, 4-5]。さらに政権が不安定な国が経済統合に参加する目的として、国際会議や国際協定締結の当事者となることにより政府の政治的正統性を誇示する点が指摘されている [Vanheukelom et al. 2016, 25-26]。このため、国際合意に基づく自由化実施よりも国内経済政策の安定した運営を優先させる場面が出てくる。その際に活用されるのが履行義務に関する柔軟性である。しかし、履行義務に関する柔軟性は、法制度として整備されているセーフガード措置⁹と異なり、どのような場合に柔軟性を主張できるのか、あるいはどの程度の柔軟性が許容されるのかといった条件や範囲に関する厳格な規定がない。そして、その活用については各国の裁量に委ねられている場合が多く、柔軟性の主張に歯止めがかけられない。アフリカでは、国際合意と国内政策の相違を棚上げしたまま統合に向けた制度が作られてしまい、結果として自由化が進まない現状をもたらしている。

(2) 履行確保手段の不備

ルール・ベースの自由化を進めるためには、合意の拘束性を担保するシステムの確立が重要となる。つまり、紛争解決手続きの司法化や合意不履行が生じた場合の保障・対抗措置の制度化などである。世界大での貿易自由化を進めている WTO は詳細な規定に基づく紛争解決手続きを有しており、広範な分野で統合を達成している欧州連合 (European Union: EU) の場合は欧州司法裁判所が紛争解決手段として有効に機能している。一方、ASEAN には裁判所といった司法制度は導入されておらず、紛争解決に関する大枠を規定した協定も存在するが十分に活用されていない¹⁰。実効性のある紛争解決手続きを欠くことから、関税削減を開始した当初は AFTA の実現を懐疑的にみる意見が多かった。しかし、2000 年に保障調整措置¹¹を導入し、さらに 2004 年には紛争解決手続きを強化することにより、貿易自由化の履行確保を制度的にバックアップする体制を整えてきた。

⁹ 特定製品の輸入急増により国内産業が重大な損害を受けた場合、輸入国政府が一定の条件の下で国際協定上の義務に反して講ずることのできる緊急措置 (一時的な関税引き上げや輸入数量制限など) のこと。WTO にはセーフガードに関する国際協定があり、NAFTA をはじめとする多くの地域間・二国間 FTA/EPA にはセーフガード条項が挿入されている。

¹⁰ そもそも、紛争解決に関する議定書が締結されたのは AFTA のスタートよりも 3 年遅い 1996 年である。

¹¹ ASEAN 加盟国が、非常に困難な状況に直面していることを理由に AFTA 協定の下での自由化を一時的に留保する際、それによって他の ASEAN 諸国が実際に被る、あるいは被ると予想される損害を補償しなければならないとする制度 [箭内 2002, 81]。



アフリカの場合、こうした国際協定上の義務の履行を確保する手段が整っていないのが問題となっている。まず表 2 に挙げられている八つの地域経済共同体のうち、裁判所を設置しているのは COMESA、EAC、ECOWAS、SADC の四つであり、それ以外は共同体独自の紛争解決手段を持っていない。また、COMESA、EAC、ECOWAS、SADC についても、確かにそれぞれの設立協定の中に紛争解決手段に関する詳細な規定が存在するが、その有効活用を阻む要因がいくつか指摘されている [Gathii 2011, 265-267; Oppong 2011, 117-164]。まずは裁判官の独立の問題である。COMESA、EAC、ECOWAS、SADC のいずれの場合も裁判官の任命はメンバー国の首脳によって構成される組織—例えば、COMESA の場合は Authority、EAC の場合は Summit と呼ばれる最高意思決定機関—によって行われる。また、その身分の保証も充分ではない場合が多い。裁判の公正性を維持するために必要不可欠な裁判官の職権の独立が不十分であり、裁判官がメンバー各国の意向に左右される可能性がある [Oppong 2011, 120]。また、裁判所の管轄権の範囲がメンバー間で共有されておらず、裁判所の機能が制限される事例もある。例えば SADC 裁判所の場合、SADC 条約と関連文書が規定する活動領域全体に対して裁判管轄権を有しており (SADC 条約第 6 条)、個人も裁判所に提訴することができる (2000 年の SADC 裁判所に関する議定書第 15 条)。2007 年以降に提訴されたジンバブウェにおける人権関連の一連の事件に関して、SADC 裁判所はジンバブウェの国家責任を認める決定を行ったが、ジンバブウェ政府は SADC 裁判所の管轄権を否定し、決定の履行を拒否している。こうした事態を受け、2010 年に SADC 裁判所の活動は事実上の停止状態となり、2012 年には SADC 首脳会議において正式に活動停止が宣言された。2014 年に SADC 裁判所に関する議定書が修正され、裁判所の管轄権はメンバー国間の紛争に限定された¹²。

ただし近年、地域経済共同体の裁判所が各国の国際合意の履行を担保するシステムとして機能した事例が出てきている。事件の概要は以下の通りである。モーリシャスは COMESA-FTA の参加国であり、2000 年 11 月、COMESA 条約の規定に基づいて域内からの輸入関税を撤廃した (COMESA 条約第 46 条 1 項)。しかし翌 2001 年 11 月にモーリシャス政府はエジプトからの一部製品に対して 40%の関税を課した。モーリシャスの塗料会社 Polytol Paint はエジプトから塗料を輸入していたが、これにも関税が賦課された。これを COMESA 条約違反とみなした Polytol 社は 2001 年から関税が再度撤廃された 2010 年までに徴収された関税の返還を求めて、2012 年 2 月、モーリシャス政府を相手取り COMESA 裁判所に訴えた¹³。2013 年 8 月、COMESA 裁判所は① Polytol 社は個人の COMESA 裁判所への提訴を認めた COMESA 条約第 26 条により当事者適格を有するとし、②モーリシャス政府の COMESA 条約違反を認め、Polytol 社から不法徴収した関税の返却を命じた。政府の自由化義務違反により不利益を被った私企業が地域経済共同体の裁判所を通じて損害賠償を実現した画期的なケースであり、今後、裁判所による紛争解決手続きが各国政府による自由化不履行の歯止めとなることが期待される。

¹² しかし批准国が規定の数に達しておらず、修正議定書は未だ発効していない。

¹³ これに先立ち、Polytol 社はまずは国内における救済措置を求めてモーリシャスの国内裁判所に提訴している [COMESA Court of Justice 2013]。また、COMESA 裁判所の判決後、モーリシャス政府は控訴していたが、2015 年 2 月に和解により解決した [COMESA 2015, para 132 and 383]。



(3) メンバーシップの重複

アフリカの経済統合の特徴として、一つの国が複数の地域経済共同体に参加する、いわゆるメンバーシップの重複問題がある。例えばケニアは、主要 8 地域経済共同体のうち CEN-SAD、COMESA、EAC、IGAD の四つに参加し、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、リビア、ウガンダ、スーダンなどは三つの地域経済共同体のメンバーである。この結果、同一の品目なのに複数の関税率が存在したり、適用される原産地規則が異なったりするため、輸出入の手続きが煩雑となりコストも増加する¹⁴。民間企業の多くはこうした状況に対応する能力が不十分であり、結局、特惠関税制度を活用しきれていないのが現状である。

また、WTO 協定上、二つ以上の関税同盟に同時に参加できないため、例えば EAC と SADC に参加しているタンザニアは、SADC の経済統合が進展し関税同盟となるとときに、どちらから脱退するか、EAC と SADC の域外共通関税を同じにするよう交渉しなければならなくなる。こうした問題を広域自由貿易地域を形成することで一気に解消しようとしたのが TFTA であるが、思惑通りには進んでいない。

このようなメンバーシップの重複が許容される背景として、地域経済共同体の制度的拘束性に対する意識が希薄な点が指摘されている [Gathii 2011, 72]。アフリカ各国は経済統合の基礎となっている国際協定を拘束的な自由化義務を規定したものというよりは、むしろ、様々な分野における経済協力のための枠組みと捉えている。このため、各国の経済戦略の一つとして、複数の地域経済共同体に同時に参加しその時々で自国に最もプラスになる共同体を選択するという発想がでてくるのである。この点は上述した「合意の柔軟性」にもつながっている。

3. 地域経済共同体間の経済統合

東部・南部アフリカに既存の三つの自由貿易圏を合体させて一つの広域自由貿易地域を形成する TFTA 構想が提唱されたのは 2005 年のことである。2008 年に正式交渉が開始され、2015 年 6 月にエジプトで開かれた第 3 回三地域経済共同体サミットにおいて TFTA 協定が採択された。TFTA には COMESA、EAC、SADC のメンバー 26 개국¹⁵が参加することになっており、実現すれば人口 6 億 2,500 万人、GDP の規模では 1.3 兆ドル [Zamfir 2015, 2] という巨大市場が出現する。ただし、TFTA 形成に伴い、組織としての COMESA、EAC、SADC が消滅するわけではない。アブジャ条約では、各地域経済共同体は大陸大での経済統合に向けたステップとして位置づけられており、明記はされていないが、広域の自由貿易地域—TFTA や CFTA—が形成された時点でこれ

¹⁴ 例えばテレビを南アフリカから輸入する際の EAC の域外共通関税が 30%であるとする、タンザニアは SADC-FTA に加入しているため、SADC-FTA の関税削減義務として南アフリカからのテレビの輸入を 0%にしなければならない。その結果 EAC の域外共通関税に齟齬が生じることになる（タンザニア以外の EAC メンバーの対南アフリカのテレビの関税は 30%なのに、タンザニアは 0%）。実際、SADC-FTA がスタートしたとき、タンザニアは問題を解消するために複雑な手続きが必要となった。現状では、タンザニアが SADC-FTA を通じて輸入する場合、EAC の域外共通関税の適用を免除する特別措置で対応している [IMF 2008, 59]。しかし、タンザニアが SADC 各国から EAC への迂回貿易の拠点として利用されかねず、問題が完全に解決したわけではない。

¹⁵ 2016 年に COMESA と EAC に加盟した南スーダンが TFTA に参加するかについては、現時点で不明である。



ら地域経済共同体はその役割を終えるものと想定されていた。しかし、各地域経済共同体は長年にわたり貿易以外の経済協力関係、例えば食品安全、医療、気候変動など様々な分野で協力しており、TFTA が形成されたからといって、すぐに解体できる存在ではなくなっている。このため、TFTA が形成される過程とは別途、それぞれがこれまで通り COMESA、EAC、SADC として存続し、地域協力を促進させる中心的機関として機能していくことになる。

TFTA 協定の採択を契機にアフリカにおける経済統合過程の進展が期待されている。しかし、TFTA は前節で指摘したアフリカの経済統合が抱える制度的困難に関して具体的な対応策を組み込んでいない。このため、これまでと同様、実質的な貿易自由化がすぐには進まない可能性がある。一番問題となるのは合意の内容が曖昧なことである。TFTA 協定は枠組み協定であり、詳細な手続きは附属書に盛り込まれることになっている。しかし、関税引き下げスケジュール（附属書 1）、貿易救済措置（附属書 2）、原産地規則（附属書 4）は TFTA 協定採択までに合意できず、その後も交渉が続いている¹⁶。関税引き下げスケジュールや原産地規則などは自由貿易地域を形成するために必要不可欠な内容であり、それらについての合意がない状態では各国は具体的な関税削減の手続きを開始できない。また具体的な規則の定まっていない TFTA 協定が発効しても、各国がどのような法的義務を負うのかも不明である。2015 年 6 月の TFTA 協定採択の際、メンバー国から相反する二つの意見が出された。一つは、署名・批准手続きを進めていくためには最終合意された文書としての協定が最低限必要であり、積み残されている課題について速やかに合意した上で採択すべきとの主張であった。他方で、たとえ未合意の分野があっても TFTA 形成に向けた積極姿勢を示すことが統合に向けたモメンタムを維持する上で重要と考え、TFTA 協定に進んで署名する国も多かった¹⁷。本来、協定が未確定な状態では採択や署名さらに批准といった法的手続きを進めることは難しい。しかし TFTA 協定の場合、当事国の間で合意に対する柔軟性、つまりは協定内容の実施に関しては各国の裁量に委ねられているという認識が共有されていたからこそ、見切り発車的な協定採択が可能であったと考えられる。

紛争解決手段については TFTA 協定の附属書 13 が紛争解決手続きについて規定している。常設の裁判所を持たず、事件ごとに審理する小委員会（パネル）を設置するスタイルをとっており、基本的に WTO の紛争解決手段を踏襲している。ただし、パネル設置に対する拒否権が 1 回に限定されている WTO と異なり、パネルの自動設置が制度的に担保されておらず、実効性が伴うのか疑問視されている [Jere 2013; Siziba 2016, 31-33]¹⁸。

メンバーシップの重複に関しては、個々の地域経済共同体が抱えるよりもさらに複雑な状況に陥っている。もともと TFTA 創設の目的の一つとして、地域経済共同体間でメンバーシップが重複していることに起因する適用関税率の混乱を解決することが挙げられていた。このため TFTA

¹⁶ 関税引き下げの具体的な実施スケジュールについては、5～8 年で関税品目の 85%の自由化を実施するという大枠が示されただけであり、年度単位の引き下げ目標などがスケジュール化されているわけではない。また残りの 15%については引き下げ期限そのものも含め、継続交渉となった。原産地規則についても各地域経済共同体が現在使用しているルールが異なることから、それぞれが自身のルールを汎用化するよう主張し、合意に至らなかった。

¹⁷ *The Independent* 紙（ウガンダ），“SADC, EAC, and COMESA seek to implement Tripartite Free Trade Area,” 2015 年 10 月 26 日付、(<https://www.independent.co.ug/sadc-eac-comesa-seek-implement-tripartite-free-trade-area/>)。

¹⁸ しかし、具体的な内容については未だ交渉中であり、紛争解決手段としての有効性について現時点では判断できない。



構想が提起された当初は、地域経済共同体間での統合、すなわち COMESA、EAC、SADC の枠組みで形成された既存の自由貿易圏（COMESA-FTA、EAC 関税同盟、SADC-FTA）をつなぐことで、参加国間での関税障壁のない自由なモノの流れが実現できると考えられていた。しかし、COMESA と SADC の場合は、それぞれの FTA に参加していない国があり、三つの自由貿易圏の単純な合体ではすべての TFTA 参加国をカバーできない。結局、三つの自由貿易圏はそのままとし、それに加えて現時点で自由貿易関係のない二当事者間で個々に関税引き下げ交渉を行い、貿易自由化を実現していくことになった。現在、エジプトと SACU、EAC と SACU など交渉が進められているが、個々の当事者間の交渉次第で適用される特惠関税率が異なる可能性が高い。その結果、当初想定されていたような単一化された広域の自由貿易地域ではなく、むしろ逆の状況—二当事者間に適用する関税率表が網の目のように存在する複雑な状況—に陥ることになる。そして、適用関税率以外の貿易ルール—例えば輸入数量制限の禁止やアンチダンピング、セーフガードといった貿易救済措置など—については TFTA 協定あるいはその附属書に規定され、すべての国に適用される共通ルールとなる。つまり、TFTA は網の目状の関税率表と全体をカバーする規定集という複雑な二層構造の協定に基づいて貿易自由化が進められることとなり、その速やかな進捗や実効的な運用は容易ではない。

これらに加え、TFTA 実現にはまだ多くの課題が残されている。例えば、モノの移動に必要な輸送手段のインフラが十分に整備されていないため、制度的には自由貿易地域となってもそれを活用しきれず、実際の貿易の増大につながる可能性が低いと指摘されている [Erasmus 2015, 15]。また、TFTA は関税削減以外にも、衛生植物検疫措置や基準・認証制度のハーモナイゼーション、あるいは知的財産権制度の各国間の整合といった貿易円滑化に関する協力を掲げている。経済統合を確実に進展させるためには、関税削減措置をはじめとする貿易自由化のみならず、貿易円滑化も同時に進めていく必要がある。しかし、参加メンバーの数が増えるとそれだけ制度の相違の幅も広がるため、これまでの各地域経済共同体における取り組み以上の努力が求められる。

TFTA 協定の発効には全参加メンバーの 3 分の 2、すなわち 14 か国以上の批准が必要となる（TFTA 協定第 39 条）。現在 18 か国が署名しているが、TFTA 協定採択から 2 年が過ぎた時点でも批准国はエジプト（2017 年 5 月批准）の 1 か国のみである¹⁹。各国の署名や批准手続きが進んでいないことから、COMESA、EAC、SADC は各国に対して手続きの進捗を強く促している。こうした動きを受け、例えば EAC 各国は 2017 年 3 月までに批准する意向を示していた。しかし宿題として残されていた関税引き下げスケジュールや原産地規則について依然として協議中であるため、批准の目標期限を 2017 年 12 月に延長した²⁰。TFTA 協定発効までには相当な時間がかかると予想される。

¹⁹ *The East African* 紙, “Cape-to-Cairo free trade area closer,” 2017 年 6 月 22 日付、
(<http://www.theeastafrican.co.ke/business/South-Africa-to-Egypt-free-trade-area-closer-/2560-3981584-66mroc/index.html>)。

²⁰ *The East African* 紙, “Bloc puts off ratification of tripartite trade deal,” 2017 年 5 月 1 日付、
(<http://www.theeastafrican.co.ke/business/Bloc-puts-off-ratification-of-tripartite-trade-deal-/2560-3909824-ab044k/index.html>)。



■ むすび

現在アフリカでは、地域経済共同体レベルでの統合、複数の地域経済共同体にまたがる統合、そしてアフリカ大陸大での統合という三つのレベルで経済統合が進められている。2015年6月には、アフリカ大陸の半分以上をカバーする TFTA の形成が合意され、アフリカ大陸大での CFTA に向けた交渉も開始された。これらの状況から考えると、アフリカにおける経済統合は順調に進んでいるように見える。しかし、地域経済共同体内の貿易関係はさほど深化しておらず、広域の自由貿易地域も具体的な関税削減といった動きは未だ始まっていない。

アフリカにおける経済統合の実質的な進展を阻んでいる要因は様々あるが、経済統合の制度的な側面に関してはアフリカ特有の問題点が指摘できる。まず、アフリカも他の地域と同様に法的拘束力をもつ国際協定に基づいて経済統合を進めているが、アフリカの場合は合意に対する柔軟性が広く認められており、各国が自国の裁量で自由化措置を遅らせたり、あるいは逆行させたりする状況が生じている。また、自由化義務の履行を確保する上で重要となる紛争解決手段が整備されていないか、裁判所が設置されていても十分に機能していない。さらに、地域経済共同体のメンバーシップが重複していることにより原産地規則など手続きに関する規定が複雑に絡み合い、特惠関税の利用にコストや時間がかかるため、自由化措置は実際には十分活用されていない。

現在取り組まれている TFTA は、こうした制度的困難に対する具体的な対応策を組み込んでいないため、実質的な貿易自由化がすぐには進まない可能性が高い。当初は、メンバーシップの重複を解消するために地域経済共同体間での統合を目指したが、COMESA、EAC、SADC の枠内で形成されている自由貿易地域や関税同盟はそのまま存続し、それらに二当事者間の新たな特惠関税率表が付加される形で TFTA を形成することとなった。このため、適用関税率という観点からは、却って複雑な状況に陥ることが予想される。加えて、自由化の基礎となる国際協定の一部が未合意であったり、そもそも協定の発効目途も立っていない状況を勘案すると、強力な政治的意志が働かない限り TFTA の早期実現は難しく、その実効性も懐疑的である。アフリカにおける実質的な経済統合を進展させるためには、アフリカの経済統合の特徴から生じる問題点を踏まえた上で、それらを解決する措置を講じる必要がある。

■ 参考文献

〈日本語文献〉

片岡貞治 2013. 「アフリカにおける地域統合——現状と課題——」 日本国際問題研究所『地域統合の現在と未来』日本国際問題研究所 133-152.

箭内彰子 2002. 「ASEAN における貿易自由化：一方的・裁量的自由化から相互主義的・拘束的自由化へ」 作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所 63-92.

〈外国語文献〉

AfDB (African Development Bank) 2014. *African Development Report: Regional Integration for Inclusive Growth*, Abidjan: CCIA (Immeuble du Centre de commerce International d'Abidjan), AfDB.

COMESA 2015. Report of the Thirty-Fourth Meeting of the Council of Ministers, Theme: Inclusive and sustainable industrialization, CS/CM/XXXIV/8, Addis Ababa, 26-27 March, Lusaka: COMESA.



- COMESA Court of Justice 2013. *Polytol Paints & Adhesives Manufacturers v Republic of Mauritius*, First Instance Division, ref. 1 of 2012, judgment of August 31.
- Desta, Melaku Geboye and Moshe Hirsch, 2012. "African Countries in the World Trading System: International Trade, Domestic Institutions and the Role of International Law," *International and Comparative Law Quarterly* 61 (01) January, 127-170.
- Erasmus, Gerhard 2015. "The Tripartite Free Trade Agreement: Results of Phase One of the Negotiation," *Working Paper*, Trade Law Center (tralac), No. US15WP04/2015, July, 1-25.
- 2011. "Is the SADC trade regime a rules-based system?," *SADC Law Journal* 1, 17-34.
- Gathii, James Thuo 2011. *African Regional Trade Agreement as Flexible Legal Regimes*, Cambridge: Cambridge University Press.
- ICTSD (International Center for Trade and Sustainable Development) 2016. *African Integration: Facing up to Emerging Challenges*, Geneva: ICTSD.
- IMF (International Monetary Fund) 2008. *Kenya, Uganda, and United Republic of Tanzania: Selected Issues*, Country Report No. 08/353, Washington, D.C.: IMF.
- Jere, Kahaki 2013. "The Tripartite Free Trade Area Dispute Settlement Mechanism: A Need for Further Analysis," *tralac (Trade Law Center) Discussions*, July.
- Jordaan, André C. 2014. "Regional Integration in Africa versus Higher Levels of Intra-Africa Trade," *Development Southern Africa*, 31:3, 515-534.
- Mo Ibrahim Foundation 2014. *Regional Integration: Uniting to Compete*, London: Mo Ibrahim Foundation.
- Muuka, Gerry Nkombo, Dannie E. Harrison, and James P. McCoy 1998. "Impediments to Economic Integration in Africa: The Case of COMESA," *Journal of Business in Developing Nations* 2, Article 3, 1-14.
- Opong, Richard Frimpong 2011. *Legal Aspects of Economic Integration in Africa*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Siziba, Clarence 2016. "Trade Dispute Settlement in the Tripartite Free Trade Area," *Working Paper* (SECO/WTI Academic Cooperation Project), University of Bern, World Trade Institute, No. 02/2016, January.
- Tanyanyiwa, Vincent Itai and Constance Hakuna 2014. "Challenges and Opportunities for Regional Integration in Africa: The Case of SADC," *IOSR Journal of Humanities and Social Science* 19 (12), Ver. IV, December 103-115.
- Vanheukelom, Jan, Bruce Byiers, San Bilal and Sean Woolfrey 2016. *The Political Economy of Regional Integration in Africa: What Drives and Constrains Regional Organisations?* Maastricht: The European Centre for Development Policy Management (ECDPM).
- Winham, Gilbert R. 1992. *The Evolution of International Trade Agreements*, Toronto: University of Toronto Press.
- Zamfir, Ionel 2015. "The Tripartite Free Trade Area Project Integration in Southern and Eastern Africa," *Briefing*, European Parliamentary Research Service, March, 1-10.

(やない・あきこ／アジア経済研究所)





「近代化」は女性の地位をどう変えたか —タンザニア農村のジェンダーと土地権をめぐる変遷—

田中 由美子 著

東京 新評論 2016年 328p.

本書は、1990年代から国際協力におけるジェンダー平等論に取り組んできた専門家による先駆的な実証的研究であり、2014年に東京大学に提出された博士論文がもとになっている。1970年代以降「開発と女性」、「ジェンダーと開発」、「ジェンダー主流化」とジェンダー・イシューをめぐるアプローチが模索されてきたが、著者はいずれも普遍的な平等主義に基づくトップダウンの国家フェミニズムだと指摘する。それに対して当事者が価値を見出すものを重視し、その実現可能性を検討するアマルティア・センのケイパビリティ・アプローチこそが草の根レベルで女性の能力を伸ばすと著者は主張する。本書では、タンザニアの土地法を事例に、ジェンダー平等を目指した法律が整備されても、女性がそれに価値を見出さない限り、利用されない実態を示している。

本書の考察の対象は、JICAが1984年～87年に灌漑施設と圃場の整備を行い、タンザニア政府が土地の再配分を行ったキリマンジャロ州の土地権である。著者はまず、プロジェクトに関わったJICAも民間企業も保管していなかった1987年時点の約1800名以上の土地権所有者リストを現地で購入し、再配分の際に女性が従前地における慣習的な耕作権・土地権を奪われたのか、逆に取得したのかを明らかにした。さらに、2013年に至る26年の間に女性の土地権が維持される事例や再び男性に戻る事例に着目し、聞き取りを通じて権利の維持や移譲の動機を探っている。

興味深いのは、多様性に富んだ事例の分析だ。現行の1999年村落土地法はジェンダー平等の認識に基づいているが、それに従って女性が一足飛びに地権者として登録するわけではない。そこで著者は土地権を耕作権・収益権・処分権に分け、当事者が処分権よりも耕作権・収益権のいずれかを重視するのか、3つをフルセットで望むのか、さらには地権者として自己名義で登録するか否かという、複数の経路と段階的な行為の到達点を設定する。この分析を通じてジェンダー分析に新たなニュアンスを加えるという著者の目的は果たされ、本書がジェンダー研究に貢献する労作であることは疑いない。それを前提として、土地法との関係についてより深く論じて欲しかった。現行法は1970年代のウジャマー政策の集村化によって政府が再配分した土地も、既存の利用者の土地と同様に「慣習地」と認定しており、著者の提示する制定法と慣習法との二項対立以上に複雑だ。法的事態に本書の事例を照らし合わせることで、本研究の価値は一層高まるだろう。

網中 昭世（あみなか・あきよ／アジア経済研究所）



Remembering Julius Nyerere in Tanzania ——History, Memory, Legacy——

edited by Marie-Aude Fouéré

Dar es Salaam Mkuki Na Nyota Publishers 2015年 340p.

本書は、タンザニア初代大統領のジュリアス・ニエレレという存在が、今日のタンザニア政治において、どのように人々に記憶され、どのような意味を持っているかを探っている。ニエレレは1967年から社会主義に基づく国家建設を進めたが、国の経済は停滞し、1985年に大統領を引退した。タンザニアは1980～90年代に経済自由化と民主化へと政策転換し、ニエレレは1999年に亡くなったが、その後、再び政治やメディアなどで取り上げられることが増えていった。本書では、歴史学、人類学、政治学、文学など様々な分野の研究者がニエレレ像を分析しており、編者は、ニエレレは今日、タンザニア人が「国家」や「タンザニア人らしさ」を論じる際の政治的な象徴になっていると述べている。

本書は6部で構成されている。本書の要となる第1部には、編者による先行研究レビューと各章の要旨、現代タンザニアにおける「ニエレレ」の意味についての考察がまとめられている。第2～3部は政治的象徴としてのニエレレの歴史的根源を探るとともに、2000～10年代の選挙政治や憲法見直しの議論においてニエレレの存在がどのように扱われてきたかを論じている。第4部は独立後から現在までのニエレレ批判の変遷とその野党への影響を論じている。第5部は新聞に掲載されたニエレレを称える詩の分析を通じて一般市民の政治意識を問い、第6部は近年のダルエスサラーム大学や中等教育政策におけるニエレレの存在を論じている。

本書には著者の他の研究の記述が中心となり、政治的象徴としてのニエレレについての新たな視点が見られない章もあるが、今日のタンザニア政治において「ニエレレ」に言及することの意味についての理解を深められる章もある。例えば、第2章と第4章は、与野党の政治家が政治的な正統性を得るために、どのようにニエレレを活用してきたかを論じており、興味深い。これらの章によると、政治家がニエレレに言及する際には、彼の指導者としての道徳性に焦点をあてることが多く、ニエレレの進めた社会主義についても、その道徳的な側面を強調している。つまり、今日のタンザニア政治においてニエレレの発言であることを理由に政治的正統性を主張することは、必ずしもイデオロギーとしての社会主義への回帰を意味しないということだろう。

ニエレレは今後もタンザニアの人々に道徳的な指導者像を示し、政治的象徴であり続けるだろう。本書は2005～15年のキクウェテ前政権時代までを扱っているが、現マグフリ政権下で、「ニエレレ」の意味がどのように変化しているのかにも注目したい。

粒良 麻知子 (つぶら・まちこ/アジア経済研究所)



The Politics of African Industrial Policy ——A Comparative Perspective——

Whitfield, Lindsay, Ole Therkildsen, Lars Buur, and Anne Mette Kjaer

Cambridge Cambridge University Press 2015年 343+xi p.

特定産業育成のための政策介入——すなわち、産業政策——は、近年アフリカ開発をめぐる議論の中心的論点となっている。1980年代以降の経済自由化路線のなかで産業政策は否定されてきたが、2000年代に入る頃から経済発展における国家の役割が再評価され、産業政策の必要性についての認識が一定程度共有されるようになった。

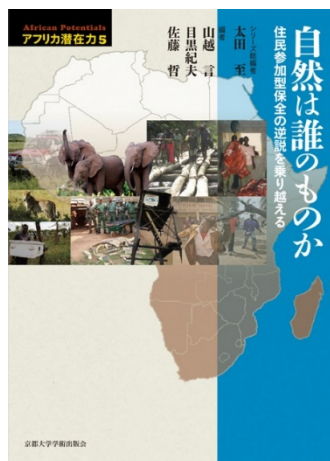
本書は産業政策の必要性を前提として、それが成功する条件を検討する。本書の特徴は、産業政策の成否を政治権力構造から説明するところにある。カーン（Mushtaq Khan）の政治的決定（political settlement）論に基づく本書の枠組みは、支配エリート、国家官僚、ビジネスセクター（特に民族資本家）という3つのアクターに着目する。そして、支配エリートと民族資本家が特定産業育成の利益を共有できるか、支配エリートが国家官僚による効率的な政策介入を保障できるか、国家官僚の政策介入によって分配されたレントを民族資本家が生産性向上のための学習へと振り向けることができるか、という3点を産業政策成功にとってのカギと見る。

モザンビーク、タンザニア、ガーナ、ウガンダが検討対象とされ、それぞれ製糖業と漁業、小農による米作と輸出向け製造業、ココア生産とパームオイル製造業、漁業と酪農業を事例として、振興政策の成否が政治権力の性格と関連付けて説明されている。ウガンダで酪農振興政策が成功したのは、ムセベニ政権中枢に牧畜に深い利害を持つグループが存在することと深く関連しているといった具合である。

産業政策の成否を政治権力の性格から説明する本書のアプローチは興味深く、多くの有益な論点を提示している。本書の主張によれば、アフリカで産業政策が成功しにくいのは、技術力を持った資本家が少なく、政治権力が分散しているためである。この指摘は総じて首肯できるものの、それでは権威主義体制下なら産業政策は成功するのかという疑問が湧く。関連して、本書の分析枠組みがエチオピアやルワンダなど政治権力が集中した国々にどの程度適合するのかについても、検討する余地がある。事例研究の多くが第一次産業であり、産業政策の検討対象として妥当かという批判もあり得るだろう。読後に完全に納得したとは言えないが、「産業政策の政治」という重要な領域の理解に貢献する、読むに値する研究であることは間違いない。

武内 進一（たけうち・しんいち／アジア経済研究所・東京外国語大学）





自然は誰のものか ——住民参加型保全の逆説を乗り越える——

山越言・目黒紀夫・佐藤哲編著（シリーズ総編者 太田至）

京都 京都大学学術出版会 2016年 viii+311p.

アフリカでは象牙めあての密猟が深刻だとよく耳にする。同時に、同じアフリカの中でも、保護によって増加したゾウによる農業被害に直面する地域もあると聞く。どちらも自然保護をめぐる現実なのだろうが、なぜこのように正反対な状況が生まれるのだろうか。またそれを見る一人の人間としては、ゾウの側につくか、農民の側につくかといった態度をどのように決めたらよいのだろうか。こういった素朴な疑問に正面から答えてくれるのが本書である。

「アフリカ潜在力」全5巻シリーズの最後を飾る本書は、アフリカにおける自然保護が直面する今日的状況について、理論、経験、実践の面から詳しく論じている。編著者たちの指摘によれば、現在のアフリカは、住民への配慮なしに動物の保護ばかりを優先した「要塞型保全」アプローチへの反省を踏まえ、「住民参加型保全」がキーワードとして語られる時代にあるという。「住民参加型」というキーワードは、動物も住民も当該国政府も外部者もみなハッピーになるかのような語感を漂わせもするものだが、実は、この「住民参加型保全」こそ、「幾重にも逆説を含んだ実践」(p.297)なのだということを、本書は詳しく具体的に説明してくれる。保護区観光から得た収益を住民にどのように分配するか。保護区の管理・運営に関わる意思決定はどのように行うのか。資金提供者はだれで、その意向がどの程度保護活動の方針を左右するのか——各国、各保護区でそれぞれに異なる状況があり、利害を異にする様々な人々の思惑が交錯している。アフリカの自然保護を考えるうえでは、何らかの画一的な態度表明に飛びついてしまうのではなく、まず、個々の場所で生じている事態を具体的に知ることが重要なのだと知った。

編著者はそれぞれの見地から保護の現場に立ち会い、実践もされている方ばかりである。本書は理論面の知見を手厚くとりいれた作りであるが、理論的な問題意識の大元には、そもそも編著者が自身の調査やプロジェクトで実際に直面した試行錯誤や自問自答がある。そのエピソードが随所にふんだんに盛り込まれているところがなんとも面白い。アフリカの自然や保全に関心を持つ方々を、広く、深く、アフリカの土地に誘う魅力に満ちた一冊である。

佐藤 章（さとう・あきら／アジア経済研究所）





移行期正義と和解 ——規範の多系的伝播・受容過程——

クロス 京子 著

東京 有信堂高文社 2016年 v+ 227p.

抑圧的な政治体制からの移行や、紛争の終結を経験したばかりの社会は、旧体制下で起きた重大な人権侵害にどのように向き合うのかという、いわゆる「移行期正義」の課題に直面する。移行期正義には唯一の正解があるわけではなく、訴追・処罰、真実の解明、和解、被害者への補償といった複合的な要素が、さまざまに異なる形で組み合わせられてきた。本書は、そのなかでも和解に焦点を当て、各国で移行期正義の実践が積み重ねられるなかで、和解概念の捉えられ方がさまざまに変化してきたメカニズムを解き明かしている。

移行期正義において和解が注目される契機となったのは南アフリカの真実和解委員会（TRC）である。公聴会や「真実と引換えの免責」といったTRCの制度設計は、他者との共存を重んじる「ウブントゥ」という現地規範と結びついた和解解釈の上に成り立っていた。南アフリカの経験がその後の紛争後社会の移行期正義のあり方に大きな影響を与えたことはよく知られているが、TRCが他国のモデルとなったと単純に考えていた評者は、本書を読んで認識を改めた。本書には、TRCの制度設計や運営に携わった専門家が、NGOを設立して東ティモールやシエラレオネなどの移行期正義の支援に関わり、和解規範の国境を越えた普及・伝播に大きな役割を果たしたことが詳細に記述されている。その過程では、TRCの制度がそのまま他国に移植されたわけではなく、現地の文化や規範、社会的要請に基づき和解概念が再解釈され、また国際的な正義規範に合わない部分がそぎ落とされたという。それにより、和解の解釈や移行期正義の制度設計にバリエーションが生じてきたというのが、本書の議論の大筋である。具体的には、公聴会開催が移行期正義の標準的手続きの一部となっていった一方で、「真実と引換えの免責」という制度は、TRC後に重大な人権侵害の責任者の不処罰を許容しない国際正義規範が確立したことによって、他国ではほとんど採用されることがなかったという。当のTRC関係者が、無条件ではなくたとえ真実や謝罪と引換えであっても、免責をもはや支持していないという本書の指摘には驚かされた。

本書が分析対象としているのは移行期正義だが、国境を越えて規範が伝播・普及する過程で、トランスナショナルあるいはローカルなアクターによる再解釈や取捨選択が行われ、規範が変容していくという本書の理論枠組みは、アフリカ開発や平和構築に関わる他分野の分析にも応用可能で、多くのヒントを与えてくれるものである。ぜひ一読をお勧めしたい。

牧野 久美子（まきの・くみこ／アジア経済研究所）





ハイパー・インフレの人類学 ——ジンバブエ「危機」下の多元的貨幣経済——

早川 真悠 著

京都 人文書院 2015年 233p.

2000年代後半、ジンバブウェは、ハイパー・インフレという未曾有の事態に見舞われた。1日に2度、3度とモノの値段が変わり、店頭からはモノが消え、ATMには長蛇の列ができた。バス代すら払えなくなった人びとは職場へ行くのをやめ、自宅近くで菜園を耕した。大勢の人びとがボツワナや南アフリカで働くために国境を越えた。本書は、ハイパー・インフレ最末期を含む2年あまりの間に首都ハラレで長期フィールドワークを行った著者が、この激動の時代を人びとがどう生きたのかについて、「お金」にまつわる数々のエピソードをもとに描き出したものである。

特に印象に残ったエピソードが2つある。ひとつは、ハイパー・インフレという尋常ならざる状況で起きた逆転現象である。通常は公務員やサラリーマンの方が、日銭を稼ぐ露天商より経済的には裕福である。だが、2008年6月頃からジンバブウェ・ドル（ZD）紙幣の現金が著しく不足するようになったため、預金の引き出しが極度に制限された。大打撃を受けたのは銀行振込みで給与を受け取っていた公務員やサラリーマンである。他方、こういった措置の影響を受けなかった露天商は彼（女）らよりも「はるかに豊かな生活を送ることができた」（p.114）という。

もうひとつは、外貨（米ドル）を闇両替するとき、ZDを銀行振込みで受け取るか、現金で受け取るかによって全く異なる交換レートが用いられることを利用した荒稼ぎのエピソードである。現地の言葉で「カネを焼く」と呼ばれるこの行為は、2008年6～10月に大流行したそうである。まず、少額の外貨を闇両替しZDを銀行振込みで受け取る。その後、数日かけて辛抱強くATMからZDを引き出す。今度はそのZD現金を外貨に闇両替する。こうすると、たとえば1米ドルの元手が4500ZDの預金となり、それを引き出した4500ZDの現金が5米ドルに化けるのである。そもそも闇両替自体が違法で、「カネを焼く」という行為に後ろめたさを感じる人もいたそうだが、困難な状況の中で生まれた妙案に感心するばかりだった。

本書は「お金」に焦点を当てているため、お釣りとして使われる小額紙幣（といっても額面は500億！）を含めたZD現金の不足問題については扱っているものの、ハイパー・インフレ下で現金不足とおそらく対をなしていたであろうモノ不足の問題についてはあまり述べられていない。しかしながら、ハイパー・インフレを単に混乱と無秩序の時期とするのではなく、混乱のなかで人びとが取った行動に一定の合理性を見出し、新たな価値規範を模索する様子を描いた本書は、ハイパー・インフレ期のジンバブウェを理解する上での必読書である。

佐藤 千鶴子（さとう・ちづこ／アジア経済研究所）





アメリカーナ

チママンダ・ンゴズィ・アディーチェ 著 くぼたのぞみ 訳

東京 河出書房新社 2016年 538p.

在米ナイジェリア人のイフェメルは、人種とジェンダーをテーマにしたブログで人気を博し、プリンストン大学の奨学金、イェール大学に勤める恋人、アメリカの市民権を手に入れた、アメリカン・ドリームの実現者だ。そのイフェメルが、アメリカでの暮らしに終止符を打ち、13年ぶりに帰国しようとする場面から、この長編小説は幕をあける。

混乱が続く母国を後にして、留学のため渡米したイフェメルは、アメリカでの恋を重ねるたびに生活の足場を固めてきた。一方、彼女がナイジェリアで青春時代をともにした恋人のオビンゼは、イフェメルとともに渡米留学するという夢を抱きながら、世界情勢の変化に翻弄され、不法移民としてイギリスに渡る道を選ぶ。本書を貫く主旋律は、この二人の恋の行方のひりひりするような緊張感だ。

読者は、二人の目を通して、「アフリカ移民として欧米社会を生きるということ」を体験していく。イフェメルの冷めた観察眼は、アメリカ社会におけるアフリカ人とアメリカ黒人の微妙な関係、リベラル派白人の的外れなアフリカ観、階級とジェンダーと人種の複雑な絡み合いを映し出す。また、「望ましい」黒人の容姿に近づくため、肌に漂白クリームを塗り、豊かな縮れ毛をむりやり矯正するアフリカ人たちの身体を描き出す。さらに読み手は、オビンゼとともに、イギリス社会の底辺で生きる不法移民者の苦悩とおののきを体験する。

著者は、イフェメルに、ブログ記事を通じて「黒人はアメリカに来ることによって黒人になる」と語らせている。ジャマイカ人もナイジェリア人も、アメリカに着いた瞬間に「黒人」という集団に組み込まれ、「人種」という社会集団の現実と規範を生きていくことになるのだ、と。イフェメルが、この現実と向き合い、折り合い、帰国を決意するまでの道のりは、一人の魅力的なアフリカ人女性の成長物語であるだけでなく、「私が私に与える名乗り」と「社会が私に与える名乗り」の間でもがきながら生きることについての普遍的な物語でもある。

著者のアディーチェは、1977年生まれ。ナイジェリアの大学を経てアメリカの大学で学び、現在は両国を往復しながら、次々に作品を発表している。邦訳で二段組み・520頁という大部の作品だが、著者のたぐいまれな構想力、登場人物たちの魅力、練り上げられた訳文に引きつけられて、読み始めたら止まらなくなること間違いなし。まさしく「ページターナー」な小説である。

川上 桃子 (かわかみ・ももこ/アジア経済研究所)





中国第二の大陸アフリカ ——100万人の移民が築く新たな帝国——

ハワード・W・フレンチ 著 栗原泉 訳

東京 白水社 2016年 334p.

本書は猛烈な勢いでアフリカに進出する中国を「人の移動」という側面から描き出したルポルタージュである。著者は『ニューヨーク・タイムズ』の元記者で、世界各地の支局長も務めたハワード・W・フレンチ氏である。著者はアフリカ10カ国で、多くの中国人移民とアフリカの現地人取材して本書を書きあげている。

中国政府は1990年代後半から「走出去（中国語で「出ていく」の意）」政策として、中国企業の海外投資戦略を積極的に推奨してきた。本書によれば、中国の対アフリカ投資額は毎年前年比20パーセントの勢いで伸び、2012年には対アフリカ貿易額は欧米各国をはるかにしのぐ推計2000億ドルに達した。ある試算では、中国企業がアフリカで行う事業は、中国の海外収入の3分の1を占めるといふ。こうした貿易や投資の伸びに比例して、もう一つの現象が進行している。著者曰く、それは中国が大勢の自国民を輸出しているということである。この10年間でアフリカに移住した中国人は少なく見積もっても100万人だといふ。今やアフリカの至るところに中国人がおり、あらゆるビジネスに浸透し始めている。

登場する中国人は多様である。アフリカ各国の道路やダム建設など、公共事業を受注した中国企業で管理者・作業員として働く者、ザンビアで銅精製所を営む者や畜産・養鶏業を営む者、モザンビークで土地を手に入れ農場経営を行う者、セネガルやタンザニアで衣類や雑貨などの小売を行う者、リベリアやシエラレオネでホテル業を営む者。彼らがアフリカに渡る理由は人それぞれだが、共通するのは、祖国の現状に閉塞感を感じ、祖国より自由でチャンス溢れる場所としてアフリカを見ていることだ。

こうしてあらゆる分野に中国人が進出する一方で、アフリカの現地人たちとの間に競争が発生し、軋轢が生まれていることも事実である。評者も2012年の夏にケニアの首都ナイロビで、現地の露天商らが首相府前に詰めかけ、増える中国人露天商に対する抗議デモを行うのをテレビの報道で目にした。彼らは「中国人が道路建設に来るのはいいが、モノを作ってケニアに輸出し、卸業や小売、行商をするのはやめてくれ」と主張していた。

本書は、アフリカと中国との間で、草の根レベルでは今何が起きているのかを知ることでできる良書である。

岸 真由美（きし・まゆみ／アジア経済研究所）





渋谷ギャル店員 ひとりではじめたアフリカボランティア

栗山 さやか 著

東京 金の星社 2015年 213p.

本書は、中・高校生を対象に書かれたものであり、率直な表現で著者のアフリカでの経験が伝えられている。著者の本としては、『なんにもないけどやってみた：プラ子のアフリカボランティア日記』（岩波ジュニア新書、2011年）が出版されているが、本書はこの前著の内容を前半部分とし、後半部分でその後の話であるモザンビークでの経験が加筆されている。

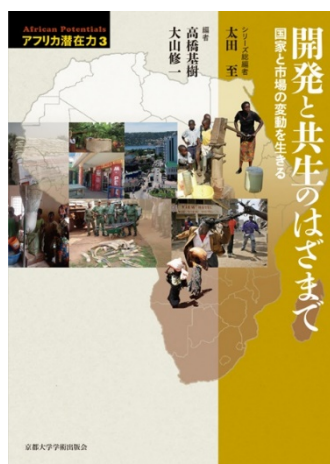
前半部分では、親友の死をきっかけに日本を旅立つまでの話とアフリカまでの旅の思い出に続き、エチオピアでの HIV/AIDS 患者用の医療施設での看取り介護のボランティア経験が語られている。前著とかなり重複した内容ではあるが、著者の心情により重心を置いた形でコンパクトに記述されている。人々に寄り添う著者の姿が心に残ると同時に、「アフリカ人」といった一括りの存在ではなく、様々な人生を背負った人間としての死が丁寧に描かれており、命の尊厳についても考えさせられる。

後半部分は、エチオピアからモザンビークまでの旅の記録と、モザンビークでの活動の話になる。モザンビークについて書かれている二つの章はそれまでの章とは色合いが異なり、殺人やレイプが著者の周辺で頻繁に起きるなど殺伐とした記述が多くなる。それは第一にモザンビークの不安定な政治状況のためであろうが、著者が NPO を始めたことで、単なる訪問者ではなく住民として現地社会に入っていったためとも考えられる。彼女の活動への協力者が現れるのと同時に嫌がらせをする者たちも出現する。そして行政や住民の無理解といった障害に直面することとなる。モザンビークの章の文章には著者の戸惑いや無力感がにじみでている。

本書で少し気になるのは、特にモザンビークの政治・社会状況のなかで彼女の経験をどう解釈すべきかがわからないことである。アフリカを全く知らない人には、単にモザンビークが怖いところだという印象を与えてしまうかもしれない点が残念である。しかし、本書で語られる「個人的な経験」は、それゆえに心に直接響いてくるものがある。また、前半のエチオピアでの看取り介護の経験と後半のモザンビークでの NPO 活動による新たな経験との対比が、異国の人々と関わることの意味を考えさせてくれる。主観的すぎるという批判もできるかもしれないが、それ以上に、より具体的にアフリカを感じることでできる貴重な記録といえよう。

児玉 由佳（こだま・ゆか／アジア経済研究所）





開発と共生のはざままで ——国家と市場の変動を生きる——

高橋基樹・大山修一編著（シリーズ総編者 太田至）

京都 京都大学学術出版会 2016年 ix+350 p.

2011年に始まった大規模科研費プロジェクト「紛争解決と共生に資するアフリカ潜在力」には、政治、社会、環境などと並び、開発と経済を柱とする研究ユニットがおかれ、同ユニットには開発、経済分野のトップランナーたちが集まった。このメンバーによってプロジェクトの最終成果の一冊として編まれ、「人々の開発と共生に向けた潜在力のありようを具体的な事例に基づきながら活写 (p.4)」したのが本書である。援助プロジェクトの変化や資源分配における不文律のありようから、携帯電話の普及や労働市場の実態、教育政策から土地問題までと、多彩なラインアップを備えているのが本書のひとつの特徴であり、「次はどんな切り口か」との興味をそそる競作になっている。地域的にはケニア、タンザニア、エチオピア、ウガンダとアフリカ東部諸国が相対的に多くとりあげられており、これに西アフリカのニジェールと東南部アフリカのマダガスカルが並ぶ。

紙幅の都合で各章すべてに触れられないのが残念だが、ケニアの井戸で人々が作る待ち行列を仔細かつ精緻に観察、分析し、人々が何に価値を置くか——たとえば待ち時間そのものか、あるいは待ち時」間の格差を減らすことか——にまで踏み込んだ第4章、ニジェールに生きるハウサの人々の生活論理を提示した第1章、タンザニアの路上商人たちの商慣行を照らし出す第7章、同国で狩猟採集民族とされてきた人々の生業選択を描いた第8章、「選挙後暴力」と呼ばれるケニアの国内紛争で大量殺戮が発生した地域を訪れ、住民の意識を探った第10章など、多彩な12章が並ぶ。本書にみえるこうした多彩さはまた、経済の側面から紛争と共生を分析しようとする際の射程の大きさ、ひいては経済・開発面での「アフリカ潜在力」の広がりを示しており、それがこの本に隠されたもうひとつのおもしろさといえる。

各章は著者たちがこれまで積み上げてきた膨大な研究へのゲートウェイ機能も果たしており、読者は、本文のみならず文献リストや詳細な注をたどって読書と研究を広げていくことができる。資源・市場・国家の3部構成のもとで多岐にわたる各論がすっきりと配置されており、通読したい読者にも十分な手掛かりが提供される。日本のアフリカ学の中で、経済や開発という切り口のもとで近年どのような研究が進んでいるかを一目で知ることのできる一冊である。

津田 みわ（つだ・みわ／アジア経済研究所）



Identifying and Spurring High-Growth Entrepreneurship —Experimental Evidence from a Business Plan Competition—

David McKenzie

American Economic Review, forthcoming, 2017.

ビジネスプランはあるが資金を持たない若手起業家たちに 500 万円を提供したら、彼・彼女らはビジネスを成長させることができるのか、そんなリスクの高いもしくは無駄遣いとも思える試みがナイジェリアで行われ、その結果を分析したのが本論文である。

この研究の背景には、アフリカに数多くある零細企業はほとんど成長していないという事実がある。それらが中堅企業へと成長すれば、生産性が向上して雇用が増え、持続的な経済成長を支えることが期待されるので、零細企業の成長はアフリカ諸国の政府にとって重要な課題である。零細企業は信用制約にあること、すなわち、零細ゆえに金融機関から市場利子率で融資を受けられないことが成長を阻害しているという説明は有力な仮説の一つであるが、実証研究は決め手を欠いていた。それは、成長に必要な資金をサンプルとして十分な数の企業に貸し付けるためには多額の費用が必要であり、因果関係の分析ツールとして定着したランダム化対照試行の実施が難しいためである。ナイジェリアで行われたプログラム（Youth Enterprise with Innovation in Nigeria）は、40 歳以下の起業を志す者に対してビジネスプランを募り、特に評価が高かった 475 件と、上位 10% のうち抽選で 700 件余りに対して、平均 500 万円の資金を供与する大規模なものであった。本論文は、これを利用して資金供与の効果を実証している。

抽選で資金を得た起業家と抽選に外れた者を追跡調査した結果、3 年後の時点で、資金を得た起業家が生き残っている確率は 37 パーセントポイント高かった。また、10 人以上を雇用する企業になる割合は 23 ポイント高く、資金供与によって零細企業からの脱皮が進んでいる様子がうかがえる。さらに、資金の収益率は市場利子率を上回っているので、無駄に多くの資金を費やしているわけではないと著者は主張する。ただし、このプロジェクトは貸し付けではないので、厳密には信用制約を解消すれば成長するという結論は導けない。他方で、起業家への資金供与は、政策手段として零細企業の成長および雇用の増加に効果があると解釈できるであろう。

評者が驚いたのは、資金を持ち逃げした起業家がほとんどいない（と思われる）ことである。国家事業としてジョナサン大統領（当時）も参加を呼び掛けたということであるが、それが効果的であったのだろうか。モラルハザードの検討も、政策効果の分析には重要であると思う。

福西 隆弘（ふくにし・たかひろ／アジア経済研究所）





論
考

西欧近代とアフリカ

——非国家主体への武器移転規制の事例から——

Western Modernity and Africa:
Norms and Measures on Arms Transfers to Non-State Actors

榎本 珠良

ENOMOTO, Tamara

要 約 :

1990年代以降、アフリカなどでの武力紛争や組織犯罪、テロ行為等に関与する非国家主体への武器移転が問題視され、規制方法が検討され、国際的な合意が形成された。こうした国際的な政策論議に関しては、「西欧近代の制度や価値観」を導入して解決を試みる発想が支配的だとの指摘もみられる。しかし、近代主権国家システム形成から現在まで、非国家主体への武器移転規制をめぐる問題認識や規制方法は極めて流動的に変遷しており、現在はこの問題に関する「西欧近代の制度や価値観」が特定困難な状況にある。本稿は、非国家主体への武器移転規制をめぐる問題認識や規制方法の歴史を概説し、それらの変遷がこの間の国家主権認識の変容を反映していることを論じる。そして、この分野において、独立後アフリカ諸国が国際社会における主流の制度や価値観の形成に関与し、さらには現代国際社会における規範の多元化の一要因になっていることを明らかにする。

キーワード：武器移転 非国家主体 国家主権 アフリカ潜在力 武力紛争

はじめに

1990年代以降の紛争予防や平和構築に関わる国際的な政策論議においては、国家が自国の人々を保護する能力や意思が懐疑され、国家間の武器貿易の規制が試みられた。同時に、アフリカなどでの武力紛争や組織犯罪、テロ行為等に関与する非国家主体（non-state actor: NSA）に対する武器移転への懸念が高まり、規制方法が検討された。

近年の日本のアフリカ研究において、こうした国際的な政策論議については、アフリカの外的存在と位置付けられる「国際社会」が、アフリカに「普遍的で正しい西欧近代の制度や価値観」を導入することにより問題解決を試みてきたものと捉えられる [太田 2016]。それでは、対 NSA 武器移転規制の分野においても、「国際社会」がアフリカに「普遍的で正しい西欧近代の制度や価値観」の導入を試みてきたのだろうか？

本稿は、まず、対 NSA 武器移転に関する西欧主権国家システム形成以降の問題認識や規制方法の歴史を辿り、次に、とりわけ 1990 年代以降の合意文書において対 NSA 武器移転問題がいかに扱われたのかを詳説する。この作業を通じて、本稿は、対 NSA 武器移転に関して国際社会の主流となった見方や制度が、歴史的に極めて流動的かつ頻繁に変容しており、その変容には国家主権認識の変化が反映されているとともに、近年では「普遍的に正しい」と見做されている制度や価値観を特定することが困難であることを示す。また、本稿は、独立後のアフリカ諸国が、それまでの「西欧近代の制度や価値観」のうち特定の要素を切り出して主張することにより、国際社会における主流の制度や価値観の形成に関与してきたことを指摘する。そして、1990 年代以降の国際社会において、アフリカ諸国が対 NSA 武器移転に関して独自の立場を堅持し続けたことを示し、これが現在の国際社会における規範の多元化ないし断片化の一要因になっていることを論じる。

なお、本稿に示す事実関係のうち、出典を明示していない箇所は、筆者が研究者や非政府組織（non-governmental organization: NGO）関係者として政策論議に関与した際の情報に基づく。ただし、本稿の見解は筆者個人にのみ属す。また、冷戦期以前に NSA という用語は必ずしも使用されず、現在も NSA の定義の詳細は論争されているが [Holtom 2012, 9-10]、本稿では各時代に「国家」と見做されたアクター以外の主体を NSA と呼ぶ。

1. 主権国家形成期から戦間期まで

国際的な政策論議において対 NSA 武器移転問題が取り扱われることは、1990 年代以降の新しい現象ではない。国家以外の主体に対する武器移転の問題は、主権国家システムが形成されて以降、しばしば国際的な政策論議の対象となってきた。

まず、主権国家システム形成から戦間期までの議論を俯瞰すると、対 NSA 武器移転問題は、主権的平等性を承認されえない（と見做された）人々への武器移転問題として括られる傾向を指摘



できる。この見方は、例えば、1814年にイギリスとスペインが合意した友好同盟条約¹にあらわれている。スペイン領アメリカの独立運動を背景に合意されたこの条約には、「当該地域に広がる動乱を完全に終わらせ、臣民が正当な主権者に再び服従するように」すべく、イギリス国民によるスペイン領アメリカ独立運動への武器移転を防ぐために、イギリス政府が最も効果的な措置を講じる旨が記された。また、現在の南アフリカに移住したボーア人とイギリスが1852年に合意したサンドリバー協定²は、ボーア人によるトランスヴァール共和国の独立と主権を認めた一方で、その支配下に置かれる「原住民」(native tribes)への武器移転を禁止した。さらに、1890年に列強諸国が合意した「アフリカの奴隷貿易に関するブリュッセル会議一般協定」(以下、ブリュッセル協定)³には、同様の見方が19世紀末の帝国主義的思考と結びつく形で尖鋭にあらわれた。

ブリュッセル協定は、アフリカの大部分の地域への銃器と弾薬の移転を原則禁止した。当時の列強諸国では、アフリカの人々は自律した理性的な人間ではなく、国家を形成し運営する能力を十分に持たず、奴隷狩りを行い、悪しき奴隷貿易に加担していると論じられる傾向がみられた [Berlioux 1872, 76; Clarke 1889, 250-254]。そして、彼らへの武器移転を禁じ、「文明国」がアフリカの人々を効果的に保護することで、奴隷貿易を根絶し、アフリカの人々に「文明の恩恵」を与えることが提唱された [Bain 2003, 68; Louis 1966]。

こうした議論を背景に形成されたブリュッセル協定においては、アフリカの人々への武器移転が原則禁止された一方で、列強諸国のアフリカ進出と統治のための武器移転は禁止されず、アフリカに持ち込んだ武器を公営倉庫で保管することなどが記された。さらに、当時の「文明国」では、「自立した理性的な人間」が形成する主権国家が最高の意思に基づいて行う戦争は正当であり戦時国際法の許容する範囲で武力行使を行うことができるとする無差別戦争観が浸透しており [Joyner 2005, 163]、自由放任主義的な市場観も共有されていた [クラウス 2017]。それゆえ、自国軍の武器供給を確保する必要性が生じたり、自国の武器輸出先の国と戦争が発生するなどした場合を除き、政府が「文明国」間の武器移転に厳格な規制を課すことは稀であった [Krause and MacDonald 1993, 711-712]。

その後、第一次世界大戦後の戦間期には、新たに独立した小国の参加のもとで、ブリュッセル協定を修正する形で条約交渉が行われ、1919年に「武器と弾薬の貿易規制のための条約」(以下、1919年条約)⁴が、1925年に「武器、弾薬、及び装備品の国際貿易の監督に関する条約」(以下、1925年条約)⁵が、それぞれ採択された。そして、両条約では、ブリュッセル協定の武器移転禁止地域よりも広範な地域が移転禁止対象になった。これらの条約は発効に至らないなどして死文化したが、以下に述べるように、交渉過程の議論や条約文言には、当時の国家以外の主体への武器移転に関する認識が表出している。

まず、ブリュッセル協定の交渉時と同様に、この時期に交渉を主導した列強諸国は、主権的平等性を承認されえない「野蛮ないし半文明の人々」への武器移転を阻止すべきだと訴えた [Stone

¹ Treaty of Friendship and Alliance between his Britannic Majesty and his Catholic Majesty, Ferdinand the Seventh, 5 July 1814, Article 3.

² Sand River Convention, 16 January 1852.

³ General Act of the Brussels Conference Relative to the African Slave Trade, 2 July 1890.

⁴ Convention for the Control of the Trade in Arms and Ammunition, 10 September 1919.

⁵ Convention for the Supervision of the International Trade in Arms and Ammunition and in Implements of War, 17 June 1925.



2000, 218]。この問題認識は、とりわけ、当時の国際社会において国家としての位置付けが不安定であったイランの扱われ方に表出した。1910年代にイギリスやロシアによる占領や侵攻を受けていたイランは、1919年条約の交渉に「文明国」として参加していなかった。そして、1919年条約の移転禁止地域には、イランの領土及びペルシア湾が含まれた。その後、1921年にイランで発足したハーン政権は主権を維持し近代化・文明化を進め、「文明国」として1925年条約の交渉に参加した。

この条約交渉において、イランは、同国領土とペルシア湾が移転禁止地域にされることは、国際連盟加盟国の主権の原則に対する侵害であるとともに、国際連盟加盟国の政治的独立の尊重を記した国際連盟規約第10条に対する違反であり、主権国家たる同国として許容できるものではないと訴えた⁶。そして、交渉過程でイラン領土は禁止地域から外れた⁷。しかし、イギリスがペルシア湾への武器移転禁止を主張して譲らず⁸、これに反発したイランは交渉から離脱した⁹。ただし、イギリスはイランへの武器移転が問題だとは論じず、あくまでペルシア湾周辺の野蛮な人々への武器流入を防ぐために必要な措置であると訴えた¹⁰。この主張にも、「文明国」への武器移転は問題ではなく、「文明の基準」を満たさない「野蛮」な人々への移転が問題であるとの論理がみられる。

以上のように、戦間期までの諸条約には、主権的平等性を承認されえない人々への武器移転を禁止すべしとの見方が反映されている。ただし、ブリュッセル協定が「文明国」間の武器移転を規制しなかったのに対して、戦間期には「文明国」間の移転を政府の許可制度の下に置くことが検討された。この時期の列強諸国では、先述の無差別戦争観への疑問が生じ、防衛産業を「死の商人」と見做して批判する声も高まり [Cortright 2008, 62-63, 98-100]、政府が「文明国」間の武器移転を規制することへの支持が高まった。しかし、イラン、エルサルバドル、ギリシャ、スウェーデン、中国、トルコ、ブラジルなどの国々は、「文明国」間の武器移転の規制は、小国が軍備を整える能力を削ぎ、小国を大国による事実上の管理下に置くことを可能にする差別的な制度であり、国家主権に対する侵害だと反発した¹¹。最終的に、列強諸国は「文明国」間の移転規制を1919年条約と1925年条約に入れ込んだが、これは条約の批准が進まず死文化する一因になった。

2. 冷戦期：消極的主権の時代へ

次に、冷戦期をみてみよう。対NSA武器移転に関するこの時期の支配的な見方を代表するものとしては、ニカラグア事件に関する国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) による1986年の本案判決が挙げられる [ICJ 1986]。この判決は、武力行使禁止原則や内政不干涉原則は国際慣習法を形成しており、他国の反政府集団への武器供与は一般的に武力による威嚇又は武力の行

⁶ League of Nations Archives, R.230, 8/35071/32639.

⁷ League of Nations Doc., A.13.1925.IX, Proceedings of the Conference for the Supervision of the International Trade in Arms and Ammunition and in Implements of War. Held at Geneva, May 4th to June 17th, 1925, p. 12.

⁸ League of Nations Doc., A.13.1925.IX, pp. 380-381; TNA (The National Archives), ADM 1/8699/113.

⁹ League of Nations Doc., A.13.1925.IX, pp. 12, 375-380, 401, 704, 709, 711.

¹⁰ League of Nations Doc., A.13.1925.IX, pp. 399-400; TNA, ADM 1/8699/113.

¹¹ League of Nations Doc., A.13.1925.IX, pp. 178-182, 583-585.



使や内政不干渉原則への違反に相当しうるとした。そして、アメリカによるコントラ（ニカラグア国内の反政府武装集団）への武器供与は、ニカラグアに対する武力による威嚇又は武力の行使であり、内政不干渉原則への違反だとした。

この頃までには、文明的で政府に統治能力があるか否かにかかわらず主権平等や内政不干渉の原則を尊重すべきとの見方が、国際社会において広く共有されるようになった。ジャクソン（Robert Jackson）が論じるように、この時期には、国際社会のルールが、政府の統治能力といった「文明の基準」を満たすという意味での「積極的主権」に基づくゲームから、外部からの干渉を受けないという意味での法的な「消極的主権」に基づくゲームへと変容した [Jackson 1998, 25-29]。そして、「文明の基準」の充足如何を国家性の要件と捉える見方は正当化されなくなり、無条件の民族自決の権利に基づき独立を遂げた国々は平等な主権国家と見做されるようになった。

「消極的主権」のゲームの論理は、国家間の武器移転に関する政策論議にも表出した。1960年代から1970年代の国連において、西側諸国は武器移転の輸出入情報を記録し登録する国際的な制度の形成を視野に入れた国連総会決議案を幾度となく提案したが [SIPRI 1971, 100-108]、概して「南」の国々が「消極的主権」に基づくゲームの論理を強調し、決議採択を阻んだのである¹²。アフリカ、アジア、中東地域などの多くの非同盟諸国は、西側諸国の提案について、植民地人民の独立の権利や武器輸入国の自衛権を侵害し、武器を輸入に頼る国々の安全保障を脅かす差別的な発想であり、「北」による「南」への内政干渉につながりかねず、主権平等や内政不干渉の原則に反すると批判して、数の力を利用して国連総会での決議採択を阻止した [Krause 1993, 1030; Muni 1988]。また、西側諸国は、「南」の経済・社会開発に軍備増強が与える悪影響を問題視したり、軍事予算を削減し経済発展のために予算を振り向けるべきであると論じたが、これに対しても多くの非同盟諸国は、先進国による軍縮（とりわけ大国による核軍縮）に重点を置くべきだと論じ、「南」の国々の軍備や軍事支出に議論が波及することを防ごうとした [Ball 1993; Buo 1993]。

もちろん、東西両陣営は、脱植民地運動や宗主国から独立後の国々の反政府集団に武器を供与するなどした [Smith 2008, 46]。宗主国から独立した「南」の国々は、東西両陣営による反政府集団への武器供与を内政不干渉原則への違反だと批判したが、自らが近隣諸国の反政府集団に武器を供与することもあった [Garcia 2009]。しかし、冷戦期に対 NSA 武器移転を問題視する際の認識枠組みは、それ以前のものとは大きく変容した。つまり、この時代には、全ての人民は「文明の基準」の充足如何にかかわらず自決の権利を有し、主権平等や内政不干渉原則は、政府の統治能力の有無や程度にかかわらず全ての国家に対して尊重されるべきものになった。そして、軍備管理・軍縮の政策論議全般を通じて、独立後のアフリカ諸国をはじめとする「南」の国々も、この論理を支持し強調することにより、自国の軍備増強を正当化し、自国の軍備や軍事支出の問題への干渉を防ぎ、NSA への武器移転を批判した。ICJ の本案判決における対 NSA 武器移転に関する記述は、当時の国際社会において支配的な国家性認識を反映していたといえよう。

¹² 先行研究では、「南」、「途上国」、「低開発国」等の表記と、それと対照される領域としての「北」、「西」、「先進国」等の表記がみられる。本稿では「南」と「北」に統一し、必ずしも固定的な地理的ラベルとしてではなく、各時代の文脈において定義付けられ想像される領域として捉える。



3. 1990年代以降：3つのアプローチ

対 NSA 武器移転に関する国際的な政策論議は 1990 年代以降も続いたが、そのなかで提起された問題認識や規制手法は急速に移り変わり、かついずれの問題認識・規制手法に対しても、国際的なコンセンサスを得ることが困難になった。

まず、1990 年代から 2000 年代前半には、国家対国家の形をとらない武力紛争や、組織犯罪、テロ行為などを問題視し、輸入国政府の許可なく NSA に武器を移転することを包括禁止 (blanket ban) すべしとの主張が強まった [Smith 2008, 45-7]。そして、カナダや欧州諸国などは、移転先政府の許可なく NSA に武器を移転する行為の包括禁止を推進した [Canada 1998; Holtom 2012, 7]。また、実際に NSA による反政府活動やテロ行為、組織犯罪などの問題に直面していたアジアやアフリカ、中東などの地域では、非国家の集団や個人が通常兵器を濫用することこそが問題であると主張したり、移転先の政府の許可なく NSA に武器を移転することは内政干渉にあたると訴えるなどして、同様の包括禁止を強く支持する国が多くみられた¹³。

ただし、1990 年代以降の武力紛争に関する政策論議においては、NSA だけでなく国家（とりわけ「南」の国家）についても、平時の人権侵害や紛争時の残虐行為が問題視され、その暴力の正当性が懷疑され、国家が人間の安全や人権を守る意思や能力が疑問視された [Collier 2009; Kaldor 1999]。そして、輸入国の政府軍や警察への武器移転についても、人権侵害や国際人道法の違反などに使用されるリスクが高い場合には移転を許可すべきではないと論じられ、輸出国による移転可否審査の際に適用される共通基準 (criteria) ——人権侵害や国際人道法の重大な違反等に使用されるリスクが著しい場合には自国からの武器移転を許可しない、など——に合意する方法が検討された。この方法を採用した合意は、国連安保理常任理事国 5 か国の交渉、欧州理事会、欧州連合 (European Union: EU)、欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE)、国連軍縮委員会、ワッセナー・アレンジメントなどで次々に形成された¹⁴。2013 年に採択された武器貿易条約 (Arms Trade Treaty: ATT) にも、類似の共通基準が盛り込まれた¹⁵。

さらに、1990 年代後半以降は、国連等の場で「保護する責任」論が興隆した [望月 2012]。そして、国家が自国の人々を保護する責任を果たす意思や能力が疑問視され、政府軍や警察への武器移転のリスクを審査する共通基準の形成が進んだと同時に、2000 年代の「北」の政府、国際機関、NGO、研究者等の議論のなかでは、輸入国政府の許可なく NSA に対して武器を移転することが正当化される「ハード・ケース」(hard cases) もありうるとの論もみられた [Biting the Bullet Project 2006]。つまり、国家による大規模な抑圧やジェノサイドの対象になっている集団が、それに抵抗し自集団の人々を保護すべく武器を入手しようとしており、その武器を適切な抑制をもって正当に使用する意思と能力があり、適切に保管して流出を防ぐ意思と能力もあり、かつその集団の目的が達成される「成功の見込み」が高い場合などには、例外的に武器移転が正当化されるのでは

¹³ こうした傾向がみられなかった国としては、パレスティナに武器を輸出していた中東のいくつかの国やイランが挙げられる [Garcia 2009, 154-157; Holtom 2012, 9]。

¹⁴ 共通基準の細部は合意により異なる。これら合意の詳細は榎本 [2017] を参照。

¹⁵ UN Doc. A/Conf. 217/2013/L.3, Draft Decision Submitted by the President of the Final Conference, 28 March 2013; UN Doc. A/67/L.58, The Arms Trade Treaty, 2 April 2013. 条約の詳細は、榎本 [2017] を参照。



ないかと論じられた [Holtom 2012, 13-4; Stavrianakis, Xinyu and Binxin 2013]。

以上のように、2000年代前半までは、移転先の政府の許可なく NSA に対して武器を輸出することを包括禁止するアプローチ（以下、ブランケット・バン・アプローチ）が支持を集めたが、2000年代には、移転先の政府の許可がなくても例外的に対 NSA 武器移転を許可してよい条件を厳格に定めるアプローチ（以下、ハード・ケース・アプローチ）も一定の支持を得て、議論は収束しなかった。そして、後述のように、2010年代の ATT 交渉を通じては、移転先が政府軍や警察でも NSA でも、国際人道法の違反に使用されるリスクが高い場合には移転を許可しないといった共通基準に基づいて一律に審査するアプローチ（以下、クライテリア・アプローチ）が登場していくことになる。

4. 1990年代以降の国際合意文書の分析

以上のように、1990年代以降の国際的な政策論議では、対 NSA 武器移転に関して複数の規制アプローチが提案された。それでは、同時期に形成された各国際合意文書には、最終的にいかなる文言が記され、それは各文書でどのアプローチが採られたことを意味するのか？以下では、紙幅の都合に鑑みて合意名を適宜略しつつ、各合意の内容を分析する。

まず、対象集団・対象兵器が比較的限定された合意には、明確な移転禁止が記された。代表的なものとしては、国連憲章第7章第41条に基づき、特定国の全域あるいは一部に対して、もしくは特定領域の非国家の個人・集団に対して武器の禁輸措置を講じる国連安全保障理事会決議が挙げられる¹⁶。対象領域を限定せず特定の NSA（例えばアル・カイダ）に関与する者への武器移転を禁じたり、NSA への大量破壊兵器の移転を全般的に禁じたりするタイプの国連安全保障理事会決議も存在する¹⁷。EU や OSCE でも、特定国全域あるいは特定の NSA に対する武器禁輸措置が合意されている。2000年代には、携帯式地对空ミサイルを輸入国の許可なく NSA に移転することを禁じる政治的合意も数多く採択された¹⁸。これらの対象集団・対象兵器が比較的限定された合意は、特定の NSA や、特定の兵器が NSA に移転されることへの懸念に基づいており、必ずしも対 NSA 武器移転全般の是非を問う議論に依拠していない。ただし、これらの合意は、冷戦終結後に NSA による武器の使用がもたらす帰結への懸念が強まるなかで形成されたともいえる。

武器やアクターの範囲がより広い合意としては、まず、1998年と2002年にEUで合意された「共通行動」には、輸出国が政府に対してのみ小型武器・軽兵器を供給することに対するコミットメントを関連の国際的なフォーラムや適切な地域的な場で実現すべくコンセンサス形成を目指す旨が盛り込まれた¹⁹。2000年にアフリカ統一機構（Organization of African Unity: OAU）で合意された「バマコ宣言」にも、小型武器の貿易は政府および許可を受け登録された貿易業者に限定すべき

¹⁶ この類の決議の例は Holtom [2012, 11] を参照。

¹⁷ UN Doc. S/RES/1373, Resolution 1373, 28 September 2001; UN Doc. S/RES/1540, Resolution 1540, 28 April 2004; UN Doc. S/RES/1390, Resolution 1390, 16 January 2002.

¹⁸ この類の合意の例は Enomoto [2017, 13] を参照。

¹⁹ 1999/34/CFSP, Joint Action of 17 December 1998; 2002/589/CFSP, Council Joint Action of 12 July 2002.



ことを国際社会とりわけ武器供給国に強く呼びかける旨が盛り込まれた²⁰。これらの合意は、合意参加国が対 NSA 武器移転の禁止に合意した文書ではないが、ブランケット・バン・アプローチを提唱した文書といえる。

次に、1997年の米州条約や、2004年の東・中部アフリカ諸国による「ナイロビ議定書」では、NSAに対する移転か否かにかかわらず輸出許可の際に輸入国の許可が得られるよう確保することが合意された²¹。2000年にはOSCEでも類似する内容の政治的合意文書が採択された²²。これらの文書には、対 NSA 武器移転を明示的に禁ずる文言は含まれていないものの、事実上のブランケット・バン・アプローチが示されたものと解釈できる。

また、アフリカでは、対 NSA 武器移転禁止を盛り込んだ法的拘束力のある合意が形成された。例えば、2006年の西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States: ECOWAS)条約と、2010年の中部アフリカ諸国条約は、対 NSA 武器移転を明示的に禁止しており、極めて明確にブランケット・バン・アプローチを採用している²³。

これに対して、2001年の銃器議定書の交渉においては、アフリカ諸国とアメリカの間で議論が紛糾した。アフリカ諸国は、輸入国の許可なく NSA に武器を移転する行為を禁止すべきだと主張したが、この主張に対してアメリカが強硬に反対し、議定書の文言は曖昧になった²⁴。つまり、議定書の第10条第2項は、輸入国の輸入許可なく輸出許可を発行することを禁じたが、第4条第2項により、各締約国の裁量次第で、NSA に対する武器移転の全部ないし一部を、議定書の規制の適用範囲外と見做すことが可能となった。

2001年の国連小型武器行動計画の交渉過程においても、対 NSA 武器移転に関する文言が争点の一つとなり、最終的に採択された行動計画には、この問題に関する記述が全く含まれなかった²⁵。この会議においても、アフリカ諸国、イスラエル、欧州諸国、中国が、輸入国の許可がない場合の対 NSA 武器移転を禁止すべきだと主張した。しかし、この提案に対してアメリカが強硬に反対し、議論は決着しなかった。

他方で、欧米・旧共産圏諸国等で構成されるワッセナー・アレンジメントで2002年に合意されたガイドラインは、「参加国は、政府や政府により許可を受けたエージェント以外に対する小型武器・軽兵器の輸出を検討する際には、特別に注意を払う (will take especial care)」としており、これは対 NSA 武器移転の可能性を前提にしていると解釈できる²⁶。

さらに、先述のように、2000年代を通じては、国際会議の場での議論や、影響力のある報告書

²⁰ Bamako Declaration on an African Common Position on the Illicit Proliferation, Circulation and Trafficking of Small Arms and Light Weapons, 1 December 2000.

²¹ Inter-American Convention against the Illicit Manufacturing and Trafficking in Firearms, Ammunition, Explosives and other Related Materials, 14 November 1997; The Nairobi Protocol for the Prevention, Control and Reduction of Small Arms and Light Weapons in the Great Lakes Region and the Horn of Africa, 21 April 2004.

²² FSC.DOC/1/00/Rev.1, OSCE Document on Small Arms and Light Weapons, 24 November 2000.

²³ ECOWAS Convention on Small Arms and Light Weapons, Their Ammunition and Other Related Materials, 14 June 2006; Central African Convention for the Control of Small Arms and Light Weapons, Their Ammunition, Parts and Components that Can be Used for Their Manufacture, Repair and Assembly, 30 April 2010.

²⁴ UN Doc. A/RES/55/255, Protocol against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, Their Parts and Components and Ammunition, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, 31 May 2001.

²⁵ UN Doc. A/CONF.192/15, Programme of Action to Prevent, Combat and Eradicate the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects.

²⁶ Best Practice Guidelines for Exports of Small Arms and Light Weapons, 11-12 December 2002.



などにおいて、欧州諸国の政府、欧米諸国に主要拠点を置く国際 NGO、欧米諸国等の国際法・国際政治・安全保障研究などの研究者らのなかで、ハード・ケース・アプローチが注目された。そして、1990 年代にブランケット・バン・アプローチを支持した国々のうち、欧州諸国やカナダなどは、次第に同アプローチを提唱しなくなった。ただし、2000 年代半ばから 2010 年までは、地域の枠組みを超えて関連合意文書を交渉する機会がなかったため、対 NSA 武器移転をめぐる論争は、2010 年に本格化した ATT 交渉に持ち越された。

ATT 交渉において、概してアフリカ諸国やイスラエル、中国などは、それ以前と同様に、輸入国の許可なく NSA に武器を移転することを禁止すべきだと訴えた。アメリカがこの主張に反対する姿勢にも変化はなかった。ただし、1990 年代から 2000 年代前半にかけて、輸入国の許可なく NSA に武器を移転する行為の禁止を訴えた欧州諸国には、ATT 交渉においてこの問題に関する議論を避ける傾向がみられた。

ATT 交渉の本格化は、いわゆる「アラブの春」の時期と重複していた。当時の欧州諸国の政府や欧米諸国に主要拠点を置く国際 NGO、欧米諸国等の国際法・国際政治・安全保障研究分野の研究者、メディアによる論調においては、中東・北アフリカの国家が自国の人々の安全や人権を守る意思や能力が強く懐疑され、反政府側に武器を渡すことが正当化されうるとの見方が強まった。実際に、フランスやイギリスなど、中東・北アフリカの反政府側への武器移転を検討ないし実施する国もみられた。そうした状況で、欧州諸国は、対 NSA 武器移転に関して ATT に盛り込むべき規定について明瞭な立場をとらなかったり、議論を避けたりする傾向がみられた。ATT 推進派の NGO や研究者も、ハード・ケース・アプローチやクライテリア・アプローチを否定しない立場をとったり、明確な立場を示さなかったり、議論を避けたりする傾向がみられた。

最終的に採択された ATT には、対 NSA 武器移転に関する明示的文言が記されなかった一方で、第 2 条に記された例外を除く「すべての移転」が規制対象になった。そして、これは ATT においてクライテリア・アプローチが採用されたことを意味した。つまり、移転先の政府による許可を受けない対 NSA 武器移転は禁止されず、ATT のクライテリア（国際人道法の重大な違反の遂行に使用されるリスクの程度など）に照らし合わせて、移転先が国家主体であるか否かにかかわらず全ての移転の可否を判断する形になった。

ただし、ATT の締約国は 2017 年 7 月 22 日現在 92 개국であり、非締約国も多い。例えば、非締約国のアメリカなどは、ATT ではなく自国の独自の規制方針に依拠して対 NSA 武器移転の可否判断を行うだろう。さらに、ATT における事実上のクライテリア・アプローチの採用については、条約採択に棄権・反対した国だけでなく、アフリカ諸国をはじめとする ATT 締約国からも強い批判がみられる。ATT は、各締約国が条約規定より厳格な規制を採用することを禁止していない。したがって、ブランケット・バン・アプローチを支持する ATT 締約国が、自国の国内法制で対 NSA 武器移転を禁止することもありうる。また、例えば、ATT 発効にあたり、国連人権理事会特別報告者のエマーソン (Ben Emmerson) は、ATT が対 NSA 武器移転を禁止しなかったことを指摘して、禁止に向けてさらなる検討が必要だと主張した [OHCHR, 2014]。こうしたことから、ATT のクライテリア・アプローチが現代の国際社会で支配的であるとは言い難い。むしろ、対 NSA 武器移転に関する現在の国際社会における規範は多元化しており、コスケニエミ (Martti Koskenniemi)



とレイノ (Päivi Leino) が現代国際法の特徴として指摘する「国際法の断片化 (fragmentation of international law)」が生じているともいえる [Koskenniemi and Leino 2002]。とりわけ、アフリカにおいては、2000 年のバマコ宣言、2004 年のナイロビ議定書、2006 年の ECOWAS 条約、2010 年の中央アフリカ諸国条約を通じて、全てブランケット・バン・アプローチが採用され続けており、他地域とは明確に一線を画している。

5. 西欧近代とアフリカ

1990 年代以降の紛争予防や平和構築等に関する国際的な政策論議に関しては、しばしばアフリカの外的存在として想像される「国際社会」が「普遍的で正しい西欧近代の制度や価値観」をアフリカに導入しようとしてきたものと捉えられる [太田 2016]。これに対して、1990 年代以降に喫緊の国際的課題と見做された対 NSA 武器移転規制の合意形成過程やその内容、主権国家システム形成後の規制論議の歴史から明らかになるのは、「西欧近代の制度や価値観」自体の流動性や多元化・断片化、そして独立後のアフリカ諸国が国際的な規範形成およびその多元化・断片化にあたり果たした役割の大きさであろう。

まず、西欧主権国家システムの形成後に、対 NSA 武器移転に関する見方や制度は極めて流動的に変容しており、その変容には、「西欧近代の制度や価値観」自体——例えば、規制政策の基礎となる国家性をめぐる認識——の変化が反映されている。例えば、ハード・ケース・アプローチやクライテリア・アプローチは、いわゆるウェストファリア的主権を国家の固有の権利と捉えるのではなく、国家が人々を保護する意思や能力に要件付けられるとする見方が強まり、内政不干涉原則の優越性が侵食されるなかで形成されたともいえよう。

また、このような変容は、時として相互に相反する問題認識や制度すら生み出している。例えば、ブランケット・バン・アプローチとクライテリア・アプローチとの間には、統合した施策に落とし込むことが根本的に不可能なほどの相違がみられる。その結果として、1990 年代以降の国際社会において、対 NSA 武器移転に関する問題認識や規制方法は多元的になり、欧米の政府・非政府のアクターのなかでも問題認識や支持するアプローチが異なる。それゆえ、近年では、何がこの分野で「普遍的で正しい」と見做される「西欧近代の制度や価値観」であるといえるのか、特定することが困難な状況にある。

そして、独立以降のアフリカ諸国を含む「南」の国々は、各時代の「西欧近代の制度や価値観」のうち特定の要素を主張したり、国際社会における主流の制度や価値観の形成・確立に貢献するなどしてきた。例えば、冷戦期には、特定の集団が文明の基準を満たしているか否かにかかわらず、全ての国家の主権が認められた。アフリカ諸国などの「南」の国々は、この新たな価値観や制度を訴えることにより、東西双方による「南」の NSA への武器移転を批判したり、武器移転の登録・監督制度の形成を求める西側諸国の動きを抑え込んだり、自国の軍備増強を正当化するなどした。そして、「南」の国々が強く訴えた価値観やそれに基づく対処法は、当時の国際社会における規範として扱われた（その規範が個別具体的な武器移転の事例において遵守されたか否かは



別として)。

1990年代以降の対NSA武器移転に関する論議においても、アフリカ諸国は、アメリカや欧州諸国等と並んで議論に深く関与し、とりわけアメリカと激しい論争を繰り返した。この時代に欧米諸国などにおいて次第に支持を集めたハード・ケース・アプローチやクライテリア・アプローチは、冷戦期の「消極的主権」に基づくゲームから、現代版の「積極的主権」に基づくゲーム(ウェストファリア的主権を国家の人々を保護する意思に要件付けられると捉える)への移行を反映するものといえる。しかし、第二次世界大戦以前とは異なり、現代のアフリカ諸国は、いわゆる国際法的主権を有し、国家として条約交渉や国連総会に参加し、近隣諸国との地域的合意を形成する主権国家である。そして、概して自国内に反政府集団などのNSAの問題を抱えていたアフリカ諸国は、主権平等や内政不干涉原則などの論理を強調し、冷戦終結直後に欧州諸国やカナダなども支持したブランケット・バン・アプローチこそが対NSA武器移転に関する国際社会のルールであるべきだと主張し、このアプローチを明瞭に盛り込んだ地域的合意を形成するなどして、「消極的主権」に基づくゲームのルールを維持しようとした。2002年に欧米・旧共産圏諸国等によるワッセナー・アレンジメントのガイドラインに盛り込まれたような、条件付きで対NSA武器移転を是認する文言が、2001年の銃器議定書や国連小型武器行動計画には盛り込まれなかった一因は、交渉に参加したアフリカ諸国などによる強硬な反対にあったともいえる。

さらに、1990年代以降のアフリカの地域的合意で採用された規制方法には、欧米諸国が提唱したり国連等での合意に盛り込まれるなどした規制方法からの乖離が見られる。たしかに、アフリカの地域的合意文書の形成過程で、欧米諸国や国際機関、国際NGO等は資金的支援を行い、合意文書の起草に際して「専門家」を提供した。しかし、それは、外部者が支持した制度が地域的合意に反映されたことを必ずしも意味しない。むしろ、アフリカの地域的合意には、同時期に欧米諸国や国際NGO等の関係者に注目ないし一定の支持を受けた見方や制度との相違が顕著にみられる。アフリカ諸国は、特定の「西欧近代の制度や価値観」を切り出して運用し、地域的合意に能動的に反映させてきたともいえよう(アフリカ諸国自身がその規定を個別具体的な武器移転の事例において遵守してきたか否かは別として)。そして、アフリカ諸国が地域的合意において明瞭にブランケット・バン・アプローチを採用し、国連等での議論において対NSA武器移転禁止を求め続けたことも一因となり、現代の国際社会における規範は多元化ないし断片化してきた。

西欧近代とアフリカとの関係を考察するにあたっては、「西欧近代的」とされる制度や価値観の変容や、現代の国際社会における規範の多元化・断片化傾向、それらを生じさせた過程における独立後アフリカ諸国の役割について、より精緻な分析が求められるだろう。

[謝辞] 本研究の一部は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(平成27年～平成31年)、JSPS 科研JP16K17075、JP16KT0040、JP16H06318、JP16H05664の助成を受けて実施した。



参考文献

〈日本語文献〉

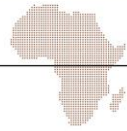
- 榎本珠良 2017. 「冷戦終結後の通常兵器移転規制の進展と限界」 榎本珠良編『国際武器移転史における軍縮と軍備管理』日本経済評論社。
- 太田至 2016. 「『アフリカ潜在力』に関する研究プロジェクトの成果と展望」『アフリカ研究』90(12月)93-95。
- クラウド、キース (榎本珠良訳) 2017. 「戦間期武器貿易規制交渉の帰結と遺産」 榎本珠良編『国際武器移転史における軍縮と軍備管理』日本経済評論社。
- 望月康恵 2012. 「『保護する責任』の適用における国連の活動の展開と課題」『法と政治』63(3)(10月)1-37。

〈外国語文献〉

- Bain, William 2003. *Between Anarchy and Society: Trusteeship and the Obligations of Power*. Oxford: Oxford University Press.
- Ball, Nicole 1993. "Disarmament and Development in the Third World." in *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament, Vol. I*, ed. Richard D. Burns. New York: Charles Scribners' Sons.
- Berlioux, Etienne Félix 1872. *Slave Trade in Africa in 1872: Principally Carried on for the Supply of Turkey, Egypt, Persia and Zanzibar*. London: Edward Marsh.
- Biting the Bullet Project 2006. *Developing International Norms to Restrict SALW Transfers to Non-State Actors*. London: International Alert, Saferworld and University of Bradford.
- Buo, Sammy Kum 1993. "Africa." in *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament, Vol. I*, ed. Richard D. Burns. New York: Charles Scribners' Sons.
- Canada 1998. *Discussion Paper: A Proposed Global Convention Prohibiting the International Transfer of Military Small Arms and Light Weapons to Non-State Actors*. Canadian Mission to the UN in New York.
- Clarke, Richard Frederick 1889. *Cardinal Lavigerie and the African Slave Trade*. London: Longmans.
- Collier, Paul 2009. *Wars, Guns, and Votes: Democracy in Dangerous Places*. New York: Harper Collins.
- Cortright, David 2008. *Peace: A History of Movements and Ideas*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Enomoto, Tamara 2017. "Controlling Arms Transfers to Non-State Actors: From the Emergence of the Sovereign-State System to the Present." *History of Global Arms Transfer* 3: 3-20.
- Garcia, Denise 2009. "Arms Transfers Beyond the State-to-State Realm." *International Studies Perspectives* 10(2): 151-169.
- Holtom, Paul 2012. "Prohibiting Arms Transfers to Non-State Actors and the Arms Trade Treaty." *UNIDIR Resources*.
- ICJ (International Court of Justice) 1986. Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment. *I.C.J Reports* 1986: 14.
- Jackson, Robert H. 1998. *Quasi-States: Sovereignty, International Relations and the Third World*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Joyner, Christopher C. 2005. *International Law in the 21st Century: Rules for Global Governance*. Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- Kaldor, Mary 1999. *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*. Stanford: Stanford University Press.
- Koskeniemi, Martti and Päivi Leino 2002. "Fragmentation of International Law? Postmodern Anxieties." *Leiden Journal of International Law* 15: 553-579.
- Krause, Keith 1993. "Controlling the Arms Trade Since 1945." in *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament, Vol. II*, ed. Richard D. Burns. New York: Charles Scribners' Sons.
- Krause, Keith and Mary K. MacDonald 1993. "Regulating Arms Sales through World War II." in *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament, Vol. II*, ed. Richard D. Burns. New York: Charles Scribners' Sons.
- Louis, William Roger 1966. "Sir Percy Anderson's Grand African Strategy, 1883-1896." *English Historical Review* 81(319): 292-314.
- Muni, S. D. 1988. "Third World Arms Control: Role of the Non-Allied Movement." in *Arms transfer limitations and Third World Security*, ed. Thomas Ohlson. Oxford: Oxford University Press.
- OHCHR (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights) 2014. *Arms Trade Treaty: UN Human Rights Experts Urge All States to Ratify it and Consider Disarmament*.
- SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute) 1971. *The Arms Trade with the Third World*. Stockholm: Almqvist & Wiksell.
- Smith, Chris 2008. "Weapon Transfers to Non-State Armed Groups" *Disarmament Forum* 2008(1): 45-51.
- Stavrianakis, Anna, Leng Xinyu and Zhang Binxin 2013. *Arms and the Responsibility to Protect: Western and Chinese Involvement in Libya*. London: Saferworld.
- Stone, David 2000. "Imperialism and Sovereignty: The League of Nations' Drive to Control the Global Arms Trade." *Journal of Contemporary History* 35(2): 213-230.

(えのもと・たまら／明治大学)





論
考

エチオピアの統合危機のゆくえ ——民族自治と治療のシチズンシップに着目して——

Ethiopia's Integration Crisis, Ethnic Federalism, and Therapeutic
Citizenship

西 真如

NISHI, Makoto

要 約 :

エチオピアの現政権は、民族語による教育と行政機構の徹底した分権化とを柱とする民族自治制の導入を通して、多様な歴史文化的アイデンティティを持つ民衆の支持を確保しようとしてきた。ところが2015年11月以降、オロミヤ州およびアムハラ州において、政府に不満を表明する民衆の抗議行動や暴動が頻繁に起こるようになった。民族自治のイデオロギーと制度が民衆の支持を調達する機能を喪失しつつある中で、国家が民衆とのつながりを取り戻す方法はあるのだろうか。本稿では、国家が歴史文化的なアイデンティティを迂回して人々の「生そのもの」に働きかける方法としての治療のシチズンシップについて検討する。エチオピアで急速に拡大してきた保健介入は、国家が国民の治療の要求に応え、国民の支持を調達する機会を提供するものである。とりわけ同国の抗 HIV 治療体制は、グローバルな感染症対策の専門機関や資金調達の仕組み、連邦政府および地方政府の機関、そして HIV 陽性者団体といったアクターを巻き込んで、国家と国民との間に新たな結びつきをつくりだしてきた。

キーワード : エチオピア 抗議行動 国民統合 治療のシチズンシップ 民族自治

1. エチオピアの統合危機とふたつのシチズンシップ

エチオピアは過去十年以上にわたり、事実上の一党制のもとで急速な経済成長を経験してきた。同国の政治体制は開発独裁の様相を呈する一方で、国家のガバナンスおよび指導者の政治的なリーダーシップは高く評価され、投資と援助の優良な受入国としての実績を築いてきた〔西 2014; 2016〕。国内では与党エチオピア人民革命民主戦線（Ethiopian Peoples' Revolutionary Democratic Front: EPRDF）に対抗できる政治勢力は見あたらず、現在の体制は当面のあいだ揺るぎないものに思われた。ところが 2015 年 11 月以降、オロミヤ州およびアムハラ州において、政府に不満を表明する民衆の抗議行動や暴動が頻繁に起こるようになった。2016 年 10 月のイレチャ祭での出来事（後述）を受けて、政府は非常事態宣言を発令するまでに追い込まれた。唐突に表面化したエチオピアの統合危機が指し示すのは、現政権の存在理由であるはずの民族自治制が民衆の支持を調達する機能を失いつつあり、体制そのものが政治的な袋小路に向かっていることである。この状況において、国家が国民とのつながりを（それもなるべくなら、民主的なつながりを）取り戻す道はあるのだろうか。これが本稿の主要な問いである。

(1) ふたつのシチズンシップ

本稿では国家と国民とを結びつける政治資源として、ふたつの異なるかたちのシチズンシップに着目する。ひとつは言語や歴史文化的なアイデンティティにもとづくシチズンシップであり、これは現在のエチオピアにおいては、民族自治というかたちで統治の制度に組み込まれている。同国の民族自治は、異なる言語や文化的アイデンティティを有する多数の民族集団が平等に社会経済の開発に参加する機会を保障することを通して、政治的な安定と国民生活の向上とを図る制度であるとされる。もうひとつは治療のシチズンシップ（therapeutic citizenship）である。これは誰が、どのような条件で、病いの治療に必要な知識や技術、制度にアクセスできるかという問いに関わる概念だと考えて良いだろう。病を抱えた人々にとっての市民権は、彼らが帰属する社会によって大きく異なる意味を持つ。高所得国の市民権を持つ者は、国民健康保険や医療給付といったさまざまな制度へのアクセスが保障される。しかしアフリカ諸国をはじめ中低所得国では、その国の法制度上、完全な市民権を持っていたとしても、すぐさま治療の権利が保障されるわけではない。十分な治療へのアクセスを与えられてこなかったアフリカ諸国の人々にとって、権利としての治療のシチズンシップを獲得することは、極めて重要な意味を帯びている。また国家の側から見れば、国民に治療の機会を提供することは、民族や言語、宗教の違いを超えて人々の「生そのもの」を引き受け、人々の忠誠を獲得するための手段となりうる。エチオピアをはじめアフリカ諸国では近年、国家と人々とを結びつける回路としての治療のシチズンシップの重要性が、これまでになく高まっている。（治療のシチズンシップについては Nguyen [2005; 2010] および西 [2017] を、生そのものの政治についてはローズ [2014] を参照。）



(2) 政治的な過程としての統治

医療人類学者の W. ガイスラーは、アフリカの国家と統治との関係について興味深い視点を示している。アフリカでは往々にして、民主的な統治に関わる制度や手続きそのものは維持されながら、実際には民主的なコントロールが消失してしまっている。だがそれは必ずしも、20 世紀の軍事政権に見られたような民主主義を否定する体制に帰結するとは限らないのだという [Geissler 2015, 1-2]。実際の統治過程を理解するには、国家の周囲に、あるいはその間隙に居場所を見い出して、国家が果たすはずであった役割（例えばヘルスケア）を補完しているさまざまなアクターの存在を考慮に入れる必要がある [Geissler 2015, 9]。また政治学者のハグマンとペクラードによれば、アフリカの統治過程は正規の政治行政組織だけではなく、社会運動や自助組織、教会、非政府組織、軍閥、「ビッグマン」、実業家、国際機関、外国政府などのアクターを含む政治的な過程として分析する必要がある。またこれらアクターが、いかなる資源（財や知識、ネットワークなど）を持っており、いかなる規範や言説（シチズンシップやアイデンティティなど）によって人々を動員するのを見定める必要がある [Hagmann and Péclard 2011]。これらの論者に共通するのは、アフリカにおける国家の機能が M. ウェーバーの想定した近代国家の理念型から乖離していることを以て、「脆弱国家」ないしは「失敗国家」というカテゴリーに当てはめるだけでは、現実の統治過程を理解することはできないという問題意識である (Lund [2007; 2016] も参照)。

これらの議論がエチオピアの統治過程を分析する上でどのように有効であるかは、少し慎重な分析が必要である。EPRDF 政権下のエチオピアは、サハラ以南アフリカの基準に照らせば高い統治能力を獲得しており、民族自治にせよ、治療のシチズンシップにせよ、かなりの程度まで国家の管理下に置かれているように見える。だが皮肉なことは、エチオピアは過去、国民統合に最も苦しんできた国の一つであり、その問題は統治能力の向上にもかかわらず克服されていないことである。現政権のもとで導入された地方分権の制度が、国家の行政機関のポストや予算を公正に配分する仕組みとして一定の役割を果たしてきたことは間違いない。しかし四半世紀にわたる一党支配を経て、民族自治制への支持は与党への不信によって著しく浸食されている。民族自治を標榜する与党にとって不都合なことに、エチオピアの人々を抗議行動へと駆り立てているのは、自らを「圧政の犠牲者」と位置づける民族意識の高まりである。同国の統治過程を理解する手がかりとして重要なことは、統治を執行する行政組織の「機能不全」を補完するようなアクターの存在を同定するというよりは、統治能力の高まりの中で国家の統合危機が深まるという事態がどのように生じているかを理解することである。またその上で、国家が様々なアクターと手を結び人々とのつながりを取り戻すための政治資源について検討することである。本稿では、危機に瀕した民族自治制を補完しうる政治資源としての治療のシチズンシップの可能性に注目したい。

2. 騒乱と非常事態宣言

2016 年 10 月の非常事態宣言に至った一連の抗議行動のきっかけとなったのは、オロミヤ州西



シェワ州（West Shewa zone）にあるギンチ（Ginchi）という小さな町での出来事だとされる。2015年11月12日、町を訪れた数名の政府職員に対して、若者たちが抗議を始めた。町の人々がサッカー場として使ってきた場所を、政府が民間投資家に売り渡そうとしているのではないかと若者たちはそう疑ったのである¹。このあと、政府に不満を表明する人々の抗議行動はオロミヤ州の各地に広がり、一部では暴動の様相を呈して、政府機関や学校の建物が略奪や破壊の対象となった。

オロミヤ州における一連の抗議行動で焦点となったのは、2014年に公表されたアジスアベバ市の「マスタープラン」である。オロモの人々は、このマスタープランが、アジスアベバ市域の大幅な拡張計画を含んでいる——すなわち、同市を取り囲むオロミヤ州の土地を「奪おうとする」ものだとして解釈した。抗議行動を受けて、政府はマスタープランの撤回に追い込まれた。ところが民衆の抗議は収束するどころか、2016年7月にはアムハラ州でも抗議行動が始まり、ゴンダール（Gondar）市で大規模なデモが行われたほか、武装した農民が軍と衝突する事態となった²。アムハラ州における抗議行動のきっかけをつくったのは、ワルカイト郡（Welqayt woreda）の帰属問題であるとされる。ワルカイト郡は、1991年以前の行政区分ではゴンダール州（現在のアムハラ州の一部）に帰属していたが、現政権の下でティグライ州の帰属となった土地である。アムハラ州の人々にとってワルカイト郡は、ティグライ出身者が中枢を占める現政権の「圧政」の象徴となっている。

抗議行動はオロミヤ州でも再燃し、8月22日にリオデジャネイロで開催されたオリンピックの男子マラソンでは、2着でゴールしたフェイサ・リレサ（Feysa Lilesa）が頭上で腕をクロスするジェスチャーをすることで、政府への抗議とオロモ民衆への連帯とを表明した。フェイサを含め、世界的に活躍するエチオピア人アスリートの多くはオロミヤ州の出身者である。これまで彼らは、オリンピックや世界陸上選手権といった場で勝利するとエチオピア国旗を身にまといて歓声に応え、「エチオピア国民」の英雄として振る舞うのが常であった。そのことは彼らに経済的な成功も約束した。それだけにフェイサの行動は、オロモ民衆の現政権への強烈な不満と、エチオピアの統合危機の深まりを印象づけるものであった。

そして10月2日、アジスアベバの南東に位置するビショフトゥ（Bishoftu）市内で、イレチャ（irechaa）の祭礼のさなかに騒乱が起きた。イレチャはオロモの伝統的な信仰に根ざした重要な祝祭である。とりわけビショフトゥのホラ湖岸で行われる祭礼は規模が大きい。祭礼の当日には、群衆からオロモの「解放」を求める声があがる不穏な空気の中で、一部の者が会場に設けられたステージの上に駆け上がり、そこにいた（政府に親和的な立場をとる）長老たちを押しつけて演説を始めようとした。騒然とする群衆に警察が催涙ガスやゴム弾を発砲し、人々が逃げ惑う中で50名以上が死亡したとされる。

この騒乱に刺激された抗議行動の高まりを受け、政府は10月9日、非常事態宣言の発令に追い

¹ ギンチにおける抗議行動については、異なる内容の報道や報告が見受けられ、その詳細は必ずしも明らかではない。本稿の記述はエチオピアの英字民間紙のひとつAddis Standardウェブ版の記事“Oromo protests defiance amidst pain and suffering”

（2017年7月6日閲覧、<http://addisstandard.com/oromo-protests-defiance-amidst-pain-and-suffering/>）による。

² “Ethiopia: Ethnic nationalism and the Gondar protests.” Aljazeera. 2017年7月7日閲覧、<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2017/01/ethiopia-ethnic-nationalism-gondar-protests-170102081805528.html>.



込まれた。BBCなどの報道によれば、2015年以来の一連の衝突による死者は600名以上にのぼるとされる。一連の抗議行動に共通しているのは、それが特定の政治勢力と結びついたものというより、インターネットなどのメディアに後押しされた側面が大きいことである。オリンピック会場での抗議や、イレチャ祭の騒乱の様子はユーチューブなどの動画サイトに投稿され、繰り返し閲覧された。エチオピア政府は非常事態の宣言とともに、携帯電話の使用やインターネットの閲覧を一時的に制限する措置で抗議行動を押さえ込もうとした。

3. 民族自治と統合危機

オロモとアムハラ民衆の抗議行動から見て取れるのは、自分たちを「体制の犠牲者」と見なす意識の高まりである。民族自治を推し進めてきた現政権にとっては、民族意識と体制への憎悪との結びつきほど厄介なものはないだろう。「(2012年8月に逝去した)メレス首相が生きていれば、この危機も収拾できたはずだ」という声も聞かれるが、死んだ者は還らない。卓越した指導者を失ったエチオピアが直面しているのは、現体制の根幹をなす民族自治制が、民衆の支持を調達する機能を失いつつある現実である。

ここで、EPRDFによって導入された民族自治制が同国の国民に何をもたらしたか簡単に振り返っておきたい。この体制は、第一に民族語の導入と結びついている。EPRDFが政権に就くまで全国一律にアムハラ語で実施されていた初等教育は、民族語による教育に置き換えられた。アムハラ語で執務をおこなっていた行政機関でも、各州の民族語による執務に切り替えられた。加えて重要なことは、民族語の導入が行政機構の徹底した地方分権化と一体になって進められたことである。現政権の成立以来、国内行政を実施する権限は各州の部局に委譲された。結果として連邦教育省や連邦保健省といった中央省庁は行政上の権限を大幅に奪われ、専ら政策立案をおこなうだけの組織となった。(その政策も、各州の行政権を必ずしも拘束するものではない。)他方で地方政府の行政機構は、新たに与えられた任務を執行するために拡大され、新たに州の公用語となった各民族語の話者には、これまでにない雇用機会が開かれた。加えて各州への配分の公正さを確保するため、連邦政府から各州への交付金は、人口比を反映した計算式(formula)によって算定されることになっている。世界銀行の報告書によれば、2012年度のオロミヤ州とアムハラ州の公的支出は、それぞれ地方政府の中で1番目と2番目に多く、合計すると地方政府支出の46.7%を占める[World Bank 2016]。地方分権のテクニカルな側面に注目する限りでは、アムハラやオロモ民衆の犠牲者意識を説明するのは難しい。

現政権がこれほど徹底した分権化政策を進めてきたのは、民族自治を通して社会経済開発の主体としてエンパワーされた民衆が、与党の支持基盤になるはずだという信念からである。エチオピアの民衆がこの信念を文字通りに受容したとは思えないが、しかし民族自治制そのものは、少なくとも消極的な支持に値するものであった。2005年の国政選挙では、民族の違いを超えた「国民統合」を訴えて民族自治制の廃止を求めた「統一と民主主義のための同盟(Coalition for Unity and Democracy: CUD)」が下院547議席のうち103議席を獲得したものの、首都アジスアベバを除



けばアムハラ州の一部と南部州グラゲ県（Gurage zone）で議席を確保したのみで、全国的な支持を得ることはできなかった [西 2007]。同じ選挙で、オロミヤ州が与党の圧勝に終わったのは対照的であった。

しかしエチオピアの人々が与党に消極的な支持を与える条件は、時間とともに摩滅していることに注意する必要がある。民族自治を導入した現行憲法が 1995 年に制定されてから、既に 20 年以上が経過している。2016 年の抗議行動の主な担い手となった若い世代にとっては、民族自治制も、それによってもたらされた民族語教育も「既にそこにあった」ものである。彼らが民族自治制の恩恵を当然のものとして受け止めながら、エチオピアの現体制のもうひとつの側面に、つまり行政上の徹底した地方分権にもかかわらず、政治的な決定権はあくまで政権の中核を担う一握りの者にあるという事実に、強い苛立ちを感じても不思議ではない。

入念に分権化された行政機関とは違って、連邦政府および地方政府の議会は与党執行部の決定を追認するだけの場となっている。EPRDF は民族毎に組織された 4 政党すなわち、ティグライ人民解放戦線（Tigrayan People's Liberation Front: TPLF）、アムハラ民族民主運動（Amhara National Democratic Movement: ANDM）、オロモ人民民主機構（Oromo People's Democratic Organization: OPDO）、南部エチオピア諸民族民主運動（Southern Ethiopian People's Democratic Movement: SEPDM）の連合による与党というかたちを取っているのだが、政権の主導権を握るのは TPLF の幹部であり、それ以外の 3 党の発言権は極端に小さい。このような条件の下では、TPLF の幹部たちが非公式な権益を拡大しているという疑念を止めることは難しい。オロミヤの人々が民間投資や政府の「マスタープラン」に過敏に反応しているとしたら、それはその背後に、TPLF 幹部への利益誘導があるのではないかと疑っているからである。

問題は、現在のエチオピアには与党に代わる政権の担い手がほとんど見あたらないことである。その責任の一端は対抗勢力の政治的稚拙さにあると同時に、政治的な対抗勢力を丹念につぶしてきた与党の行動にある。2005 年の国政選挙のあと、CUD は選挙に不正があったとして議회를ボイコットし、大衆行動による政権奪取を試みて大規模な騒乱事件となった [西 2009, 237-242]。メレス首相は、大衆行動を煽動したとされる CUD の指導者や活動家を徹底的に弾圧する一方で、選挙結果を受け入れる者とは対話の用意があると呼びかけた。結果として CUD は、議会ボイコットの継続を主張する強硬派と、選挙結果の受入れを主張する穏健派に分断された。強硬派が政府の弾圧によって壊滅させられる一方で、議会入りした穏健派議員の行動は、危険を顧みず大衆行動に参加した支持者への裏切りと受け止められた。CUD は民衆の支持を失い、穏健派議員は 2010 年 5 月の選挙で一掃される結果となった。ブルハヌ・ナガ（Berhanu Nega）をはじめ CUD 指導者の一部は、北米に活動の拠点を移し、グンボット・サバット（Ginbot 7）を名のって政権への抗議を続けている³。また CUD の中心的なメッセージであった国民統合の主張は、エチオピア国内ではサマヤウィ党⁴などの一部野党に引き継がれていると見られる。しかし若者たちの多くは政党活動

³ グンボット・サバットは、2005 年 5 月 15 日（エチオピア暦で 1997 年グンボット月 7 日）に実施された国政選挙にちなんだ名称である。ブルハヌ・ナガをはじめ CUD の指導者や支持者にとってこの日は、与党の選挙不正によってエチオピアの民主主義が蹂躪された日として記憶されている。

⁴ サマヤウィ党は 2012 年に結成されたエチオピアの野党。同党の政治的立場については次の記事が参考になる。“Ethiopia: Semayawi Party (Blue Party), including origin, mandate, leadership. Structure, legal status, and election participation; party membership; treatment of party members and supporters by authorities.” Refworld. 2017 年 7 月 12 日



への関心を失っており、直接的な抗議行動により大きな魅力を見いだしている。

ここで留意すべきは、エチオピアの人口構造である。裾野の広いピラミッド型の人口構造を持つ同国では、現政権の統治下で生まれた世代は既に人口の6割を超えており、その割合はこの先、急速に上昇してゆく。つまり民族自治制の導入がエチオピアに何をもたらしたかを直接知る世代は、急速にマイノリティ化してゆく。これから青年期を迎える多数の子どもたちが抗議行動に参加する側にまわるならば、現体制の不安定化も急速に進行しかねない。与党が政権を維持するためにできることは、力づくで抗議行動を押さえ込むか、それとも民族自治を補完する新たな政治資源によって国民とのつながりを取り戻すことであろう。次節以降では、エチオピアの保健政策のなかにそのような政治資源を見いだすことにしたい。

4. 保健介入と生そのものの政治

1990年代のエチオピアの農村で、なにがしかの保健行政が存在する「しるし」のようなものが見つかったとしたら、国道沿いのマーケットセンターの片隅にひっそりとたたずむ剥げた土壁と錆びたトタン屋根の小さな建物くらいのものであった。その建物の前には、政府の設置した「ヘルスポスト」であることを示す看板が掲げられていたが、ひとりしかいないスタッフは不在がちであったし、運良くドアが開いていたとしても医薬品の棚はほとんど空っぽであった。そして国道から外れた村に入ると、そんな形ばかりのしるしさえ見あたらなかった。

その同じ国が20年ほどのうちに、低所得国における保健行政の模範のひとつに数えられるようになるとは誰が予想できただろうか。エチオピア国民の平均寿命は、1963年に40歳台を達成してから1997年に50歳をこえるまで34年を要した。だがそこから2009年に60歳台を達成するまでには12年しかかからず、2014年には64歳に達した。また乳幼児死亡率の低下も顕著で、最近ではインドとほぼ同水準で推移するようになった。その背景にあるのは、農村における保健インフラの整備である。1997年に247しかなかったヘルスセンターの数は、2015年には3300を超えるまでになった。筆者が2009年に調査で訪れた南部州グラゲ県内のヘルスセンターは、国道から10キロメートルほども離れた小さなマーケットセンターに隣接する位置にあったが、妊産婦ユニットやHIVユニットなど保健の重点分野に対応した部局が設けられ、複数の看護師と助産師、薬剤師らが常駐しており、薬局の棚には薬の在庫があった。また十数名の保健普及員が管内の集落を巡回し、母子保健や感染症予防など基礎的な保健知識を人々に届ける体制が築かれていた。(エチオピアの近年の保健行政の展開については西 [2012; 2016] も参照。)

2013年、著名な医学誌ランセット (*The Lancet*) に掲載された論評は、低所得国における“good health at low cost” (限られた医療支出で国民の健康指標を改善すること) の実現に成功した事例としてエチオピアを高く評価し、同国における保健政策の成功は、2012年に逝去するまで首相を務めたメレスと、2005～2012年の間に保健大臣を勤めたテドロス・アダノム (Tedros Adhanom) のリーダーシップによるところが大きいと述べている [Balabanova et al. 2013]。1965年生まれ

閲覧, <http://www.refworld.org/docid/54c9f8064.html>.



ドロスは、EPRDF 政権中枢においては若い世代に属する。彼は 1980 年代に保健省職員を務めたあと英国で公衆衛生と熱帯医学を学び、現政権のもとでティグライ州保健局長を経て連邦政府の保健大臣に着任している。テドロスの業績に対する高い評価は、彼がエチオピアの外務大臣（2012～2016 年）を経て 2017 年 5 月には世界保健機関（WHO）の事務局長に選出されたことからわかる。

確かにエチオピアにおける保健政策の成功は、テドロス個人の手腕によるところが少なくないだろう。しかしより広い意味での「生そのものの政治」、つまり国民の生命に直接働きかける政治は、EPRDF 政権にとって決して新しいものではない。メレス首相は生前、為政者としての夢を聞かれて、「エチオピアの人々が日に 3 度の食事をとるようになること」だと語ったことがある⁵。とりわけ政権の初期においては、飢餓の克服は民族自治の確立とならぶ（時にはそれ以上の）重要な政策課題であった。また実際、西側諸国や世界食糧計画（WFP）の協力のもとで緊急食糧援助の体制を確立し、エチオピアの歴史上初めて、大規模な飢餓の発生を未然に防ぐことができるようになった。しかし国内の食料生産の伸びは鈍く、食料問題そのものが克服されたとは言いがたい。政府は小農の生産性向上を中心に据えた従来の農業政策から、農業分野への国内外の投資を拡大させる政策へ、事実上の軌道修正を図ってきた [西 2014]。しかし農業投資は、小農や民衆から「土地の収奪」と見なされることもあり、近年の政情不安を招いた重要な伏線の一つになっている。このような状況の中で、保健介入はエチオピアにとって「生そのものの政治」の新たな切り札という様相を呈している。

既に述べたようにエチオピアの保健行政は、教育行政などの分野と同様に、現政権の下で徹底した地方分権化が施されている。にもかかわらず国民統治という観点からみて同国の保健介入は、教育介入とは本質的に異なる効果を持っていると筆者は考えている。現政権のもとで教育行政の第一の役割は、民族語教育の普及によって民族自治制を下支えすることであった。これに対して保健介入は、言語や文化に根ざしたアイデンティティの違いを迂回して、国民ひとり一人の身体に働きかける効果を持ちうる。同国の教育介入が、言語や歴史文化的アイデンティティに紐付けられた民族のシチズンシップに働きかけてきたのに対して、保健介入は、国民ひとりひとりの身体に紐付けられた治療のシチズンシップに働きかけるのである。現在のエチオピアにおいて、その傾向が特に顕著にあらわれている例として、抗 HIV 治療の体制を挙げることができるだろう。

5. 抗 HIV 治療体制と治療のシチズンシップ

エチオピアの抗 HIV 治療体制の特徴は、エチオピア国民である限り誰でも、全国どこにいても標準化された治療を無償で受けることができる点にある。抗 HIV 薬の投与を中心とする治療は、HIV 陽性者の生命を支えることに加え、HIV 感染の拡大を強力に予防する効果があることから⁶、

⁵ EPRDF は、党機関誌 *Addis Raey* の特別号（2012 年 10 月刊行）に掲載された故メレス首相を追悼する記事で、同首相のこの言葉を引用しつつ（p. 40）、食糧政策の成果を強調した。

⁶ 適切な抗 HIV 治療を受けている者では、血液中のウイルス量が極めて低いレベルに保たれるため、性的接触による感染や母子感染を含め、ウイルスが他の者に感染するリスクが非常に小さくなる。



現代の HIV 介入において最も優先される取り組みである [西 2017]。エチオピア政府の推計によれば、同国では 2017 年時点で 72 万 2000 人（全人口の 0.7%にあたる数）の HIV 陽性者が生活しており、その数は 2021 年にかけて緩やかに増加してゆくことが見込まれる⁷。といっても同国では、新たに HIV に感染する者の減少傾向が続いている。つまり HIV 陽性者の増加は感染の拡大によるものというより、治療の普及によって HIV 陽性者の余命が伸びている要因が大きい。

エチオピア政府が HIV/AIDS 予防管理事務所（HIV/AIDS Prevention and Control Office: HAPCO）を設立し、本格的な HIV 対策に着手したのは 2002 年のことであった。以来、同国の HIV 介入は急速な拡大を遂げ、抗 HIV 薬への平等（equitable）なアクセスを国民に保障しようとする体制が、極めて短い期間のうちに築かれてきた [Assefa et al. 2017]。連邦政府の主導で全国に一律の制度を展開する一方で、その過程で国際機関と積極的に連携したこと、さらに HIV 陽性者の運動を巻き込んだ支援の仕組みを築いてきたことが、同国の抗 HIV 治療体制の特徴である。結論を先回りして言えば、エチオピアの抗 HIV 治療体制は、治療のシチズンシップの実現に関わる様々なアクターが互いに結びつくことを通して、国家と人々との間に新たなつながりが形成された事例とみることができる。

エチオピア政府が公的な抗 HIV 治療プログラムを導入したのは 2003 年 7 月のことであるが、当初は治療薬は有償で月額 300～700 ブル（当時のレートでおおよそ 36～85 米ドル）の費用が必要であった。一人あたり GDP が 120 米ドル程度であった当時のエチオピアでこの金額を負担できた者は限られており、2004 年 6 月までに治療を開始した者は 1 万 1800 人に留まった。WHO と国連合同エイズ計画（UNAIDS）が 2005 年末までに低中所得国の 300 万人に抗 HIV 治療を提供するイニシアチブ（3 by 5 initiative）を立ち上げたことを受け、エチオピア政府は無償の治療プログラムを導入し、より多くの国民に治療を提供することを目指した。無償治療を導入するにあたっては「統合された手法のもと、無駄と取り組みの重複を避けて」供給することが目標とされた [HAPCO 2006, 17]。2004 年には、連邦保健省および地方政府の保健局に加えて、WHO や UNAIDS、米国疾病予防管理センター（CDC）など HIV 介入の専門知識を有する国際機関、そして後述する HIV 陽性者のネットワーク組織が参加する調整タスクフォースが設立された。

そして 2005 年 1 月に無償の治療プログラムが導入されたのだが、当初は本人が居住する地域を管轄するカバレ事務所（kebele office）から、貧困者であることの証明を受ける必要があった。カバレ事務所はエチオピアの地方行政の末端を担う組織であり、住民から選ばれた議長と評議会の委員を中心に運営されている。スタッフは公営住宅の管理や住民登録カードの発行など、住民の日常生活に直接関わる行政事務を扱うことから、カバレ事務所は同国の地方行政と住民とを結びつける重要なインターフェイスのひとつである。だがエイズに対するスティグマが非常に強かった当時のエチオピアにおいて、カバレのスタッフに感染の事実を告げねばならないことは、治療開始への大きな心理的障壁となった。そこで政府は同年のうちにこの要件を撤廃し、治療を必要とするすべての国民に対して無償の治療を提供することにしたのである。現在、抗 HIV 薬は政府および民間の医療機関を通じて提供され、服薬者にはコード化された投薬計画が記載された診察

⁷ “HIV Epidemic Estimates 2017–2021, Ethiopia.” Federal HIV/AIDS Prevention and Control Office. 2017 年 7 月 17 日閲覧, <http://www.hapco.gov.et/index.php/epidemic-2017-ethiopia>.



券が発行される。コードは全国の医療機関で共有されており、旅先で抗 HIV 薬を使いきってしまった場合でも、診察券を提示すれば地域のヘルスセンターや病院で薬を受け取ることができる。

エチオピア政府が抗 HIV 治療薬を調達する資金の大半は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）⁸や米国大統領エイズ救済緊急計画（PEPFAR）を通じて国外から供給されている。現在のエチオピアにおいて、連邦保健省や HAPCO とともに抗 HIV 治療体制における重要な意思決定機関のひとつとして見逃せないのが、グローバルファンドに提出する案件を形成するための国別調整メカニズム（CCM）である。エチオピアの CCM には政府機関である連邦保健省や、国際機関の WHO や英国国際開発省（DFID）等とともに、同国内の HIV 陽性者を代表する「エチオピア HIV 陽性者ネットワークのネットワーク（Network of Networks of HIV Positives in Ethiopia: NEP+）」が参画している。CCM の要請にもとづいてグローバルファンドが提供する資金は、政府が無償治療プログラムを維持するための財源となるほか、一部は NEP+ が受け取り、傘下の HIV 陽性者団体の活動費用として配分されている。

NEP+ もまた、エチオピアの抗 HIV 治療体制における重要なアクターとして位置づけられる。同国では 1990 年代から、マクダム（Mekdim）協会やテスファ・ゴフ（Tesfa Goh）協会といった HIV 陽性者団体が個別に活動していたが、これら団体のリーダーたちが互いに交流を重ねる中で、2004 年に HIV 陽性者団体の全国的なネットワーク組織を立ち上げた。NEP+ の成立には、HIV 陽性者を支援する国際 NGO の後押しが重要な役割を果たしており、最初から政府と緊密な関係にあったわけではない。しかし上述の調整タスクフォースへの参加を経て、現在の NEP+ はエチオピア政府やグローバルファンドとの結びつきを強めてきたのである。（NEP+ の設立の経緯は西 [2016; 2017] も参照。）NEP+ が作成した資料によれば、同ネットワークの設立に参加した HIV 陽性者団体は 18 に過ぎなかったのが、2013 年の時点では 450 団体が NEP+ に参加し、その会員数の合計は 17 万人と推定される [NEP+ 2013]。ネットワークの拡大は、治療やサポートに対する人々の期待の高さを示すと同時に、政府にとって NEP+ が、無視できないパートナーとなっていることを意味する。NEP+ のリーダーのひとりには筆者に、NEP+ と政府との関係の良好さを強調し、政府が NEP+ への資金提供に積極的なのは、大衆組織（mass-based organization）として NEP+ の役割を認めているからだと述べた⁹。

抗 HIV 薬は HIV 陽性者にとっては、生命を維持するために不可欠の物質であり、同時に国家にとっては、国民の生そのものに働きかけるエージェントの役割を果たす。エチオピアでは、その経路はグローバルな感染症対策の専門機関や資金調達の仕組み、連邦政府および地方政府の機関、そして HIV 陽性者団体といったアクターを巻き込んで形成されている。ここで注意すべきは、地方政府の役割である。エチオピアのヘルスセンターは地方政府によって設置されており、抗 HIV 薬はそこで働くスタッフの手から、治療を必要とする者に手渡される。だが彼らはそうすることによって、言語や歴史文化的アイデンティティに紐付けられたシチズンシップの形成に関与しているのではなく、治療を必要とする身体に紐付けられたシチズンシップの形成に関与しているのである。彼らは民族自治の主体として抗 HIV 治療体制に参加しているのではなく、HIV 陽性者の

⁸ HIV などの感染症対策の資金を中低所得国に提供するために設立された非政府組織であり、各国の政府や民間財団、企業などから資金を調達している。

⁹ NEP+ のタダセ・アレム事務局長代理（当時）に対する 2015 年 8 月 21 日のインタビューにもとづく。



生そのものに働きかける国家の仲介者として、その回路に組み込まれている。こうしてエチオピアの抗 HIV 治療体制は、行政実務の上では地方政府の機関と人員とを経由しながら、政治的には民族自治制を迂回して国家と民衆とを結びつける回路を形成しているのである。

6. エチオピアの統合危機のゆくえ

エチオピアの現政権は、民族語による教育と行政機構の徹底した分権化とを柱とする民族自治制の導入を通して、多様な歴史文化的アイデンティティを持つ民衆の支持を確保しようとしてきた。しかし民衆の抗議行動によって非常事態宣言の発令に追い込まれた政府が直面しているのは、民族自治制が民衆の支持を調達する機能を喪失しつつある現実である。携帯電話のショートメッセージサービス (SMS) やフェイスブックで結びつけられた抗議行動は、(いわゆる「アラブの春」において実証されたように) 強権的な体制を脅かすのに十分な力となる場合もある。だが民衆の要求を政治的な実践に結びつける回路がないところでは、抗議行動は社会変革の力にはなり得ない。現政権に代わる政治秩序の担い手が見いだされない中で、同国の統合危機は出口を見失っているように思われる。

本稿では、国家が歴史文化的なアイデンティティを迂回して人々の「生そのもの」に働きかける方法としての治療のシチズンシップについて検討した。エチオピアにおける保健介入の急速な拡大は、民族語教育と歴史文化的なアイデンティティとにもとづく民族自治制を迂回して、国家が国民の治療の要求に応え、国民の支持を調達する機会を提供するものであった。とりわけ同国の抗 HIV 治療体制は、グローバルな感染症対策の専門機関や資金調達の仕組み、連邦政府および地方政府の機関、そして HIV 陽性者団体といったアクターを巻き込んだ治療のシチズンシップの回路を短期間のうちに作りあげた事例である。エチオピアのこの経験は、民族自治のイデオロギーに拘泥することなく、人々の要求を汲み上げて、新たな国民統合の回路をつくりだすダイナミズムを、現政権が持ちうることを示している。

しかし現実には、最近のエチオピア政府は、与党中枢による強権支配への傾斜をますます強めているようにしか見えない。メレスが思わぬ病いで逝去し、テドロスが WHO に活躍の場を見だして去ったあとの政権に、かつてのダイナミズムを期待することはできないのだろうか。2017年7月、国内の不穏さが解消されない中で、エチオピア政府は商業部門に対する課税の大幅な引き上げを強行した。政府は同月末、政府高官を含む数十名を収賄の疑いで拘束したと発表し、国民の不満に応えるジェスチャーを見せたものの、増税に反発する人々の抗議行動が活発になる中で、8月3日に議会が非常事態宣言の終結を可決している。危機を收拾するための適切な判断力さえ失ったとみなされれば、現政権への国民の信頼は、さらに消失することになるだろう。他方、北米に拠点を置いて政権への抗議を続けるグンボット・サバット (本稿3節参照) はフェイスブックのページ上で、7月30日からの3日間にわたり増税に対する抗議のゼネストを決行するよう国民に呼びかけたが、多くの商店は通常どおりの営業をおこない、かえって彼らの影響力の低さを露呈する結果となった。与党が国民の信頼を失い、他に国民の支持を結集できる政治勢力も見



あたらない中で、エチオピアの統合危機はさらに深刻さを増してゆくように思われる。

参考文献

〈日本語文献〉

- ローズ, ニコラス 2014. 『生そのものの政治学——二十一世紀の生物医学、権力、主体性——』 檜垣立哉・小倉拓也・佐古仁志・山崎吾郎訳 法政大学出版社。
- 西真如 2007. 「民族自治か市民的共存か——2005年5月国政選挙の争点を振り返って——」 『JANES ニュースレター』 16, 48-51.
- 2009. 『現代アフリカの公共性——エチオピア社会にみるコミュニティ・開発・政治実践——』 昭和堂。
- 2012. 「ウイルスとともに生きる社会の条件——HIV感染症に介入する知識・制度・倫理——」 速水洋子・西真如・木村周平編 『講座生存基盤論第3巻 人間圏の再構築——熱帯社会の潜在力——』 155-181. 京都大学学術出版会。
- 2014. 「エチオピアの開発と内発的な民主主義の可能性——メレス政権の20年をふりかえる——」 大林稔・西川潤・阪本公美子編 『新生アフリカの内発的発展——住民自立と支援——』 56-77. 昭和堂。
- 2016. 「開発主義体制下のエチオピアにおける保健政策と HIV 陽性者・障害者のニーズ」 森壮也編 『アフリカの障害と開発』 85-117. アジア経済研究所。
- 2017. 「公衆衛生の知識と治療のシチズンシップ——HIV 流行下のエチオピア社会を生きる——」 『文化人類学』 81 (4): 651-669.

〈外国語文献〉

- Assefa, Yibeltal, Charles F. Gilks, Lutgarde Lynen, Owain Williams, Peter S. Hill, Taye Tolera, Alankar Malvia, and Wim Van Damme 2017. “Performance of the Antiretroviral Treatment Program in Ethiopia, 2005-2015: Strengths and Weaknesses toward Ending AIDS.” *International Journal of Infectious Diseases* 60: 70-76.
- Balabanova, Dina, Anne Mills, Lesong Conteh, Baktygul Akkaziyaeva, Hailom Banteyerga, Umakant Dash, Lucy Gilson et al. 2013. “Good Health at Low Cost 25 Years on: Lessons for the Future of Health Systems Strengthening.” *The Lancet* 381 (9883): 2118-2133.
- Geissler, Paul Wenzel 2015. “Introduction: A Life Science in Its African Para-State.” in *Para-States and Medical Science: Making African Global Health*. ed. Paul Wenzel Geissler, 1-44. Durham: Duke University Press.
- Hagmann, Tobias, and Didier Péclard, eds. 2011. *Negotiating Statehood: Dynamics of Power and Domination in Africa*. Malden: Wiley-Blackwell.
- HAPCO 2006. “Report on Progress Towards Implementation of the Declaration of Commitment on HIV/AIDS.” Addis Ababa: Federal HIV/AIDS Prevention and Control Office, Federal Democratic Republic of Ethiopia.
- Lund, Christian ed. 2007. *Twilight Institutions: Public Authority and Local Politics in Africa*. Malden: Blackwell.
- Lund, Christian 2016. “Rule and Rupture: State Formation through the Production of Property and Citizenship.” *Development and Change* 47 (6): 1199-1228.
- Network of Networks of HIV Positives in Ethiopia (NEP+) 2013. Global Fund Round 7 Project Implementation Evaluation Report. Addis Ababa: NEP+.
- Nguyen, Vinh-Kim 2005. “Antiretroviral Globalism, Biopolitics, and Therapeutic Citizenship.” in *Global Assemblages: Technology, Politics, and Ethics as Anthropological Problems*. eds. Aihwa Ong and Stephen J Collier, 124-144. Malden: Blackwell.
- 2010. *The Republic of Therapy: Triage and Sovereignty in West Africa’s Time of AIDS*. Durham: Duke University Press.
- World Bank 2016. “Ethiopia Public Expenditure Review.” Washington DC: The International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank.

(にし・まこと／京都大学)

